（備考）　税額を求めるには、まず、退職所得控除額控除後の退職手当等の金額を求め、次に、その金額に応じて「退職所得控除額控除後の退職手当等の金額」欄の該当する行を求めるものとし、その行の「税額」欄に記載されている金額が、その求める税額である。この場合において、退職所得控除額控除後の退職手当等の金額が2,000,000円以上の居住者の退職所得控除額控除後の退職手当等の金額の２分の１に相当する金額に100円未満の端数があるときは、その端数の金額に２を乗じて計算した金額を退職所得控除額控除後の退職手当等の金額から控除した後の金額を退職所得控除額控除後の退職手当等の金額とみなすものとし、その居住者の税額に10円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額をもつてその求める税額とする。

附　則

（施行期日）

第一条　この法律は、昭和四十一年四月一日から施行する。

（経過規定の原則）

第二条　この附則において別段の定めがあるものを除き、改正後の所得税法（以下「新法」という。）の規定は、昭和四十一年分以後の所得税について適用し、昭和四十年分以前の所得税については、なお従前の例による。

（昭和四十一年分の所得税の所得控除及び税額の計算に係る特例）

第三条　昭和四十一年分の所得税については、次の表の上欄に掲げる新法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句にそれぞれ読み替えるものとする。

第二十八条第三項（給与所得控除額）	一　前項に規定する収入金額が六十四万円以下である場合　四万円と当該収入金額から四万円を控除した金額の十分の二に相当する金額との合計額 二　前項に規定する収入金額が六十四万円をこえ八十四万円未満である場合　十六万円と当該収入金額から六十四万円を控除した金額の十分の一に相当する金額との合計額 三　前項に規定する収入金額が八十四万円以上である場合　十八万円	一　前項に規定する収入金額が五十三万七千五百円以下である場合　三万七千五百円と当該収入金額から三万七千五百円を控除した金額の十分の二に相当する金額との合計額 二　前項に規定する収入金額が五十三万七千五百円をこえ六十三万七千五百円以下である場合　十三万七千五百円と当該収入金額から五十三万七千五百円を控除した金額の十分の一・七五に相当する金額との合計額 三　前項に規定する収入金額が六十三万七千五百円をこえ七十三万七千五百円以下である場合　十五万五千円と当該収入金額から六十三万七千五百円を控除した金額の十分の一に相当する金額との合計額 四　前項に規定する収入金額が七十三万七千五百円をこえ八十三万七千五百円未満である場合　十六万五千円と当該収入金額から七十三万七千五百円を控除した金額の十分の〇・七五に相当する金額との合計額 五　前項に規定する収入金額が八十三万七千五百円以上である場合　十七万二千五百円
第五十七条第一項第一号（青色事業専従者等に係る必要経費の特例等）	二十四万円	二十二万五千円（当該青色事業専従者の年齢が二十歳未満である場合には、二十一万七千五百円）
第五十七条第二項第一号	十五万円	十四万二千五百円
第五十七条第六項	十五歳未満であるかどうかの判定	十五歳未満であるかどうか及び青色事業専従者の年齢が二十歳未満であるかどうかの判定
	当該親族	当該親族又は青色事業専従者
第七十五条第一項（生命保険料控除）	二万五千円	二万三千六百円
	三万七千五百円	三万六千八百円
第七十七条第一項及び第二項（配偶者控除）	十三万円	十二万七千五百円
第七十八条第一項（扶養控除）	六万円	六万円（年齢十三歳未満の扶養親族については、五万七千五百円）
第七十八条第二項	扶養親族のうち一人	扶養親族のうち一人（年齢十三歳以上の扶養親族がある場合には、そのうちの一人）

第七十八条第三項	居住者のうちの一人	居住者のうちの一人（当該扶養親族のうちに年齢十三歳以上の者がある場合には、その者を自己の扶養親族とする居住者に限る。）
第七十九条第一項（控除対象配偶者及び扶養親族の判定の時期等）	扶養親族に該当するかどうかの判定	扶養親族に該当するかどうか及び居住者の扶養親族の年齢が十三歳以上であるかどうかの判定
第八十条第一項（基礎控除）	十四万円	十三万七千五百円
第八十四条第二項（変動所得及び臨時所得の平均課税）	百万円以下	百万円未満
	別表第二	所得税法の一部を改正する法律（昭和四十一年法律第三十一号。以下「改正法」という。）附則別表第一
第百九十条第二号（年末調整）	別表第七の附表	改正法附則別表第五の附表
	別表第七	改正法附則別表第五
	扶養親族の数	扶養親族の年齢別の数
第二百一条第一項（退職所得に係る源泉徴収税額）	別表第八	改正法附則別表第六

2　昭和四十一年分の課税総所得金額、課税退職所得金額若しくは課税山林所得金額に係る所得税の額又は新法第八十四条第一項第一号に掲げる税額は、次の各号に掲げる税額の区分に応じ当該各号に掲げる税額によるものとする。

課税総所得金額又は課税退職所得金額に係る所得税の額　当該課税総所得金額又は課税退職所得金額に応じ附則別表第一に定める税額

二　課税山林所得金額に係る所得税の額　当該課税山林所得金額に応じ附則別表第二に定める税額

三　新法第八十四条第一項第一号に掲げる税額　同号に規定する調整所得金額に応じ附則別表第一に定める税額

（非課税所得に関する経過規定）

第四条　新法第九条第一項第五号（非課税所得）の規定は、この法律の施行の日（以下「施行日」という。）以後に受けるべき同号に掲げる通勤手当について適用し、同日前に受けるべき当該通勤手当については、なお従前の例による。

（昭和四十一年分の予定納税基準額の計算の特例）

第五条　居住者の昭和四十一年分の所得税については、新法第百四条第一項（予定納税額の納付）に規定する予定納税基準額（以下「予定納税基準額」という。）は、第一号に掲げる金額から第二号に掲げる金額を控除した金額によるものとする。

一　その者の昭和四十年分の課税総所得金額に係る所得税の額（当該課税総所得金額の計算の基礎となつた各種所得の金額のうちに譲渡所得の金額、一時所得の金額、雑所得の金額又は雑所得に該当しない臨時所得の金額があつた場合には、改正前の所得税法（以下「旧法」という。）第百四条第一項第一号（予定納税額の納付）の規定に基づく政令の規定に準じてこれらの金額がなかつたものとみなして計算したところにより、同年分の所得税について災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律（昭和二十二年法律第百七十五号）第二条（所得税の軽減又は免除）の規定の適用があつた場合には、同条の規定の適用がなかつたものとして計算したところによる。）から、当該各種所得につき源泉徴収をされた又はされるべき所得税の額（一時所得の金額、雑所得の金額及び雑所得に該当しない臨時所得の金額に係るものを除く。）を控除した金額

二　前号に掲げる金額の計算の基礎となつた課税総所得金額（昭和四十年分の所得税について旧法第八十四条第一項（変動所得及び臨時所得の平均課税）の選択がされている場合には、同項第一号に規定する調整所得金額とし、同年分の課税総所得金額の計算の基礎となつた各種所得の金額のうちに譲渡所得の金額、一時所得の金額、雑所得の金額又は雑所得に該当しない臨時所得の金額があつた場合には、旧法第百四条第一項第一号の規定に基づく政令の規定に準じてこれらの金額がなかつたものとみなして計算した金額とする。以下この条において「課税総所得金額等」という。）と当該課税総所得金額等の計算の基礎となつた控除対象配偶者及び旧法第七十八条第一項第二号（扶養控除）の規定の適用を受けた扶養親族の有無並びにこれらの者の数に応じ、附則別表第三の甲欄に掲げる控除金額

2　昭和四十年分の総所得金額の計算について旧法第五十七条第一項又は第二項（事業に専従する親族がある場合の必要経費の特例等）の規定の適用を受けた居住者の前項に定める昭和四十一年分の予定納税基準額は、同項の規定により計算した金額から、次の各号に掲げる者の区分に応じ当該各号に掲げる金額を控除した金額によるものとする。

一　旧法第五十七条第一項の規定の適用を受けた者　その者の昭和四十年分の所得税に係る課税総所得金額等及びその者の同年分の所得税に係る同項に規定する青色事業専従者であつた者の同年十二月三十一日における年齢の別に応じ、附則別表第三の乙欄に掲げる一人当たり控除金額にそれぞれ該当する青色事業専従者の数を乗じて計算した金額の合計額

二　旧法第五十七条第二項の規定の適用を受けた者　その者の昭和四十年分の所得税に係る課税総所得金額等に応じ、附則別表第三の丙欄に掲げる一人当たり控除金額にその者の同年分の所得税に係る同項に規定する事業専従者の数を乗じて計算した金額

3　昭和四十年分の所得税につき旧法第九十七条第一項（合算対象世帯員がある場合の税額）の規定の適用があつた場合における昭和四十一年分の予定納税基準額の計算については、政令で定める。

4　非居住者の昭和四十一年分の所得税に係る予定納税基準額は、前三項の規定に準じて計算したところによるものとする。

（昭和四十二年分の予定納税基準額の計算の特例）

第六条　居住者の昭和四十二年分の所得税に係る予定納税基準額は、第一号に掲げる金額から第二号に掲げる金額を控除した金額によるものとする。

一　その者の昭和四十一年分の課税総所得金額に係る所得税の額（当該課税総所得金額の計算の基礎となつた各種所得の金額のうちに譲渡所得の金額、一時所得の金額、雑所得の金額又は雑所得に該当しない臨時所得の金額があつた場合には、新法第百四条第一項第一号（予定納税額の納付）の規定に基づく政令の規定に準じてこれらの金額がなかつたものとみなして計算したところにより、同年分の所得税について災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律第二条（所得税の軽減又は免除）の規定の適用があつた場合には、同条の規定の適用がなかつたものとして計算したところによる。）から、当該各種所得につき源泉徴

収をされた又はされるべき所得税の額（一時所得の金額、雑所得の金額及び雑所得に該当しない臨時所得の金額に係るものを除く。）を控除した金額

二　前号に掲げる金額の計算の基礎となつた課税総所得金額（昭和四十一年分の所得税について新法第八十四条第一項（変動所得及び臨時所得の平均課税）の選択がされている場合には、同項第一号に規定する調整所得金額とし、同年分の課税総所得金額の計算の基礎となつた各種所得の金額のうちに譲渡所得の金額、一時所得の金額、雑所得の金額又は雑所得に該当しない臨時所得の金額があつた場合には、新法第百四条第一項第一号の規定に基づく政令の規定に準じてこれらの金額がなかつたものとみなして計算した金額とする。以下この条において「課税総所得金額等」という。）と当該課税所得金額等の計算の基礎となつた控除対象配偶者及び昭和四十一年十二月三十一日における年齢が十三歳未満の扶養親族（同年分の所得税につき附則第三条第一項（昭和四十一年分の所得税の所得控除及び税額の計算に係る特例）の規定により読み替えられた新法第七十八条第二項（扶養控除）の規定の適用を受けた扶養親族を除く。）の有無並びにこれらの者の数に応じ、附則別表第四の甲欄に掲げる控除金額

2　昭和四十一年分の総所得金額の計算について附則第三条第一項の規定により読み替えられた新法第五十七条第一項又は第二項（事業に専従する親族がある場合の必要経費の特例等）の規定の適用を受けた居住者の前項に定める昭和四十二年分の予定納税基準額は、同項の規定により計算した金額から、次の各号に掲げる者の区分に応じ当該各号に掲げる金額を控除した金額によるものとする。

一　附則第三条第一項の規定により読み替えられた新法第五十七条第一項の規定の適用を受けた者　その者の昭和四十一年分の所得税に係る課税総所得金額等及びその者の同年分の所得税に係る同項に規定する青色事業専従者であつた者の同年十二月三十一日における年齢の別に応じ、附則別表第四の乙欄に掲げる一人当たり控除金額にそれぞれ該当する青色事業専従者の数を乗じて計算した金額の合計額

二　附則第三条第一項の規定により読み替えられた新法第五十七条第二項の規定の適用を受けた者　その者の昭和四十一年分の所得税に係る課税総所得金額等に応じ、附則別表第四の丙欄に掲げる一人当たり控除金額にその者の同年分の所得税に係る同項に規定する事業専従者の数を乗じて計算した金額

3　昭和四十一年分の所得税につき新法第九十七条第一項（合算対象世帯員がある場合の税額）の規定の適用があつた場合における昭和四十二年分の予定納税基準額の計算については、政令で定める。

4　非居住者の昭和四十二年分の所得税に係る予定納税基準額は、前三項の規定に準じて計算したところによるものとする。

（昭和四十一年分及び昭和四十二年分の純損失の繰戻しによる還付に係る特例）

第七条　昭和四十一年において純損失の金額がある場合における新法第百四十条第一項（純損失の繰戻しによる還付の請求）又は第百四十一条第一項（相続人等の純損失の繰戻しによる還付の請求）（これらの規定を新法第百六十六条（非居住者に対する準用）において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）の規定の適用については、これらの規定による還付金の計算の基礎となる所得税の額は、旧法第二編第三章第一節（税率）の規定を適用して計算した所得税の額による。

2　昭和四十二年において純損失の金額がある場合における新法第百四十条第一項又は第百四十一条第一項の規定の適用については、これらの規定による還付金の計算の基礎となる所得税の額は、附則第三条第二項（昭和四十一年分の所得税の所得控除及び税額の計算に係る特例）の規定（同条第一項の規定により読み替えられた新法第八十四条第二項（変動所得及び臨時所得の平均課税）の規定を含む。）を適用して計算した所得税の額による。

（更正の請求に関する経過規定）

第八条　新法第百五十二条（各種所得の金額に異動を生じた場合の更正の請求の特例）及び第百五十三条（前年分の所得税額等の更正等に伴う更正の請求の特例）（これらの規定を新法第百六十七条（非居住者に対する準用）において準用する場合を含む。）の規定は、施行日以後にこれらの規定に該当する事実が生じた場合について適用し、同日前に当該事実が生じた場合については、なお従前の例による。

（給与所得に係る源泉徴収に関する経過規定）

第九条　新法第四編第二章第一節（給与所得に係る源泉徴収義務及び徴収税額）の規定及び新法別表第四から別表第六までは、施行日以後に支払うべき新法第百八十三条第一項（源泉徴収義務）に規定する給与等（以下この条において「給与等」という。）について適用し、同日前に支払うべき給与等については、なお従前の例による。

2　附則第三条第一項（昭和四十一年分の所得税の所得控除及び税額の計算に係る特例）の規定により読み替えられた新法第百九十条（年末調整）の規定並びに附則別表第五及び同表の附表は、昭和四十一年中に支払うべき給与等でその最後に支払をする日が施行日以後である場合について適用し、その最後に支払をする日が施行日前である場合については、なお従前の例による。

3　新法附則第二十五条第三項（給与等とみなす年金に係る源泉徴収に関する経過規定）の規定は、施行日以後に支払うべき同項に規定する年金について適用し、同日前に支払うべき当該年金については、なお従前の例による。

（退職所得に係る源泉徴収に関する経過規定）

第十条　附則第三条第一項（昭和四十一年分の所得税の所得控除及び税額の計算に係る特例）の規定により読み替えられた新法第二百一条（退職所得に係る源泉徴収税額）の規定及び附則別表第六は、昭和四十一年中に支払うべき新法第百九十九条（退職所得に係る源泉徴収義務）に規定する退職手当等（以下「退職手当等」という。）で施行日以後に支払われるものについて適用し、同年中に支払うべき退職手当等で同日前に支払われたものについては、なお従前の例による。

（信託の計算書の提出に関する経過規定）

第十一条　新法第二百二十七条（信託に関する計算書）の規定は、施行日以後に同条の規定に該当する事実が生じた場合について適用し、同日前に当該事実が生じた場合については、なお従前の例による。

（施行日前に出国をした者に係る更正の請求）

第十二条　施行日前に昭和四十一年分の所得税につき旧法第百二十七条（年の中途で出国をする場合の確定申告）（旧法第百六十六条（非居住者に対する準用）において準用する場合を含む。）の規定による申告書を提出した者及び同日前に同年分の所得税につき国税通則法（昭和三十七年法律第六十六号）第二十五条（決定）の規定による決定を受けた者は、当該申告書に記載された事項又は当該決定に係る事項（これらの事項につき同日前に同法第二十四条（更正）又は第二十六条（再更正）の規定による更正があつた場合には、当該更正後の事項）につき新法の規定の適用により異動を生ずることとなる場合において、その異動を生ずることとなつた事項について、昭和四十一年六月三十日までに、税務署長に対し、国税通則法第二十三条第一項（更正の請求）の規定による更正の請求をすることができる。

2　前項の更正の請求に基づく国税通則法第二十四条又は第二十六条の規定による更正があつた場合において、新法第百五十九条第二項（更正又は決定による源泉徴収税額等の還付）（新法第百六十八条（非居住者に対する準用）において準用する場合を含む。）の規定による還付金について国税通則法第五十八条第一項（還付加算金）に規定する還付加算金を計算するときは、その計算の基礎となる同項の期間は、施行日からその還付のための支払決定をする日又はその還付金につき同法第五十七条第一項（充当）の規定による充当（以下「充当」という。）をする日（同日前に充当をするのに適することとなつた日がある場合には、その適することとなつた日）までの期間とする。

（施行日前に支払われた退職所得に係る源泉徴収税額の還付）

第十三条　昭和四十一年中に支払うべき退職手当等で施行日前に支払われたものにつき旧法第百九十九条から第二百二条まで（退職所得に係る源泉徴収）の規定により徴収された所得税の額が、当該退職手当等につき附則第三条第一項（昭和四十一年分の所得税の所得控除及び税額の計算に係る特例）の規定により読み替えられた新法第二百一条（退職所得に係る源泉徴収税額）及び新法第二百二条（退職所得とみなされる退職一時金に係る源泉徴収）の規定を適用した場合における所得税の額をこえるときは、当該退職手当等の支払を受けた居住者は、政令で定めるところにより、同年六月三十日までに、納税地の所轄税務署長に対し、そのこえる金額の還付を請求することができる。

2　前項に規定する退職手当等につき同項の規定による還付の請求があつた場合には、その居住者の昭和四十一年分の所得税についての申告、更正又は決定、納付、徴収（退職手当等に係る源泉徴収を除く。）及び還付（当該請求に係る還付を除く。）に関する規定の適用並びに同年中に支払うべき退職手当等で施行日以後に支払われるものに対する附則第三条第一項の規定により読み替えられた新法第二百一条第一項第二号の規定の適用については、当該請求に係る退職手当等について旧法第百九十九条から第二百二条までの規定により徴収された所得税の額から当該請求により還付すべき金額を控除した金額の所得税の徴収が行なわれたものとみなす。

3　第一項の規定による還付金について国税通則法第五十八条第一項（還付加算金）に規定する還付加算金を計算する場合には、その計算の基礎となる同項の期間は、昭和四十一年七月一日からその還付のための支払決定をする日又はその還付金につき充当をする日（同日前に充当をするのに適することとなつた日がある場合には、その適することとなつた日）までの期間とする。

（国税通則法の一部改正）

第十四条　国税通則法の一部を次のように改正する。

第二十三条第一項中「二月以内」の下に「（当該国税が所得税である場合には、二月以内）」を加える。

附則別表第一　昭和41年分の所得税の簡易税額表

（一）

課税総所得金額、調整所得金額又は課税退職所得金額 (イ)		税額(ロ)	(ロ)の(イ)に対する割合	課税総所得金額、調整所得金額又は課税退職所得金額 (イ)		税額(ロ)	(ロ)の(イ)に対する割合	課税総所得金額、調整所得金額又は課税退職所得金額 (イ)		税額(ロ)	(ロ)の(イ)に対する割合
以上	未満			以上	未満			以上	未満		
円	円	円	%	円	円	円	%	円	円	円	%
1,500円未満		0	0	23,000	23,500	1,920	8.3	61,000	62,000	5,100	8.3
				23,500	24,000	1,960	8.3	62,000	63,000	5,180	8.3
1,500	2,000	120	8.3	24,000	24,500	2,000	8.3	63,000	64,000	5,270	8.3
2,000	2,500	160	8.3	24,500	25,000	2,050	8.3	64,000	65,000	5,350	8.3
2,500	3,000	200	8.3	25,000	25,500	2,090	8.3	65,000	66,000	5,440	8.3
3,000	3,500	250	8.3	25,500	26,000	2,130	8.3	66,000	67,000	5,520	8.3
3,500	4,000	290	8.3	26,000	26,500	2,170	8.3	67,000	68,000	5,600	8.3
4,000	4,500	330	8.3	26,500	27,000	2,210	8.3	68,000	69,000	5,690	8.3
4,500	5,000	370	8.3	27,000	27,500	2,250	8.3	69,000	70,000	5,770	8.3
5,000	5,500	410	8.3	27,500	28,000	2,300	8.3	70,000	71,000	5,850	8.3
5,500	6,000	460	8.3	28,000	28,500	2,340	8.3	71,000	72,000	5,940	8.3
6,000	6,500	500	8.3	28,500	29,000	2,380	8.3	72,000	73,000	6,020	8.3
6,500	7,000	540	8.3	29,000	29,500	2,420	8.3	73,000	74,000	6,110	8.3
7,000	7,500	580	8.3	29,500	30,000	2,460	8.3	74,000	75,000	6,190	8.3
7,500	8,000	620	8.3	30,000	31,000	2,510	8.3	75,000	76,000	6,270	8.3
8,000	8,500	660	8.3	31,000	32,000	2,590	8.3	76,000	77,000	6,360	8.3
8,500	9,000	710	8.3	32,000	33,000	2,670	8.3	77,000	78,000	6,440	8.3
9,000	9,500	750	8.3	33,000	34,000	2,760	8.3	78,000	79,000	6,520	8.3
9,500	10,000	790	8.3	34,000	35,000	2,840	8.3	79,000	80,000	6,610	8.3
10,000	10,500	830	8.3	35,000	36,000	2,920	8.3	80,000	81,000	6,690	8.3
10,500	11,000	870	8.3	36,000	37,000	3,010	8.3	81,000	82,000	6,770	8.3
11,000	11,500	920	8.3	37,000	38,000	3,090	8.3	82,000	83,000	6,860	8.3
11,500	12,000	960	8.3	38,000	39,000	3,180	8.3	83,000	84,000	6,940	8.3
12,000	12,500	1,000	8.3	39,000	40,000	3,260	8.3	84,000	85,000	7,030	8.3
12,500	13,000	1,040	8.3	40,000	41,000	3,340	8.3	85,000	86,000	7,110	8.3
13,000	13,500	1,080	8.3	41,000	42,000	3,430	8.3	86,000	87,000	7,190	8.3
13,500	14,000	1,120	8.3	42,000	43,000	3,510	8.3	87,000	88,000	7,280	8.3
14,000	14,500	1,170	8.3	43,000	44,000	3,590	8.3	88,000	89,000	7,360	8.3
14,500	15,000	1,210	8.3	44,000	45,000	3,680	8.3	89,000	90,000	7,440	8.3
15,000	15,500	1,250	8.3	45,000	46,000	3,760	8.3	90,000	92,000	7,530	8.3
15,500	16,000	1,290	8.3	46,000	47,000	3,850	8.3	92,000	94,000	7,700	8.3
16,000	16,500	1,330	8.3	47,000	48,000	3,930	8.3	94,000	96,000	7,860	8.3
16,500	17,000	1,380	8.3	48,000	49,000	4,010	8.3	96,000	98,000	8,030	8.3
17,000	17,500	1,420	8.3	49,000	50,000	4,100	8.3	98,000	100,000	8,200	8.3
17,500	18,000	1,460	8.3	50,000	51,000	4,180	8.3	100,000	102,000	8,370	8.3
18,000	18,500	1,500	8.3	51,000	52,000	4,260	8.3	102,000	104,000	8,570	8.3
18,500	19,000	1,540	8.3	52,000	53,000	4,350	8.3	104,000	106,000	8,770	8.3
19,000	19,500	1,590	8.3	53,000	54,000	4,430	8.3	106,000	108,000	8,970	8.3
19,500	20,000	1,630	8.3	54,000	55,000	4,510	8.3	108,000	110,000	9,170	8.3
20,000	20,500	1,670	8.3	55,000	56,000	4,600	8.3	110,000	112,000	9,370	8.3
20,500	21,000	1,710	8.3	56,000	57,000	4,680	8.3	112,000	114,000	9,570	8.3
21,000	21,500	1,750	8.3	57,000	58,000	4,770	8.3	114,000	116,000	9,770	8.3
21,500	22,000	1,790	8.3	58,000	59,000	4,850	8.3	116,000	118,000	9,970	8.3
22,000	22,500	1,840	8.3	59,000	60,000	4,930	8.3	118,000	120,000	10,170	8.3
22,500	23,000	1,880	8.3	60,000	61,000	5,020	8.3	120,000	122,000	10,370	8.3

（二）

課税総所得金額、調整所得金額又は課税退職所得金額 (イ)		税額(ロ)	(ロ)の(イ)に対する割合	課税総所得金額、調整所得金額又は課税退職所得金額 (イ)		税額(ロ)	(ロ)の(イ)に対する割合	課税総所得金額、調整所得金額又は課税退職所得金額 (イ)		税額(ロ)	(ロ)の(イ)に対する割合
以上	未満			以上	未満			以上	未満		
円	円	円	%	円	円	円	%	円	円	円	%
122,000	124,000	10,570	8.3	213,000	216,000	19,820	9	348,000	351,000	36,770	10
124,000	126,000	10,770	8.3	216,000	219,000	20,160	9	351,000	354,000	37,220	10
126,000	128,000	10,970	8.3	219,000	222,000	20,490	9	354,000	357,000	37,670	10
128,000	130,000	11,170	8.3	222,000	225,000	20,830	9	357,000	360,000	38,120	10
130,000	132,000	11,370	8.3	225,000	228,000	21,170	9	360,000	363,000	38,570	10
132,000	134,000	11,570	8.3	228,000	231,000	21,500	9	363,000	366,000	39,020	10
134,000	136,000	11,770	8.3	231,000	234,000	21,840	9	366,000	369,000	39,470	10
136,000	138,000	11,970	8.3	234,000	237,000	22,170	9	369,000	372,000	39,920	10
138,000	140,000	12,170	8.3	237,000	240,000	22,510	9	372,000	375,000	40,370	10
140,000	142,000	12,370	8.3	240,000	243,000	22,850	9	375,000	378,000	40,820	10
142,000	144,000	12,570	8.3	243,000	246,000	23,180	9	378,000	381,000	41,270	10
144,000	146,000	12,770	8.3	246,000	249,000	23,520	9	381,000	384,000	41,720	10
146,000	148,000	12,970	8.3	249,000	252,000	23,850	9	384,000	387,000	42,170	10
148,000	150,000	13,170	8.3	252,000	255,000	24,190	9	387,000	390,000	42,620	11
150,000	152,000	13,370	8.3	255,000	258,000	24,530	9	390,000	394,000	43,070	11
152,000	154,000	13,570	8.3	258,000	261,000	24,860	9	394,000	398,000	43,670	11
154,000	156,000	13,770	8.3	261,000	264,000	25,200	9	398,000	402,000	44,270	11
156,000	158,000	13,970	8.3	264,000	267,000	25,530	9	402,000	406,000	44,870	11
158,000	160,000	14,170	8.3	267,000	270,000	25,870	9	406,000	410,000	45,470	11
160,000	162,000	14,370	8.3	270,000	273,000	26,210	9	410,000	414,000	46,070	11
162,000	164,000	14,570	8.3	273,000	276,000	26,540	9	414,000	418,000	46,670	11
164,000	166,000	14,770	9	276,000	279,000	26,880	9	418,000	422,000	47,270	11
166,000	168,000	14,970	9	279,000	282,000	27,210	9	422,000	426,000	47,870	11
168,000	170,000	15,170	9	282,000	285,000	27,550	9	426,000	430,000	48,470	11
170,000	172,000	15,370	9	285,000	288,000	27,890	9	430,000	434,000	49,070	11
172,000	174,000	15,570	9	288,000	291,000	28,220	9	434,000	438,000	49,670	11
174,000	176,000	15,770	9	291,000	294,000	28,560	9	438,000	442,000	50,270	11
176,000	178,000	15,970	9	294,000	297,000	28,890	9	442,000	446,000	50,870	11
178,000	180,000	16,170	9	297,000	300,000	29,230	9	446,000	450,000	51,470	11
180,000	182,000	16,370	9	300,000	303,000	29,570	9	450,000	454,000	52,070	11
182,000	184,000	16,570	9	303,000	306,000	30,020	9	454,000	458,000	52,670	11
184,000	186,000	16,770	9	306,000	309,000	30,470	9	458,000	462,000	53,270	11
186,000	188,000	16,970	9	309,000	312,000	30,920	10	462,000	466,000	53,870	11
188,000	190,000	17,170	9	312,000	315,000	31,370	10	466,000	470,000	54,470	11
190,000	192,000	17,370	9	315,000	318,000	31,820	10	470,000	474,000	55,070	11
192,000	194,000	17,570	9	318,000	321,000	32,270	10	474,000	478,000	55,670	11
194,000	196,000	17,770	9	321,000	324,000	32,720	10	478,000	482,000	56,270	11
196,000	198,000	17,970	9	324,000	327,000	33,170	10	482,000	486,000	56,870	11
198,000	200,000	18,170	9	327,000	330,000	33,620	10	486,000	490,000	57,470	11
200,000	202,000	18,370	9	330,000	333,000	34,070	10	490,000	494,000	58,070	11
202,000	204,000	18,590	9	333,000	336,000	34,520	10	494,000	498,000	58,670	11
204,000	206,000	18,810	9	336,000	339,000	34,970	10	498,000	502,000	59,270	11
206,000	208,000	19,040	9	339,000	342,000	35,420	10	502,000	506,000	59,890	11
208,000	210,000	19,260	9	342,000	345,000	35,870	10	506,000	510,000	60,540	11
210,000	213,000	19,490	9	345,000	348,000	36,320	10	510,000	514,000	61,190	11

（三）

課税総所得金額、調整所得金額又は課税退職所得金額 (イ)		税額(ロ)	(ロ)の(イ)に対する割合	課税総所得金額、調整所得金額又は課税退職所得金額 (イ)		税額(ロ)	(ロ)の(イ)に対する割合	課税総所得金額、調整所得金額又は課税退職所得金額 (イ)		税額(ロ)	(ロ)の(イ)に対する割合
以上	未満			以上	未満			以上	未満		
円	円	円	%	円	円	円	%	円	円	円	%
514,000	518,000	61,830	12	710,000	715,000	97,770	13	935,000	940,000	144,390	15
518,000	522,000	62,480	12	715,000	720,000	98,770	13	940,000	945,000	145,450	15
522,000	526,000	63,130	12	720,000	725,000	99,770	13	945,000	950,000	146,510	15
526,000	530,000	63,780	12	725,000	730,000	100,770	13	950,000	955,000	147,570	15
530,000	534,000	64,430	12	730,000	735,000	101,770	13	955,000	960,000	148,630	15
534,000	538,000	65,070	12	735,000	740,000	102,770	13	960,000	965,000	149,690	15
538,000	542,000	65,720	12	740,000	745,000	103,770	14	965,000	970,000	150,750	15
542,000	546,000	66,370	12	745,000	750,000	104,770	14	970,000	975,000	151,810	15
546,000	550,000	67,020	12	750,000	755,000	105,770	14	975,000	980,000	152,870	15
550,000	554,000	67,670	12	755,000	760,000	106,770	14	980,000	985,000	153,930	15
554,000	558,000	68,310	12	760,000	765,000	107,770	14	985,000	990,000	154,990	15
558,000	562,000	68,960	12	765,000	770,000	108,770	14	990,000	995,000	156,050	15
562,000	566,000	69,610	12	770,000	775,000	109,770	14	995,000	1,000,000	157,110	15
566,000	570,000	70,260	12	775,000	780,000	110,770	14				
570,000	574,000	70,910	12	780,000	785,000	111,770	14				
574,000	578,000	71,550	12	785,000	790,000	112,770	14	1,000,000	1,200,000	(イ)の金額に25%を乗じて算出した金額から91,830円を控除した金額	
578,000	582,000	72,200	12	790,000	795,000	113,770	14				
582,000	586,000	72,850	12	795,000	800,000	114,770	14				
586,000	590,000	73,500	12	800,000	805,000	115,770	14				
590,000	594,000	74,150	12	805,000	810,000	116,830	14				
594,000	598,000	74,790	12	810,000	815,000	117,890	14	1,200,000	1,500,000	(イ)の金額に26.2%を乗じて算出した金額から106,230円を控除した金額	
598,000	602,000	75,440	12	815,000	820,000	118,950	14				
602,000	606,000	76,170	12	820,000	825,000	120,010	14				
606,000	610,000	76,970	12	825,000	830,000	121,070	14				
610,000	614,000	77,770	12	830,000	835,000	122,130	14				
614,000	618,000	78,570	12	835,000	840,000	123,190	14	1,500,000	1,800,000	(イ)の金額に30%を乗じて算出した金額から163,230円を控除した金額	
618,000	622,000	79,370	12	840,000	845,000	124,250	14				
622,000	626,000	80,170	12	845,000	850,000	125,310	14				
626,000	630,000	80,970	12	850,000	855,000	126,370	14				
630,000	635,000	81,770	12	855,000	860,000	127,430	14				
635,000	640,000	82,770	13	860,000	865,000	128,490	14	1,800,000	2,200,000	(イ)の金額に31.2%を乗じて算出した金額から184,830円を控除した金額	
640,000	645,000	83,770	13	865,000	870,000	129,550	14				
645,000	650,000	84,770	13	870,000	875,000	130,610	15				
650,000	655,000	85,770	13	875,000	880,000	131,670	15				
655,000	660,000	86,770	13	880,000	885,000	132,730	15				
660,000	665,000	87,770	13	885,000	890,000	133,790	15	2,200,000	2,500,000	(イ)の金額に35%を乗じて算出した金額から268,430円を控除した金額	
665,000	670,000	88,770	13	890,000	895,000	134,850	15				
670,000	675,000	89,770	13	895,000	900,000	135,910	15				
675,000	680,000	90,770	13	900,000	905,000	136,970	15				
680,000	685,000	91,770	13	905,000	910,000	138,030	15				
685,000	690,000	92,770	13	910,000	915,000	139,090	15	2,500,000	3,000,000	(イ)の金額に36.2%を乗じて算出した金額から298,430円を控除した金額	
690,000	695,000	93,770	13	915,000	920,000	140,150	15				
695,000	700,000	94,770	13	920,000	925,000	141,210	15				
700,000	705,000	95,770	13	925,000	930,000	142,270	15				
705,000	710,000	96,770	13	930,000	935,000	143,330	15				

（四）

課税総所得金額、調整所得金額又は課税退職所得金額 (イ)		税額(ロ)	(ロ)の(イ)に対する割合	課税総所得金額、調整所得金額又は課税退職所得金額 (イ)		税額(ロ)	(ロ)の(イ)に対する割合	課税総所得金額、調整所得金額又は課税退職所得金額 (イ)		税額(ロ)	(ロ)の(イ)に対する割合
以上	未満			以上	未満			以上	未満		
円	円		%	円	円		%	円	円		%
3,000,000	4,000,000	(イ)の金額に40%を乗じて算出した金額から412,430円を控除した金額		10,000,000	20,000,000	(イ)の金額に55%を乗じて算出した金額から1,412,430円を控除した金額		45,000,000	60,000,000	(イ)の金額に70%を乗じて算出した金額から6,162,430円を控除した金額	
4,000,000	6,000,000	(イ)の金額に45%を乗じて算出した金額から612,430円を控除した金額		20,000,000	30,000,000	(イ)の金額に60%を乗じて算出した金額から2,412,430円を控除した金額		60,000,000円以上		(イ)の金額に75%を乗じて算出した金額から9,162,430円を控除した金額	
6,000,000	10,000,000	(イ)の金額に50%を乗じて算出した金額から912,430円を控除した金額		30,000,000	45,000,000	(イ)の金額に65%を乗じて算出した金額から3,912,430円を控除した金額					

（注）　この表において「調整所得金額」とは、新法第八十四条第一項第一号（変動所得及び臨時所得の平均課税）に規定する調整所得金額をいう。

（備考）

⑴　課税総所得金額、調整所得金額又は課税退職所得金額に係る税額を求めるには、課税総所得金額、調整所得金額又は課税退職所得金額に応じ、「課税総所得金額、調整所得金額又は課税退職所得金額(イ)」欄の該当する行を求めるものとし、その行の「税額(ロ)」欄に記載されている金額が、その求める税額である。

⑵　附則第三条第一項（昭和四十一年分の所得税の所得控除及び税額の計算に係る特例）の規定により読み替えられた新法第八十四条第一項第二号に規定する割合を求めるには、調整所得金額に応じ、「課税総所得金額、調整所得金額又は課税退職所得金額(イ)」欄の該当する行を求めるものとし、その行の「(ロ)の(イ)に対する割合」欄に記載されている率が、その求める割合である。

附則別表第二　昭和41年分の山林所得に係る所得税の簡易税額表

（一）

課税山林所得金額		税額	課税山林所得金額		税額	課税山林所得金額		税額
以上	未満		以上	未満		以上	未満	
円	円	円	円	円	円	円	円	円
1,500円未満		0	23,000	23,500	1,920	61,000	62,000	5,100
			23,500	24,000	1,960	62,000	63,000	5,180
1,500	2,000	120	24,000	24,500	2,000	63,000	64,000	5,270
2,000	2,500	160	24,500	25,000	2,050	64,000	65,000	5,350
2,500	3,000	200	25,000	25,500	2,090	65,000	66,000	5,440
3,000	3,500	250	25,500	26,000	2,130	66,000	67,000	5,520
3,500	4,000	290	26,000	26,500	2,170	67,000	68,000	5,600
4,000	4,500	330	26,500	27,000	2,210	68,000	69,000	5,690
4,500	5,000	370	27,000	27,500	2,250	69,000	70,000	5,770
5,000	5,500	410	27,500	28,000	2,300	70,000	71,000	5,850
5,500	6,000	460	28,000	28,500	2,340	71,000	72,000	5,940
6,000	6,500	500	28,500	29,000	2,380	72,000	73,000	6,020
6,500	7,000	540	29,000	29,500	2,420	73,000	74,000	6,110
7,000	7,500	580	29,500	30,000	2,460	74,000	75,000	6,190
7,500	8,000	620	30,000	31,000	2,510	75,000	76,000	6,270
8,000	8,500	660	31,000	32,000	2,590	76,000	77,000	6,360
8,500	9,000	710	32,000	33,000	2,670	77,000	78,000	6,440
9,000	9,500	750	33,000	34,000	2,760	78,000	79,000	6,520
9,500	10,000	790	34,000	35,000	2,840	79,000	80,000	6,610
10,000	10,500	830	35,000	36,000	2,920	80,000	81,000	6,690
10,500	11,000	870	36,000	37,000	3,010	81,000	82,000	6,770
11,000	11,500	920	37,000	38,000	3,090	82,000	83,000	6,860
11,500	12,000	960	38,000	39,000	3,180	83,000	84,000	6,940
12,000	12,500	1,000	39,000	40,000	3,260	84,000	85,000	7,030
12,500	13,000	1,040	40,000	41,000	3,340	85,000	86,000	7,110
13,000	13,500	1,080	41,000	42,000	3,430	86,000	87,000	7,190
13,500	14,000	1,120	42,000	43,000	3,510	87,000	88,000	7,280
14,000	14,500	1,170	43,000	44,000	3,590	88,000	89,000	7,360
14,500	15,000	1,210	44,000	45,000	3,680	89,000	90,000	7,440
15,000	15,500	1,250	45,000	46,000	3,760	90,000	92,000	7,530
15,500	16,000	1,290	46,000	47,000	3,850	92,000	94,000	7,700
16,000	16,500	1,330	47,000	48,000	3,930	94,000	96,000	7,860
16,500	17,000	1,380	48,000	49,000	4,010	96,000	98,000	8,030
17,000	17,500	1,420	49,000	50,000	4,100	98,000	100,000	8,200
17,500	18,000	1,460	50,000	51,000	4,180	100,000	102,000	8,370
18,000	18,500	1,500	51,000	52,000	4,260	102,000	104,000	8,530
18,500	19,000	1,540	52,000	53,000	4,350	104,000	106,000	8,700
19,000	19,500	1,590	53,000	54,000	4,430	106,000	108,000	8,870
19,500	20,000	1,630	54,000	55,000	4,510	108,000	110,000	9,030
20,000	20,500	1,670	55,000	56,000	4,600	110,000	112,000	9,200
20,500	21,000	1,710	56,000	57,000	4,680	112,000	114,000	9,370
21,000	21,500	1,750	57,000	58,000	4,770	114,000	116,000	9,540
21,500	22,000	1,790	58,000	59,000	4,850	116,000	118,000	9,700
22,000	22,500	1,840	59,000	60,000	4,930	118,000	120,000	9,870
22,500	23,000	1,880	60,000	61,000	5,020	120,000	122,000	10,040

（二）

課税山林所得金額		税額	課税山林所得金額		税額	課税山林所得金額		税額
以上	未満		以上	未満		以上	未満	
円	円	円	円	円	円	円	円	円
122,000	124,000	10,210	213,000	216,000	17,820	348,000	351,000	29,120
124,000	126,000	10,370	216,000	219,000	18,070	351,000	354,000	29,370
126,000	128,000	10,540	219,000	222,000	18,330	354,000	357,000	29,620
128,000	130,000	10,710	222,000	225,000	18,580	357,000	360,000	29,880
130,000	132,000	10,880	225,000	228,000	18,830	360,000	363,000	30,130
132,000	134,000	11,040	228,000	231,000	19,080	363,000	366,000	30,380
134,000	136,000	11,210	231,000	234,000	19,330	366,000	369,000	30,630
136,000	138,000	11,380	234,000	237,000	19,580	369,000	372,000	30,880
138,000	140,000	11,550	237,000	240,000	19,830	372,000	375,000	31,130
140,000	142,000	11,710	240,000	243,000	20,080	375,000	378,000	31,380
142,000	144,000	11,880	243,000	246,000	20,330	378,000	381,000	31,630
144,000	146,000	12,050	246,000	249,000	20,590	381,000	384,000	31,880
146,000	148,000	12,220	249,000	252,000	20,840	384,000	387,000	32,140
148,000	150,000	12,380	252,000	255,000	21,090	387,000	390,000	32,390
150,000	152,000	12,550	255,000	258,000	21,340	390,000	394,000	32,640
152,000	154,000	12,720	258,000	261,000	21,590	394,000	398,000	32,970
154,000	156,000	12,880	261,000	264,000	21,840	398,000	402,000	33,310
156,000	158,000	13,050	264,000	267,000	22,090	402,000	406,000	33,640
158,000	160,000	13,220	267,000	270,000	22,340	406,000	410,000	33,980
160,000	162,000	13,390	270,000	273,000	22,590	410,000	414,000	34,310
162,000	164,000	13,550	273,000	276,000	22,850	414,000	418,000	34,650
164,000	166,000	13,720	276,000	279,000	23,100	418,000	422,000	34,980
166,000	168,000	13,890	279,000	282,000	23,350	422,000	426,000	35,320
168,000	170,000	14,060	282,000	285,000	23,600	426,000	430,000	35,650
170,000	172,000	14,220	285,000	288,000	23,850	430,000	434,000	35,990
172,000	174,000	14,390	288,000	291,000	24,100	434,000	438,000	36,320
174,000	176,000	14,560	291,000	294,000	24,350	438,000	442,000	36,660
176,000	178,000	14,730	294,000	297,000	24,600	442,000	446,000	36,990
178,000	180,000	14,890	297,000	300,000	24,850	446,000	450,000	37,330
180,000	182,000	15,060	300,000	303,000	25,110	450,000	454,000	37,660
182,000	184,000	15,230	303,000	306,000	25,360	454,000	458,000	37,990
184,000	186,000	15,400	306,000	309,000	25,610	458,000	462,000	38,330
186,000	188,000	15,560	309,000	312,000	25,860	462,000	466,000	38,660
188,000	190,000	15,730	312,000	315,000	26,110	466,000	470,000	39,000
190,000	192,000	15,900	315,000	318,000	26,360	470,000	474,000	39,330
192,000	194,000	16,070	318,000	321,000	26,610	474,000	478,000	39,670
194,000	196,000	16,230	321,000	324,000	26,860	478,000	482,000	40,000
196,000	198,000	16,400	324,000	327,000	27,110	482,000	486,000	40,340
198,000	200,000	16,570	327,000	330,000	27,360	486,000	490,000	40,670
200,000	202,000	16,740	330,000	333,000	27,620	490,000	494,000	41,010
202,000	204,000	16,900	333,000	336,000	27,870	494,000	498,000	41,340
204,000	206,000	17,070	336,000	339,000	28,120	498,000	502,000	41,680
206,000	208,000	17,240	339,000	342,000	28,370	502,000	506,000	42,050
208,000	210,000	17,400	342,000	345,000	28,620	506,000	510,000	42,450
210,000	213,000	17,570	345,000	348,000	28,870	510,000	514,000	42,850

（三）

課税山林所得金額		税額	課税山林所得金額		税額	課税山林所得金額		税額
以上	未満		以上	未満		以上	未満	
円	円	円	円	円	円	円	円	円
514,000	518,000	43,250	710,000	715,000	62,850	935,000	940,000	85,350
518,000	522,000	43,650	715,000	720,000	63,350	940,000	945,000	85,850
522,000	526,000	44,050	720,000	725,000	63,850	945,000	950,000	86,350
526,000	530,000	44,450	725,000	730,000	64,350	950,000	955,000	86,850
530,000	534,000	44,850	730,000	735,000	64,850	955,000	960,000	87,350
534,000	538,000	45,250	735,000	740,000	65,350	960,000	965,000	87,850
538,000	542,000	45,650	740,000	745,000	65,850	965,000	970,000	88,350
542,000	546,000	46,050	745,000	750,000	66,350	970,000	975,000	88,850
546,000	550,000	46,450	750,000	755,000	66,850	975,000	980,000	89,350
550,000	554,000	46,850	755,000	760,000	67,350	980,000	985,000	89,850
554,000	558,000	47,250	760,000	765,000	67,850	985,000	990,000	90,350
558,000	562,000	47,650	765,000	770,000	68,350	990,000	995,000	90,850
562,000	566,000	48,050	770,000	775,000	68,850	995,000	1,000,000	91,350
566,000	570,000	48,450	775,000	780,000	69,350			
570,000	574,000	48,850	780,000	785,000	69,850			
574,000	578,000	49,250	785,000	790,000	70,350	1,000,000	1,500,000	課税山林所得金額に11.2%を乗じて算出した金額から20,150円を控除した金額
578,000	582,000	49,650	790,000	795,000	70,850			
582,000	586,000	50,050	795,000	800,000	71,350			
586,000	590,000	50,450	800,000	805,000	71,850			
590,000	594,000	50,850	805,000	810,000	72,350			
594,000	598,000	51,250	810,000	815,000	72,850	1,500,000	2,500,000	課税山林所得金額に15%を乗じて算出した金額から77,150円を控除した金額
598,000	602,000	51,650	815,000	820,000	73,350			
602,000	606,000	52,050	820,000	825,000	73,850			
606,000	610,000	52,450	825,000	830,000	74,350			
610,000	614,000	52,850	830,000	835,000	74,850			
614,000	618,000	53,250	835,000	840,000	75,350	2,500,000	3,000,000	課税山林所得金額に16.2%を乗じて算出した金額から107,150円を控除した金額
618,000	622,000	53,650	840,000	845,000	75,850			
622,000	626,000	54,050	845,000	850,000	76,350			
626,000	630,000	54,450	850,000	855,000	76,850			
630,000	635,000	54,850	855,000	860,000	77,350			
635,000	640,000	55,350	860,000	865,000	77,850	3,000,000	4,000,000	課税山林所得金額に20%を乗じて算出した金額から221,150円を控除した金額
640,000	645,000	55,850	865,000	870,000	78,350			
645,000	650,000	56,350	870,000	875,000	78,850			
650,000	655,000	56,850	875,000	880,000	79,350			
655,000	660,000	57,350	880,000	885,000	79,850			
660,000	665,000	57,850	885,000	890,000	80,350	4,000,000	5,000,000	課税山林所得金額に21.2%を乗じて算出した金額から269,150円を控除した金額
665,000	670,000	58,350	890,000	895,000	80,850			
670,000	675,000	58,850	895,000	900,000	81,350			
675,000	680,000	59,350	900,000	905,000	81,850			
680,000	685,000	59,850	905,000	910,000	82,350			
685,000	690,000	60,350	910,000	915,000	82,850	5,000,000	6,000,000	課税山林所得金額に25%を乗じて算出した金額から459,150円を控除した金額
690,000	695,000	60,850	915,000	920,000	83,350			
695,000	700,000	61,350	920,000	925,000	83,850			
700,000	705,000	61,850	925,000	930,000	84,350			
705,000	710,000	62,350	930,000	935,000	84,850			

（四）

課税山林所得金額		税額	課税山林所得金額		税額	課税山林所得金額		税額
以上	未満		以上	未満		以上	未満	
円 6,000,000	円 7,500,000	課税山林所得金額に26.2%を乗じて算出した金額から531,150円を控除した金額	円 15,000,000	円 20,000,000	課税山林所得金額に40%を乗じて算出した金額から2,062,150円を控除した金額	円 150,000,000	円 225,000,000	課税山林所得金額に65%を乗じて算出した金額から19,562,150円を控除した金額
7,500,000	9,000,000	課税山林所得金額に30%を乗じて算出した金額から816,150円を控除した金額	20,000,000	30,000,000	課税山林所得金額に45%を乗じて算出した金額から3,062,150円を控除した金額	225,000,000	300,000,000	課税山林所得金額に70%を乗じて算出した金額から30,812,150円を控除した金額
9,000,000	11,000,000	課税山林所得金額に31.2%を乗じて算出した金額から924,150円を控除した金額	30,000,000	50,000,000	課税山林所得金額に50%を乗じて算出した金額から4,562,150円を控除した金額	300,000,000円以上		課税山林所得金額に75%を乗じて算出した金額から45,812,150円を控除した金額
11,000,000	12,500,000	課税山林所得金額に35%を乗じて算出した金額から1,342,150円を控除した金額	50,000,000	100,000,000	課税山林所得金額に55%を乗じて算出した金額から7,062,150円を控除した金額			
12,500,000	15,000,000	課税山林所得金額に36.2%を乗じて算出した金額から1,492,150円を控除した金額	100,000,000	150,000,000	課税山林所得金額に60%を乗じて算出した金額から12,062,150円を控除した金額			

（備考）　課税山林所得金額に係る税額を求めるには、課税山林所得金額に応じ、「課税山林所得金額」欄の該当する行を求めるものとし、その行の「税額」欄に記載されている金額が、その求める税額である。

附則別表第三　昭和41年分の所得税の予定納税基準額算出のための控除額表

（一）

昭和40年分の所得税の課税総所得金額等		甲											乙			丙
		扶養親族等の数											青色事業専従者の年齢			事業専従者
		0人	1人	2人	3人	4人	5人	6人	7人	8人	9人	10人以上	20歳以上	19歳	19歳未満	
以上	未満	控除金額											1人当たり控除金額			
円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
150,000円未満		全額	全額	全額	全額	全額	全額	全額	全額	全額	全額	全額	0	0	0	0
150,000	160,000	630	全額	全額	全額	全額	全額	全額	全額	全額	全額	全額	全額	全額	全額	全額
160,000	170,000	630	1,630	全額	全額	全額	全額	全額	全額	全額	全額	全額	全額	全額	全額	全額
170,000	180,000	630	1,630	2,630	全額	全額	全額	全額	全額	全額	全額	全額	全額	全額	全額	全額
180,000	190,000	630	1,630	2,630	3,630	全額	全額	全額	全額	全額	全額	全額	全額	全額	全額	3,000
190,000	200,000	630	1,630	2,630	3,630	4,630	全額	全額	全額	全額	全額	全額	全額	全額	全額	3,000
200,000	210,000	1,130	2,130	3,130	4,130	5,130	6,130	全額	全額	全額	全額	全額	5,250	全額	全額	3,000
210,000	220,000	1,510	2,630	3,630	4,630	5,630	6,630	7,630	全額	全額	全額	全額	5,370	全額	全額	3,120
220,000	230,000	1,890	3,010	4,130	5,130	6,130	7,130	8,130	9,130	全額	全額	全額	5,490	全額	7,740	3,240
230,000	240,000	2,270	3,390	4,510	5,630	6,630	7,630	8,630	9,630	10,630	全額	全額	5,610	8,610	7,860	3,360
240,000	250,000	2,650	3,770	4,890	6,010	7,130	8,130	9,130	10,130	11,130	12,130	全額	5,730	8,730	7,980	3,360
250,000	260,000	3,030	4,150	5,270	6,390	7,510	8,630	9,630	10,630	11,630	12,630	13,630	5,850	8,850	8,100	3,360
260,000	270,000	3,410	4,530	5,650	6,770	7,890	9,010	10,130	11,130	12,130	13,130	14,130	5,880	8,970	8,220	3,360
270,000	280,000	3,790	4,910	6,030	7,150	8,270	9,390	10,510	11,630	12,630	13,630	14,630	5,880	9,090	8,340	3,360
280,000	290,000	4,170	5,290	6,410	7,530	8,650	9,770	10,890	12,010	13,130	14,130	15,130	5,880	9,210	8,400	3,360
290,000	300,000	4,550	5,670	6,790	7,910	9,030	10,150	11,270	12,390	13,510	14,630	15,630	5,880	9,240	8,400	3,360
300,000	310,000	4,930	6,050	7,170	8,290	9,410	10,530	11,650	12,770	13,890	15,010	16,130	5,880	9,240	8,400	3,360
310,000	320,000	4,930	6,430	7,550	8,670	9,790	10,910	12,030	13,150	14,270	15,390	16,510	6,260	9,620	8,780	3,740
320,000	330,000	4,930	6,430	7,930	9,050	10,170	11,290	12,410	13,530	14,650	15,770	16,890	6,640	10,000	9,160	4,120
330,000	340,000	4,930	6,430	7,930	9,430	10,550	11,670	12,790	13,910	15,030	16,150	17,270	7,020	10,380	9,540	4,500
340,000	350,000	4,930	6,430	7,930	9,430	10,930	12,050	13,170	14,290	15,410	16,530	17,650	7,400	10,760	9,920	4,500
350,000	360,000	4,930	6,430	7,930	9,430	10,930	12,430	13,550	14,670	15,790	16,910	18,030	7,780	11,140	10,300	4,500
360,000	370,000	4,930	6,430	7,930	9,430	10,930	12,430	13,930	15,050	16,170	17,290	18,410	7,880	11,520	10,680	4,500
370,000	380,000	4,930	6,430	7,930	9,430	10,930	12,430	13,930	15,430	16,550	17,670	18,790	7,880	11,900	11,060	4,500
380,000	390,000	4,930	6,430	7,930	9,430	10,930	12,430	13,930	15,430	16,930	18,050	19,170	7,880	12,280	11,250	4,500
390,000	400,000	4,930	6,430	7,930	9,430	10,930	12,430	13,930	15,430	16,930	18,430	19,550	7,880	12,380	11,250	4,500
400,000	500,000	4,930	6,430	7,930	9,430	10,930	12,430	13,930	15,430	16,930	18,430	19,930	7,880	12,380	11,250	4,500
500,000	510,000	5,430	6,930	8,430	9,930	11,430	12,930	14,430	15,930	17,430	18,930	20,430	7,880	12,380	11,250	4,500
510,000	520,000	5,810	7,430	8,930	10,430	11,930	13,430	14,930	16,430	17,930	19,430	20,930	8,000	12,500	11,370	4,620
520,000	530,000	6,190	7,810	9,430	10,930	12,430	13,930	15,430	16,930	18,430	19,930	21,430	8,120	12,620	11,490	4,740
530,000	540,000	6,570	8,190	9,810	11,430	12,930	14,430	15,930	17,430	18,930	20,430	21,930	8,240	12,740	11,610	4,860
540,000	550,000	6,950	8,570	10,190	11,810	13,430	14,930	16,430	17,930	19,430	20,930	22,430	8,360	12,860	11,730	4,860
550,000	560,000	7,330	8,950	10,570	12,190	13,810	15,430	16,930	18,430	19,930	21,430	22,930	8,480	12,980	11,850	4,860
560,000	570,000	7,710	9,330	10,950	12,570	14,190	15,810	17,430	18,930	20,430	21,930	23,430	8,510	13,100	11,970	4,860
570,000	580,000	8,090	9,710	11,330	12,950	14,570	16,190	17,810	19,430	20,930	22,430	23,930	8,510	13,220	12,090	4,860
580,000	590,000	8,470	10,090	11,710	13,330	14,950	16,570	18,190	19,810	21,430	22,930	24,430	8,510	13,340	12,150	4,860
590,000	600,000	8,850	10,470	12,090	13,710	15,330	16,950	18,570	20,190	21,810	23,430	24,930	8,510	13,370	12,150	4,860
600,000	610,000	9,230	10,850	12,470	14,090	15,710	17,330	18,950	20,570	22,190	23,810	25,430	8,510	13,370	12,150	4,860
610,000	620,000	9,230	11,230	12,850	14,470	16,090	17,710	19,330	20,950	22,570	24,190	25,810	8,890	13,750	12,530	5,240
620,000	630,000	9,230	11,230	13,230	14,850	16,470	18,090	19,710	21,330	22,950	24,570	26,190	9,270	14,130	12,910	5,620
630,000	640,000	9,230	11,230	13,230	15,230	16,850	18,470	20,090	21,710	23,330	24,950	26,570	9,650	14,510	13,290	6,000
640,000	650,000	9,230	11,230	13,230	15,230	17,230	18,850	20,470	22,090	23,710	25,330	26,950	10,030	14,890	13,670	6,000
650,000	660,000	9,230	11,230	13,230	15,230	17,230	19,230	20,850	22,470	24,090	25,710	27,330	10,410	15,270	14,050	6,000
660,000	670,000	9,230	11,230	13,230	15,230	17,230	19,230	21,230	22,850	24,470	26,090	27,710	10,500	15,650	14,430	6,000
670,000	680,000	9,230	11,230	13,230	15,230	17,230	19,230	21,230	23,230	24,850	26,470	28,090	10,500	16,030	14,810	6,000
680,000	690,000	9,230	11,230	13,230	15,230	17,230	19,230	21,230	23,230	25,230	26,850	28,470	10,500	16,410	15,000	6,000

（二）

昭和40年分の所得税の課税総所得金額等		甲											乙			丙
		扶養親族等の数											青色事業専従者の年齢			事業専従者
		0人	1人	2人	3人	4人	5人	6人	7人	8人	9人	10人以上	20歳以上	19歳	19歳未満	
以上	未満	控除金額											1人当たり控除金額			
円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
690,000	700,000	9,230	11,230	13,230	15,230	17,230	19,230	21,230	23,230	25,230	27,230	28,850	10,500	16,500	15,000	6,000
700,000	800,000	9,230	11,230	13,230	15,230	17,230	19,230	21,230	23,230	25,230	27,230	29,230	10,500	16,500	15,000	6,000
800,000	810,000	9,730	11,730	13,730	15,730	17,730	19,730	21,730	23,730	25,730	27,730	29,730	10,500	16,500	15,000	6,000
810,000	820,000	10,110	12,230	14,230	16,230	18,230	20,230	22,230	24,230	26,230	28,230	30,230	10,620	16,620	15,120	6,120
820,000	830,000	10,490	12,610	14,730	16,730	18,730	20,730	22,730	24,730	26,730	28,730	30,730	10,740	16,740	15,240	6,240
830,000	840,000	10,870	12,990	15,110	17,230	19,230	21,230	23,230	25,230	27,230	29,230	31,230	10,860	16,860	15,360	6,360
840,000	850,000	11,250	13,370	15,490	17,610	19,730	21,730	23,730	25,730	27,730	29,730	31,730	10,980	16,980	15,480	6,360
850,000	860,000	11,630	13,750	15,870	17,990	20,110	22,230	24,230	26,230	28,230	30,230	32,230	11,100	17,100	15,600	6,360
860,000	870,000	12,010	14,130	16,250	18,370	20,490	22,610	24,730	26,730	28,730	30,730	32,730	11,130	17,220	15,720	6,360
870,000	880,000	12,390	14,510	16,630	18,750	20,870	22,990	25,110	27,230	29,230	31,230	33,230	11,130	17,340	15,840	6,360
880,000	890,000	12,770	14,890	17,010	19,130	21,250	23,370	25,490	27,610	29,730	31,730	33,730	11,130	17,460	15,900	6,360
890,000	900,000	13,150	15,270	17,390	19,510	21,630	23,750	25,870	27,990	30,110	32,230	34,230	11,130	17,490	15,900	6,360
900,000	910,000	13,530	15,650	17,770	19,890	22,010	24,130	26,250	28,370	30,490	32,610	34,730	11,130	17,490	15,900	6,360
910,000	920,000	13,910	16,030	18,150	20,270	22,390	24,510	26,630	28,750	30,870	32,990	35,110	11,130	17,490	15,900	6,360
920,000	930,000	14,290	16,410	18,530	20,650	22,770	24,890	27,010	29,130	31,250	33,370	35,490	11,130	17,490	15,900	6,360
930,000	940,000	14,670	16,790	18,910	21,030	23,150	25,270	27,390	29,510	31,630	33,750	35,870	11,130	17,490	15,900	6,360
940,000	950,000	15,050	17,170	19,290	21,410	23,530	25,650	27,770	29,890	32,010	34,130	36,250	11,130	17,490	15,900	6,360
950,000	960,000	15,430	17,550	19,670	21,790	23,910	26,030	28,150	30,270	32,390	34,510	36,630	11,130	17,490	15,900	6,360
960,000	970,000	15,810	17,930	20,050	22,170	24,290	26,410	28,530	30,650	32,770	34,890	37,010	11,130	17,490	15,900	6,360
970,000	980,000	16,190	18,310	20,430	22,550	24,670	26,790	28,910	31,030	33,150	35,270	37,390	11,130	17,490	15,900	6,360
980,000	990,000	16,570	18,690	20,810	22,930	25,050	27,170	29,290	31,410	33,530	35,650	37,770	11,130	17,490	15,900	6,360
990,000	1,000,000	16,950	19,070	21,190	23,310	25,430	27,550	29,670	31,790	33,910	36,030	38,150	11,130	17,490	15,900	6,360
1,000,000	1,010,000	17,330	19,450	21,570	23,690	25,810	27,930	30,050	32,170	34,290	36,410	38,530	11,130	17,490	15,900	6,360
1,010,000	1,020,000	17,330	19,830	21,950	24,070	26,190	28,310	30,430	32,550	34,670	36,790	38,910	11,510	17,870	16,280	6,740
1,020,000	1,030,000	17,330	19,830	22,330	24,450	26,570	28,690	30,810	32,930	35,050	37,170	39,290	11,890	18,250	16,660	7,120
1,030,000	1,040,000	17,330	19,830	22,330	24,830	26,950	29,070	31,190	33,310	35,430	37,550	39,670	12,270	18,630	17,040	7,500
1,040,000	1,050,000	17,330	19,830	22,330	24,830	27,330	29,450	31,570	33,690	35,810	37,930	40,050	12,650	19,010	17,420	7,500
1,050,000	1,060,000	17,330	19,830	22,330	24,830	27,330	29,830	31,950	34,070	36,190	38,310	40,430	13,030	19,390	17,800	7,500
1,060,000	1,070,000	17,330	19,830	22,330	24,830	27,330	29,830	32,330	34,450	36,570	38,690	40,810	13,130	19,770	18,180	7,500
1,070,000	1,080,000	17,330	19,830	22,330	24,830	27,330	29,830	32,330	34,830	36,950	39,070	41,190	13,130	20,150	18,560	7,500
1,080,000	1,090,000	17,330	19,830	22,330	24,830	27,330	29,830	32,330	34,830	37,330	39,450	41,570	13,130	20,530	18,750	7,500
1,090,000	1,100,000	17,330	19,830	22,330	24,830	27,330	29,830	32,330	34,830	37,330	39,830	41,950	13,130	20,630	18,750	7,500
1,100,000	1,200,000	17,330	19,830	22,330	24,830	27,330	29,830	32,330	34,830	37,330	39,830	42,330	13,130	20,630	18,750	7,500
1,200,000	1,210,000	17,830	20,330	22,830	25,330	27,830	30,330	32,830	35,330	37,830	40,330	42,830	13,130	20,630	18,750	7,500
1,210,000	1,220,000	18,210	20,830	23,330	25,830	28,330	30,830	33,330	35,830	38,330	40,830	43,330	13,250	20,750	18,870	7,620
1,220,000	1,230,000	18,590	21,210	23,830	26,330	28,830	31,330	33,830	36,330	38,830	41,330	43,830	13,370	20,870	18,990	7,740
1,230,000	1,240,000	18,970	21,590	24,210	26,830	29,330	31,830	34,330	36,830	39,330	41,830	44,330	13,490	20,990	19,110	7,860
1,240,000	1,250,000	19,350	21,970	24,590	27,210	29,830	32,330	34,830	37,330	39,830	42,330	44,830	13,610	21,110	19,230	7,860
1,250,000	1,260,000	19,730	22,350	24,970	27,590	30,210	32,830	35,330	37,830	40,330	42,830	45,330	13,730	21,230	19,350	7,860
1,260,000	1,270,000	20,110	22,730	25,350	27,970	30,590	33,210	35,830	38,330	40,830	43,330	45,830	13,760	21,350	19,470	7,860
1,270,000	1,280,000	20,490	23,110	25,730	28,350	30,970	33,590	36,210	38,830	41,330	43,830	46,330	13,760	21,470	19,590	7,860
1,280,000	1,290,000	20,870	23,490	26,110	28,730	31,350	33,970	36,590	39,210	41,830	44,330	46,830	13,760	21,590	19,650	7,860
1,290,000	1,300,000	21,250	23,870	26,490	29,110	31,730	34,350	36,970	39,590	42,210	44,830	47,330	13,760	21,620	19,650	7,860
1,300,000	1,310,000	21,630	24,250	26,870	29,490	32,110	34,730	37,350	39,970	42,590	45,210	47,830	13,760	21,620	19,650	7,860
1,310,000	1,320,000	22,010	24,630	27,250	29,870	32,490	35,110	37,730	40,350	42,970	45,590	48,210	13,760	21,620	19,650	7,860
1,320,000	1,330,000	22,390	25,010	27,630	30,250	32,870	35,490	38,110	40,730	43,350	45,970	48,590	13,760	21,620	19,650	7,860
1,330,000	1,340,000	22,770	25,390	28,010	30,630	33,250	35,870	38,490	41,110	43,730	46,350	48,970	13,760	21,620	19,650	7,860
1,340,000	1,350,000	23,150	25,770	28,390	31,010	33,630	36,250	38,870	41,490	44,110	46,730	49,350	13,760	21,620	19,650	7,860
1,350,000	1,360,000	23,530	26,150	28,770	31,390	34,010	36,630	39,250	41,870	44,490	47,110	49,730	13,760	21,620	19,650	7,860
1,360,000	1,370,000	23,910	26,530	29,150	31,770	34,390	37,010	39,630	42,250	44,870	47,490	50,110	13,760	21,620	19,650	7,860

(三)

昭和40年分の所得税の課税総所得金額等		甲											乙			丙
		扶養親族等の数											青色事業専従者の年齢			事業専従者
		0人	1人	2人	3人	4人	5人	6人	7人	8人	9人	10人以上	20歳以上	19歳	19歳未満	
以上	未満	控除金額											1人当たり控除金額			
円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
1,370,000	1,380,000	24,290	26,910	29,530	32,150	34,770	37,390	40,010	42,630	45,250	47,870	50,490	13,760	21,620	19,650	7,860
1,380,000	1,390,000	24,670	27,290	29,910	32,530	35,150	37,770	40,390	43,010	45,630	48,250	50,870	13,760	21,620	19,650	7,860
1,390,000	1,400,000	25,050	27,670	30,290	32,910	35,530	38,150	40,770	43,390	46,010	48,630	51,250	13,760	21,620	19,650	7,860
1,400,000	1,410,000	25,430	28,050	30,670	33,290	35,910	38,530	41,150	43,770	46,390	49,010	51,630	13,760	21,620	19,650	7,860
1,410,000	1,420,000	25,810	28,430	31,050	33,670	36,290	38,910	41,530	44,150	46,770	49,390	52,010	13,760	21,620	19,650	7,860
1,420,000	1,430,000	26,190	28,810	31,430	34,050	36,670	39,290	41,910	44,530	47,150	49,770	52,390	13,760	21,620	19,650	7,860
1,430,000	1,440,000	26,570	29,190	31,810	34,430	37,050	39,670	42,290	44,910	47,530	50,150	52,770	13,760	21,620	19,650	7,860
1,440,000	1,450,000	26,950	29,570	32,190	34,810	37,430	40,050	42,670	45,290	47,910	50,530	53,150	13,760	21,620	19,650	7,860
1,450,000	1,460,000	27,330	29,950	32,570	35,190	37,810	40,430	43,050	45,670	48,290	50,910	53,530	13,760	21,620	19,650	7,860
1,460,000	1,470,000	27,710	30,330	32,950	35,570	38,190	40,810	43,430	46,050	48,670	51,290	53,910	13,760	21,620	19,650	7,860
1,470,000	1,480,000	28,090	30,710	33,330	35,950	38,570	41,190	43,810	46,430	49,050	51,670	54,290	13,760	21,620	19,650	7,860
1,480,000	1,490,000	28,470	31,090	33,710	36,330	38,950	41,570	44,190	46,810	49,430	52,050	54,670	13,760	21,620	19,650	7,860
1,490,000	1,500,000	28,850	31,470	34,090	36,710	39,330	41,950	44,570	47,190	49,810	52,430	55,050	13,760	21,620	19,650	7,860
1,500,000	1,510,000	29,230	31,850	34,470	37,090	39,710	42,330	44,950	47,570	50,190	52,810	55,430	13,760	21,620	19,650	7,860
1,510,000	1,520,000	29,230	32,230	34,850	37,470	40,090	42,710	45,330	47,950	50,570	53,190	55,810	14,140	22,000	20,030	8,240
1,520,000	1,530,000	29,230	32,230	35,230	37,850	40,470	43,090	45,710	48,330	50,950	53,570	56,190	14,520	22,380	20,410	8,620
1,530,000	1,540,000	29,230	32,230	35,230	38,230	40,850	43,470	46,090	48,710	51,330	53,950	56,570	14,900	22,760	20,790	9,000
1,540,000	1,550,000	29,230	32,230	35,230	38,230	41,230	43,850	46,470	49,090	51,710	54,330	56,950	15,280	23,140	21,170	9,000
1,550,000	1,560,000	29,230	32,230	35,230	38,230	41,230	44,230	46,850	49,470	52,090	54,710	57,330	15,660	23,520	21,550	9,000
1,560,000	1,570,000	29,230	32,230	35,230	38,230	41,230	44,230	47,230	49,850	52,470	55,090	57,710	15,750	23,900	21,930	9,000
1,570,000	1,580,000	29,230	32,230	35,230	38,230	41,230	44,230	47,230	50,230	52,850	55,470	58,090	15,750	24,280	22,310	9,000
1,580,000	1,590,000	29,230	32,230	35,230	38,230	41,230	44,230	47,230	50,230	53,230	55,850	58,470	15,750	24,660	22,500	9,000
1,590,000	1,600,000	29,230	32,230	35,230	38,230	41,230	44,230	47,230	50,230	53,230	56,230	58,850	15,750	24,750	22,500	9,000
1,600,000	1,800,000	29,230	32,230	35,230	38,230	41,230	44,230	47,230	50,230	53,230	56,230	59,230	15,750	24,750	22,500	9,000
1,800,000	1,810,000	29,730	32,730	35,730	38,730	41,730	44,730	47,730	50,730	53,730	56,730	59,730	15,750	24,750	22,500	9,000
1,810,000	1,820,000	30,110	33,230	36,230	39,230	42,230	45,230	48,230	51,230	54,230	57,230	60,230	15,870	24,870	22,620	9,120
1,820,000	1,830,000	30,490	33,610	36,730	39,730	42,730	45,730	48,730	51,730	54,730	57,730	60,730	15,990	24,990	22,740	9,240
1,830,000	1,840,000	30,870	33,990	37,110	40,230	43,230	46,230	49,230	52,230	55,230	58,230	61,230	16,110	25,110	22,860	9,360
1,840,000	1,850,000	31,250	34,370	37,490	40,610	43,730	46,730	49,730	52,730	55,730	58,730	61,730	16,230	25,230	22,980	9,360
1,850,000	1,860,000	31,630	34,750	37,870	40,990	44,110	47,230	50,230	53,230	56,230	59,230	62,230	16,350	25,350	23,100	9,360
1,860,000	1,870,000	32,010	35,130	38,250	41,370	44,490	47,610	50,730	53,730	56,730	59,730	62,730	16,380	25,470	23,220	9,360
1,870,000	1,880,000	32,390	35,510	38,630	41,750	44,870	47,990	51,110	54,230	57,230	60,230	63,230	16,380	25,590	23,340	9,360
1,880,000	1,890,000	32,770	35,890	39,010	42,130	45,250	48,370	51,490	54,610	57,730	60,730	63,730	16,380	25,710	23,400	9,360
1,890,000	1,900,000	33,150	36,270	39,390	42,510	45,630	48,750	51,870	54,990	58,110	61,230	64,230	16,380	25,740	23,400	9,360
1,900,000	1,910,000	33,530	36,650	39,770	42,890	46,010	49,130	52,250	55,370	58,490	61,610	64,730	16,380	25,740	23,400	9,360
1,910,000	1,920,000	33,910	37,030	40,150	43,270	46,390	49,510	52,630	55,750	58,870	61,990	65,110	16,380	25,740	23,400	9,360
1,920,000	1,930,000	34,290	37,410	40,530	43,650	46,770	49,890	53,010	56,130	59,250	62,370	65,490	16,380	25,740	23,400	9,360
1,930,000	1,940,000	34,670	37,790	40,910	44,030	47,150	50,270	53,390	56,510	59,630	62,750	65,870	16,380	25,740	23,400	9,360
1,940,000	1,950,000	35,050	38,170	41,290	44,410	47,530	50,650	53,770	56,890	60,010	63,130	66,250	16,380	25,740	23,400	9,360
1,950,000	1,960,000	35,430	38,550	41,670	44,790	47,910	51,030	54,150	57,270	60,390	63,510	66,630	16,380	25,740	23,400	9,360
1,960,000	1,970,000	35,810	38,930	42,050	45,170	48,290	51,410	54,530	57,650	60,770	63,890	67,010	16,380	25,740	23,400	9,360
1,970,000	1,980,000	36,190	39,310	42,430	45,550	48,670	51,790	54,910	58,030	61,150	64,270	67,390	16,380	25,740	23,400	9,360
1,980,000	1,990,000	36,570	39,690	42,810	45,930	49,050	52,170	55,290	58,410	61,530	64,650	67,770	16,380	25,740	23,400	9,360
1,990,000	2,000,000	36,950	40,070	43,190	46,310	49,430	52,550	55,670	58,790	61,910	65,030	68,150	16,380	25,740	23,400	9,360
2,000,000	2,010,000	37,330	40,450	43,570	46,690	49,810	52,930	56,050	59,170	62,290	65,410	68,530	16,380	25,740	23,400	9,360
2,010,000	2,020,000	37,710	40,830	43,950	47,070	50,190	53,310	56,430	59,550	62,670	65,790	68,910	16,380	25,740	23,400	9,360
2,020,000	2,030,000	38,090	41,210	44,330	47,450	50,570	53,690	56,810	59,930	63,050	66,170	69,290	16,380	25,740	23,400	9,360
2,030,000	2,040,000	38,470	41,590	44,710	47,830	50,950	54,070	57,190	60,310	63,430	66,550	69,670	16,380	25,740	23,400	9,360
2,040,000	2,050,000	38,850	41,970	45,090	48,210	51,330	54,450	57,570	60,690	63,810	66,930	70,050	16,380	25,740	23,400	9,360
2,050,000	2,060,000	39,230	42,350	45,470	48,590	51,710	54,830	57,950	61,070	64,190	67,310	70,430	16,380	25,740	23,400	9,360

（四）

昭和40年分の所得税の課税総所得金額等		甲											乙			丙
		扶養親族等の数											青色事業専従者の年齢			事業専従者
		0人	1人	2人	3人	4人	5人	6人	7人	8人	9人	10人以上	20歳以上	19歳	19歳未満	
以上	未満	控除金額											1人当たり控除金額			
円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
2,060,000	2,070,000	39,610	42,730	45,850	48,970	52,090	55,210	58,330	61,450	64,570	67,690	70,810	16,380	25,740	23,400	9,360
2,070,000	2,080,000	39,990	43,110	46,230	49,350	52,470	55,590	58,710	61,830	64,950	68,070	71,190	16,380	25,740	23,400	9,360
2,080,000	2,090,000	40,370	43,490	46,610	49,730	52,850	55,970	59,090	62,210	65,330	68,450	71,570	16,380	25,740	23,400	9,360
2,090,000	2,100,000	40,750	43,870	46,990	50,110	53,230	56,350	59,470	62,590	65,710	68,830	71,950	16,380	25,740	23,400	9,360
2,100,000	2,110,000	41,130	44,250	47,370	50,490	53,610	56,730	59,850	62,970	66,090	69,210	72,330	16,380	25,740	23,400	9,360
2,110,000	2,120,000	41,510	44,630	47,750	50,870	53,990	57,110	60,230	63,350	66,470	69,590	72,710	16,380	25,740	23,400	9,360
2,120,000	2,130,000	41,890	45,010	48,130	51,250	54,370	57,490	60,610	63,730	66,850	69,970	73,090	16,380	25,740	23,400	9,360
2,130,000	2,140,000	42,270	45,390	48,510	51,630	54,750	57,870	60,990	64,110	67,230	70,350	73,470	16,380	25,740	23,400	9,360
2,140,000	2,150,000	42,650	45,770	48,890	52,010	55,130	58,250	61,370	64,490	67,610	70,730	73,850	16,380	25,740	23,400	9,360
2,150,000	2,160,000	43,030	46,150	49,270	52,390	55,510	58,630	61,750	64,870	67,990	71,110	74,230	16,380	25,740	23,400	9,360
2,160,000	2,170,000	43,410	46,530	49,650	52,770	55,890	59,010	62,130	65,250	68,370	71,490	74,610	16,380	25,740	23,400	9,360
2,170,000	2,180,000	43,790	46,910	50,030	53,150	56,270	59,390	62,510	65,630	68,750	71,870	74,990	16,380	25,740	23,400	9,360
2,180,000	2,190,000	44,170	47,290	50,410	53,530	56,650	59,770	62,890	66,010	69,130	72,250	75,370	16,380	25,740	23,400	9,360
2,190,000	2,200,000	44,550	47,670	50,790	53,910	57,030	60,150	63,270	66,390	69,510	72,630	75,750	16,380	25,740	23,400	9,360
2,200,000	2,210,000	44,930	48,050	51,170	54,290	57,410	60,530	63,650	66,770	69,890	73,010	76,130	16,380	25,740	23,400	9,360
2,210,000	2,220,000	44,930	48,430	51,550	54,670	57,790	60,910	64,030	67,150	70,270	73,390	76,510	16,760	26,120	23,780	9,740
2,220,000	2,230,000	44,930	48,430	51,930	55,050	58,170	61,290	64,410	67,530	70,650	73,770	76,890	17,140	26,500	24,160	10,120
2,230,000	2,240,000	44,930	48,430	51,930	55,430	58,550	61,670	64,790	67,910	71,030	74,150	77,270	17,520	26,880	24,540	10,500
2,240,000	2,250,000	44,930	48,430	51,930	55,430	58,930	62,050	65,170	68,290	71,410	74,530	77,650	17,900	27,260	24,920	10,500
2,250,000	2,260,000	44,930	48,430	51,930	55,430	58,930	62,430	65,550	68,670	71,790	74,910	78,030	18,280	27,640	25,300	10,500
2,260,000	2,270,000	44,930	48,430	51,930	55,430	58,930	62,430	65,930	69,050	72,170	75,290	78,410	18,380	28,020	25,680	10,500
2,270,000	2,280,000	44,930	48,430	51,930	55,430	58,930	62,430	65,930	69,430	72,550	75,670	78,790	18,380	28,400	26,060	10,500
2,280,000	2,290,000	44,930	48,430	51,930	55,430	58,930	62,430	65,930	69,430	72,930	76,050	79,170	18,380	28,780	26,250	10,500
2,290,000	2,300,000	44,930	48,430	51,930	55,430	58,930	62,430	65,930	69,430	72,930	76,430	79,550	18,380	28,880	26,250	10,500
2,300,000	2,500,000	44,930	48,430	51,930	55,430	58,930	62,430	65,930	69,430	72,930	76,430	79,930	18,380	28,880	26,250	10,500
2,500,000	2,510,000	45,430	48,930	52,430	55,930	59,430	62,930	66,430	69,930	73,430	76,930	80,430	18,380	28,880	26,250	10,500
2,510,000	2,520,000	45,810	49,430	52,930	56,430	59,930	63,430	66,930	70,430	73,930	77,430	80,930	18,500	29,000	26,370	10,620
2,520,000	2,530,000	46,190	49,810	53,430	56,930	60,430	63,930	67,430	70,930	74,430	77,930	81,430	18,620	29,120	26,490	10,740
2,530,000	2,540,000	46,570	50,190	53,810	57,430	60,930	64,430	67,930	71,430	74,930	78,430	81,930	18,740	29,240	26,610	10,860
2,540,000	2,550,000	46,950	50,570	54,190	57,810	61,430	64,930	68,430	71,930	75,430	78,930	82,430	18,860	29,360	26,730	10,860
2,550,000	2,560,000	47,330	50,950	54,570	58,190	61,810	65,430	68,930	72,430	75,930	79,430	82,930	18,980	29,480	26,850	10,860
2,560,000	2,570,000	47,710	51,330	54,950	58,570	62,190	65,810	69,430	72,930	76,430	79,930	83,430	19,010	29,600	26,970	10,860
2,570,000	2,580,000	48,090	51,710	55,330	58,950	62,570	66,190	69,810	73,430	76,930	80,430	83,930	19,010	29,720	27,090	10,860
2,580,000	2,590,000	48,470	52,090	55,710	59,330	62,950	66,570	70,190	73,810	77,430	80,930	84,430	19,010	29,840	27,150	10,860
2,590,000	2,600,000	48,850	52,470	56,090	59,710	63,330	66,950	70,570	74,190	77,810	81,430	84,930	19,010	29,870	27,150	10,860
2,600,000	2,610,000	49,230	52,850	56,470	60,090	63,710	67,330	70,950	74,570	78,190	81,810	85,430	19,010	29,870	27,150	10,860
2,610,000	2,620,000	49,610	53,230	56,850	60,470	64,090	67,710	71,330	74,950	78,570	82,190	85,810	19,010	29,870	27,150	10,860
2,620,000	2,630,000	49,990	53,610	57,230	60,850	64,470	68,090	71,710	75,330	78,950	82,570	86,190	19,010	29,870	27,150	10,860
2,630,000	2,640,000	50,370	53,990	57,610	61,230	64,850	68,470	72,090	75,710	79,330	82,950	86,570	19,010	29,870	27,150	10,860
2,640,000	2,650,000	50,750	54,370	57,990	61,610	65,230	68,850	72,470	76,090	79,710	83,330	86,950	19,010	29,870	27,150	10,860
2,650,000	2,660,000	51,130	54,750	58,370	61,990	65,610	69,230	72,850	76,470	80,090	83,710	87,330	19,010	29,870	27,150	10,860
2,660,000	2,670,000	51,510	55,130	58,750	62,370	65,990	69,610	73,230	76,850	80,470	84,090	87,710	19,010	29,870	27,150	10,860
2,670,000	2,680,000	51,890	55,510	59,130	62,750	66,370	69,990	73,610	77,230	80,850	84,470	88,090	19,010	29,870	27,150	10,860
2,680,000	2,690,000	52,270	55,890	59,510	63,130	66,750	70,370	73,990	77,610	81,230	84,850	88,470	19,010	29,870	27,150	10,860
2,690,000	2,700,000	52,650	56,270	59,890	63,510	67,130	70,750	74,370	77,990	81,610	85,230	88,850	19,010	29,870	27,150	10,860
2,700,000	2,710,000	53,030	56,650	60,270	63,890	67,510	71,130	74,750	78,370	81,990	85,610	89,230	19,010	29,870	27,150	10,860
2,710,000	2,720,000	53,410	57,030	60,650	64,270	67,890	71,510	75,130	78,750	82,370	85,990	89,610	19,010	29,870	27,150	10,860
2,720,000	2,730,000	53,790	57,410	61,030	64,650	68,270	71,890	75,510	79,130	82,750	86,370	89,990	19,010	29,870	27,150	10,860
2,730,000	2,740,000	54,170	57,790	61,410	65,030	68,650	72,270	75,890	79,510	83,130	86,750	90,370	19,010	29,870	27,150	10,860
2,740,000	2,750,000	54,550	58,170	61,790	65,410	69,030	72,650	76,270	79,890	83,510	87,130	90,750	19,010	29,870	27,150	10,860

（五）

昭和40年分の所得税の課税総所得金額等		甲											乙			丙
		扶養親族等の数											青色事業専従者の年齢			事業専従者
		0人	1人	2人	3人	4人	5人	6人	7人	8人	9人	10人以上	20歳以上	19歳	19歳未満	
以上	未満	控除金額											1人当たり控除金額			
円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
2,750,000	2,760,000	54,930	58,550	62,170	65,790	69,410	73,030	76,650	80,270	83,890	87,510	91,130	19,010	29,870	27,150	10,860
2,760,000	2,770,000	55,310	58,930	62,550	66,170	69,790	73,410	77,030	80,650	84,270	87,890	91,510	19,010	29,870	27,150	10,860
2,770,000	2,780,000	55,690	59,310	62,930	66,550	70,170	73,790	77,410	81,030	84,650	88,270	91,890	19,010	29,870	27,150	10,860
2,780,000	2,790,000	56,070	59,690	63,310	66,930	70,550	74,170	77,790	81,410	85,030	88,650	92,270	19,010	29,870	27,150	10,860
2,790,000	2,800,000	56,450	60,070	63,690	67,310	70,930	74,550	78,170	81,790	85,410	89,030	92,650	19,010	29,870	27,150	10,860
2,800,000	2,810,000	56,830	60,450	64,070	67,690	71,310	74,930	78,550	82,170	85,790	89,410	93,030	19,010	29,870	27,150	10,860
2,810,000	2,820,000	57,210	60,830	64,450	68,070	71,690	75,310	78,930	82,550	86,170	89,790	93,410	19,010	29,870	27,150	10,860
2,820,000	2,830,000	57,590	61,210	64,830	68,450	72,070	75,690	79,310	82,930	86,550	90,170	93,790	19,010	29,870	27,150	10,860
2,830,000	2,840,000	57,970	61,590	65,210	68,830	72,450	76,070	79,690	83,310	86,930	90,550	94,170	19,010	29,870	27,150	10,860
2,840,000	2,850,000	58,350	61,970	65,590	69,210	72,830	76,450	80,070	83,690	87,310	90,930	94,550	19,010	29,870	27,150	10,860
2,850,000	2,860,000	58,730	62,350	65,970	69,590	73,210	76,830	80,450	84,070	87,690	91,310	94,930	19,010	29,870	27,150	10,860
2,860,000	2,870,000	59,110	62,730	66,350	69,970	73,590	77,210	80,830	84,450	88,070	91,690	95,310	19,010	29,870	27,150	10,860
2,870,000	2,880,000	59,490	63,110	66,730	70,350	73,970	77,590	81,210	84,830	88,450	92,070	95,690	19,010	29,870	27,150	10,860
2,880,000	2,890,000	59,870	63,490	67,110	70,730	74,350	77,970	81,590	85,210	88,830	92,450	96,070	19,010	29,870	27,150	10,860
2,890,000	2,900,000	60,250	63,870	67,490	71,110	74,730	78,350	81,970	85,590	89,210	92,830	96,450	19,010	29,870	27,150	10,860
2,900,000	2,910,000	60,630	64,250	67,870	71,490	75,110	78,730	82,350	85,970	89,590	93,210	96,830	19,010	29,870	27,150	10,860
2,910,000	2,920,000	61,010	64,630	68,250	71,870	75,490	79,110	82,730	86,350	89,970	93,590	97,210	19,010	29,870	27,150	10,860
2,920,000	2,930,000	61,390	65,010	68,630	72,250	75,870	79,490	83,110	86,730	90,350	93,970	97,590	19,010	29,870	27,150	10,860
2,930,000	2,940,000	61,770	65,390	69,010	72,630	76,250	79,870	83,490	87,110	90,730	94,350	97,970	19,010	29,870	27,150	10,860
2,940,000	2,950,000	62,150	65,770	69,390	73,010	76,630	80,250	83,870	87,490	91,110	94,730	98,350	19,010	29,870	27,150	10,860
2,950,000	2,960,000	62,530	66,150	69,770	73,390	77,010	80,630	84,250	87,870	91,490	95,110	98,730	19,010	29,870	27,150	10,860
2,960,000	2,970,000	62,910	66,530	70,150	73,770	77,390	81,010	84,630	88,250	91,870	95,490	99,110	19,010	29,870	27,150	10,860
2,970,000	2,980,000	63,290	66,910	70,530	74,150	77,770	81,390	85,010	88,630	92,250	95,870	99,490	19,010	29,870	27,150	10,860
2,980,000	2,990,000	63,670	67,290	70,910	74,530	78,150	81,770	85,390	89,010	92,630	96,250	99,870	19,010	29,870	27,150	10,860
2,990,000	3,000,000	64,050	67,670	71,290	74,910	78,530	82,150	85,770	89,390	93,010	96,630	100,250	19,010	29,870	27,150	10,860
3,000,000	3,010,000	64,430	68,050	71,670	75,290	78,910	82,530	86,150	89,770	93,390	97,010	100,630	19,010	29,870	27,150	10,860
3,010,000	3,020,000	64,430	68,430	72,050	75,670	79,290	82,910	86,530	90,150	93,770	97,390	101,010	19,390	30,250	27,530	11,240
3,020,000	3,030,000	64,430	68,430	72,430	76,050	79,670	83,290	86,910	90,530	94,150	97,770	101,390	19,770	30,630	27,910	11,620
3,030,000	3,040,000	64,430	68,430	72,430	76,430	80,050	83,670	87,290	90,910	94,530	98,150	101,770	20,150	31,010	28,290	12,000
3,040,000	3,050,000	64,430	68,430	72,430	76,430	80,430	84,050	87,670	91,290	94,910	98,530	102,150	20,530	31,390	28,670	12,000
3,050,000	3,060,000	64,430	68,430	72,430	76,430	80,430	84,430	88,050	91,670	95,290	98,910	102,530	20,910	31,770	29,050	12,000
3,060,000	3,070,000	64,430	68,430	72,430	76,430	80,430	84,430	88,430	92,050	95,670	99,290	102,910	21,000	32,150	29,430	12,000
3,070,000	3,080,000	64,430	68,430	72,430	76,430	80,430	84,430	88,430	92,430	96,050	99,670	103,290	21,000	32,530	29,810	12,000
3,080,000	3,090,000	64,430	68,430	72,430	76,430	80,430	84,430	88,430	92,430	96,430	100,050	103,670	21,000	32,910	30,000	12,000
3,090,000	3,100,000	64,430	68,430	72,430	76,430	80,430	84,430	88,430	92,430	96,430	100,430	104,050	21,000	33,000	30,000	12,000
3,100,000	4,000,000	64,430	68,430	72,430	76,430	80,430	84,430	88,430	92,430	96,430	100,430	104,430	21,000	33,000	30,000	12,000
4,000,000	4,010,000	64,930	68,930	72,930	76,930	80,930	84,930	88,930	92,930	96,930	100,930	104,930	21,000	33,000	30,000	12,000
4,010,000	4,020,000	64,930	69,430	73,430	77,430	81,430	85,430	89,430	93,430	97,430	101,430	105,430	21,500	33,500	30,500	12,500
4,020,000	4,030,000	64,930	69,430	73,930	77,930	81,930	85,930	89,930	93,930	97,930	101,930	105,930	22,000	34,000	31,000	13,000
4,030,000	4,040,000	64,930	69,430	73,930	78,430	82,430	86,430	90,430	94,430	98,430	102,430	106,430	22,500	34,500	31,500	13,500
4,040,000	4,050,000	64,930	69,430	73,930	78,430	82,930	86,930	90,930	94,930	98,930	102,930	106,930	23,000	35,000	32,000	13,500
4,050,000	4,060,000	64,930	69,430	73,930	78,430	82,930	87,430	91,430	95,430	99,430	103,430	107,430	23,500	35,500	32,500	13,500
4,060,000	4,070,000	64,930	69,430	73,930	78,430	82,930	87,430	91,930	95,930	99,930	103,930	107,930	23,630	36,000	33,000	13,500
4,070,000	4,080,000	64,930	69,430	73,930	78,430	82,930	87,430	91,930	96,430	100,430	104,430	108,430	23,630	36,500	33,500	13,500
4,080,000	4,090,000	64,930	69,430	73,930	78,430	82,930	87,430	91,930	96,430	100,930	104,930	108,930	23,630	37,000	33,750	13,500
4,090,000	4,100,000	64,930	69,430	73,930	78,430	82,930	87,430	91,930	96,430	100,930	105,430	109,430	23,630	37,130	33,750	13,500
4,100,000	6,000,000	64,930	69,430	73,930	78,430	82,930	87,430	91,930	96,430	100,930	105,430	109,930	23,630	37,130	33,750	13,500
6,000,000	6,010,000	65,430	69,930	74,430	78,930	83,430	87,930	92,430	96,930	101,430	105,930	110,430	23,630	37,130	33,750	13,500
6,010,000	6,020,000	65,430	70,430	74,930	79,430	83,930	88,430	92,930	97,430	101,930	106,430	110,930	24,130	37,630	34,250	14,000
6,020,000	6,030,000	65,430	70,430	75,430	79,930	84,430	88,930	93,430	97,930	102,430	106,930	111,430	24,630	38,130	34,750	14,500

（六）

昭和40年分の所得税の課税総所得金額等		甲											乙			丙
		扶養親族等の数											青色事業専従者の年齢			事業専従者
以上	未満	0人	1人	2人	3人	4人	5人	6人	7人	8人	9人	10人以上	20歳以上	19歳	19歳未満	
		控除金額											1人当たり控除金額			
円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
6,030,000	6,040,000	65,430	70,430	75,430	80,430	84,930	89,430	93,930	98,430	102,930	107,430	111,930	25,130	38,630	35,250	15,000
6,040,000	6,050,000	65,430	70,430	75,430	80,430	85,430	89,930	94,430	98,930	103,430	107,930	112,430	25,630	39,130	35,750	15,000
6,050,000	6,060,000	65,430	70,430	75,430	80,430	85,430	90,430	94,930	99,430	103,930	108,430	112,930	26,130	39,630	36,250	15,000
6,060,000	6,070,000	65,430	70,430	75,430	80,430	85,430	90,430	95,430	99,930	104,430	108,930	113,430	26,250	40,130	36,750	15,000
6,070,000	6,080,000	65,430	70,430	75,430	80,430	85,430	90,430	95,430	100,430	104,930	109,430	113,930	26,250	40,630	37,250	15,000
6,080,000	6,090,000	65,430	70,430	75,430	80,430	85,430	90,430	95,430	100,430	105,430	109,930	114,430	26,250	41,130	37,500	15,000
6,090,000	6,100,000	65,430	70,430	75,430	80,430	85,430	90,430	95,430	100,430	105,430	110,430	114,930	26,250	41,250	37,500	15,000
6,100,000	10,000,000	65,430	70,430	75,430	80,430	85,430	90,430	95,430	100,430	105,430	110,430	115,430	26,250	41,250	37,500	15,000
10,000,000	10,010,000	65,930	70,930	75,930	80,930	85,930	90,930	95,930	100,930	105,930	110,930	115,930	26,250	41,250	37,500	15,000
10,010,000	10,020,000	65,930	71,430	76,430	81,430	86,430	91,430	96,430	101,430	106,430	111,430	116,430	26,750	41,750	38,000	15,500
10,020,000	10,030,000	65,930	71,430	76,930	81,930	86,930	91,930	96,930	101,930	106,930	111,930	116,930	27,250	42,250	38,500	16,000
10,030,000	10,040,000	65,930	71,430	76,930	82,430	87,430	92,430	97,430	102,430	107,430	112,430	117,430	27,750	42,750	39,000	16,500
10,040,000	10,050,000	65,930	71,430	76,930	82,430	87,930	92,930	97,930	102,930	107,930	112,930	117,930	28,250	43,250	39,500	16,500
10,050,000	10,060,000	65,930	71,430	76,930	82,430	87,930	93,430	98,430	103,430	108,430	113,430	118,430	28,750	43,750	40,000	16,500
10,060,000	10,070,000	65,930	71,430	76,930	82,430	87,930	93,430	98,930	103,930	108,930	113,930	118,930	28,880	44,250	40,500	16,500
10,070,000	10,080,000	65,930	71,430	76,930	82,430	87,930	93,430	98,930	104,430	109,430	114,430	119,430	28,880	44,750	41,000	16,500
10,080,000	10,090,000	65,930	71,430	76,930	82,430	87,930	93,430	98,930	104,430	109,930	114,930	119,930	28,880	45,250	41,250	16,500
10,090,000	10,100,000	65,930	71,430	76,930	82,430	87,930	93,430	98,930	104,430	109,930	115,430	120,430	28,880	45,380	41,250	16,500
10,100,000	20,000,000	65,930	71,430	76,930	82,430	87,930	93,430	98,930	104,430	109,930	115,430	120,930	28,880	45,380	41,250	16,500
20,000,000	20,010,000	66,430	71,930	77,430	82,930	88,430	93,930	99,430	104,930	110,430	115,930	121,430	28,880	45,380	41,250	16,500
20,010,000	20,020,000	66,430	72,430	77,930	83,430	88,930	94,430	99,930	105,430	110,930	116,430	121,930	29,380	45,880	41,750	17,000
20,020,000	20,030,000	66,430	72,430	78,430	83,930	89,430	94,930	100,430	105,930	111,430	116,930	122,430	29,880	46,380	42,250	17,500
20,030,000	20,040,000	66,430	72,430	78,430	84,430	89,930	95,430	100,930	106,430	111,930	117,430	122,930	30,380	46,880	42,750	18,000
20,040,000	20,050,000	66,430	72,430	78,430	84,430	90,430	95,930	101,430	106,930	112,430	117,930	123,430	30,880	47,380	43,250	18,000
20,050,000	20,060,000	66,430	72,430	78,430	84,430	90,430	96,430	101,930	107,430	112,930	118,430	123,930	31,380	47,880	43,750	18,000
20,060,000	20,070,000	66,430	72,430	78,430	84,430	90,430	96,430	102,430	107,930	113,430	118,930	124,430	31,500	48,380	44,250	18,000
20,070,000	20,080,000	66,430	72,430	78,430	84,430	90,430	96,430	102,430	108,430	113,930	119,430	124,930	31,500	48,880	44,750	18,000
20,080,000	20,090,000	66,430	72,430	78,430	84,430	90,430	96,430	102,430	108,430	114,430	119,930	125,430	31,500	49,380	45,000	18,000
20,090,000	20,100,000	66,430	72,430	78,430	84,430	90,430	96,430	102,430	108,430	114,430	120,430	125,930	31,500	49,500	45,000	18,000
20,100,000	30,000,000	66,430	72,430	78,430	84,430	90,430	96,430	102,430	108,430	114,430	120,430	126,430	31,500	49,500	45,000	18,000
30,000,000	30,010,000	66,930	72,930	78,930	84,930	90,930	96,930	102,930	108,930	114,930	120,930	126,930	31,500	49,500	45,000	18,000
30,010,000	30,020,000	66,930	73,430	79,430	85,430	91,430	97,430	103,430	109,430	115,430	121,430	127,430	32,000	50,000	45,500	18,500
30,020,000	30,030,000	66,930	73,430	79,930	85,930	91,930	97,930	103,930	109,930	115,930	121,930	127,930	32,500	50,500	46,000	19,000
30,030,000	30,040,000	66,930	73,430	79,930	86,430	92,430	98,430	104,430	110,430	116,430	122,430	128,430	33,000	51,000	46,500	19,500
30,040,000	30,050,000	66,930	73,430	79,930	86,430	92,930	98,930	104,930	110,930	116,930	122,930	128,930	33,500	51,500	47,000	19,500
30,050,000	30,060,000	66,930	73,430	79,930	86,430	92,930	99,430	105,430	111,430	117,430	123,430	129,430	34,000	52,000	47,500	19,500
30,060,000	30,070,000	66,930	73,430	79,930	86,430	92,930	99,430	105,930	111,930	117,930	123,930	129,930	34,130	52,500	48,000	19,500
30,070,000	30,080,000	66,930	73,430	79,930	86,430	92,930	99,430	105,930	112,430	118,430	124,430	130,430	34,130	53,000	48,500	19,500
30,080,000	30,090,000	66,930	73,430	79,930	86,430	92,930	99,430	105,930	112,430	118,930	124,930	130,930	34,130	53,500	48,750	19,500
30,090,000	30,100,000	66,930	73,430	79,930	86,430	92,930	99,430	105,930	112,430	118,930	125,430	131,430	34,130	53,630	48,750	19,500
30,100,000	45,000,000	66,930	73,430	79,930	86,430	92,930	99,430	105,930	112,430	118,930	125,430	131,930	34,130	53,630	48,750	19,500
45,000,000	45,010,000	67,430	73,930	80,430	86,930	93,430	99,930	106,430	112,930	119,430	125,930	132,430	34,130	53,630	48,750	19,500
45,010,000	45,020,000	67,430	74,430	80,930	87,430	93,930	100,430	106,930	113,430	119,930	126,430	132,930	34,630	54,130	49,250	20,000
45,020,000	45,030,000	67,430	74,430	81,430	87,930	94,430	100,930	107,430	113,930	120,430	126,930	133,430	35,130	54,630	49,750	20,500
45,030,000	45,040,000	67,430	74,430	81,430	88,430	94,930	101,430	107,930	114,430	120,930	127,430	133,930	35,630	55,130	50,250	21,000
45,040,000	45,050,000	67,430	74,430	81,430	88,430	95,430	101,930	108,430	114,930	121,430	127,930	134,430	36,130	55,630	50,750	21,000
45,050,000	45,060,000	67,430	74,430	81,430	88,430	95,430	102,430	108,930	115,430	121,930	128,430	134,930	36,630	56,130	51,250	21,000
45,060,000	45,070,000	67,430	74,430	81,430	88,430	95,430	102,430	109,430	115,930	122,430	128,930	135,430	36,750	56,630	51,750	21,000
45,070,000	45,080,000	67,430	74,430	81,430	88,430	95,430	102,430	109,430	116,430	122,930	129,430	135,930	36,750	57,130	52,250	21,000
45,080,000	45,090,000	67,430	74,430	81,430	88,430	95,430	102,430	109,430	116,430	123,430	129,930	136,430	36,750	57,630	52,500	21,000

（七）

昭和40年分の所得税の課税総所得金額等		甲											乙			丙
		扶養親族等の数											青色事業専従者の年齢			事業専従者
		0人	1人	2人	3人	4人	5人	6人	7人	8人	9人	10人以上	20歳以上	19歳	19歳未満	
以上	未満	控除金額											1人当たり控除金額			
円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
45,090,000	45,100,000	67,430	74,430	81,430	88,430	95,430	102,430	109,430	116,430	123,430	130,430	136,930	36,750	57,750	52,500	21,000
45,100,000	60,000,000	67,430	74,430	81,430	88,430	95,430	102,430	109,430	116,430	123,430	130,430	137,430	36,750	57,750	52,500	21,000
60,000,000	60,010,000	67,930	74,930	81,930	88,930	95,930	102,930	109,930	116,930	123,930	130,930	137,930	36,750	57,750	52,500	21,000
60,010,000	60,020,000	67,930	75,430	82,430	89,430	96,430	103,430	110,430	117,430	124,430	131,430	138,430	37,250	58,250	53,000	21,500
60,020,000	60,030,000	67,930	75,430	82,930	89,930	96,930	103,930	110,930	117,930	124,930	131,930	138,930	37,750	58,750	53,500	22,000
60,030,000	60,040,000	67,930	75,430	82,930	90,430	97,430	104,430	111,430	118,430	125,430	132,430	139,430	38,250	59,250	54,000	22,500
60,040,000	60,050,000	67,930	75,430	82,930	90,430	97,930	104,930	111,930	118,930	125,930	132,930	139,930	38,750	59,750	54,500	22,500
60,050,000	60,060,000	67,930	75,430	82,930	90,430	97,930	105,430	112,430	119,430	126,430	133,430	140,430	39,250	60,250	55,000	22,500
60,060,000	60,070,000	67,930	75,430	82,930	90,430	97,930	105,430	112,930	119,930	126,930	133,930	140,930	39,380	60,750	55,500	22,500
60,070,000	60,080,000	67,930	75,430	82,930	90,430	97,930	105,430	112,930	120,430	127,430	134,430	141,430	39,380	61,250	56,000	22,500
60,080,000	60,090,000	67,930	75,430	82,930	90,430	97,930	105,430	112,930	120,430	127,930	134,930	141,930	39,380	61,750	56,250	22,500
60,090,000	60,100,000	67,930	75,430	82,930	90,430	97,930	105,430	112,930	120,430	127,930	135,430	142,430	39,380	61,880	56,250	22,500
60,100,000円以上		67,930	75,430	82,930	90,430	97,930	105,430	112,930	120,430	127,930	135,430	142,930	39,380	61,880	56,250	22,500

（注）　この表における用語については、次に定めるところによる。

㈠　「昭和40年分の所得税の課税総所得金額等」とは、附則第五条第一項第二号（昭和四十一年分の予定納税基準額の計算の特例)に規定する課税総所得金額等をいう。

㈡　「扶養親族等の数」とは、昭和40年分の所得税につき、旧法第七十七条（配偶者控除）の規定の適用を受けた控除対象配偶者及び旧法第七十八条第一項第二号(扶養控除)の規定の適用を受けた扶養親族の数の合計をいう。

㈢　「青色事業専従者」とは、昭和40年分の所得税につき旧法第五十七条第一項(青色事業専従者給与の必要経費算入の特例等)の規定の適用を受けた同項に規定する青色事業専従者をいう。

㈣　「事業専従者」とは、昭和40年分の所得税につき旧法第五十七条第二項の規定の適用を受けた同項に規定する事業専従者をいう。

㈤　「全額」とは、附則第五条第一項第一号に掲げる金額をいう。

附則別表第四　昭和42年分の所得税の予定納税基準額算出のための控除額表

（一）

昭和41年分の所得税の課税総所得金額等		甲											乙		丙
		扶養親族等の数										青色事業専従者の年齢		事業専従者
		0人	1人	2人	3人	4人	5人	6人	7人	8人	9人	10人以上	20歳以上	20歳未満	
以上	未満	控除金額										1人当たり控除金額		
円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
140,000	円未満	全額	全額	全額	全額	全額	全額	全額	全額	全額	全額	全額	0	0	0
140,000	150,000	120	370	620	全額	全額	全額	全額	全額	全額	全額	全額	全額	全額	全額
150,000	160,000	120	370	620	870	1,120	1,370	1,620	全額	全額	全額	全額	1,500	全額	750
160,000	200,000	120	370	620	870	1,120	1,370	1,620	1,870	2,120	2,370	2,620	1,500	2,250	750
200,000	210,000	240	490	740	990	1,240	1,490	1,740	1,990	2,240	2,490	2,740	1,500	2,250	750
210,000	220,000	360	610	860	1,110	1,360	1,610	1,860	2,110	2,360	2,610	2,860	1,500	2,250	750
220,000	230,000	480	730	980	1,230	1,480	1,730	1,980	2,230	2,480	2,730	2,980	1,500	2,250	750
230,000	240,000	600	850	1,100	1,350	1,600	1,850	2,100	2,350	2,600	2,850	3,100	1,500	2,250	750
240,000	250,000	720	970	1,220	1,470	1,720	1,970	2,220	2,470	2,720	2,970	3,220	1,500	2,250	750
250,000	260,000	840	1,090	1,340	1,590	1,840	2,090	2,340	2,590	2,840	3,090	3,340	1,500	2,250	750
260,000	270,000	960	1,210	1,460	1,710	1,960	2,210	2,460	2,710	2,960	3,210	3,460	1,500	2,250	750
270,000	280,000	1,080	1,330	1,580	1,830	2,080	2,330	2,580	2,830	3,080	3,330	3,580	1,500	2,250	750
280,000	290,000	1,200	1,450	1,700	1,950	2,200	2,450	2,700	2,950	3,200	3,450	3,700	1,500	2,250	750
290,000	300,000	1,320	1,570	1,820	2,070	2,320	2,570	2,820	3,070	3,320	3,570	3,820	1,500	2,250	750
300,000	310,000	1,450	1,820	2,200	2,570	2,820	3,070	3,320	3,570	3,820	4,070	4,320	1,880	2,630	1,130
310,000	320,000	1,450	1,820	2,200	2,570	2,950	3,320	3,700	4,070	4,320	4,570	4,820	2,250	3,130	1,130
320,000	500,000	1,450	1,820	2,200	2,570	2,950	3,320	3,700	4,070	4,450	4,820	5,200	2,250	3,380	1,130
500,000	510,000	1,570	1,940	2,320	2,690	3,070	3,440	3,820	4,190	4,570	4,940	5,320	2,250	3,380	1,130
510,000	520,000	1,690	2,060	2,440	2,810	3,190	3,560	3,940	4,310	4,690	5,060	5,440	2,250	3,380	1,130
520,000	530,000	1,810	2,180	2,560	2,930	3,310	3,680	4,060	4,430	4,810	5,180	5,560	2,250	3,380	1,130
530,000	540,000	1,930	2,300	2,680	3,050	3,430	3,800	4,180	4,550	4,930	5,300	5,680	2,250	3,380	1,130
540,000	550,000	2,050	2,420	2,800	3,170	3,550	3,920	4,300	4,670	5,050	5,420	5,800	2,250	3,380	1,130
550,000	560,000	2,170	2,540	2,920	3,290	3,670	4,040	4,420	4,790	5,170	5,540	5,920	2,250	3,380	1,130
560,000	570,000	2,290	2,660	3,040	3,410	3,790	4,160	4,540	4,910	5,290	5,660	6,040	2,250	3,380	1,130
570,000	580,000	2,410	2,780	3,160	3,530	3,910	4,280	4,660	5,030	5,410	5,780	6,160	2,250	3,380	1,130
580,000	590,000	2,530	2,900	3,280	3,650	4,030	4,400	4,780	5,150	5,530	5,900	6,280	2,250	3,380	1,130
590,000	600,000	2,650	3,020	3,400	3,770	4,150	4,520	4,900	5,270	5,650	6,020	6,400	2,250	3,380	1,130
600,000	610,000	2,770	3,270	3,770	4,270	4,650	5,020	5,400	5,770	6,150	6,520	6,900	2,630	3,750	1,500
610,000	620,000	2,770	3,270	3,770	4,270	4,770	5,270	5,770	6,270	6,650	7,020	7,400	3,000	4,250	1,500
620,000	800,000	2,770	3,270	3,770	4,270	4,770	5,270	5,770	6,270	6,770	7,270	7,770	3,000	4,500	1,500
800,000	810,000	2,890	3,390	3,890	4,390	4,890	5,390	5,890	6,390	6,890	7,390	7,890	3,000	4,500	1,500
810,000	820,000	3,010	3,510	4,010	4,510	5,010	5,510	6,010	6,510	7,010	7,510	8,010	3,000	4,500	1,500
820,000	830,000	3,130	3,630	4,130	4,630	5,130	5,630	6,130	6,630	7,130	7,630	8,130	3,000	4,500	1,500
830,000	840,000	3,250	3,750	4,250	4,750	5,250	5,750	6,250	6,750	7,250	7,750	8,250	3,000	4,500	1,500
840,000	850,000	3,370	3,870	4,370	4,870	5,370	5,870	6,370	6,870	7,370	7,870	8,370	3,000	4,500	1,500
850,000	860,000	3,490	3,990	4,490	4,990	5,490	5,990	6,490	6,990	7,490	7,990	8,490	3,000	4,500	1,500
860,000	870,000	3,610	4,110	4,610	5,110	5,610	6,110	6,610	7,110	7,610	8,110	8,610	3,000	4,500	1,500
870,000	880,000	3,730	4,230	4,730	5,230	5,730	6,230	6,730	7,230	7,730	8,230	8,730	3,000	4,500	1,500
880,000	890,000	3,850	4,350	4,850	5,350	5,850	6,350	6,850	7,350	7,850	8,350	8,850	3,000	4,500	1,500
890,000	900,000	3,970	4,470	4,970	5,470	5,970	6,470	6,970	7,470	7,970	8,470	8,970	3,000	4,500	1,500
900,000	910,000	4,090	4,590	5,090	5,590	6,090	6,590	7,090	7,590	8,090	8,590	9,090	3,000	4,500	1,500
910,000	920,000	4,210	4,710	5,210	5,710	6,210	6,710	7,210	7,710	8,210	8,710	9,210	3,000	4,500	1,500
920,000	930,000	4,330	4,830	5,330	5,830	6,330	6,830	7,330	7,830	8,330	8,830	9,330	3,000	4,500	1,500
930,000	940,000	4,450	4,950	5,450	5,950	6,450	6,950	7,450	7,950	8,450	8,950	9,450	3,000	4,500	1,500
940,000	950,000	4,570	5,070	5,570	6,070	6,570	7,070	7,570	8,070	8,570	9,070	9,570	3,000	4,500	1,500
950,000	960,000	4,690	5,190	5,690	6,190	6,690	7,190	7,690	8,190	8,690	9,190	9,690	3,000	4,500	1,500

（二）

昭和41年分の所得税の課税総所得金額等		甲											乙		丙
		扶養親族等の数											青色事業専従者の年齢		事業専従者
		0人	1人	2人	3人	4人	5人	6人	7人	8人	9人	10人以上	20歳以上	20歳未満	
以上	未満	控除金額											1人当たり控除金額		
円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
960,000	970,000	4,810	5,310	5,810	6,310	6,810	7,310	7,810	8,310	8,810	9,310	9,810	3,000	4,500	1,500
970,000	980,000	4,930	5,430	5,930	6,430	6,930	7,430	7,930	8,430	8,930	9,430	9,930	3,000	4,500	1,500
980,000	990,000	5,050	5,550	6,050	6,550	7,050	7,550	8,050	8,550	9,050	9,550	10,050	3,000	4,500	1,500
990,000	1,000,000	5,170	5,670	6,170	6,670	7,170	7,670	8,170	8,670	9,170	9,670	10,170	3,000	4,500	1,500
1,000,000	1,010,000	5,300	5,920	6,550	7,170	7,670	8,170	8,670	9,170	9,670	10,170	10,670	3,380	4,880	1,880
1,010,000	1,020,000	5,300	5,920	6,550	7,170	7,800	8,420	9,050	9,670	10,170	10,670	11,170	3,750	5,380	1,880
1,020,000	1,200,000	5,300	5,920	6,550	7,170	7,800	8,420	9,050	9,670	10,300	10,920	11,550	3,750	5,630	1,880
1,200,000	1,210,000	5,420	6,040	6,670	7,290	7,920	8,540	9,170	9,790	10,420	11,040	11,670	3,750	5,630	1,880
1,210,000	1,220,000	5,540	6,160	6,790	7,410	8,040	8,660	9,290	9,910	10,540	11,160	11,790	3,750	5,630	1,880
1,220,000	1,230,000	5,660	6,280	6,910	7,530	8,160	8,780	9,410	10,030	10,660	11,280	11,910	3,750	5,630	1,880
1,230,000	1,240,000	5,780	6,400	7,030	7,650	8,280	8,900	9,530	10,150	10,780	11,400	12,030	3,750	5,630	1,880
1,240,000	1,250,000	5,900	6,520	7,150	7,770	8,400	9,020	9,650	10,270	10,900	11,520	12,150	3,750	5,630	1,880
1,250,000	1,260,000	6,020	6,640	7,270	7,890	8,520	9,140	9,770	10,390	11,020	11,640	12,270	3,750	5,630	1,880
1,260,000	1,270,000	6,140	6,760	7,390	8,010	8,640	9,260	9,890	10,510	11,140	11,760	12,390	3,750	5,630	1,880
1,270,000	1,280,000	6,260	6,880	7,510	8,130	8,760	9,380	10,010	10,630	11,260	11,880	12,510	3,750	5,630	1,880
1,280,000	1,290,000	6,380	7,000	7,630	8,250	8,880	9,500	10,130	10,750	11,380	12,000	12,630	3,750	5,630	1,880
1,290,000	1,300,000	6,500	7,120	7,750	8,370	9,000	9,620	10,250	10,870	11,500	12,120	12,750	3,750	5,630	1,880
1,300,000	1,310,000	6,620	7,240	7,870	8,490	9,120	9,740	10,370	10,990	11,620	12,240	12,870	3,750	5,630	1,880
1,310,000	1,320,000	6,740	7,360	7,990	8,610	9,240	9,860	10,490	11,110	11,740	12,360	12,990	3,750	5,630	1,880
1,320,000	1,330,000	6,860	7,480	8,110	8,730	9,360	9,980	10,610	11,230	11,860	12,480	13,110	3,750	5,630	1,880
1,330,000	1,340,000	6,980	7,600	8,230	8,850	9,480	10,100	10,730	11,350	11,980	12,600	13,230	3,750	5,630	1,880
1,340,000	1,350,000	7,100	7,720	8,350	8,970	9,600	10,220	10,850	11,470	12,100	12,720	13,350	3,750	5,630	1,880
1,350,000	1,360,000	7,220	7,840	8,470	9,090	9,720	10,340	10,970	11,590	12,220	12,840	13,470	3,750	5,630	1,880
1,360,000	1,370,000	7,340	7,960	8,590	9,210	9,840	10,460	11,090	11,710	12,340	12,960	13,590	3,750	5,630	1,880
1,370,000	1,380,000	7,460	8,080	8,710	9,330	9,960	10,580	11,210	11,830	12,460	13,080	13,710	3,750	5,630	1,880
1,380,000	1,390,000	7,580	8,200	8,830	9,450	10,080	10,700	11,330	11,950	12,580	13,200	13,830	3,750	5,630	1,880
1,390,000	1,400,000	7,700	8,320	8,950	9,570	10,200	10,820	11,450	12,070	12,700	13,320	13,950	3,750	5,630	1,880
1,400,000	1,410,000	7,820	8,440	9,070	9,690	10,320	10,940	11,570	12,190	12,820	13,440	14,070	3,750	5,630	1,880
1,410,000	1,420,000	7,940	8,560	9,190	9,810	10,440	11,060	11,690	12,310	12,940	13,560	14,190	3,750	5,630	1,880
1,420,000	1,430,000	8,060	8,680	9,310	9,930	10,560	11,180	11,810	12,430	13,060	13,680	14,310	3,750	5,630	1,880
1,430,000	1,440,000	8,180	8,800	9,430	10,050	10,680	11,300	11,930	12,550	13,180	13,800	14,430	3,750	5,630	1,880
1,440,000	1,450,000	8,300	8,920	9,550	10,170	10,800	11,420	12,050	12,670	13,300	13,920	14,550	3,750	5,630	1,880
1,450,000	1,460,000	8,420	9,040	9,670	10,290	10,920	11,540	12,170	12,790	13,420	14,040	14,670	3,750	5,630	1,880
1,460,000	1,470,000	8,540	9,160	9,790	10,410	11,040	11,660	12,290	12,910	13,540	14,160	14,790	3,750	5,630	1,880
1,470,000	1,480,000	8,660	9,280	9,910	10,530	11,160	11,780	12,410	13,030	13,660	14,280	14,910	3,750	5,630	1,880
1,480,000	1,490,000	8,780	9,400	10,030	10,650	11,280	11,900	12,530	13,150	13,780	14,400	15,030	3,750	5,630	1,880
1,490,000	1,500,000	8,900	9,520	10,150	10,770	11,400	12,020	12,650	13,270	13,900	14,520	15,150	3,750	5,630	1,880
1,500,000	1,510,000	9,020	9,770	10,520	11,270	11,900	12,520	13,150	13,770	14,400	15,020	15,650	4,130	6,000	2,250
1,510,000	1,520,000	9,020	9,770	10,520	11,270	12,020	12,770	13,520	14,270	14,900	15,520	16,150	4,500	6,500	2,250
1,520,000	1,800,000	9,020	9,770	10,520	11,270	12,020	12,770	13,520	14,270	15,020	15,770	16,520	4,500	6,750	2,250
1,800,000	1,810,000	9,140	9,890	10,640	11,390	12,140	12,890	13,640	14,390	15,140	15,890	16,640	4,500	6,750	2,250
1,810,000	1,820,000	9,260	10,010	10,760	11,510	12,260	13,010	13,760	14,510	15,260	16,010	16,760	4,500	6,750	2,250
1,820,000	1,830,000	9,380	10,130	10,880	11,630	12,380	13,130	13,880	14,630	15,380	16,130	16,880	4,500	6,750	2,250
1,830,000	1,840,000	9,500	10,250	11,000	11,750	12,500	13,250	14,000	14,750	15,500	16,250	17,000	4,500	6,750	2,250
1,840,000	1,850,000	9,620	10,370	11,120	11,870	12,620	13,370	14,120	14,870	15,620	16,370	17,120	4,500	6,750	2,250

（三）

昭和41年分の所得税の課税総所得金額等		甲											乙		丙
		扶養親族等の数											青色事業専従者の年齢		事業専従者
		0人	1人	2人	3人	4人	5人	6人	7人	8人	9人	10人以上	20歳以上	20歳未満	
以上	未満	控除金額											1人当たり控除金額		
円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
1,850,000	1,860,000	9,740	10,490	11,240	11,990	12,740	13,490	14,240	14,990	15,740	16,490	17,240	4,500	6,750	2,250
1,860,000	1,870,000	9,860	10,610	11,360	12,110	12,860	13,610	14,360	15,110	15,860	16,610	17,360	4,500	6,750	2,250
1,870,000	1,880,000	9,980	10,730	11,480	12,230	12,980	13,730	14,480	15,230	15,980	16,730	17,480	4,500	6,750	2,250
1,880,000	1,890,000	10,100	10,850	11,600	12,350	13,100	13,850	14,600	15,350	16,100	16,850	17,600	4,500	6,750	2,250
1,890,000	1,900,000	10,220	10,970	11,720	12,470	13,220	13,970	14,720	15,470	16,220	16,970	17,720	4,500	6,750	2,250
1,900,000	1,910,000	10,340	11,090	11,840	12,590	13,340	14,090	14,840	15,590	16,340	17,090	17,840	4,500	6,750	2,250
1,910,000	1,920,000	10,460	11,210	11,960	12,710	13,460	14,210	14,960	15,710	16,460	17,210	17,960	4,500	6,750	2,250
1,920,000	1,930,000	10,580	11,330	12,080	12,830	13,580	14,330	15,080	15,830	16,580	17,330	18,080	4,500	6,750	2,250
1,930,000	1,940,000	10,700	11,450	12,200	12,950	13,700	14,450	15,200	15,950	16,700	17,450	18,200	4,500	6,750	2,250
1,940,000	1,950,000	10,820	11,570	12,320	13,070	13,820	14,570	15,320	16,070	16,820	17,570	18,320	4,500	6,750	2,250
1,950,000	1,960,000	10,940	11,690	12,440	13,190	13,940	14,690	15,440	16,190	16,940	17,690	18,440	4,500	6,750	2,250
1,960,000	1,970,000	11,060	11,810	12,560	13,310	14,060	14,810	15,560	16,310	17,060	17,810	18,560	4,500	6,750	2,250
1,970,000	1,980,000	11,180	11,930	12,680	13,430	14,180	14,930	15,680	16,430	17,180	17,930	18,680	4,500	6,750	2,250
1,980,000	1,990,000	11,300	12,050	12,800	13,550	14,300	15,050	15,800	16,550	17,300	18,050	18,800	4,500	6,750	2,250
1,990,000	2,000,000	11,420	12,170	12,920	13,670	14,420	15,170	15,920	16,670	17,420	18,170	18,920	4,500	6,750	2,250
2,000,000	2,010,000	11,540	12,290	13,040	13,790	14,540	15,290	16,040	16,790	17,540	18,290	19,040	4,500	6,750	2,250
2,010,000	2,020,000	11,660	12,410	13,160	13,910	14,660	15,410	16,160	16,910	17,660	18,410	19,160	4,500	6,750	2,250
2,020,000	2,030,000	11,780	12,530	13,280	14,030	14,780	15,530	16,280	17,030	17,780	18,530	19,280	4,500	6,750	2,250
2,030,000	2,040,000	11,900	12,650	13,400	14,150	14,900	15,650	16,400	17,150	17,900	18,650	19,400	4,500	6,750	2,250
2,040,000	2,050,000	12,020	12,770	13,520	14,270	15,020	15,770	16,520	17,270	18,020	18,770	19,520	4,500	6,750	2,250
2,050,000	2,060,000	12,140	12,890	13,640	14,390	15,140	15,890	16,640	17,390	18,140	18,890	19,640	4,500	6,750	2,250
2,060,000	2,070,000	12,260	13,010	13,760	14,510	15,260	16,010	16,760	17,510	18,260	19,010	19,760	4,500	6,750	2,250
2,070,000	2,080,000	12,380	13,130	13,880	14,630	15,380	16,130	16,880	17,630	18,380	19,130	19,880	4,500	6,750	2,250
2,080,000	2,090,000	12,500	13,250	14,000	14,750	15,500	16,250	17,000	17,750	18,500	19,250	20,000	4,500	6,750	2,250
2,090,000	2,100,000	12,620	13,370	14,120	14,870	15,620	16,370	17,120	17,870	18,620	19,370	20,120	4,500	6,750	2,250
2,100,000	2,110,000	12,740	13,490	14,240	14,990	15,740	16,490	17,240	17,990	18,740	19,490	20,240	4,500	6,750	2,250
2,110,000	2,120,000	12,860	13,610	14,360	15,110	15,860	16,610	17,360	18,110	18,860	19,610	20,360	4,500	6,750	2,250
2,120,000	2,130,000	12,980	13,730	14,480	15,230	15,980	16,730	17,480	18,230	18,980	19,730	20,480	4,500	6,750	2,250
2,130,000	2,140,000	13,100	13,850	14,600	15,350	16,100	16,850	17,600	18,350	19,100	19,850	20,600	4,500	6,750	2,250
2,140,000	2,150,000	13,220	13,970	14,720	15,470	16,220	16,970	17,720	18,470	19,220	19,970	20,720	4,500	6,750	2,250
2,150,000	2,160,000	13,340	14,090	14,840	15,590	16,340	17,090	17,840	18,590	19,340	20,090	20,840	4,500	6,750	2,250
2,160,000	2,170,000	13,460	14,210	14,960	15,710	16,460	17,210	17,960	18,710	19,460	20,210	20,960	4,500	6,750	2,250
2,170,000	2,180,000	13,580	14,330	15,080	15,830	16,580	17,330	18,080	18,830	19,580	20,330	21,080	4,500	6,750	2,250
2,180,000	2,190,000	13,700	14,450	15,200	15,950	16,700	17,450	18,200	18,950	19,700	20,450	21,200	4,500	6,750	2,250
2,190,000	2,200,000	13,820	14,570	15,320	16,070	16,820	17,570	18,320	19,070	19,820	20,570	21,320	4,500	6,750	2,250
2,200,000	2,210,000	13,950	14,820	15,700	16,570	17,320	18,070	18,820	19,570	20,320	21,070	21,820	4,880	7,130	2,630
2,210,000	2,220,000	13,950	14,820	15,700	16,570	17,450	18,320	19,200	20,070	20,820	21,570	22,320	5,250	7,630	2,630
2,220,000	2,500,000	13,950	14,820	15,700	16,570	17,450	18,320	19,200	20,070	20,950	21,820	22,700	5,250	7,880	2,630
2,500,000	2,510,000	14,070	14,940	15,820	16,690	17,570	18,440	19,320	20,190	21,070	21,940	22,820	5,250	7,880	2,630
2,510,000	2,520,000	14,190	15,060	15,940	16,810	17,690	18,560	19,440	20,310	21,190	22,060	22,940	5,250	7,880	2,630
2,520,000	2,530,000	14,310	15,180	16,060	16,930	17,810	18,680	19,560	20,430	21,310	22,180	23,060	5,250	7,880	2,630
2,530,000	2,540,000	14,430	15,300	16,180	17,050	17,930	18,800	19,680	20,550	21,430	22,300	23,180	5,250	7,880	2,630
2,540,000	2,550,000	14,550	15,420	16,300	17,170	18,050	18,920	19,800	20,670	21,550	22,420	23,300	5,250	7,880	2,630
2,550,000	2,560,000	14,670	15,540	16,420	17,290	18,170	19,040	19,920	20,790	21,670	22,540	23,420	5,250	7,880	2,630
2,560,000	2,570,000	14,790	15,660	16,540	17,410	18,290	19,160	20,040	20,910	21,790	22,660	23,540	5,250	7,880	2,630

（四）

昭和41年分の所得税の課税総所得金額等		甲											乙		丙
		扶養親族等の数											青色事業専従者の年齢		事業専従者
		0人	1人	2人	3人	4人	5人	6人	7人	8人	9人	10人以上	20歳以上	20歳未満	
以上	未満	控除金額											1人当たり控除金額		
円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
2,570,000	2,580,000	14,910	15,780	16,660	17,530	18,410	19,280	20,160	21,030	21,910	22,780	23,660	5,250	7,880	2,630
2,580,000	2,590,000	15,030	15,900	16,780	17,650	18,530	19,400	20,280	21,150	22,030	22,900	23,780	5,250	7,880	2,630
2,590,000	2,600,000	15,150	16,020	16,900	17,770	18,650	19,520	20,400	21,270	22,150	23,020	23,900	5,250	7,880	2,630
2,600,000	2,610,000	15,270	16,140	17,020	17,890	18,770	19,640	20,520	21,390	22,270	23,140	24,020	5,250	7,880	2,630
2,610,000	2,620,000	15,390	16,260	17,140	18,010	18,890	19,760	20,640	21,510	22,390	23,260	24,140	5,250	7,880	2,630
2,620,000	2,630,000	15,510	16,380	17,260	18,130	19,010	19,880	20,760	21,630	22,510	23,380	24,260	5,250	7,880	2,630
2,630,000	2,640,000	15,630	16,500	17,380	18,250	19,130	20,000	20,880	21,750	22,630	23,500	24,380	5,250	7,880	2,630
2,640,000	2,650,000	15,750	16,620	17,500	18,370	19,250	20,120	21,000	21,870	22,750	23,620	24,500	5,250	7,880	2,630
2,650,000	2,660,000	15,870	16,740	17,620	18,490	19,370	20,240	21,120	21,990	22,870	23,740	24,620	5,250	7,880	2,630
2,660,000	2,670,000	15,990	16,860	17,740	18,610	19,490	20,360	21,240	22,110	22,990	23,860	24,740	5,250	7,880	2,630
2,670,000	2,680,000	16,110	16,980	17,860	18,730	19,610	20,480	21,360	22,230	23,110	23,980	24,860	5,250	7,880	2,630
2,680,000	2,690,000	16,230	17,100	17,980	18,850	19,730	20,600	21,480	22,350	23,230	24,100	24,980	5,250	7,880	2,630
2,690,000	2,700,000	16,350	17,220	18,100	18,970	19,850	20,720	21,600	22,470	23,350	24,220	25,100	5,250	7,880	2,630
2,700,000	2,710,000	16,470	17,340	18,220	19,090	19,970	20,840	21,720	22,590	23,470	24,340	25,220	5,250	7,880	2,630
2,710,000	2,720,000	16,590	17,460	18,340	19,210	20,090	20,960	21,840	22,710	23,590	24,460	25,340	5,250	7,880	2,630
2,720,000	2,730,000	16,710	17,580	18,460	19,330	20,210	21,080	21,960	22,830	23,710	24,580	25,460	5,250	7,880	2,630
2,730,000	2,740,000	16,830	17,700	18,580	19,450	20,330	21,200	22,080	22,950	23,830	24,700	25,580	5,250	7,880	2,630
2,740,000	2,750,000	16,950	17,820	18,700	19,570	20,450	21,320	22,200	23,070	23,950	24,820	25,700	5,250	7,880	2,630
2,750,000	2,760,000	17,070	17,940	18,820	19,690	20,570	21,440	22,320	23,190	24,070	24,940	25,820	5,250	7,880	2,630
2,760,000	2,770,000	17,190	18,060	18,940	19,810	20,690	21,560	22,440	23,310	24,190	25,060	25,940	5,250	7,880	2,630
2,770,000	2,780,000	17,310	18,180	19,060	19,930	20,810	21,680	22,560	23,430	24,310	25,180	26,060	5,250	7,880	2,630
2,780,000	2,790,000	17,430	18,300	19,180	20,050	20,930	21,800	22,680	23,550	24,430	25,300	26,180	5,250	7,880	2,630
2,790,000	2,800,000	17,550	18,420	19,300	20,170	21,050	21,920	22,800	23,670	24,550	25,420	26,300	5,250	7,880	2,630
2,800,000	2,810,000	17,670	18,540	19,420	20,290	21,170	22,040	22,920	23,790	24,670	25,540	26,420	5,250	7,880	2,630
2,810,000	2,820,000	17,790	18,660	19,540	20,410	21,290	22,160	23,040	23,910	24,790	25,660	26,540	5,250	7,880	2,630
2,820,000	2,830,000	17,910	18,780	19,660	20,530	21,410	22,280	23,160	24,030	24,910	25,780	26,660	5,250	7,880	2,630
2,830,000	2,840,000	18,030	18,900	19,780	20,650	21,530	22,400	23,280	24,150	25,030	25,900	26,780	5,250	7,880	2,630
2,840,000	2,850,000	18,150	19,020	19,900	20,770	21,650	22,520	23,400	24,270	25,150	26,020	26,900	5,250	7,880	2,630
2,850,000	2,860,000	18,270	19,140	20,020	20,890	21,770	22,640	23,520	24,390	25,270	26,140	27,020	5,250	7,880	2,630
2,860,000	2,870,000	18,390	19,260	20,140	21,010	21,890	22,760	23,640	24,510	25,390	26,260	27,140	5,250	7,880	2,630
2,870,000	2,880,000	18,510	19,380	20,260	21,130	22,010	22,880	23,760	24,630	25,510	26,380	27,260	5,250	7,880	2,630
2,880,000	2,890,000	18,630	19,500	20,380	21,250	22,130	23,000	23,880	24,750	25,630	26,500	27,380	5,250	7,880	2,630
2,890,000	2,900,000	18,750	19,620	20,500	21,370	22,250	23,120	24,000	24,870	25,750	26,620	27,500	5,250	7,880	2,630
2,900,000	2,910,000	18,870	19,740	20,620	21,490	22,370	23,240	24,120	24,990	25,870	26,740	27,620	5,250	7,880	2,630
2,910,000	2,920,000	18,990	19,860	20,740	21,610	22,490	23,360	24,240	25,110	25,990	26,860	27,740	5,250	7,880	2,630
2,920,000	2,930,000	19,110	19,980	20,860	21,730	22,610	23,480	24,360	25,230	26,110	26,980	27,860	5,250	7,880	2,630
2,930,000	2,940,000	19,230	20,100	20,980	21,850	22,730	23,600	24,480	25,350	26,230	27,100	27,980	5,250	7,880	2,630
2,940,000	2,950,000	19,350	20,220	21,100	21,970	22,850	23,720	24,600	25,470	26,350	27,220	28,100	5,250	7,880	2,630
2,950,000	2,960,000	19,470	20,340	21,220	22,090	22,970	23,840	24,720	25,590	26,470	27,340	28,220	5,250	7,880	2,630
2,960,000	2,970,000	19,590	20,460	21,340	22,210	23,090	23,960	24,840	25,710	26,590	27,460	28,340	5,250	7,880	2,630
2,970,000	2,980,000	19,710	20,580	21,460	22,330	23,210	24,080	24,960	25,830	26,710	27,580	28,460	5,250	7,880	2,630
2,980,000	2,990,000	19,830	20,700	21,580	22,450	23,330	24,200	25,080	25,950	26,830	27,700	28,580	5,250	7,880	2,630
2,990,000	3,000,000	19,950	20,820	21,700	22,570	23,450	24,320	25,200	26,070	26,950	27,820	28,700	5,250	7,880	2,630
3,000,000	3,010,000	20,070	21,070	22,070	23,070	23,950	24,820	25,700	26,570	27,450	28,320	29,200	5,630	8,250	3,000
3,010,000	3,020,000	20,070	21,070	22,070	23,070	24,070	25,070	26,070	27,070	27,950	28,820	29,700	6,000	8,750	3,000

（五）

昭和41年分の所得税の課税総所得金額等		甲											乙		丙
		扶養親族等の数											青色事業専従者の年齢		事業専従者
所得金額等		0人	1人	2人	3人	4人	5人	6人	7人	8人	9人	10人以上	20歳以上	20歳未満	
以上	未満	控除金額											1人当たり控除金額		
円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
3,020,000	4,000,000	20,070	21,070	22,070	23,070	24,070	25,070	26,070	27,070	28,070	29,070	30,070	6,000	9,000	3,000
4,000,000	4,010,000	20,200	21,320	22,450	23,570	24,570	25,570	26,570	27,570	28,570	29,570	30,570	6,380	9,380	3,380
4,010,000	4,020,000	20,200	21,320	22,450	23,570	24,700	25,820	26,950	28,070	29,070	30,070	31,070	6,750	9,880	3,380
4,020,000	6,000,000	20,200	21,320	22,450	23,570	24,700	25,820	26,950	28,070	29,200	30,320	31,450	6,750	10,130	3,380
6,000,000	6,010,000	20,320	21,570	22,820	24,070	25,200	26,320	27,450	28,570	29,700	30,820	31,950	7,130	10,500	3,750
6,010,000	6,020,000	20,320	21,570	22,820	24,070	25,320	26,570	27,820	29,070	30,200	31,320	32,450	7,500	11,000	3,750
6,020,000	10,000,000	20,320	21,570	22,820	24,070	25,320	26,570	27,820	29,070	30,320	31,570	32,820	7,500	11,250	3,750
10,000,000	10,010,000	20,450	21,820	23,200	24,570	25,820	27,070	28,320	29,570	30,820	32,070	33,320	7,880	11,630	4,130
10,010,000	10,020,000	20,450	21,820	23,200	24,570	25,950	27,320	28,700	30,070	31,320	32,570	33,820	8,250	12,130	4,130
10,020,000	20,000,000	20,450	21,820	23,200	24,570	25,950	27,320	28,700	30,070	31,450	32,820	34,200	8,250	12,380	4,130
20,000,000	20,010,000	20,570	22,070	23,570	25,070	26,450	27,820	29,200	30,570	31,950	33,320	34,700	8,630	12,750	4,500
20,010,000	20,020,000	20,570	22,070	23,570	25,070	26,570	28,070	29,570	31,070	32,450	33,820	35,200	9,000	13,250	4,500
20,020,000	30,000,000	20,570	22,070	23,570	25,070	26,570	28,070	29,570	31,070	32,570	34,070	35,570	9,000	13,500	4,500
30,000,000	30,010,000	20,700	22,320	23,950	25,570	27,070	28,570	30,070	31,570	33,070	34,570	36,070	9,380	13,880	4,880
30,010,000	30,020,000	20,700	22,320	23,950	25,570	27,200	28,820	30,450	32,070	33,570	35,070	36,570	9,750	14,380	4,880
30,020,000	45,000,000	20,700	22,320	23,950	25,570	27,200	28,820	30,450	32,070	33,700	35,320	36,950	9,750	14,630	4,880
45,000,000	45,010,000	20,820	22,570	24,320	26,070	27,700	29,320	30,950	32,570	34,200	35,820	37,450	10,130	15,000	5,250
45,010,000	45,020,000	20,820	22,570	24,320	26,070	27,820	29,570	31,320	33,070	34,700	36,320	37,950	10,500	15,500	5,250
45,020,000	60,000,000	20,820	22,570	24,320	26,070	27,820	29,570	31,320	33,070	34,820	36,570	38,320	10,500	15,750	5,250
60,000,000	60,010,000	20,950	22,820	24,700	26,570	28,320	30,070	31,820	33,570	35,320	37,070	38,820	10,880	16,130	5,630
60,010,000	60,020,000	20,950	22,820	24,700	26,570	28,450	30,320	32,200	34,070	35,820	37,570	39,320	11,250	16,630	5,630
60,020,000円以上		20,950	22,820	24,700	26,570	28,450	30,320	32,200	34,070	35,950	37,820	39,700	11,250	16,880	5,630

（注）　この表における用語については、次に定めるところによる。

㈠「昭和41年分の所得税の課税総所得金額等」とは、附則第六条第一項第二号（昭和四十二年分の予定納税基準額の計算の特例）に規定する課税総所得金額等をいう。

㈡「扶養親族等の数」とは、昭和41年分の所得税につき、附則第三条第一項（昭和四十一年分の所得税の所得控除及び税額の計算に係る特例）の規定により読み替えられた新法第七十七条（配偶者控除）の規定の適用を受けた控除対象配偶者及び附則第三条第一項の規定により読み替えられた新法第七十八条（扶養控除）の規定の適用を受けた扶養親族のうち昭和41年12月31日における年齢が13歳未満のもの（同条第二項の規定の適用を受けた者を除く。）の数の合計をいう。

㈢「青色事業専従者」とは、昭和41年分の所得税につき附則第三条第一項の規定により読み替えられた新法第五十七条第一項（青色事業専従者給与の必要経費算入の特例等）の規定の適用を受けた同項に規定する青色事業専従者をいう。

㈣「事業専従者」とは、昭和41年分の所得税につき附則第三条第一項の規定により読み替えられた新法第五十七条第二項の規定の適用を受けた同項に規定する事業専従者をいう。

㈤「全額」とは、附則第六条第一項第一号に掲げる金額をいう。

附則別表第五　昭和41年分の年末調整のための給与所得の源泉徴収税額表

（一）

課税給与所得金額		税額	課税給与所得金額		税額	課税給与所得金額		税額	課税給与所得金額		税額
以上	未満		以上	未満		以上	未満		以上	未満	
円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
			25,500	26,000	2,130	71,000	72,000	5,940	152,000	154,000	13,570
1,500円未満		0	26,000	26,500	2,170	72,000	73,000	6,020	154,000	156,000	13,770
1,500	2,000	120	26,500	27,000	2,210	73,000	74,000	6,110	156,000	158,000	13,970
2,000	2,500	160	27,000	27,500	2,250	74,000	75,000	6,190	158,000	160,000	14,170
2,500	3,000	200	27,500	28,000	2,300	75,000	76,000	6,270	160,000	162,000	14,370
3,000	3,500	250	28,000	28,500	2,340	76,000	77,000	6,360	162,000	164,000	14,570
3,500	4,000	290	28,500	29,000	2,380	77,000	78,000	6,440	164,000	166,000	14,770
4,000	4,500	330	29,000	29,500	2,420	78,000	79,000	6,520	166,000	168,000	14,970
4,500	5,000	370	29,500	30,000	2,460	79,000	80,000	6,610	168,000	170,000	15,170
5,000	5,500	410	30,000	31,000	2,510	80,000	81,000	6,690	170,000	172,000	15,370
5,500	6,000	460	31,000	32,000	2,590	81,000	82,000	6,770	172,000	174,000	15,570
6,000	6,500	500	32,000	33,000	2,670	82,000	83,000	6,860	174,000	176,000	15,770
6,500	7,000	540	33,000	34,000	2,760	83,000	84,000	6,940	176,000	178,000	15,970
7,000	7,500	580	34,000	35,000	2,840	84,000	85,000	7,030	178,000	180,000	16,170
7,500	8,000	620	35,000	36,000	2,920	85,000	86,000	7,110	180,000	182,000	16,370
8,000	8,500	660	36,000	37,000	3,010	86,000	87,000	7,190	182,000	184,000	16,570
8,500	9,000	710	37,000	38,000	3,090	87,000	88,000	7,280	184,000	186,000	16,770
9,000	9,500	750	38,000	39,000	3,180	88,000	89,000	7,360	186,000	188,000	16,970
9,500	10,000	790	39,000	40,000	3,260	89,000	90,000	7,440	188,000	190,000	17,170
10,000	10,500	830	40,000	41,000	3,340	90,000	92,000	7,530	190,000	192,000	17,370
10,500	11,000	870	41,000	42,000	3,430	92,000	94,000	7,700	192,000	194,000	17,570
11,000	11,500	920	42,000	43,000	3,510	94,000	96,000	7,860	194,000	196,000	17,770
11,500	12,000	960	43,000	44,000	3,590	96,000	98,000	8,030	196,000	198,000	17,970
12,000	12,500	1,000	44,000	45,000	3,680	98,000	100,000	8,200	198,000	200,000	18,170
12,500	13,000	1,040	45,000	46,000	3,760	100,000	102,000	8,370	200,000	202,000	18,370
13,000	13,500	1,080	46,000	47,000	3,850	102,000	104,000	8,570	202,000	204,000	18,590
13,500	14,000	1,120	47,000	48,000	3,930	104,000	106,000	8,770	204,000	206,000	18,810
14,000	14,500	1,170	48,000	49,000	4,010	106,000	108,000	8,970	206,000	208,000	19,040
14,500	15,000	1,210	49,000	50,000	4,100	108,000	110,000	9,170	208,000	210,000	19,260
15,000	15,500	1,250	50,000	51,000	4,180	110,000	112,000	9,370	210,000	213,000	19,490
15,500	16,000	1,290	51,000	52,000	4,260	112,000	114,000	9,570	213,000	216,000	19,820
16,000	16,500	1,330	52,000	53,000	4,350	114,000	116,000	9,770	216,000	219,000	20,160
16,500	17,000	1,380	53,000	54,000	4,430	116,000	118,000	9,970	219,000	222,000	20,490
17,000	17,500	1,420	54,000	55,000	4,510	118,000	120,000	10,170	222,000	225,000	20,830
17,500	18,000	1,460	55,000	56,000	4,600	120,000	122,000	10,370	225,000	228,000	21,170
18,000	18,500	1,500	56,000	57,000	4,680	122,000	124,000	10,570	228,000	231,000	21,500
18,500	19,000	1,540	57,000	58,000	4,770	124,000	126,000	10,770	231,000	234,000	21,840
19,000	19,500	1,590	58,000	59,000	4,850	126,000	128,000	10,970	234,000	237,000	22,170
19,500	20,000	1,630	59,000	60,000	4,930	128,000	130,000	11,170	237,000	240,000	22,510
20,000	20,500	1,670	60,000	61,000	5,020	130,000	132,000	11,370	240,000	243,000	22,850
20,500	21,000	1,710	61,000	62,000	5,100	132,000	134,000	11,570	243,000	246,000	23,180
21,000	21,500	1,750	62,000	63,000	5,180	134,000	136,000	11,770	246,000	249,000	23,520
21,500	22,000	1,790	63,000	64,000	5,270	136,000	138,000	11,970	249,000	252,000	23,850
22,000	22,500	1,840	64,000	65,000	5,350	138,000	140,000	12,170	252,000	255,000	24,190
22,500	23,000	1,880	65,000	66,000	5,440	140,000	142,000	12,370	255,000	258,000	24,530
23,000	23,500	1,920	66,000	67,000	5,520	142,000	144,000	12,570	258,000	261,000	24,860
23,500	24,000	1,960	67,000	68,000	5,600	144,000	146,000	12,770	261,000	264,000	25,200
24,000	24,500	2,000	68,000	69,000	5,690	146,000	148,000	12,970	264,000	267,000	25,530
24,500	25,000	2,050	69,000	70,000	5,770	148,000	150,000	13,170	267,000	270,000	25,870
25,000	25,500	2,090	70,000	71,000	5,850	150,000	152,000	13,370	270,000	273,000	26,210

（二）

課税給与所得金額		税額	課税給与所得金額		税額	課税給与所得金額		税額	課税給与所得金額		税額
以上	未満		以上	未満		以上	未満		以上	未満	
円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
273,000	276,000	26,540	434,000	438,000	49,670	635,000	640,000	82,770	885,000	890,000	133,790
276,000	279,000	26,880	438,000	442,000	50,270	640,000	645,000	83,770	890,000	895,000	134,850
279,000	282,000	27,210	442,000	446,000	50,870	645,000	650,000	84,770	895,000	900,000	135,910
282,000	285,000	27,550	446,000	450,000	51,470	650,000	655,000	85,770	900,000	905,000	136,970
285,000	288,000	27,890	450,000	454,000	52,070	655,000	660,000	86,770	905,000	910,000	138,030
288,000	291,000	28,220	454,000	458,000	52,670	660,000	665,000	87,770	910,000	915,000	139,090
291,000	294,000	28,560	458,000	462,000	53,270	665,000	670,000	88,770	915,000	920,000	140,150
294,000	297,000	28,890	462,000	466,000	53,870	670,000	675,000	89,770	920,000	925,000	141,210
297,000	300,000	29,230	466,000	470,000	54,470	675,000	680,000	90,770	925,000	930,000	142,270
300,000	303,000	29,570	470,000	474,000	55,070	680,000	685,000	91,770	930,000	935,000	143,330
303,000	306,000	30,020	474,000	478,000	55,670	685,000	690,000	92,770	935,000	940,000	144,390
306,000	309,000	30,470	478,000	482,000	56,270	690,000	695,000	93,770	940,000	945,000	145,450
309,000	312,000	30,920	482,000	486,000	56,870	695,000	700,000	94,770	945,000	950,000	146,510
312,000	315,000	31,370	486,000	490,000	57,470	700,000	705,000	95,770	950,000	955,000	147,570
315,000	318,000	31,820	490,000	494,000	58,070	705,000	710,000	96,770	955,000	960,000	148,630
318,000	321,000	32,270	494,000	498,000	58,670	710,000	715,000	97,770	960,000	965,000	149,690
321,000	324,000	32,720	498,000	502,000	59,270	715,000	720,000	98,770	965,000	970,000	150,750
324,000	327,000	33,170	502,000	506,000	59,890	720,000	725,000	99,770	970,000	975,000	151,810
327,000	330,000	33,620	506,000	510,000	60,540	725,000	730,000	100,770	975,000	980,000	152,870
330,000	333,000	34,070	510,000	514,000	61,190	730,000	735,000	101,770	980,000	985,000	153,930
333,000	336,000	34,520	514,000	518,000	61,830	735,000	740,000	102,770	985,000	990,000	154,990
336,000	339,000	34,970	518,000	522,000	62,480	740,000	745,000	103,770	990,000	995,000	156,050
339,000	342,000	35,420	522,000	526,000	63,130	745,000	750,000	104,770	995,000	1,000,000	157,110
342,000	345,000	35,870	526,000	530,000	63,780	750,000	755,000	105,770			
345,000	348,000	36,320	530,000	534,000	64,430	755,000	760,000	106,770			
348,000	351,000	36,770	534,000	538,000	65,070	760,000	765,000	107,770	1,000,000	1,200,000	課税給与所得金額に25%を乗じて算出した金額から91,830円を控除した金額
351,000	354,000	37,220	538,000	542,000	65,720	765,000	770,000	108,770			
354,000	357,000	37,670	542,000	546,000	66,370	770,000	775,000	109,770			
357,000	360,000	38,120	546,000	550,000	67,020	775,000	780,000	110,770			
360,000	363,000	38,570	550,000	554,000	67,670	780,000	785,000	111,770			
363,000	366,000	39,020	554,000	558,000	68,310	785,000	790,000	112,770	1,200,000	1,500,000	課税給与所得金額に26.2%を乗じて算出した金額から106,230円を控除した金額
366,000	369,000	39,470	558,000	562,000	68,960	790,000	795,000	113,770			
369,000	372,000	39,920	562,000	566,000	69,610	795,000	800,000	114,770			
372,000	375,000	40,370	566,000	570,000	70,260	800,000	805,000	115,770			
375,000	378,000	40,820	570,000	574,000	70,910	805,000	810,000	116,830			
378,000	381,000	41,270	574,000	578,000	71,550	810,000	815,000	117,890	1,500,000	1,800,000	課税給与所得金額に30%を乗じて算出した金額から163,230円を控除した金額
381,000	384,000	41,720	578,000	582,000	72,200	815,000	820,000	118,950			
384,000	387,000	42,170	582,000	586,000	72,850	820,000	825,000	120,010			
387,000	390,000	42,620	586,000	590,000	73,500	825,000	830,000	121,070			
390,000	394,000	43,070	590,000	594,000	74,150	830,000	835,000	122,130			
394,000	398,000	43,670	594,000	598,000	74,790	835,000	840,000	123,190	1,800,000	2,200,000	課税給与所得金額に31.2%を乗じて算出した金額から184,830円を控除した金額
398,000	402,000	44,270	598,000	602,000	75,440	840,000	845,000	124,250			
402,000	406,000	44,870	602,000	606,000	76,170	845,000	850,000	125,310			
406,000	410,000	45,470	606,000	610,000	76,970	850,000	855,000	126,370			
410,000	414,000	46,070	610,000	614,000	77,770	855,000	860,000	127,430			
414,000	418,000	46,670	614,000	618,000	78,570	860,000	865,000	128,490	2,200,000	2,500,000	課税給与所得金額に35%を乗じて算出した金額から268,430円を控除した金額
418,000	422,000	47,270	618,000	622,000	79,370	865,000	870,000	129,550			
422,000	426,000	47,870	622,000	626,000	80,170	870,000	875,000	130,610			
426,000	430,000	48,470	626,000	630,000	80,970	875,000	880,000	131,670			
430,000	434,000	49,070	630,000	635,000	81,770	880,000	885,000	132,730			

(三)

課税給与所得金額		税額	課税給与所得金額		税額	課税給与所得金額		税額
以上	未満		以上	未満		以上	未満	
円 2,500,000	円 3,000,000	課税給与所得金額に36.2%を乗じて算出した金額から298,430円を控除した金額	円 6,000,000	円 10,000,000	課税給与所得金額に50%を乗じて算出した金額から912,430円を控除した金額	円 30,000,000	円 45,000,000	課税給与所得金額に65%を乗じて算出した金額から3,912,430円を控除した金額
3,000,000	4,000,000	課税給与所得金額に40%を乗じて算出した金額から412,430円を控除した金額	10,000,000	20,000,000	課税給与所得金額に55%を乗じて算出した金額から1,412,430円を控除した金額	45,000,000	60,000,000	課税給与所得金額に70%を乗じて算出した金額から6,162,430円を控除した金額
4,000,000	6,000,000	課税給与所得金額に45%を乗じて算出した金額から612,430円を控除した金額	20,000,000	30,000,000	課税給与所得金額に60%を乗じて算出した金額から2,412,430円を控除した金額	60,000,000円以上		課税給与所得金額に75%を乗じて算出した金額から9,162,430円を控除した金額
その者が障害者、老年者、寡婦又は勤労学生である場合には、これらの一に該当するごとに6,000円を、控除対象配偶者又は扶養親族である障害者がある場合には、当該障害者1人につき6,000円を、上の各欄によつて求めた税額から控除した金額								

(注) この表において「課税給与所得金額」とは、附則第三条第一項(昭和四十一年分の所得税の所得控除及び税額の計算に係る特例)の規定により読み替えられた新法第百九十条第二号(年末調整)に規定する給与所得控除後の給与等の金額から同号イからニまでに掲げる金額の合計額を控除した金額をいう。

(備考) 税額の求め方は、次のとおりである。

㈠ まず、この表の附表によりその年中の給与等の金額に応じて求めた同表の給与所得控除後の給与等の金額から、次に掲げる金額を控除した金額を求める。

⑴ その年中の給与等の金額から控除される社会保険料がある場合には、その金額

⑵ 給与所得者の保険料控除申告書により申告された社会保険料の金額がある場合には、その金額

⑶ 給与所得者の保険料控除申告書により申告された生命保険料(附則第三条第一項の規定により読み替えられた新法第七十五条第一項(生命保険料控除)に規定する生命保険料をいう。以下同じ。)の金額がある場合には、次に掲げる場合の区分に応じそれぞれ次に掲げる金額

(イ) その生命保険料の金額の合計額が23,600円までの場合　当該合計額

(ロ) その生命保険料の金額の合計額が23,600円をこえ50,000円までの場合　当該合計額の2分の1に相当する金額と11,800円との合計額

(ハ) その生命保険料の金額の合計額が50,000円をこえる場合　36,800円

⑷ 給与所得者の保険料控除申告書により申告された損害保険料(新法第七十六条第一項(損害保険料控除)に規定する損害保険料をいう。以下同じ。)の金額がある場合には、次に掲げる場合の区分に応じそれぞれ次に掲げる金額

(イ) その損害保険料の金額のすべてが新法第七十六条第一項第一号に規定する契約に係るものである場合　当該金額の合計額(その合計額が2,000円をこえる場合には、2,000円)

(ロ) その損害保険料の金額のすべてが新法第七十六条第一項第二号に規定する契約に係るものである場合　当該金額の合計額(その合計額が10,000円をこえる場合には、10,000円)

(ハ) その損害保険料の金額のうちに新法第七十六条第一項第一号に規定する契約に係るものと同項第二号に規定する契約に係るものとがある場合　当該金額の合計額(その合計額が10,000円をこえる場合には、10,000円)。ただし、同項第一号に規定する契約に係る金額が2,000円をこえ、かつ、同項第二号に規定する契約に係る金額が8,000円未満である場合には、2,000円と同項第二号に規定する契約に係る金額との合計額とする。

㈡ 次に、㈠により求めた金額から、

⑴ 給与所得者の扶養控除等申告書により申告された控除対象配偶者がある場合において、

(イ) 当該申告書により申告された扶養親族があるときは、附則第三条第一項の規定により読み替えられた新法第七十七条第一項(配偶者控除)の規定による配偶者控除の額、附則第三条第一項の規定により読み替えられた新法第七十八条第一項(扶養控除)の規定による扶養控除の額及び基礎控除の額の合計額を控除し、

(ロ) 当該申告書により申告された扶養親族がないときは、附則第三条第一項の規定により読み替えられた新法第七十七条第一項の規定による配偶者控除の額及び基礎控除の額の合計額を控除し、

⑵ 給与所得者の扶養控除等申告書により申告された控除対象配偶者がない場合において、

(イ) 当該申告書により申告された扶養親族があるときは、

(a) (b)に該当するときを除くほか、附則第三条第一項の規定により読み替えられた新法第七十八条第一項及び第二項の規定による扶養控除の額並びに基礎控除の額の合計額を控除し、

(b) 当該申告書に附則第三条第一項の規定により読み替えられた新法第七十八条第二項の規定に該当する旨の記載がないときは、同条第一項の規定による扶養控除の額及び基礎控除の額の合計額を控除し、

(ロ) 当該申告書により申告された扶養親族がないときは、基礎控除の額を控除し、

それぞれその残額を求める。

㈢ ㈡により求めた残額に応じ、「課税給与所得金額」欄の該当する行を求め、その行の「税額」欄に記載されている金額が、その求める税額である。

㈣ 当該申告書にその居住者が障害者、老年者、寡婦又は勤労学生に該当する旨の記載がある場合(当該勤労学生が新法第二条第一項第三十三号ロ(定義)に掲げる生徒に該当する場合には、当該申告書に勤労学生に該当する旨の記載があるほか、新法第百九十四条第三項(給与所得者の扶養控除等申告書)に規定する書類の提出又は提示があつた場合)には、これらの一に該当するごとに6,000円を、当該申告書にその居住者の扶養親族等のうちに障害者がある旨の記載がある場合には、その障害者1人につき6,000円を、㈢により求めた税額から控除した金額が、その求める税額である。

㈤ ㈠から㈣までにより税額を求める場合において、㈡により求めた残額が1,000,000円以上の居住者のその残額に100円未満の端数があるときは、これを切り捨てた後の金額をその残額とみなすものとし、その居住者の税額に10円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額をもつてその求める税額とする。

附則別表第五の附表

（一）

給与等の金額		給与所得控除後の給与等の金額	給与等の金額		給与所得控除後の給与等の金額	給与等の金額		給与所得控除後の給与等の金額
以上	未満		以上	未満		以上	未満	
円	円	円	円	円	円	円	円	円
211,250円未満		139,000円未満	255,000	256,000	174,000	300,000	301,000	210,000
211,250	212,000	139,000	256,000	257,000	174,800	301,000	302,000	210,800
212,000	213,000	139,600	257,000	258,000	175,600	302,000	303,000	211,600
213,000	214,000	140,400	258,000	259,000	176,400	303,000	304,000	212,400
214,000	215,000	141,200	259,000	260,000	177,200	304,000	305,000	213,200
215,000	216,000	142,000	260,000	261,000	178,000	305,000	306,000	214,000
216,000	217,000	142,800	261,000	262,000	178,800	306,000	307,000	214,800
217,000	218,000	143,600	262,000	263,000	179,600	307,000	308,000	215,600
218,000	219,000	144,400	263,000	264,000	180,400	308,000	309,000	216,400
219,000	220,000	145,200	264,000	265,000	181,200	309,000	310,000	217,200
220,000	221,000	146,000	265,000	266,000	182,000	310,000	311,500	218,000
221,000	222,000	146,800	266,000	267,000	182,800	311,500	313,000	219,200
222,000	223,000	147,600	267,000	268,000	183,600	313,000	314,500	220,400
223,000	224,000	148,400	268,000	269,000	184,400	314,500	316,000	221,600
224,000	225,000	149,200	269,000	270,000	185,200	316,000	317,500	222,800
225,000	226,000	150,000	270,000	271,000	186,000	317,500	319,000	224,000
226,000	227,000	150,800	271,000	272,000	186,800	319,000	320,500	225,200
227,000	228,000	151,600	272,000	273,000	187,600	320,500	322,000	226,400
228,000	229,000	152,400	273,000	274,000	188,400	322,000	323,500	227,600
229,000	230,000	153,200	274,000	275,000	189,200	323,500	325,000	228,800
230,000	231,000	154,000	275,000	276,000	190,000	325,000	326,500	230,000
231,000	232,000	154,800	276,000	277,000	190,800	326,500	328,000	231,200
232,000	233,000	155,600	277,000	278,000	191,600	328,000	329,500	232,400
233,000	234,000	156,400	278,000	279,000	192,400	329,500	331,000	233,600
234,000	235,000	157,200	279,000	280,000	193,200	331,000	332,500	234,800
235,000	236,000	158,000	280,000	281,000	194,000	332,500	334,000	236,000
236,000	237,000	158,800	281,000	282,000	194,800	334,000	335,500	237,200
237,000	238,000	159,600	282,000	283,000	195,600	335,500	337,000	238,400
238,000	239,000	160,400	283,000	284,000	196,400	337,000	338,500	239,600
239,000	240,000	161,200	284,000	285,000	197,200	338,500	340,000	240,800
240,000	241,000	162,000	285,000	286,000	198,000	340,000	341,500	242,000
241,000	242,000	162,800	286,000	287,000	198,800	341,500	343,000	243,200
242,000	243,000	163,600	287,000	288,000	199,600	343,000	344,500	244,400
243,000	244,000	164,400	288,000	289,000	200,400	344,500	346,000	245,600
244,000	245,000	165,200	289,000	290,000	201,200	346,000	347,500	246,800
245,000	246,000	166,000	290,000	291,000	202,000	347,500	349,000	248,000
246,000	247,000	166,800	291,000	292,000	202,800	349,000	350,500	249,200
247,000	248,000	167,600	292,000	293,000	203,600	350,500	352,000	250,400
248,000	249,000	168,400	293,000	294,000	204,400	352,000	353,500	251,600
249,000	250,000	169,200	294,000	295,000	205,200	353,500	355,000	252,800
250,000	251,000	170,000	295,000	296,000	206,000	355,000	356,500	254,000
251,000	252,000	170,800	296,000	297,000	206,800	356,500	358,000	255,200
252,000	253,000	171,600	297,000	298,000	207,600	358,000	359,500	256,400
253,000	254,000	172,400	298,000	299,000	208,400	359,500	361,000	257,600
254,000	255,000	173,200	299,000	300,000	209,200	361,000	362,500	258,800

（二）

給与等の金額		給与所得控除後の給与等の金額	給与等の金額		給与所得控除後の給与等の金額	給与等の金額		給与所得控除後の給与等の金額
以上	未満		以上	未満		以上	未満	
円	円	円	円	円	円	円	円	円
362,500	364,000	260,000	430,000	431,500	314,000	497,500	499,000	368,000
364,000	365,500	261,200	431,500	433,000	315,200	499,000	500,500	369,200
365,500	367,000	262,400	433,000	434,500	316,400	500,500	502,000	370,400
367,000	368,500	263,600	434,500	436,000	317,600	502,000	503,500	371,600
368,500	370,000	264,800	436,000	437,500	318,800	503,500	505,000	372,800
370,000	371,500	266,000	437,500	439,000	320,000	505,000	506,500	374,000
371,500	373,000	267,200	439,000	440,500	321,200	506,500	508,000	375,200
373,000	374,500	268,400	440,500	442,000	322,400	508,000	509,500	376,400
374,500	376,000	269,600	442,000	443,500	323,600	509,500	511,000	377,600
376,000	377,500	270,800	443,500	445,000	324,800	511,000	512,500	378,800
377,500	379,000	272,000	445,000	446,500	326,000	512,500	514,000	380,000
379,000	380,500	273,200	446,500	448,000	327,200	514,000	515,500	381,200
380,500	382,000	274,400	448,000	449,500	328,400	515,500	517,000	382,400
382,000	383,500	275,600	449,500	451,000	329,600	517,000	518,500	383,600
383,500	385,000	276,800	451,000	452,500	330,800	518,500	520,000	384,800
385,000	386,500	278,000	452,500	454,000	332,000	520,000	521,500	386,000
386,500	388,000	279,200	454,000	455,500	333,200	521,500	523,000	387,200
388,000	389,500	280,400	455,500	457,000	334,400	523,000	524,500	388,400
389,500	391,000	281,600	457,000	458,500	335,600	524,500	526,000	389,600
391,000	392,500	282,800	458,500	460,000	336,800	526,000	527,500	390,800
392,500	394,000	284,000	460,000	461,500	338,000	527,500	529,000	392,000
394,000	395,500	285,200	461,500	463,000	339,200	529,000	530,500	393,200
395,500	397,000	286,400	463,000	464,500	340,400	530,500	532,000	394,400
397,000	398,500	287,600	464,500	466,000	341,600	532,000	534,000	395,600
398,500	400,000	288,800	466,000	467,500	342,800	534,000	536,000	397,200
400,000	401,500	290,000	467,500	469,000	344,000	536,000	538,000	398,800
401,500	403,000	291,200	469,000	470,500	345,200	538,000	540,000	400,400
403,000	404,500	292,400	470,500	472,000	346,400	540,000	542,000	402,050
404,500	406,000	293,600	472,000	473,500	347,600	542,000	544,000	403,700
406,000	407,500	294,800	473,500	475,000	348,800	544,000	546,000	405,350
407,500	409,000	296,000	475,000	476,500	350,000	546,000	548,000	407,000
409,000	410,500	297,200	476,500	478,000	351,200	548,000	550,000	408,650
410,500	412,000	298,400	478,000	479,500	352,400	550,000	552,000	410,300
412,000	413,500	299,600	479,500	481,000	353,600	552,000	554,000	411,950
413,500	415,000	300,800	481,000	482,500	354,800	554,000	556,000	413,600
415,000	416,500	302,000	482,500	484,000	356,000	556,000	558,000	415,250
416,500	418,000	303,200	484,000	485,500	357,200	558,000	560,000	416,900
418,000	419,500	304,400	485,500	487,000	358,400	560,000	562,000	418,550
419,500	421,000	305,600	487,000	488,500	359,600	562,000	564,000	420,200
421,000	422,500	306,800	488,500	490,000	360,800	564,000	566,000	421,850
422,500	424,000	308,000	490,000	491,500	362,000	566,000	568,000	423,500
424,000	425,500	309,200	491,500	493,000	363,200	568,000	570,000	425,150
425,500	427,000	310,400	493,000	494,500	364,400	570,000	572,000	426,800
427,000	428,500	311,600	494,500	496,000	365,600	572,000	574,000	428,450
428,500	430,000	312,800	496,000	497,500	366,800	574,000	576,000	430,100

（三）

給与等の金額		給与所得控除後の給与等の金額	給与等の金額		給与所得控除後の給与等の金額	給与等の金額		給与所得控除後の給与等の金額
以上	未満		以上	未満		以上	未満	
円	円	円	円	円	円	円	円	円
576,000	578,000	431,750	666,000	668,000	508,150	756,000	758,000	589,600
578,000	580,000	433,400	668,000	670,000	509,950	758,000	760,000	591,450
580,000	582,000	435,050	670,000	672,000	511,750	760,000	762,000	593,300
582,000	584,000	436,700	672,000	674,000	513,550	762,000	764,000	595,150
584,000	586,000	438,350	674,000	676,000	515,350	764,000	766,000	597,000
586,000	588,000	440,000	676,000	678,000	517,150	766,000	768,000	598,850
588,000	590,000	441,650	678,000	680,000	518,950	768,000	770,000	600,700
590,000	592,000	443,300	680,000	682,000	520,750	770,000	772,000	602,550
592,000	594,000	444,950	682,000	684,000	522,550	772,000	774,000	604,400
594,000	596,000	446,600	684,000	686,000	524,350	774,000	776,000	606,250
596,000	598,000	448,250	686,000	688,000	526,150	776,000	778,000	608,100
598,000	600,000	449,900	688,000	690,000	527,950	778,000	780,000	609,950
600,000	602,000	451,550	690,000	692,000	529,750	780,000	782,000	611,800
602,000	604,000	453,200	692,000	694,000	531,550	782,000	784,000	613,650
604,000	606,000	454,850	694,000	696,000	533,350	784,000	786,000	615,500
606,000	608,000	456,500	696,000	698,000	535,150	786,000	788,000	617,350
608,000	610,000	458,150	698,000	700,000	536,950	788,000	790,000	619,200
610,000	612,000	459,800	700,000	702,000	538,750	790,000	792,000	621,050
612,000	614,000	461,450	702,000	704,000	540,550	792,000	794,000	622,900
614,000	616,000	463,100	704,000	706,000	542,350	794,000	796,000	624,750
616,000	618,000	464,750	706,000	708,000	544,150	796,000	798,000	626,600
618,000	620,000	466,400	708,000	710,000	545,950	798,000	800,000	628,450
620,000	622,000	468,050	710,000	712,000	547,750	800,000	802,000	630,300
622,000	624,000	469,700	712,000	714,000	549,550	802,000	804,000	632,150
624,000	626,000	471,350	714,000	716,000	551,350	804,000	806,000	634,000
626,000	628,000	473,000	716,000	718,000	553,150	806,000	808,000	635,850
628,000	630,000	474,650	718,000	720,000	554,950	808,000	810,000	637,700
630,000	632,000	476,300	720,000	722,000	556,750	810,000	812,000	639,550
632,000	634,000	477,950	722,000	724,000	558,550	812,000	814,000	641,400
634,000	636,000	479.600	724,000	726,000	560,350	814,000	816,000	643,250
636,000	638,000	481,250	726,000	728,000	562,150	816,000	818,000	645,100
638,000	640,000	482,950	728,000	730,000	563,950	818,000	820,000	646,950
640,000	642,000	484,750	730,000	732,000	565,750	820,000	822,000	648,800
642,000	644,000	486,550	732,000	734,000	567,550	822,000	824,000	650,650
644,000	646,000	488,350	734,000	736,000	569,350	824,000	826,000	652,500
646,000	648,000	490,150	736,000	738,000	571,150	826,000	828,000	654,350
648,000	650,000	491,950	738,000	740,000	572,950	828,000	830,000	656,200
650,000	652,000	493,750	740,000	742,000	574,800	830,000	832,000	658,050
652,000	654,000	495,550	742,000	744,000	576,650	832,000	834,000	659,900
654,000	656,000	497,350	744,000	746,000	578,500	834,000	836,000	661,750
656,000	658,000	499,150	746,000	748,000	580,350	836,000	837,500	663,600
658,000	660,000	500,950	748,000	750,000	582,200	837,500円以上		給与等の金額から172,500円を控除した金額
660,000	662,000	502,750	750,000	752,000	584,050			
662,000	664,000	504,550	752,000	754,000	585,900			
664,000	666,000	506,350	754,000	756,000	587,750			

（備考）　給与所得控除後の給与等の金額を求めるには、その年中の給与等の金額に応じ、「給与等の金額」欄の該当する行を求めるものとし、その行の「給与所得控除後の給与等の金額」欄に記載されている金額が、その給与等の金額についての給与所得控除後の給与等の金額である。

附則別表第六　昭和41年分の退職所得の源泉徴収税額表

（一）

退職所得控除額控除後の退職手当等の金額		税額	退職所得控除額控除後の退職手当等の金額		税額	退職所得控除額控除後の退職手当等の金額		税額
以上	未満		以上	未満		以上	未満	
円	円	円	円	円	円	円	円	円
			51,000	52,000	2,130	142,000	144,000	5,940
3,000円未満		0	52,000	53,000	2,170	144,000	146,000	6,020
3,000	4,000	120	53,000	54,000	2,210	146,000	148,000	6,110
4,000	5,000	160	54,000	55,000	2,250	148,000	150,000	6,190
5,000	6,000	200	55,000	56,000	2,300	150,000	152,000	6,270
6,000	7,000	250	56,000	57,000	2,340	152,000	154,000	6,360
7,000	8,000	290	57,000	58,000	2,380	154,000	156,000	6,440
8,000	9,000	330	58,000	59,000	2,420	156,000	158,000	6,520
9,000	10,000	370	59,000	60,000	2,460	158,000	160,000	6,610
10,000	11,000	410	60,000	62,000	2,510	160,000	162,000	6,690
11,000	12,000	460	62,000	64,000	2,590	162,000	164,000	6,770
12,000	13,000	500	64,000	66,000	2,670	164,000	166,000	6,860
13,000	14,000	540	66,000	68,000	2,760	166,000	168,000	6,940
14,000	15,000	580	68,000	70,000	2,840	168,000	170,000	7,030
15,000	16,000	620	70,000	72,000	2,920	170,000	172,000	7,110
16,000	17,000	660	72,000	74,000	3,010	172,000	174,000	7,190
17,000	18,000	710	74,000	76,000	3,090	174,000	176,000	7,280
18,000	19,000	750	76,000	78,000	3,180	176,000	178,000	7,360
19,000	20,000	790	78,000	80,000	3,260	178,000	180,000	7,440
20,000	21,000	830	80,000	82,000	3,340	180,000	184,000	7,530
21,000	22,000	870	82,000	84,000	3,430	184,000	188,000	7,700
22,000	23,000	920	84,000	86,000	3,510	188,000	192,000	7,860
23,000	24,000	960	86,000	88,000	3,590	192,000	196,000	8,030
24,000	25,000	1,000	88,000	90,000	3,680	196,000	200,000	8,200
25,000	26,000	1,040	90,000	92,000	3,760	200,000	204,000	8,370
26,000	27,000	1,080	92,000	94,000	3,850	204,000	208,000	8,570
27,000	28,000	1,120	94,000	96,000	3,930	208,000	212,000	8,770
28,000	29,000	1,170	96,000	98,000	4,010	212,000	216,000	8,970
29,000	30,000	1,210	98,000	100,000	4,100	216,000	220,000	9,170
30,000	31,000	1,250	100,000	102,000	4,180	220,000	224,000	9,370
31,000	32,000	1,290	102,000	104,000	4,260	224,000	228,000	9,570
32,000	33,000	1,330	104,000	106,000	4,350	228,000	232,000	9,770
33,000	34,000	1,380	106,000	108,000	4,430	232,000	236,000	9,970
34,000	35,000	1,420	108,000	110,000	4,510	236,000	240,000	10,170
35,000	36,000	1,460	110,000	112,000	4,600	240,000	244,000	10,370
36,000	37,000	1,500	112,000	114,000	4,680	244,000	248,000	10,570
37,000	38,000	1,540	114,000	116,000	4,770	248,000	252,000	10,770
38,000	39,000	1,590	116,000	118,000	4,850	252,000	256,000	10,970
39,000	40,000	1,630	118,000	120,000	4,930	256,000	260,000	11,170
40,000	41,000	1,670	120,000	122,000	5,020	260,000	264,000	11,370
41,000	42,000	1,710	122,000	124,000	5,100	264,000	268,000	11,570
42,000	43,000	1,750	124,000	126,000	5,180	268,000	272,000	11,770
43,000	44,000	1,790	126,000	128,000	5,270	272,000	276,000	11,970
44,000	45,000	1,840	128,000	130,000	5,350	276,000	280,000	12,170
45,000	46,000	1,880	130,000	132,000	5,440	280,000	284,000	12,370
46,000	47,000	1,920	132,000	134,000	5,520	284,000	288,000	12,570
47,000	48,000	1,960	134,000	136,000	5,600	288,000	292,000	12,770
48,000	49,000	2,000	136,000	138,000	5,690	292,000	296,000	12,970
49,000	50,000	2,050	138,000	140,000	5,770	296,000	300,000	13,170
50,000	51,000	2,090	140,000	142,000	5,850	300,000	304,000	13,370

（二）

退職所得控除額控除後の退職手当等の金額		税額	退職所得控除額控除後の退職手当等の金額		税額	退職所得控除額控除後の退職手当等の金額		税額
以上	未満		以上	未満		以上	未満	
円 304,000	円 308,000	円 13,570	円 546,000	円 552,000	円 26,540	円 868,000	円 876,000	円 49,670
308,000	312,000	13,770	552,000	558,000	26,880	876,000	884,000	50,270
312,000	316,000	13,970	558,000	564,000	27,210	884,000	892,000	50,870
316,000	320,000	14,170	564,000	570,000	27,550	892,000	900,000	51,470
320,000	324,000	14,370	570,000	576,000	27,890	900,000	908,000	52,070
324,000	328,000	14,570	576,000	582,000	28,220	908,000	916,000	52,670
328,000	332,000	14,770	582,000	588,000	28,560	916,000	924,000	53,270
332,000	336,000	14,970	588,000	594,000	28,890	924,000	932,000	53,870
336,000	340,000	15,170	594,000	600,000	29,230	932,000	940,000	54,470
340,000	344,000	15,370	600,000	606,000	29,570	940,000	948,000	55,070
344,000	348,000	15,570	606,000	612,000	30,020	948,000	956,000	55,670
348,000	352,000	15,770	612,000	618,000	30,470	956,000	964,000	56,270
352,000	356,000	15,970	618,000	624,000	30,920	964,000	972,000	56,870
356,000	360,000	16,170	624,000	630,000	31,370	972,000	980,000	57,470
360,000	364,000	16,370	630,000	636,000	31,820	980,000	988,000	58,070
364,000	368,000	16,570	636,000	642,000	32,270	988,000	996,000	58,670
368,000	372,000	16,770	642,000	648,000	32,720	996,000	1,004,000	59,270
372,000	376,000	16,970	648,000	654,000	33,170	1,004,000	1,012,000	59,890
376,000	380,000	17,170	654,000	660,000	33,620	1,012,000	1,020,000	60,540
380,000	384,000	17,370	660,000	666,000	34,070	1,020,000	1,028,000	61,190
384,000	388,000	17,570	666,000	672,000	34,520	1,028,000	1,036,000	61,830
388,000	392,000	17,770	672,000	678,000	34,970	1,036,000	1,044,000	62,480
392,000	396,000	17,970	678,000	684,000	35,420	1,044,000	1,052,000	63,130
396,000	400,000	18,170	684,000	690,000	35,870	1,052,000	1,060,000	63,780
400,000	404,000	18,370	690,000	696,000	36,320	1,060,000	1,068,000	64,430
404,000	408,000	18,590	696,000	702,000	36,770	1,068,000	1,076,000	65,070
408,000	412,000	18,810	702,000	708,000	37,220	1,076,000	1,084,000	65,720
412,000	416,000	19,040	708,000	714,000	37,670	1,084,000	1,092,000	66,370
416,000	420,000	19,260	714,000	720,000	38,120	1,092,000	1,100,000	67,020
420,000	426,000	19,490	720,000	726,000	38,570	1,100,000	1,108,000	67,670
426,000	432,000	19,820	726,000	732,000	39,020	1,108,000	1,116,000	68,310
432,000	438,000	20,160	732,000	738,000	39,470	1,116,000	1,124,000	68,960
438,000	444,000	20,490	738,000	744,000	39,920	1,124,000	1,132,000	69,610
444,000	450,000	20,830	744,000	750,000	40,370	1,132,000	1,140,000	70,260
450,000	456,000	21,170	750,000	756,000	40,820	1,140,000	1,148,000	70,910
456,000	462,000	21,500	756,000	762,000	41,270	1,148,000	1,156,000	71,550
462,000	468,000	21,840	762,000	768,000	41,720	1,156,000	1,164,000	72,200
468,000	474,000	22,170	768,000	774,000	42,170	1,164,000	1,172,000	72,850
474,000	480,000	22,510	774,000	780,000	42,620	1,172,000	1,180,000	73,500
480,000	486,000	22,850	780,000	788,000	43,070	1,180,000	1,188,000	74,150
486,000	492,000	23,180	788,000	796,000	43,670	1,188,000	1,196,000	74,790
492,000	498,000	23,520	796,000	804,000	44,270	1,196,000	1,204,000	75,440
498,000	504,000	23,850	804,000	812,000	44,870	1,204,000	1,212,000	76,170
504,000	510,000	24,190	812,000	820,000	45,470	1,212,000	1,220,000	76,970
510,000	516,000	24,530	820,000	828,000	46,070	1,220,000	1,228,000	77,770
516,000	522,000	24,860	828,000	836,000	46,670	1,228,000	1,236,000	78,570
522,000	528,000	25,200	836,000	844,000	47,270	1,236,000	1,244,000	79,370
528,000	534,000	25,530	844,000	852,000	47,870	1,244,000	1,252,000	80,170
534,000	540,000	25,870	852,000	860,000	48,470	1,252,000	1,260,000	80,970
540,000	546,000	26,210	860,000	868,000	49,070	1,260,000	1,270,000	81,770

（三）

退職所得控除額控除後の退職手当等の金額		税額	退職所得控除額控除後の退職手当等の金額		税額	退職所得控除額控除後の退職手当等の金額		税額
以上	未満		以上	未満		以上	未満	
円 1,270,000	円 1,280,000	円 82,770	円 1,770,000	円 1,780,000	円 133,790	円 5,000,000	円 6,000,000	退職所得控除額控除後の退職手当等の金額に18.1%を乗じて算出した金額から298,430円を控除した金額
1,280,000	1,290,000	83,770	1,780,000	1,790,000	134,850			
1,290,000	1,300,000	84,770	1,790,000	1,800,000	135,910			
1,300,000	1,310,000	85,770	1,800,000	1,810,000	136,970			
1,310,000	1,320,000	86,770	1,810,000	1,820,000	138,030			
1,320,000	1,330,000	87,770	1,820,000	1,830,000	139,090	6,000,000	8,000,000	退職所得控除額控除後の退職手当等の金額に20%を乗じて算出した金額から412,430円を控除した金額
1,330,000	1,340,000	88,770	1,830,000	1,840,000	140,150			
1,340,000	1,350,000	89,770	1,840,000	1,850,000	141,210			
1,350,000	1,360,000	90,770	1,850,000	1,860,000	142,270			
1,360,000	1,370,000	91,770	1,860,000	1,870,000	143,330			
1,370,000	1,380,000	92,770	1,870,000	1,880,000	144,390	8,000,000	12,000,000	退職所得控除額控除後の退職手当等の金額に22.5%を乗じて算出した金額から612,430円を控除した金額
1,380,000	1,390,000	93,770	1,880,000	1,890,000	145,450			
1,390,000	1,400,000	94,770	1,890,000	1,900,000	146,510			
1,400,000	1,410,000	95,770	1,900,000	1,910,000	147,570			
1,410,000	1,420,000	96,770	1,910,000	1,920,000	148,630			
1,420,000	1,430,000	97,770	1,920,000	1,930,000	149,690	12,000,000	20,000,000	退職所得控除額控除後の退職手当等の金額に25%を乗じて算出した金額から912,430円を控除した金額
1,430,000	1,440,000	98,770	1,930,000	1,940,000	150,750			
1,440,000	1,450,000	99,770	1,940,000	1,950,000	151,810			
1,450,000	1,460,000	100,770	1,950,000	1,960,000	152,870			
1,460,000	1,470,000	101,770	1,960,000	1,970,000	153,930			
1,470,000	1,480,000	102,770	1,970,000	1,980,000	154,990	20,000,000	40,000,000	退職所得控除額控除後の退職手当等の金額に27.5%を乗じて算出した金額から1,412,430円を控除した金額
1,480,000	1,490,000	103,770	1,980,000	1,990,000	156,050			
1,490,000	1,500,000	104,770	1,990,000	2,000,000	157,110			
1,500,000	1,510,000	105,770						
1,510,000	1,520,000	106,770						
1,520,000	1,530,000	107,770	2,000,000	2,400,000	退職所得控除額控除後の退職手当等の金額に12.5%を乗じて算出した金額から91,830円を控除した金額	40,000,000	60,000,000	退職所得控除額控除後の退職手当等の金額に30%を乗じて算出した金額から2,412,430円を控除した金額
1,530,000	1,540,000	108,770						
1,540,000	1,550,000	109,770						
1,550,000	1,560,000	110,770						
1,560,000	1,570,000	111,770						
1,570,000	1,580,000	112,770	2,400,000	3,000,000	退職所得控除額控除後の退職手当等の金額に13.1%を乗じて算出した金額から106,230円を控除した金額	60,000,000	90,000,000	退職所得控除額控除後の退職手当等の金額に32.5%を乗じて算出した金額から3,912,430円を控除した金額
1,580,000	1,590,000	113,770						
1,590,000	1,600,000	114,770						
1,600,000	1,610,000	115,770						
1,610,000	1,620,000	116,830						
1,620,000	1,630,000	117,890	3,000,000	3,600,000	退職所得控除額控除後の退職手当等の金額に15%を乗じて算出した金額から163,230円を控除した金額	90,000,000	120,000,000	退職所得控除額控除後の退職手当等の金額に35%を乗じて算出した金額から6,162,430円を控除した金額
1,630,000	1,640,000	118,950						
1,640,000	1,650,000	120,010						
1,650,000	1,660,000	121,070						
1,660,000	1,670,000	122,130						
1,670,000	1,680,000	123,190	3,600,000	4,400,000	退職所得控除額控除後の退職手当等の金額に15.6%を乗じて算出した金額から184,830円を控除した金額	120,000,000円以上		退職所得控除額控除後の退職手当等の金額に37.5%を乗じて算出した金額から9,162,430円を控除した金額
1,680,000	1,690,000	124,250						
1,690,000	1,700,000	125,310						
1,700,000	1,710,000	126,370						
1,710,000	1,720,000	127,430						
1,720,000	1,730,000	128,490	4,400,000	5,000,000	退職所得控除額控除後の退職手当等の金額に17.5%を乗じて算出した金額から268,430円を控除した金額			
1,730,000	1,740,000	129,550						
1,740,000	1,750,000	130,610						
1,750,000	1,760,000	131,670						
1,760,000	1,770,000	132,730						

（注）　この表において「退職所得控除額控除後の退職手当等の金額」とは、退職手当等の金額から新法第二百一条第二項（退職所得に係る徴収税額）に規定する退職所得控除額を控除した残額をいう。

（備考）　税額を求めるには、まず、退職所得控除額控除後の退職手当等の金額を求め、次に、その金額に応じて「退職所得控除額控除後の退職手当等の金額」欄の該当する行を求めるものとし、その行の「税額」欄に記載されている金額が、その求める税額である。この場合において、退職所得控除額控除後の退職手当等の金額が2,000,000円以上の居住者の退職所得控除額控除後の退職手当等の金額の2分の1に相当する金額に100円未満の端数があるときは、その端数の金額に2を乗じて計算した金額を退職所得控除額控除後の退職手当等の金額から控除した後の金額を退職所得控除額控除後の退職手当等の金額とみなすものとし、その居住者の税額に10円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額をもつてその求める税額とする。

（大蔵・内閣総理大臣署名）

法律第三十二号（昭四一・三・三一）

◎法人税法の一部を改正する法律

法人税法（昭和四十年法律第三十四号）の一部を次のように改正する。

目次中「第七十条」を「第七十条の三」に改める。

第三十七条第三項第三号中「又は教育」を「若しくは教育」に改め、「寄与する法人」の下に「又は赤十字に関する諸条約に基づく業務を行なう法人」を加える。

第六十六条第一項を次のように改める。

内国法人である普通法人又は人格のない社団等に対して課する各事業年度の所得に対する法人税の額は、各事業年度の所得の金額に百分の三十五の税率を乗じて計算した金額とする。

第六十六条第四項を同条第五項とし、同条第三項中「第一項」を「第二項」に、「同項各号」を「同項」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項中「百分の二十六」を「百分の二十三」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2　前項の場合において、普通法人のうち各事業年度終了の時において資本の金額若しくは出資金額が一億円以下であるもの若しくは資本若しくは出資を有しないもの（保険業法に規定する相互会社を除く。）又は人格のない社団等の各事業年度の所得の金額のうち年三百万円以下の金額については、同項の規定にかかわらず、百分の二十八の税率による。

第六十七条第一項中「前条第一項」の下に「又は第二項」を加え、「同項」を「これら」に改め、同条第二項中「前条第一項」の下に「又は第二項」を加え、「第七十条まで（所得税額等の控除）」を「第七十条の三まで（税額控除）」に改め、同条第三項第一号中「百分の二十五」を「百分の三十」に改め、同項第二号及び同条第四項中「百万円」を「百五十万円」に改める。

第七十条第一項中「又は第二項」を「から第三項まで」に改める。

第二編第一章第二節第二款中第七十条の次に次の二条を加える。

（仮装経理に基づく過大申告の場合の更正に伴う法人税額の控除）

第七十条の二　内国法人の提出した確定申告書に記載された各事業年度の所得の金額が当該事業年度の課税標準とされるべき所得の金額をこえ、かつ、そのこえる金額のうちに事実を仮装して経理したところに基づくものがある場合において、税務署長が当該事業年度の所得に対する法人税につき更正をしたときは、当該事業年度の所得に対する法人税として納付された金額で政令で定めるもののうち当該更正により減少する部分の金額で当該仮装して経理した金額に係るものは、国税通則法第五十六条から第五十八条まで（還付・充当等）の規定にかかわらず、当該更正の日の属する事業年度開始の日から五年以内に開始する各事業年度の所得に対する法人税の額から順次控除する。

2　前項に規定する更正をしたことに伴い当該更正に係る事業年度後の各事業年度の所得の金額を減少させる更正があつた場合において、その更正により減少する部分の所得の金額のうちに同項に規定する更正に係る事業年度において仮装して経理した金額に係るものがあるときは、当該金額は、当該各事業年度において同項の内国法人が仮装して経理したところに基づく金額とみなして、同項の規定を適用する。

（税額控除の順序）

第七十条の三　この款の規定による法人税の額からの控除については、まず前条の規定による控除をした

後において、第六十八条から第七十条まで（所得税額等の控除）の規定による控除をするものとする。

第七十二条第一項第二号中「第六十七条（同族会社の特別税率）」の下に「及び第七十条の二（仮装経理に基づく過大申告の場合の更正に伴う法人税額の控除）」を加える。

第七十四条第一項第三号中「（税額控除）」を「（所得税額等の控除）」に改める。

第八十一条第一項中「第七十条」を「第七十条の三」に改める。

第八十二条中「一月以内」を「二月以内」に改める。

第九十九条第一項第二号中「百分の四十三」を「百分の四十一」に改め、同条第二項第二号中「百分の三十八」を「百分の三十五」に改める。

第百二条第一項第二号中「第六十七条（同族会社の特別税率）」の下に「及び第七十条の二（仮装経理に基づく過大申告の場合の更正に伴う法人税額の控除）」を加え、同項第三号中「百分の三十七」を「百分の三十五」に、「百分の二十六」を「百分の二十三」に改め、同項第五号中「（税額控除）」を「（所得税額等の控除）」に改める。

第百十五条第一項第二号中「百分の四十三」を「百分の四十一」に改め、同条第二項第二号中「百分の三十八」を「百分の三十五」に改める。

第百二十九条の見出しを「（更正に関する特例）」に改め、同条に次の二項を加える。

2　内国法人の提出した確定申告書に記載された各事業年度の所得の金額が当該事業年度の課税標準とされるべき所得の金額をこえている場合において、そのこえる金額のうちに事実を仮装して経理したところに基づくものがあるときは、税務署長は、当該事業年度の所得に対する法人税につき、その内国法人が当該事業年度後の各事業年度の確定した決算において当該事実に係る修正の経理をし、かつ、当該決算に基づく確定申告書を提出するまでの間は、更正をしないことができる。

3　税務署長が第七十条の二第一項（仮装経理に基づく過大申告の場合の更正に伴う法人税額の控除）に規定する更正をする場合における国税通則法第二十八条第二項の規定の適用については、同項第三号ニ中「その減少する部分の税額」とあるのは、「その減少する部分の税額及びその税額のうち法人税法第七十条の二第一項（仮装経理に基づく過大申告の場合の更正に伴う法人税額の控除）又は第百三十四条の二（仮装経理に基づく過大申告の場合の更正に伴う法人税額の還付）の規定の適用を受けるべき金額」とする。

第百三十四条の次に次の一条を加える。

（仮装経理に基づく過大申告の場合の更正に伴う法人税額の還付）

第百三十四条の二　内国法人につき第七十条の二（仮装経理に基づく過大申告の場合の更正に伴う法人税額の控除）の規定の適用がある場合において、同条第一項に規定する更正の日の属する事業年度開始の日前一年以内に開始する各事業年度の所得に対する法人税の額（附帯税の額を除く。）で当該更正の日の前日において確定しているものがあるときは、税務署長は、その内国法人に対し、同項の規定により控除することができる金額のうち当該法人税の額（既にこの項の規定により還付をすべき金額の計算の基礎となつたものを除く。）に達するまでの金額を還付する。この場合において、当該還付する金額については、同項の規定による控除は、しないものとする。

2　前項の規定による還付金について還付加算金を計算する場合には、その計算の基礎となる国税通則法第五十八条第一項（還付加算金）の期間は、前項の更正の日の翌日以後一月を経過した日からその還付のための支払決定をする日又はその還付金につき充当をする日（同日前に充当をするのに適することとなつた日がある場合には、その適することとなつた日）までの期間とする。

第百四十三条第一項を次のように改める。

　外国法人である普通法人又は人格のない社団等に対して課する各事業年度の所得に対する法人税の額は、第百四十一条（外国法人に係る法人税の課税標準）に規定する国内源泉所得に係る所得の金額に百分の三十五の税率を乗じて計算した金額とする。

第百四十三条第四項を同条第五項とし、同条第三項中「第一項」を「第二項」に、「同項各号」を「同項」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項中「百分の二十六」を「百分の二十三」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2　前項の場合において、普通法人のうち各事業年度終了の時において資本の金額若しくは出資金額が一億円以下であるもの若しくは資本若しくは出資を有しないもの（保険業法に規定する相互会社に準ずるものとして政令で定めるものを除く。）又は人格のない社団等の第百四十一条に規定する国内源泉所得に係る所得の金額のうち年三百万円以下の金額については、同項の規定にかかわらず、百分の二十八の税率による。

第百四十五条第二項の表第七十四条第一項（確定申告）の項中「（税額控除）」を「（所得税額等の控除）」に改め、同表第八十一条第一項（欠損金の繰戻しによる還付）の項中「第七十条」を「第七十条の三」に改める。

附　則

（施行期日）

第一条　この法律は、昭和四十一年四月一日から施行する。

（寄付金の損金算入に関する経過規定）

第二条　改正後の法人税法（以下「新法」という。）第三十七条第三項（寄付金の損金不算入に対する特例）の規定は、法人（新法第二条第八号（定義）に規定する人格のない社団等を含む。以下同じ。）がこの法律の施行の日（以下「施行日」という。）以後に支出した寄付金の額について適用し、同日前に支出した寄付金の額については、なお従前の例による。

（各事業年度の所得に対する法人税の税率等に関する経過規定）

第三条　新法第六十六条（各事業年度の所得に対する法人税の税率）、第六十七条（同族会社の特別税率）及び第七十条（外国税額の控除）の規定は、内国法人の昭和四十一年一月一日以後に開始し、施行日以後に終了する事業年度及び同年一月一日前に開始し、同年六月三十日以後に終了する事業年度の所得に対する法人税について適用し、内国法人の同年一月一日前に開始し、同年六月三十日前に終了する事業年度及び同年一月一日以後に開始し、施行日前に終了した事業年度の所得に対する法人税については、なお従前の例による。この場合において、内国法人の同年一月一日前に開始し、同年六月三十日以後に終了する事業年度の所得に対する法人税に係るこれらの規定の適用については、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句にそれぞれ読み替えるものとする。

第六十六条第一項	百分の三十五	百分の三十六（当該事業年度終了の時における資本の金額又は出資金額が一億円をこえる普通法人の当該事業年度の所得の金額のうち年三百万円以下の金額については、百分の三十三）
第六十六条第二項	百分の二十八	百分の二十九・五

第六十六条第三項	百分の二十三	百分の二十四・五
第六十六条第四項	第二項	第一項又は第二項
	同項	これらの規定
第六十七条第三項第一号	百分の三十	百分の二十七・五
第六十七条第三項第二号及び第四項	百五十万円	百二十五万円

2　新法第百四十三条（外国法人に係る各事業年度の所得に対する法人税の税率）の規定は、外国法人の昭和四十一年一月一日以後に開始し、施行日以後に終了する事業年度及び同年一月一日前に開始し、同年六月三十日以後に終了する事業年度の所得に対する法人税について適用し、外国法人の同年一月一日前に開始し、同年六月三十日前に終了する事業年度及び同年一月一日以後に開始し、施行日前に終了した事業年度の所得に対する法人税については、なお従前の例による。この場合において、外国法人の同年一月一日前に開始し、同年六月三十日以後に終了する事業年度の所得に対する法人税に係る同条の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句にそれぞれ読み替えるものとする。

第百四十三条第一項	百分の三十五	百分の三十六（当該事業年度終了の時における資本の金額又は出資金額が一億円をこえる普通法人の当該事業年度の所得の金額のうち年三百万円以下の金額については、百分の三十三）
第百四十三条第二項	百分の二十八	百分の二十九・五
第百四十三条第三項	百分の二十三	百分の二十四・五
第百四十三条第四項	第二項	第一項又は第二項
	同項	これらの規定

（仮決算をした場合の中間申告に関する経過規定）

第四条　普通法人の昭和四十一年一月一日前に開始し、同年六月三十日以後に終了する事業年度に係る新法第七十一条第一項（中間申告）（新法第百四十五条第一項（外国法人に対する準用）において準用する場合を含む。）の規定による申告書（新法第七十二条第一項各号（仮決算をした場合の中間申告書の記載事項）（新法第百四十五条第一項において準用する場合を含む。）に掲げる事項を記載したものに限る。）の提出期限が施行日前である場合には、前条の規定にかかわらず、その法人の当該申告書に係る法人税として納付した、又は納付すべきであつた法人税については、なお従前の例による。

（更正の請求に関する経過規定）

第五条　新法第八十二条（前事業年度の法人税額等の更正等に伴う更正の請求の特例）（新法第百四十五条第一項（外国法人に対する準用）において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）の規定は、法人が施行日以後に新法第八十二条各号に掲げる場合に該当することとなる場合について適用し、法人が同日前に同条各号に掲げる場合に該当することとなつた場合については、なお従前の例による。

（清算所得に対する法人税の税率に関する経過規定）

第六条　新法第九十九条（解散の場合の清算所得に対する法人税の税率）、第百二条（清算中の所得に係る予納申告）及び第百十五条（合併の場合の清算所得に対する法人税の税率）の規定は、内国法人である普通法人又は協同組合等の施行日以後の解散又は合併による清算所得に対する法人税（清算中の事業年度の所得に係る法人税及び残余財産の一部分配により納付すべき法人税を含む。以下この条において同じ。）について適用し、内国法人である普通法人又は協同組合等の同日前の解散又は合併による清算所得に対する法人税については、なお従前の例による。

（国税通則法の一部改正）

第七条　国税通則法（昭和三十七年法律第六十六号）の一部を次のように改正する。

第二十三条第一項中「所得税」の下に「又は法人税」を加える。

（大蔵・内閣総理大臣署名）

法律三十三号（昭四一・三・三一）

◎相続税法の一部を改正する法律

相続税法（昭和二十五年法律第七十三号）の一部を次のように改正する。

目次中「第二十一条の七」を「第二十一条の八」に改める。

第三条第一項中「第十五条の場合及び」を「第十五条及び第十五条の二の場合並びに」に改める。

第十五条第一項中「第十七条第一項」を「次条から第十八条の二まで」に、「二百五十万円」を「四百万円」に、「五十万円」を「八十万円」に改める。

第十五条の次に次の一条を加える。

（遺産に係る配偶者控除）

第十五条の二　相続税の総額を計算する場合において、前条第一項の相続人のうちに同項に規定する被相続人との婚姻期間が十五年をこえる配偶者があるときは、同項に規定する相続税の課税価格の合計額から、二十万円に当該婚姻期間のうち十五年をこえる年数を乗じて計算した金額（当該金額が二百万円をこえるときは、二百万円。以下「遺産に係る配偶者控除額」という。）を控除する。

2　前項の規定は、同項に規定する配偶者が、同項に規定する被相続人に係る相続の開始の年以前のいずれかの年において贈与に因り取得した財産に係る贈与税につき第二十一条の五の規定の適用を受けた者又は当該相続の開始の年分について受ける者であるときは、適用しない。ただし、当該配偶者が当該被相続人からの贈与に因り取得した財産に係る贈与税につき同条の規定の適用を受けた者である

場合において、第十九条の規定により、当該贈与に因り取得した財産（第二十一条の五の規定の適用に係るものに限る。）の価額を当該相続に係る相続税の課税価格に加算されるときは、この限りでない。

3　第一項の場合において、相続人が同項に規定する婚姻期間が十五年をこえる配偶者に該当するかどうかの判定は、同項に規定する被相続人に係る相続開始の時の現況によるものとし、当該期間の計算に関し必要な事項は、政令で定める。

4　第一項の規定は、第二十七条第一項に規定する申告書に、遺産に係る配偶者控除額その他当該控除額の控除に関する事項及び第一項に規定する配偶者が当該控除額の控除を受けようとする年以前の各年分の贈与税につき第二十一条の五の規定の適用を受けていない旨（当該贈与税につき同条の規定の適用を受けている場合において、第十九条の規定により、当該贈与税の課税価格計算の基礎に算入された財産（第二十一条の五の規定の適用に係るものに限る。）の価額を当該申告書に係る相続税の課税価格に加算されるときは、その旨）の記載をし、かつ、同項に規定する被相続人との婚姻期間を証する書類その他の大蔵省令で定める書類を添附して、当該申告書を当該申告書の提出期限内に提出した場合に限り、適用する。

5　税務署長は、前項の記載がない申告書の提出があつた場合若しくは同項の申告書の提出に際し同項の書類の添附がない場合又は当該申告書の提出期限内の提出がなかつた場合においても、その記載若しくは書類の添附又は申告書の提出期限内の提出がなかつたことについてやむを得ない事情があると認めるときは、第一項の規定を適用することができる。

第十六条中「基礎控除額」の下に「及び遺産に係る配偶者控除額」を加え、

「三十万円以下の金額	百分の十
三十万円をこえる金額	百分の十五
七十万円をこえる金額	百分の二十
百五十万円をこえる金額	百分の二十五
三百万円をこえる金額	百分の三十
五百万円をこえる金額	百分の三十五
七百万円をこえる金額	百分の四十
千万円をこえる金額	百分の四十五
二千万円をこえる金額	百分の五十
三千万円こえる金額	百分の五十五
五千万円をこえる金額	百分の六十
七千万円をこえる金額	百分の六十五
一億円をこえる金額	百分の七十」

を

「六十万円以下の金額	百分の十
六十万円をこえる金額	百分の十五
百五十万円をこえる金額	百分の二十
三百万円をこえる金額	百分の二十五
五百万円をこえる金額	百分の三十
八百万円をこえる金額	百分の三十五
千二百万円をこえる金額	百分の四十
千八百万円をこえる金額	百分の四十五
三千万円をこえる金額	百分の五十
五千万円をこえる金額	百分の五十五
七千五百万円をこえる金額	百分の六十
一億円をこえる金額	百分の六十五
一億五千万円をこえる金額	百分の七十」

に改める。

第十七条第一項第一号中「七十万円」を「百万円」に改め、同条第二項中「遺産に係る基礎控除額」の下に「と遺産に係る配偶者控除額との合計額」を加え、「当該合計額」を「同項各号に掲げる金額の合計額」に改める。

第十九条中「第二十一条の七」を「第二十一条の八」に改める。

第十九条の二の見出しを「（配偶者に対する相続税額の控除）」に改め、同条中「基礎控除額」の下に「及び遺産に係る配偶者控除額」を加える。

第二十一条の七を第二十一条の八とし、第二十一条の六中「合計額につき前二条の規定により」を「合計額から第二十一条の四の規定による控除をした後の金額を前条に規定する課税価格とみなして同条の規定を適用して」に、「当該合計額につき前二条」を「当該合計額から第二十一条の四の規定による控除をした後の金額を前条に規定する課税価格とみなして同条」に改め、同条に次の一項を加え、同条を第二十一条の七とする。

2　前項の場合において、その者がその年以前三年以内のいずれかの年において贈与に因り取得した財産に係る贈与税につき第二十一条の五の規定の適用を受けるときは、当該贈与に因り取得した財産のうち同条の規定により控除される額に相当する部分については、贈与を受けなかつたものとみなす。

第二十一条の五中「前条」を「前二条」に、

「三十万円以下の金額	百分の十五
三十万円をこえる金額	百分の二十
五十万円をこえる金額	百分の二十五
七十万円をこえる金額	百分の三十
百万円をこえる金額	百分の三十五
百五十万円をこえる金額	百分の四十
二百万円をこえる金額	百分の四十五
三百万円をこえる金額	百分の五十
五百万円をこえる金額	百分の五十五
七百万円をこえる金額	百分の六十
千万円をこえる金額	百分の六十五」

を

「三十万円以下の金額	百分の十
三十万円をこえる金額	百分の十五
五十万円をこえる金額	百分の二十
七十万円をこえる金額	百分の二十五
百万円をこえる金額	百分の三十
百四十万円をこえる金額	百分の三十五
二百万円をこえる金額	百分の四十
三百万円をこえる金額	百分の四十五
四百万円をこえる金額	百分の五十
七百万円をこえる金額	百分の五十五
千万円をこえる金額	百分の六十
千五百万円をこえる金額	百分の六十五」

に改め、同条を第二十一条の六とし、同条の前に次の一条を加える。

（贈与税の配偶者控除）

第二十一条の五　その年において贈与に因りその者との婚姻期間が二十五年以上である配偶者からもつぱら居住の用に供する土地若しくは土地の上に存する権利若しくは家屋でこの法律の施行地にあるもの（以下本条において「居住用不動産」という。）又は金銭を取得した者（その年の前年以前のいずれかの年において贈与に因り取得した財産に係る贈与税につき本条の規定の適用を受けた者を除く。）が、当該取得の日の属する年の翌年三月十五日までに当該居住用不動産をその者の居住の用に供し、かつ、その後引き続き居住の用に供する見込みである場合又は同日までに当該金銭をもつて居住用不動産を取得して、これをその者の居住の用に供し、かつ、その後引き続き居住の用に供する見込みである場合においては、その年分の贈与税については、課税価格から百六十万円（当該贈与に因り取得した居住用不動産の価額に相当する金額と当該贈与に因り取得した金銭のうち居住用不動産の取得に充てられた部分の金額との合計額が百六十万円に満たない場合には、当該合計額）を控除する。

2　前項の場合において、贈与者が同項に規定する婚姻期間が二十五年以上である配偶者に該当するかどうかの判定は、同項の財産の贈与の時の現況によるものとし、当該期間の計算に関し必要な事項は、政令で定める。

3　第一項の規定は、第二十八条第一項に規定する申告書に、第一項の規定により控除を受ける金額その他その控除に関する事項及びその控除を受けようとする年の前年以前の各年分の贈与税につき第二十一条の五の規定の適用を受けていない旨の記載をし、かつ、贈与者が婚姻期間が二十五年以上である配偶者である旨を

する書類その他の大蔵省令で定める書類を添附して、当該申告書を当該申告書の提出期限内に提出した場合に限り、適用する。この場合においては、第十五条の二第五項の規定を準用する。第二十七条第一項中「第十五条」の下に「及び第十六条」を加え、同条第二項中「同項」を「前項」に改める。

第二十八条第一項及び第二項中「第二十一条の四から第二十一条の七まで」を「第二十一条の四及び第二十一条の六から第二十一条の八まで」に改める。

第三十三条中「第五十条」を「第五十条第二項」に改める。

第四十二条第一項中「までに、又は納付すべき日」を「又は納付すべき日まで」に改める。

第五十条の見出し中「義務的修正申告」を「修正申告等」に改め、同条を同条第二項とし、同条に第一項として次の一項を加える。

　第三十条の規定による期限後申告書若しくは第三十一条第一項の規定による修正申告書の提出又は第三十五条第三項の規定による更正若しくは決定があつた場合におけるこれらの申告書の提出又は当該更正若しくは決定により納付すべき相続税の徴収を目的とする国の権利については、これらの申告書の提出又は当該更正若しくは決定があつた日から五年間行使しないことによつて、時効により消滅する。

第五十一条第四項中「納付すべき日」の下に「（同日前に当該物納の許可の申請があつた場合には、当該申請があつた日）」を加える。

附　則

1　この法律は、昭和四十一年四月一日から施行する。

2　改正後の相続税法の規定は、昭和四十一年一月一日以後に相続若しくは遺贈（贈与者の死亡により効力を生ずる贈与を含む。以下同じ。）又は贈与（贈与者の死亡により効力を生ずる贈与を除く。以下同じ。）により取得した財産に係る相続税又は贈与税について適用し、同日前に相続若しくは遺贈又は贈与により取得した財産に係る相続税又は贈与税については、なお従前の例による。

（大蔵・内閣総理大臣署名）

法律第三十四号（昭四一・三・三一）

◎物品税法の一部を改正する法律

物品税法（昭和三十七年法律第四十八号）の一部を次のように改正する。

第十条第三項第三号中「前二号」を「前三号」に改め、同号を同項第四号とし、同項第二号の次に次の一号を加える。

三　修繕のためその製造に係る製造場にもどし入れられた物品で、そのもどし入れの際修繕を要するものであることにつき当該製造場の所在地の所轄税務署長の確認を受けたもの

第十三条第二項及び第三項中「品目」を「品名」に改める。

第十四条を次のように改める。

（税率）

第十四条　物品税の税率は、別表に定めるところによる。

第十七条第一項中第五号を第六号とし、第四号の次に次の一号を加える。

五　品質又は性能の検査その他の目的をもつて政令で定める検査場、蔵置場その他の場所へ移出するための物品　これらの場所

第十七条第五項中「第一項第五号」を「第一項第六号」に改め、同条第七項中「同項第五号」を「同項第六号」に、「翌月十日」を「翌月末日」に改める。

第二十八条第一項中「移出したもの」の下に「（当該製造場からの移出の際当該物品の一部を構成していた課税物品を含む。第三項において同じ。）」を加え、「その属する月の翌月」を「第一種の課税物品についてはその月の翌月、第二種又は第三種の課税物品についてはその月の翌翌月、当該もどし入れられた第二種又は第三種の課税物品の移出の日がそのもどし入れの日の属する月の前月であつた場合には、そのもどし入れの日の属する月の翌月」に改め、同条第七項第一号中「次条第一項」の下に「又は第二項」を加え、同項第二号を削り、同項第三号中「（当該還付が第一項又は第三項のもどし入れに係るものである場合には、その月の翌月末日）」を削り、同号を同項第二号とし、同条に次の一項を加える。

8　第一項又は第三項に規定するもどし入れに係る物品が、これらの規定に規定する製造場からの移出の際課税物品の一部を構成していたものである場合における当該物品につき納付された、又は納付されるべき物品税額の計算に関し必要な事項は、政令で定める。

第二十九条第一項第一号及び第二号中「類別及び号別」を「号別及び品目」に改め、同項第三号中「類別」を「品目」に改め、同条第二項中「翌月末日」を「翌翌月末日」に改め、同項第一号イ中「類別及び号別」を「号別及び品目」に改め、同号ロ中「品名ごとの」を削り、同項第三号中「類別」を「品目」に改め、同項第四号中「品名ごとに第一号」を「第一号」に改め、「それぞれ当該品名ごとに」を削り、同条第三項中「前二項の規定による申告書の提出を要しない月において」を「これらの項の規定による控除を受けるべき月において前二項の規定による申告書の提出を要しないときは」に改める。

第三十一条第二項中「から一月以内に」を「内に」に改め、同条第三項を削る。

第四十二条の次に次の一条を加える。

（期限等に関する特例）

第四十二条の二　法人の事業年度の末日が月の末日でないことにより第二十九条に規定する申告書の提出期限その他この法律に規定する期限又は期間により難い特

別の事情がある場合において、当該法人が政令で定めるところにより国税庁長官の承認を受けたときは、当該法人についてはこの法律に規定する期限又は期間は、当該承認に係る期限又は期間とするものとする。

附則第三条第二項中「昭和四十一年九月三十日」を「昭和四十一年三月三十一日」に改め、同条第四項第三号及び第五項第三号を削る。

附則第五条第一項の表中附則第一条第一号に掲げる物品の項、附則第一条第二号に掲げる物品の項及び附則第三条第一項に規定する物品の項を削り、附則第三条第四項に規定する物品の項並びに附則第三条第五項に規定する物品及び同条第六項各号に掲げる物品の項を次のように改める。

附則第三条第四項に規定する物品	施行日から昭和四十年三月三十一日まで	昭和四十年四月一日	百分の十六
附則第三条第五項に規定する物品及び同条第六項各号に掲げる物品	施行日から昭和四十年三月三十一日まで	昭和四十年四月一日	百分の十三

附則第十二条第一項の表の附則第一条第一号に掲げる物品の項及び附則第一条第二号に掲げる物品の項を次のように改める。

附則第一条第一号に掲げる物品	昭和三十七年十月一日	五個
附則第一条第二号に掲げる物品	昭和三十七年十月一日	十個

附則第十二条第一項の表中附則第三条第一項に規定する物品の項を削り、附則第三条第四項に規定する物品の項、附則第三条第五項に規定する物品の項、附則第三条第六項第一号に掲げる物品の項及び附則第三条第六項第二号に掲げる物品の項を次のように改める。

附則第三条第四項に規定する物品	昭和四十年四月一日	二十個
附則第三条第五項に規定する物品	昭和四十年四月一日	六百万円
附則第三条第六項第一号に掲げる物品	昭和四十年四月一日	六百万円
附則第三条第六項第二号に掲げる物品	昭和四十年四月一日	三十個

附則第十二条第二項各号を次のように改める。

一　附則第一条第一号から第四号までに掲げる物品　その価格の百分の十

二　附則第三条第四項に規定する物品　その価格の百分の一

三　附則第三条第五項に規定する物品及び同条第六項各号に掲げる物品　その価格の百分の三

別表課税物品表の適用に関する通則（以下「通則」という。）三ロを削り、通則三ハ中「同一類内」を「同一種内」に、「場合には」を「場合において、これらの物品の税率が異なるときは、これをこれらの物品のうち、最も高い税率が適用される物品とし、これらの物品の税率が同じであるときは」に改め、通則三ハ㈢中「における当該物品の所属の決定については、政令で定めるところによる」を「は、この表に掲げる順序に従い、当該物品が該当する二以上の物品のうち、最も先に掲げられた物品とする」に改め、通則三中ハをロとする。

通則四中「に掲げる物品の細分として」を「の品目欄に」に改め、「当該各号」の下に「の類別欄」を加え、「場合には、細分として」を「場合には、当該品目欄に」に改める。

通則中五を七とし、四の次に次のように加える。

五　この表の税率欄に掲げる税率は、同表に掲げる物品の品目ごとの区分に応じ、当該物品に係る第十一条に規定する課税標準たる金額又は数量につき適用するものとする。

六　この表において「%」は、百分率を表わすものとする。

別表課税物品表を次のように改める。

課税物品表

番号	類別	品目	税率
	第一種の物品		
一	貴石及び半貴石並びに貴石製品、半貴石製品及び貴石又は半貴石を用いた製品	1　貴石及び半貴石のうち、ダイヤモンド、ルビー、サファイヤ、アレキサンドライト、クリソベリール、トパーズ、スピネル、エメラルド、アクァマリン、ベリール、トールマリン、ジルコン、クリソライト、ガーネット、オパール、ひすい、水晶、ねこ目石、トルコ石、月長石及びクンツァイト	二〇%
		2　貴石製品、半貴石製品及び貴石又は半貴石を用いた製品のうち、室内装飾用品その他の装飾用調度品、身辺用細貨類及び化粧用具	二〇%
二	真珠並びに真珠製品及び真珠を用いた製品	1　真珠	二〇%
		2　真珠製品及び真珠を用いた製品のうち、室内装飾用品その他の装飾用調度品、身辺用細貨類及び化粧用具	二〇%
三	貴金属製品及び金又は白金を用いた製品並びに貴金属をめつきし、又は張つた製品	1　貴金属製品及び金又は白金を用いた製品のうち、室内装飾用品その他の装飾用調度品、茶道用具、香道用具、華道用具、照明器具、喫煙用具、びようぶ、つい立て、身辺用細貨類、化粧用具、文具類、宝石箱、カクテルシェーカー、食卓用品、携行用の飲料容器及び優勝杯、優勝楯その他これらに類する賞品	二〇%
		2　貴金属をめつきし、又は張つた製品で第二種の物品に該当しないもの	二〇%
四	べつこう製品、さんご製品、こはく製品、ぞうげ製品及びしつぽう製品	1　室内装飾用品その他の装飾用調度品、茶道用具、香道用具、華道用具、照明器具、喫煙用具、身辺用細貨類、化粧用具、文具類、宝石箱、食卓用品、携行用の飲料容器及び優勝杯、優勝楯その他これらに類する賞品	二〇%
五	毛皮製品	1　衣服類	二〇%
		2　帽子、えり巻類、えり、そで、マフ、衣服類の裏毛皮、ひざ掛け、いす掛け、座ぶとん、クッション及び敷物	二〇%
六	繊維製の調度品	1　じゆうたん、だん通、フックドラッグ及びこれらに類する敷物類	一〇%
		2　どん帳	一〇%
	第二種の物品		
七	自動車類及びその関連製品	1　高級普通乗用自動車（ホイールベースが三〇五センチメートルをこえ、又は気筒容積が三、〇〇〇立方センチメートルをこえるものをいい、3に掲げるものを除く。）	四〇%

		2 普通乗用乗用車（3及び5に掲げるものを除く。）	三〇%
		3 小型普通乗用四輪自動車（四輪駆動式のもの及び電気を動力源とし、ホイルベースが二七〇センチメートル以下、幅が一七〇センチメートル以下のもの並びにその他のものでホイールベースが二七〇センチメートル以下、幅が一七〇センチメートル以下で気筒容積が二、〇〇〇立方センチメートル以下のものをいう。）	一五%
		4 自動車用の冷房装置並びにその圧縮機、蒸発器及び凝縮器	一五%
		5 乗用三輪自動車及び二輪自動車	五%
八	舟艇類及びその関連製品並びに娯楽用品、スポーツ用品及び遊戯具類	1 大型モーターボート（全長が六メートルをこえるものをいう。）及び大型ヨット（全長が七・五メートルをこえるものをいう。）並びにこれらの艇体（7に掲げるものを除く。）	四〇%
		2 ゴルフクラブ、ゴルフボール、ゴルフクラブのヘッド及びシャフト並びにゴルフクラブ用のバッグ及びケース	四〇%
		3 ビリヤード台並びにビリヤード用のキュー及びボール	三〇%
		4 猟銃及び空気銃並びにこれらの銃身及び銃尾機関部	三〇%
		5 ぱちんこ機、スマートボール機、デッキゴルフ用のスティック及びパック、ボーリング用のピン及びボール、闘球盤、コリント並びにスロットマシン	二〇%
		6 小型モーターボート（全長が六メートル以下のものをいう。）、小型ヨット（全長が七・五メートル以下のものをいう。）及びスカール並びにこれらの艇体	一〇%
		7 ゴムボート、ファルトボート及びゴムヨットその他これらに類する折りたたみ式の水上遊戯具類並びに水上スキー、水上自転車及びフライング・ソーサー	一〇%
		8 舟艇用の船外機関及び船内外機関	一〇%
九	電気器具類、ガス器具類及び液体燃料器具類	1 ルームクーラー（第七号4に掲げるものを除く。）	二〇%
		2 大型冷蔵庫（有効内容積が〇・一七立方メートルをこえるものをいう。）	二〇%
		3 ストーブ及びラジエーター	二〇%
		4 電気ぶとん、電気座ぶとん、電気クッション、電気敷布及び電気掛布	二〇%
		5 湯沸かし器、冷水器、レンジ、天火、菓子焼器、ミキサー、果汁しぼり器、コーヒー粉砕機、アイスクリーム製造器、食器洗器、包丁研摩機及びディスポーザー	二〇%
		6 電気掃除機、電気洗たく機及び電気脱水機並びに芝生刈込機	二〇%
		7 懸垂式の多燈型照明器具及び電気スタンド	二〇%
		8 小型冷蔵庫（有効内容積が〇・一七立方メートル以下のものをいう。）及び温蔵庫	一五%
		9 扇風機及び冷風扇	一五%
一〇	テレビジョン受像機及び音響機器並びにこれらの関連製品	1 大型テレビジョン受像機（映像面の最大径が五二センチメートルをこえるブラウン管を使用したものをいう。）及びそのブラウン管	二〇%
		2 テレビジョン受像機のシャシ	二〇%
		3 小型テレビジョン受像機（映像面の最大径が五二センチメートル以下のブラウン管を使用したものをいう。）及びそのブラウン管	一五%
		4 蓄音機、レコードプレーヤー、レコードプレーヤーユニット及びレコード選択機	一五%
		5 アンサンブル式レコード演奏装置並びに当該演奏装置用のラジオ受信機及び拡声器	一五%
		6 蓄音機用のレコード	一五%
		7 ラジオ受信機及びそのシャシ（9に掲げるものを除く。）	一〇%
		8 テープ式又は円盤式の磁気録音再生機	一〇%
		9 マイクロホン、拡声用増幅器（ラジオ放送の受信機能を有しないもの並びにラジオ放送の受信機能を有するもののうち、マイクロホンミキサーを有するもの及び幅又は高さが九〇センチメートル以上の金属製ケースに収容されたものでその出力が二五ワット以上のものに限る。）及び拡声器	五%
		10 受信用真空管	五%
一一	楽器及びその附属品	1 ピアノ、ギター、マンドリン、三弦その他の弦楽器及び弦楽器用のばち（ぞうげ製のものに限る。）	一五%
		2 アコーディオン、オルガン、バンドニオンその他のリード楽器	一五%
		3 トランペット、クラリネット、尺八その他の管楽器	一五%
		4 ビブラホーン、チューブホーン、ドラム類その他の打楽器	一五%
		5 電気ギター、ハモンドオルガン、クラビオリンその他の電気楽器	一五%
一二	写真機類及び映写機類並びにその関連製品	1 写真機及び撮影機並びにこれらのレンズ、ボディー、三脚台、露出計及びせん光器	一五%
		2 映写機並びにそのコンデンサー、レンズ、ランプハウス、ヘッドマシン、モーター、サウンドヘッド、マガジン、フィルムリール、スタンド及びフィルム巻取機	一五%
		3 引伸機並びにその暗箱、コンデンサー、レンズ及び支持台並びに焼付器、つや出し器、乾燥器及び修整台	一五%
		4 フィルム、乾板及び感光紙	一五%
		5 幻燈機	一〇%
		6 せん光電球	一〇%
一三	家具類	1 たんす類及びたな物類	二〇%
		2 寝台並びにそのボトム、フレーム、ヘッドボード及びマットレス	二〇%
		3 机、テーブル、いす、腰掛け、びょうぶ、つい立て及び火ばち	二〇%
一四	時計類	1 時計のうち、貴金属製、べっこう製、さんご製、こはく製、ぞうげ製又はしっぽう製（以下この号において「貴金属製等」という。）の側を用いたもの及び貴石若しくは半貴石又は金若しくは白金を用いたもの	四〇%
		2 時計側、文字板、指針及び竜頭のうち、貴金属製等のもの及び貴石若しくは半貴石又は金若しくは貴	

		白金を用いたもの並びにムーブメントにこれらの一部を組み合わせたもの	四〇%
		3　時計及び時計側並びにムーブメント	一〇%
一五	喫煙用具並びにかばん類、トランク類及び袋物類	1　喫煙用のライター、電気マッチ、パイプ、きせる、パイプケース、きせる入れ、たばこ入れ、灰皿、スモーキングスタンド、たばこ盆及びたばこセット	二〇%
		2　かばん類、トランク類並びにハンドバッグ及びこれに類する手さげかご	二〇%
一六	化粧品類	1　香水（固型、粉末及びねり状のものを含む。）、香紙、香袋及びつめ化粧料	一〇%
		2　おしろい、紅、口紅止め、化粧ずみ、化粧粉、脱毛料、あぶら取り料、化粧クリーム及び化粧下、化粧水（固型、粉末及びねり状のものを含む。）、頭髪用の油及びねり油、整髪料、養毛料並びに染毛料	五%
一七	飲料類及び飲料用のし好品（酒税を課されるものを除く。）	1　果実水及び果実みつ並びにこれらに類するもの	五%
		2　コーヒーシロップ及び紅茶シロップ並びにこれらに類するもの	五%
		3　固型ラムネ、粉末ジュースその他溶解してし好飲料に供する固型、粉末及びねり状のもの	五%
		4　炭酸飲料（玉ラムネびん以外の容器に充てんしたものに限る。）	五%
		5　コーヒー、ココア、ウーロン茶及びパオチョン茶並びにマテ及びチコリー	五%

	第三種の物品		
一八	マッチ	1　マッチ	一、〇〇〇本につき一円

附　則

（施行期日）

第一条　この法律は、昭和四十一年四月一日から施行する。

（経過規定）

第二条　この法律の施行前に課した、又は課すべきであつた物品税については、なお従前の例による。

（暫定的非課税）

第三条　この法律の施行の日（以下「施行日」という。）から昭和四十三年三月三十一日までの間にその製造に係る製造場から移出され、又は保税地域から引き取られる次に掲げる物品については、物品税を課さない。

一　改正後の物品税法別表（以下「新別表」という。）第二種第九号8に掲げる物品のうち、温蔵庫

二　新別表第二種第一〇号1及び3に掲げる物品のうち、高圧電源回路及び周波数三百メガサイクルをこえる電波の受信用の無線周波回路以外の回路に受信用真空管を使用しないテレビジョン受像機

（税率の暫定的軽減）

第四条　施行日から昭和四十三年三月三十一日までの間にその製造に係る製造場から移出され、又は保税地域から引き取られる次の各号に掲げる物品に課されるべき物品税の税率は、新別表の定めにかかわらず、当該各号に掲げる税率とする。

一　新別表第二種第一〇号3に掲げる物品のうち、カラーテレビジョン受像機（カラー放送電波を受信し、その映像の各部に適した色彩を現出させ、かつ、変化させることにより放送電波による色彩映像を再現する受像機をいう。）　その価格の百分の十三

二　新別表第二種第一〇号5に掲げる物品のうち、アンサンブル式レコード演奏装置　その価格の百分の十

三　新別表第二種第一〇号6に掲げる物品のうち、直径が十七センチメートル以下の蓄音機用のレコード　その価格の百分の十三

四　新別表第二種第一二号4に掲げる物品のうち、三原色感光剤を含有し、当該三原色に対応する発色現像を行なうことができる乳剤を単一の支持体に塗布して製造する天然色写真用のフィルム、乾板及び感光紙　その価格の百分の十三

2　施行日から昭和四十三年九月三十日までの間にその製造に係る製造場から移出され、又は保税地域から引き取られる次の各号に掲げる物品に課されるべき物品税の税率は、新別表の定めにかかわらず、当該各号に掲げる税率とする。

一　新別表第二種第七号4に掲げる物品　その価格の百分の十

二　新別表第二種第九号1に掲げる物品のうち、圧縮機を使用するルームクーラーで当該圧縮機の使用動力が三・七五キロワット以上であつて、かつ、当該圧縮機の冷凍能力（高圧ガス取締法（昭和二十六年法律第二百四号）第五条第四項（冷凍能力の算定）の規定に基づき算定した能力をいう。）が一・八トン以上のもの及び圧縮機を使用しないルームクーラーでその送風機の使用動力が三百七十五ワットをこえるもの　その価格の百分の十

（新別表第二種第一七号5の物品に係る暫定税率）

第五条　施行日から一年をこえない範囲内において政令で定める日までの間にその製造に係る製造場から移出され、又は保税地域から引き取られる新別表第二種第一七号5に掲げる物品に課されるべき物品税の税率は、同表の定めにかかわらず、その価格の百分の十とする。

（免税引取り等に係る経過規定）

第六条　次の表の上欄に掲げる法律又は条約の規定により物品税の免除を受けて施行日前に第一種の物品の小売業者が小売をし、若しくは保税地域から引き取られた改正前の物品税法別表（以下「旧別表」という。）第一種の物品又は当該免除を受けて施行日前（前条に規定する物品については、同条に規定する政令で定める日以前）にその製造に係る製造場から移出され、若しくは保税地域から引き取られた旧別表第二種若しくは第三種の物品について、施行日以後（前条に規定する物品については、同条に規定する政令で定める日後）に同表の下欄に掲げる法律の規定に該当することとなつた場合における物品税の税率については、なお従前の例による。

免除の規定	追徴の規定
物品税法第十八条第一項	同法第十八条第八項
物品税法第二十三条第一項	同法第二十三条第三項
輸入品に対する内国消費税の徴収等に関する法律（昭和三十年法律第三十七号）第五条第一項	同法第五条第三項
輸入品に対する内国消費税の徴収等に関する法律第七条第一項	同法第七条第三項

日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う所得税法等の臨時特例に関する法律（昭和二十七年法律第百十一号）第九条第一項（日本国における国際連合の軍隊の地位に関する協定の実施に伴う所得税法等の臨時特例に関する法律（昭和二十九年法律第百四十九号）第三条第一項において準用する場合を含む。）	日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う所得税法等の臨時特例に関する法律第九条第二項又は第十一条第二項（これらの規定を日本国における国際連合の軍隊の地位に関する協定の実施に伴う所得税法等の臨時特例に関する法律第三条第二項において準用する場合を含む。）
日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う関税法等の臨時特例に関する法律（昭和二十七年法律第百十二号）第七条（日本国における国際連合の軍隊の地位に関する協定の実施に伴う所得税法等の臨時特例に関する法律第四条において準用する場合を含む。）	日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う関税法等の臨時特例に関する法律第八条（日本国における国際連合の軍隊の地位に関する協定の実施に伴う所得税法等の臨時特例に関する法律第四条において準用する場合を含む。）
日本国とアメリカ合衆国との間の相互防衛援助協定第六条	日本国とアメリカ合衆国との間の相互防衛援助協定の実施に伴う関税法等の臨時特例に関する法律（昭和二十九年法律第百十二号）第二条第一項

（軽減税率適用物品の免税移出に係る経過規定）

第七条　次の表の物品名欄に掲げる物品のうち、同表の期間欄に掲げる期間内にその製造に係る製造場から移出されるもので物品税法第十七条第三項（同法第十九条第三項及び第二十二条第三項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）又は租税特別措置法（昭和三十二年法律第二十六号）第八十八条の二第三項の承認に係るもの（当該承認に係る物品税法第十七条第三項又は租税特別措置法第八十八条の二第三項に規定する期限が同表の期日欄に掲げる日以後に到来するものに限る。）について当該期限までにこれらの規定に規定する書類が提出されなかつた場合における当該物品に係る物品税の税率は、改正後の物品税法附則第五条第一項の規定にかかわらず、それぞれ同表の税率欄に掲げる税率とする。

物品名	期間	期日	税率
附則第四条第一項各号に掲げる物品	昭和三七年四月一日から昭和四三年三月三一日まで	昭和四三年四月一日	一五%
附則第四条第二項第一号に掲げる物品	昭和三七年一〇月一日から昭和四三年九月三〇日まで	昭和四三年一〇月一日	一五%
附則第四条第二項第二号に掲げる物品	昭和三七年一〇月一日から昭和四三年九月三〇日まで	昭和四三年一〇月一日	二〇%

2　前項の表の物品名欄に掲げる物品のうち、前条の表の上欄に掲げる法律又は条約の規定により物品税の免除を受けて同項の表の期間欄に掲げる期間内にその製造に係る製造場から移出され、又は保税地域から引き取られるものについて同表の期日欄に掲げる日以後に同条の表の下欄に掲げる法律の規定に該当することとなつた場合における当該物品に係る物品税の税率は、改正後の物品税法附則第五条第一項の規定にかかわらず、それぞれ前項の表の税率欄に掲げる税率とする。

（輸出免税を受けた軽減税率適用物品等の用途外使用に係る経過規定）

第八条　前条第一項の表の物品名欄に掲げる物品のうち、同表の期間欄に掲げる期間内に物品税法第二十条第六項に規定する輸出物品販売場において同条第一項に規定する非居住者によつて同項に規定する方法により購入された課税物品若しくは当該期間内に租税特別措置法第八十八条の二第一項に規定する機関において同項に規定する合衆国軍隊の構成員等によつて同項に規定する方法により購入された課税物品について、同表の期日欄に掲げる日以後に物品税法第二十条第三項本文若しくは第五項本文（これらの規定を租税特別措置法第八十八条の二第五項において準用する場合を含む。）の規定の適用がある場合又は物品税法第二十二条第一項、第二十三条第一項若しくは第二十四条第一項（同条第三項において準用する場合を含む。）の規定の適用を受けて購入され、若しくは引き取られた課税物品について同日以後に同法第二十二条第六項（同法第二十三条第四項及び第二十四条第四項において準用する場合を含む。）の規定の適用がある場合における当該物品に係る物品税の税率は、それぞれ同表の税率欄に掲げる税率とする。

（もどし入れに係る経過規定）

第九条　改正後の物品税法第二十八条の規定は、施行日以後に第二種の課税物品の製造場（同条第三項に規定する製造場であつた場所を含む。）へのもどし入れがあつた場合について適用し、同日前に当該もどし入れがあつた場合における物品税に相当する金額の控除又は還付については、なお従前の例による。

（営業開廃申告に係る経過規定）

第十条　施行日前から引き続いて次に掲げる物品で課税物品に該当するものの製造をする者は、同日から一月以内に、その製造場の位置その他政令で定める事項を当該製造場の所在地の所轄税務署長に書面で申告しなければならない。

一　新別表第二種第八号4に掲げる物品のうち、銃身及び銃尾機関部
二　新別表第二種第九号7に掲げる物品のうち、旧別表第二種第二十四号に掲げる物品以外のもの
三　新別表第二種第一三号2に掲げる物品のうち、旧別表第二種第二十五号に掲げる物品以外のもの

2　昭和四十三年四月一日前から引き続いて附則第三条各号に掲げる物品で課税物品に該当するものの製造をする者は、同日から一月以内に前項に規定する事項を当該製造場の所在地の所轄税務署長に書面で申告しなければならない。

3　施行日前から引き続いて物品税法第七条第一項の委託又は指示をすることにより同項の規定により第一項各号に掲げる物品で課税物品に該当するものの製造とみなされる行為をする者は、同日から一月以内に、その製造とみなされる行為の内容その他政令で定める事項を当該物品の製造に係る製造場の所在地の所轄税務署長に書面で申告しなければならない。

4　昭和四十三年四月一日前から引き続いて物品税法第七条第一項の委託又は指示をすることにより、同項の規定により附則第三条各号に掲げる物品で課税物品に該当するものの製造とみなされる行為をする者は、同日から一月以内に、前項に規定する事項を当該物品の製造に係る製造場の所在地の所轄税務署長に書面で申告しなければならない。

5　第一項若しくは第三項の規定による申告をした者又は第二項若しくは前項の規定による申告をした者は、それぞれ、施行日又は昭和四十三年四月一日において物品税法第三十五条第二項前段又は第四項の規定による申告をした者とみなす。

6　第一項又は第三項及び物品税法第四十六条第三号の規定は、第一項又は第三項に規定する者で施行日から一月以内に第一項の製造を廃止し、又は第三項の行為をしないこととなるものについて、第二項又は第四項及び同条第三号の規定は、第二項又は第四項に規定する者で昭和四十三年四月一日から一月以内に第二項の

製造を廃止し、又は第四項の行為をしないこととなるものについては、それぞれ、適用しない。

（手持品課税）

第十一条　次の表の物品名欄に掲げる物品（課税物品に該当するものに限る。以下この条において同じ。）を、同表の期日欄に掲げる日において、その製造に係る製造場及び保税地域以外の場所で販売のため所持する当該物品の製造者又は販売業者がある場合において、その数量又は価額（二以上の場所で所持する場合には、その合計数量又は総価額）がそれぞれ同表の数量又は金額欄に掲げる数量又は金額以上であるときは、当該物品については、その者が当該物品を製造した者以外の者であるときはこれを当該物品の製造者とみなし、その日に当該物品をその製造に係る製造場から移出したものとみなして、同表の税率欄に掲げる税率により物品税を課する。

物品名	期日	数量又は金額	税率
附則第三条第一号に掲げる物品	昭和四三年四月一日	七〇個	一五％
附則第三条第二号に掲げる物品で新別表第二種第一〇号1に該当するもの	昭和四三年四月一日	一〇個	二〇％
附則第三条第二号に掲げる物品で新別表第二種第一〇号3に該当するもの	昭和四三年四月一日	六〇個	一五％
附則第四条第一項第一号に掲げる物品	昭和四三年四月一日	一〇〇個	二％
附則第四条第一項第二号に掲げる物品	昭和四三年四月一日	六〇個	五％
附則第四条第一項第三号に掲げる物品	昭和四三年四月一日	一、〇〇〇万円	二％
附則第四条第一項第四号に掲げる物品	昭和四三年四月一日	一、〇〇〇万円	二％
附則第四条第二項第一号に掲げる物品	昭和四三年一〇月一日	五〇個	五％
附則第四条第二項第二号に掲げる物品	昭和四三年一〇月一日	一〇個	一〇％

2　前項の規定による物品税額については、税務署長は、その所轄区域内に所在する貯蔵場所にある同項の規定に該当する物品（同一の日に同項の規定に該当することとなつたものに限る。）に係る物品税額の合計額が、同一人につき、十万円以下のときは、その該当することとなつた日の属する月の翌月末日限り、十万円をこえるときは、次の各号に掲げる区分に応じ、当該翌月の一日から当該各号に掲げる期間内の各月にその税額を等分して、当該月の末日限り、これを徴収する。

一　その税額が二十万円以下のとき。　二月

二　その税額が二十万円をこえ四十万円以下のとき。　三月

三　その税額が四十万円をこえ六十万円以下のとき。　四月

四　その税額が六十万円をこえるとき。　五月

3　第一項に規定する者は、その所持する物品で同項の規定に該当するものの貯蔵場所並びに貯蔵場所ごとに当該物品の品名並びに品名ごとの数量及び価額その他政令で定める事項を記載した申告書を、当該物品が同項の規定によりその製造場から移出されたものとみなされた日から一月以内に、その貯蔵場所の所在地の所轄税務署長に提出しなければならない。

4　第一項の表の物品名欄に掲げる物品で同項の規定による物品税額を徴収された、又は徴収されるべきものが当該物品の製造に係る製造場にもどし入れられた場合において、当該物品の製造者（同項の規定の適用がないものとした場合における製造者をいう。）が、政令で定めるところにより、当該物品が当該物品税額を徴収されたものであることにつき当該製造場の所在地の所轄税務署長の確認を受けたときは、当該物品税額は、改正後の物品税法第二十八条の規定に準じて、当該物品につきその者が納付した、又は納付すべき物品税額にあわせて、その者に係る物品税額から控除し、又はその者に還付する。

（罰則に係る経過規定）

第十二条　この法律の施行前にした行為及びこの附則の規定により従前の例によることとされる物品税に係るこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（大蔵・内閣総理大臣署名）

◆

法律第三十五号（昭四一・三・三一）

◎租税特別措置法の一部を改正する法律

租税特別措置法（昭和三十二年法律第二十六号）の一部を次のように改正する。

目次中「第一款　減価償却の特例（第十条―第十八条）」を「第一款　特定設備廃棄の場合の税額控除の特例（第十条）　第一款の二　減価償却の特例（第十一条―第十八条）」に、「第十九条・第二十条」を「第十九条―第二十条の二」に改め、「第三款の三　新規重要物産の製造等による所得の免税（第二十三条の二）」を削り、「第二十八条の二」を「第二十八条の三」に、「第三節　削除」を「第三節　給与所得及び退職所得（第二十九条）」に、「海外移住の場合」を「海外移住の場合等」に、「第三十八条の十二」を「第三十八条の十二・第三十八条の十三」に、「第四十一条の十一」を「第四十一条の十二」に、「第一節の二　減価償却の特例（第四十三条―第五十二条の二）　第二節　準備金（第五十三条―第五十七条の六）」を「第一節の二　資本構成改善の場合等の特別の税額控除（第四十二条の三―第四十二条の五）　第一節の三　減価償却の特例（第四十三条―第五十二条の二）　第二節　準備金等（第五十三条―第五十七条の七）」に改め、「第三節の三　新規重要物産の製造等による所得の免税（第五十八条の四）」を削り、「合併等の場合」を「合併の場合の清算所得等」に改める。

第二条第一項中第十四号を第十五号とし、第七号から第十三号までを一号ずつ繰り下げ、同項第六号中「事業所得」の下に「、給与所得、退職所得」を加え、同号を同項第七号とし、同項第五号の次に次の一号を加える。

六　減価償却資産　所得税法第二条第一項第十九号に規定する減価償却資産をいう。

第二条第二項中第十一号を第十三号とし、第三号から第十号までを二号ずつ繰り下げ、第二号の次に次の二号を加える。

三　合併法人　法人税法第二条第十一号に規定する合併法人をいう。

四　被合併法人　法人税法第二条第十二号に規定する被合併法人をいう。

第十条を削り、第二章第二節中第一款を第一款の二とし、同款の前に次の一款を加える。

第一款　特定設備廃棄の場合の税額控除特の例

（特定設備を廃棄した場合の所得税額の特別控除）

第十条　青色申告書を提出する個人で企業合理化促進法（昭和二十七年法律第五号）第七条に規定する特定産業に属する事業を営むものが、昭和四十一年四月一日から昭和四十三年三月三十一日までの間に、その有する所得税法の施行地にある機械その他の設備で企業の合理化を促進するため緊急に廃棄することが必要なものとして政令で定める設備に該当するもの（以下この項において「特定設備」という。）を政令で定めるところにより廃棄した場合には、事業を廃止した日の属する年を除き、その廃棄した日の属する年分の総所得金額に係る所得税の額から、その廃棄した特定設備の取得価額として政令で定める金額の百分の十に相当する金額の合計額（当該合計額がその年分の事業所得に係る所得税の額として政令で定める金額の百分の十に相当する金額をこえる場合には、当該金額）を控除する。

2　前項の規定は、確定申告書に、同項の規定による控除を受ける金額についてのその控除に関する記載があり、かつ、当該金額の計算に関する明細書その他大蔵省令で定める書類の添附がある場合に限り、適用する。この場合において、同項の規定により控除される金額は、当該金額として記載された金額に限るものとする。

3　その年分の所得税について第一項の規定の適用を受ける場合における所得税法第百二十条第一項第三号に掲げる所得税の額の計算については、同号中「第三章（税額の計算）」とあるのは、「第三章（税額の計算）及び租税特別措置法（昭和三十二年法律第二十六号）第十条第一項（特定設備を廃棄した場合の所得税額の特別控除）」とする。

4　その年の前年分の所得税について第一項の規定の適用を受けた場合における所得税法第百四条第一項に規定する予定納税基準額の計算については、同項第一号中「所得税について」とあるのは「所得税について租税特別措置法第十条第一項（特定設備を廃棄した場合の所得税額の特別控除）又は」と、「同条の規定」とあるのは「これらの規定」とする。

第十一条第一項中「所得税法第二条第一項第十九号に規定する」を削り、「、同法」を「、所得税法」に改め、「（昭和二十七年法律第五号）」を削る。

第十二条の二第一項中「、昭和三十三年四月一日から昭和四十一年三月三十一日までの間に」を削る。

第十三条の二第一項を次のように改める。

青色申告書を提出する個人がその年の各号に掲げる場合に該当する場合には、当該個人がその年の十二月三十一日（当該個人が、年の中途において死亡し、又は事業の全部を譲渡し、若しくは廃止した場合には、その死亡し、又は事業の全部を譲渡し、若しくは廃止した日。以下この条において同じ。）において有する当該各号に掲げる減価償却資産（その年分の事業所得の金額の計算上必要経費に算入する償却費の額の計算に関し第十一条から前条まで、第十五条又は第十六条の規定の適用を受けるものを除く。）の償却費としてその年分の事業所得の金額の計算上必要経費に算入する金額は、所得税法第四十九条第一項の規定にかかわらず、当該減価償却資産について同項の規定により計算した償却費の額とその三分の一に相当する金額との合計額（以下この条において「合計償却限度額」という。）以下の金額で当該個人が必要経費として計算した金額とする。ただし、当該減価償却資産の償却費として同項の規定により必要経費に算入される金額を下ることはできない。

一　当該個人がその年十二月三十一日において中小企業近代化促進法（昭和三十八年法律第六十四号）第九条に規定する中小企業者に該当し、かつ、その年において同法第三条第一項に規定する指定業種（昭和三十八年四月一日から昭和四十三年三月三十一日までの間に同項に規定する政令で定められ、かつ、その定められた日がその年又はその年の前年以前五年の期間内に含まれるものに限る。）に属する事業を主として営む場合　機械及び装置並びに工場用の建物その他の政令で定める建物及びその附属設備

二　当該個人が昭和四十一年四月一日から昭和四十四年三月三十一日までの間に小売商連鎖事業として政令で定める事業を営むこととなつた場合において、そのなつた日以後五年以内の日の属する各年において当該事業を営むとき。　倉庫用の建物及びその附属設備

第十三条の二第二項中「機械等」を「減価償却資産」に改める。

第十三条の三第一項中「同法第三条第一項第十九号に規定する」を削り、「次条、第十六条又は第十七条」を「前条第一項第二号又は次条から第十六条まで」に、「前条第一項の規定の適用を受けるときは、同項」を「前条第一項第一号の規定の適用を受けるときは、同号」に改め、同条第四項に次の三号を加える。

八　対外支払手段を対価として行なう旅行あつせん（旅行あつ旋業法（昭和二十七年法律第二百三十九号）第七条に規定する旅行あつせん業者に該当する個人の行なう同法第二条第一項に規定する旅行あつせんに限る。）

九　自己の採掘、採取、栽培、養殖その他これらに準ずる行為（次号において「採掘等」という。）により取得した一次産品（農業、林業、漁業又は鉱業の産物で天然の形態のものをいい、当該産物につき輸出のために最小限必要とされる乾燥、冷凍その他の政令で定める加工を加えたものを含む。）の輸出

十　自己の採掘等により取得した前号の一次産品の当該物品の輸出を行なう者への販売（当該輸出を行なう者に対する物品の販売を業とする者への販売を含む。）

第十三条の三第五項中「第七号」を「第九号」に、「及び前項第五号」を「並びに前項第五号及び第十号」に改め、同条第六項中「の百分の八十に相当する割合」を削り、同条第七項第一号中「第三項第二号」の下に「又は第四項第九号」を加え、同項に次の一号を加える。

七　第四項第八号に規定する旅行あつせん業者が同号に掲げる旅行あつせんを行なつた場合において、イ又はロに掲げる場合に該当するときは、当該旅行あつせんによる収入金額から、それぞれイ又はロに掲げる金額に相当する金額を控除した金額

イ　当該旅行あつせんにつき他の者がした旅行あつせんに係る行為についての手数料をその者に支払う場合　当該支払う金額

ロ　当該旅行あつせんによる収入金額のうちに当該旅行あつせんに係る旅客の交通費、宿泊費その他当該旅客が当該旅行あつせんに係る旅行を行なうため直接必要な経費の額が含まれている場合　これらの経費の額

第十三条の三第八項第一号中「第七号まで」を「第九号まで」に、「又は当該取引」を「、当該取引」に改め、「建設請負であつたこと」の下に「又は当該取引が同項第八号に掲げる旅行あつせんであつたこと」を加え、同項第二号中「第四項第二号に掲げる取引」を「第四項第二号若しくは第十号に掲げる取引」に、「第七号までに」を「第七号まで若しくは第四項第十号に」に、「第四

項第二号に規定する」を「同項第二号に規定する」に改める。

第十四条第二項中「五十年」を「四十五年（昭和四十年十二月三十一日以前に新築した当該貸家住宅については、五十年）」に改める。

第十五条を次のように改める。

（耐火建築物等の割増償却）

第十五条 青色申告書を提出する個人が、昭和四十一年四月一日から昭和四十三年三月三十一日までの間に、所得税法の施行地において、建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第二条第七号に規定する耐火構造を有する建物その他の政令で定めるもの（以下この条において「耐火建築物等」という。）で建設後使用されたことのないものを取得し、又は当該耐火建築物等を建設して、これを当該個人の事業（事業に準ずるものとして政令で定めるものを含む。以下この項において同じ。）の用に供した場合には、その事業の用に供した日以後五年以内の日の属する各年分の不動産所得の金額又は事業所得の金額の計算上当該耐火建築物等の償却費として必要経費に算入する金額は、その事業の用に供した日以後五年以内でその用に供している期間に限り、所得税法第四十九条第一項の規定にかかわらず、当該耐火建築物等について同項の規定により計算した償却費の額で当該期間に係るものの百分の二百に相当する金額以下の金額で当該個人が必要経費として計算した金額とする。ただし、当該耐火建築物等の償却費として同項の規定により必要経費に算入される金額を下ることはできない。

2 第十三条の二第二項の規定は、前項の規定の適用を受ける耐火建築物等の償却費の額を計算する場合について準用する。この場合において、同条第二項中「その合計償却限度額」とあるのは、「第十五条第一項本文の規定により必要経費に算入することができる償却費の限度額」と読み替えるものとする。

3 第十一条第三項の規定は、第一項の規定又は前項において準用する第十三条の二第二項の規定を適用する場合について準用する。

第十七条を次のように改める。

第十七条 削除

第十九条第三項中「若しくは仕掛品」を「、仕掛品」に改める。

第二十条第一項中「青色申告書を提出する個人」の下に「（第五十五条第一項に規定する特別指定商工組合の組合員である個人を除く。）」を加え、「千分の五」を「千分の十」に改め、同条第十三項を削り、第二章第二節第二款中同条の次に次の一条を加える。

（商品取引責任準備金勘定の繰入金額の必要経費算入）

第二十条の二 青色申告書を提出する個人で商品取引所法（昭和二十五年法律第二百三十九号）第二条第六項に規定する商品仲買人であるものが、昭和四十一年四月一日から昭和四十四年三月三十一日までの期間（以下この項において「指定期間」という。）内の日の属する各年（当該商品仲買人でないこととなつた日の属する年を除く。）において、商品取引事故（同条第四項に規定する先物取引又はその受託に関して生じた事故で政令で定めるものをいう。以下この条において同じ。）による損失に備えるため、次の各号に掲げる金額のうちいずれか低い金額以下の金額を商品取引責任準備金勘定に繰り入れたときは、当該繰入金額は、その繰入れをした年分の事業所得の金額の計算上、必要経費に算入する。

一 その年の指定期間内における売買取引金額（商品取引所法第二条第一項に規定する商品取引所において当該個人が自己又は他人の計算により売買

した商品の売買金額で政令で定めるものをいう。次号において同じ。）の万分の一に相当する金額

二 イ又はロに掲げる金額のうちいずれか低い金額（次項において「累積限度額」という。）から、その年十二月三十一日におけるその年の前年から繰越された商品取引責任準備金勘定の金額（その日までに第三項若しくは第四項の規定により総収入金額に算入された、若しくは算入されるべきこととなつた金額又はその年の前年の十二月三十一日までに次項の規定により総収入金額に算入された金額がある場合には、これらの金額を控除した金額。以下この条において同じ。）を控除した金額

イ その年十二月三十一日において、当該個人が、その加入している前号の商品取引所の定款で定めるところにより商品取引責任準備預託金として預託している金額の合計額

ロ その年及びその年の前年以前二年内の各年のうち、その売買取引金額の最も多い年における当該売買取引金額の万分の三に相当する金額

2 前項の商品取引責任準備金勘定を設けている個人のその年十二月三十一日における商品取引責任準備金勘定の金額が累積限度額をこえるときは、そのこえる金額は、その年分の事業所得の金額の計算上、総収入金額に算入する。

3 第一項の商品取引責任準備金勘定を設けている個人について商品取引事故による損失が生じた場合とし政令で定める場合には、その損失の生じた日における商品取引責任準備金勘定の金額のうちその損失の額に相当する金額は、その損失の生じた日の属する年分の事業所得の金額の計算上、総収入金額に算入する。

4 第一項の商品取引責任準備金勘定を設けている個人が次の各号に掲げる場合に該当することとなつた場合には、当該各号に掲げる金額に相当する金額は、その該当することとなつた日の属する年分の事業所得の金額の計算上、総収入金額に算入する。

一 当該個人が第一項に規定する商品仲買人でないこととなつた場合 そのないこととなつた日における商品取引責任準備金勘定の金額

二 前二項、前号及び次項の場合以外の場合において商品取引責任準備金勘定の金額を取りくずした場合 その取りくずした日における商品取引責任準備金勘定の金額のうちその取りくずした金額に相当する金額

5 第一項の商品取引責任準備金勘定を設けている個人が青色申告書の提出の承認を取り消され、又は青色申告書による申告をやめる旨の届出書の提出をした場合には、その承認の取消しの基因となつた事実のあつた日又はその届出書の提出をした日（その届出書の提出をした日が青色申告書による申告をやめた年の翌年である場合には、そのやめた年の十二月三十一日）における商品取引責任準備金勘定の金額は、政令で定めるところにより、その日の属する年分及びその翌年分の事業所得の金額の計算上、総収入金額に算入する。この場合においては、当該商品取引責任準備金勘定の金額については、前三項の規定は、適用しない。

6 第十九条第七項の規定は、第一項の規定を適用する場合について準用する。

第二十一条第一項中「（第二十三条の二第一項の規定の適用に係るものを除く。以下この条において同じ。）」を削り、同条第六項中「第三項の規定は」を「第四項の規定は」に、「、第三項」を「、同項」に、「第三項の規定により」を「第四項の規定により」に改め、同項を同条第七項とし、同条第五項中「又は第二項」を「から第三項まで」に、「確定申告書に」を「これらの規定の適用を

受けようとする年分の確定申告書に、」に改め、同項を同条第六項とし、同条第四項中「第五号及び第六号」を「第一号及び第五号から第七号まで」に改め、同項を同条第五項とし、同条第三項中「前二項」を「第一項又は第二項」に、「提出期限」を「確定申告期限」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項中「第七号」を「第十号」に改め、同項の次に次の一項を加える。

3　青色申告書を提出する個人が、指定期間内の日の属する各年の事業所得に係る指定期間内の収入金額で第十三条の三第四項第十号に掲げる取引によるものについて、当該取引に係る物品が同号に規定する物品の輸出を行なう者により当該各年において輸出されていないため、第五項において準用する同条第八項に規定する確定申告期限までに同項に規定する証明を受けることができなかつた場合において、当該取引の行なわれた日の属する年の翌年の十二年三十一日までに当該物品が輸出され、その輸出された日の属する年分の所得税に係る確定申告期限までに大蔵省令で定める証明を受けたときは、当該輸出に係る金額に相当する収入金額につき当該収入金額に係る年において前項の規定の適用を受けたものとした場合に当該収入金額につき同項の規定により必要経費に算入されるべき金額として政令で定める金額に相当する金額は、当該輸出された日の属する年分の事業所得の金額の計算上、必要経費に算入する。

第二十三条第三項中「第二十一条第五項」を「第二十一条第六項」に改める。

第二章第二節第三款の三を削る。

第二章第二節第五款中第二十八条の二の次に次の一条を加える。

（特定組合に納付した中小企業構造改善準備金勘定に係る納付金の必要経費算入）

第二十八条の三　第五十六条の二第一項に規定する特定組合の同項に規定する組合員等である事業を営む個人が当該特定組合に同項に規定する納付金を納付した場合には、当該納付金に相当する金額は、当該個人のその納付の日の属する年分の事業所得の金額の計算上、必要経費に算入する。

第二章第三節を次のように改める。

第三節　給与所得及び退職所得

（給与所得者等が住宅等の譲渡を受け又は住宅資金の貸付を受けた場合の課税の特例）

第二十九条　所得税法第二十八条第一項に規定する給与等又は同法第三十条第一項に規定する退職手当等の支払を受ける居住者で、その支払者（以下この条において「使用者」という。）の法人税法第二条第十五号に規定する役員その他政令で定める者に該当しないもの（以下この条において「給与所得者等」という。）が、自己の居住の用に供するため、昭和四十一年四月一日から昭和四十五年十二月三十一日までの間に、その使用者の有する土地若しくは土地の上に存する権利又は家屋で同法の施行地にあるもの（以下この条において「住宅等」という。）を使用人である地位に基づき低い価額の対価により譲り受けた場合における経済的利益については、所得税を課さない。

2　給与所得者等が、自己の居住の用に供する住宅等の取得に要する資金に充てるため、その使用者から当該資金の貸付けを使用人である地位に基づき無利息又は低い金利による利息で受けた場合における経済的利益で昭和四十一年四月一日から昭和四十五年十二月三十一日までの間に係るものについては、所得税を課さない。

3　前二項の規定は、これらの規定に規定する経済的利益が給与所得者等に通常支給すべきであつたと認められる第一項に規定する給与等又は退職手当等に

代えて支払われたと認められる場合には、適用しない。

第三十一条第一項に次の一号を加える。

八　前各号に掲げる場合のほか、国又は地方公共団体が、地方鉄道法（大正八年法律第五十二号）第三十条第一項、建築基準法第十一条第一項若しくは漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第三十九条第一項その他政令で定めるその他の法令の規定に基づき行なう処分に伴う資産の買取り若しくは消滅（価値の減少を含む。）により、又はこれらの規定に基づき行なう買収の処分により補償金又は対価を取得する場合

第三十一条第三項第二号中「又は前号」を「、前号」に、「又は取りこわし」を「若しくは取りこわし」に改め、「場合」の下に「又は第一項第八号に規定する法令の規定に基づき行なう国若しくは地方公共団体の処分に伴い、その土地の上にある資産の取りこわし若しくは除去をしなければならなくなつた場合」を加え、「当該資産」を「これらの資産」に改め、同条第四項中「第七号」を「第八号」に改める。

第三十三条の三第三項第二号中「第二条第一項第七号」を「第二条第一項第十号」に改める。

第三十四条第四項中「、第十四条、第十六条及び第十七条」を「及び第十四条から第十六条まで」に改める。

第三十五条第一項中「第五号まで及び」の下に「第八号並びに」を加える。

第三十八条の三第一項第一号中（「昭和二十五年法律第二百一号）」を削る。

第三十八条の五第二項中「、第十四条、第十六条及び第十七条」を「及び第十四条から第十六条まで」に改める。

第三十八条の六第一項中「第五号まで及び」の下に「第八号並びに」を加える。

第二章第四節第五款の款名中「場合」を「場合等」に改め、同款中第三十八条の十二の次に次の一条を加える。

（農地管理事業団に農地等を譲渡した場合等の譲渡所得の特別控除）

第三十八条の十三　個人が、その有する農地管理事業団法（昭和四十一年法律第　　号）第二条に規定する農地、採草放牧地、未墾地又は附帯施設（土地に限る。）を農地管理事業団に対し又はそのあつせんにより譲渡をした場合には、その年中に当該譲渡をしたこれらの資産（以下この条において「農地等」という。）につき前条の規定の適用を受ける場合を除き、当該農地等の譲渡に対する所得税法第三十三条第三項の規定の適用については、当該農地等の譲渡に係る同項に規定する譲渡益は、当該譲渡益に相当する金額から五十万円（当該譲渡益に相当する金額が五十万円に満たない場合には、当該譲渡益に相当する金額）を控除した金額とする。

2　前項の規定は、同項の規定の適用を受けようとする年分の確定申告書に、同項の規定の適用を受けようとする旨の記載があり、かつ、同項の規定による譲渡所得の金額の計算に関する明細書その他大蔵省令で定める書類の添附がある場合に限り、適用する。この場合においては、前条第三項ただし書の規定を準用する。

第三十九条第三項中「、第十四条、第十六条及び第十七条」を「及び第十四条から第十六条まで」に改める。

第四十一条中「第七十条の四第九項」を「第七十条の四第十項」に改める。

第二章第六節中第四十一条の十一を第四十一条の十二とし、第四十一条の十の次に次の一条を加える。

（協業のために現物出資した場合の納期限の特例）

第四十一条の十一　事業（山林所得を生ずべき業務を

含む。以下この条において同じ。）を行なう個人が、昭和四十一年一月一日から昭和四十二年十二月三十一日までの間に、その有する資産（当該事業の用に供していた資産で譲渡所得の基因となるもの又は山林に限る。以下この条において「事業資産」という。）を株式会社、有限会社、事業協同組合その他政令で定める法人（以下この条において「会社等」という。）の設立のために出資した場合において、当該設立のために出資した他の者のうちに、その有する事業資産を出資した者があるときは、当該個人の当該出資の日の属する年分の所得税法第百二十条第一項の規定による申告書の提出により同法第百二十八条に規定する第三期において納付すべき所得税の額のうち、当該出資した資産に係る山林所得の金額、譲渡所得の金額又は雑所得の金額に対応する部分の金額として政令で定めるところにより計算した金額の三分の二に相当する金額の所得税（以下この条において「納期延長分の所得税」という。）については、同法第百二十八条の規定にかかわらず、その額の二分の一に相当する金額の所得税にあつては当該申告書の提出期限の翌日から一年を経過する日まで、他の二分の一に相当する金額の所得税にあつては当該提出期限の翌日から二年を経過する日まで、その納期限を延長する。

2　前項の規定は、事業を行なう個人が、昭和四十一年一月一日から昭和四十二年十二月三十一日までの間に、その有する事業資産を既に設立された会社等に対して出資した場合について準用する。

3　第一項（前項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）の規定は、第一項の出資をした日の属する年分の所得税法第百二十条第一項の規定による申告書に、第一項の規定の適用を受けようとする旨の記載があり、かつ、当該出資に係る資産の種類及び納期延長分の所得税の額の計算に関する明細を記載した書類その他大蔵省令で定める書類の添附がある場合に限り、適用する。

4　税務署長は、必要があると認めるときは、第一項の規定の適用を受ける者に対し、納期延長分の所得税の額に相当する担保の提供を命ずることができる。

5　前項の場合において、個人が同項に規定する担保について同項の規定による命令に応じないときは、税務署長は、第一項の規定による納期限を繰り上げることができる。この場合においては、国税通則法第四十九条第二項及び第三項の規定を準用する。

6　第一項の規定による納期限の延長があつた場合における納期延長分の所得税に係る国税徴収法第二条第十号に規定する法定納期限については、同号の規定にかかわらず、当該所得税につき第一項の規定を適用しないものとした場合における所得税法第百二十八条の規定による納付の期限をもつて法定納期限とする。

第四十二条第一項中「又は第二項」を「から第三項まで」に改め、同項第一号を次のように改める。

一　法人税法第二条第九号に規定する普通法人　百分の二十六（当該事業年度終了の時において資本の金額又は出資金額が一億円以下であるものの軽減税率適用所得金額のうち年三百万円以下の所得の金額から成る部分の金額については、百分の二十二）

第四十二条第三項中「前条第一項」の下に「又は第二項」を加え、「、「同項の規定」とあるのは「これらの規定」と」を削り、「第六十六条第一項又は第二項」を「第六十六条第一項から第三項まで」に改める。

第三章中第一節の二を第一節の三とし、第一節の次に次の一節を加える。

第一節の二　資本構成改善の場合等の特別の税額控除

（資本構成を改善した場合の法人税額の特別控除）

第四十二条の三　青色申告書を提出する内国法人（法人税法第二条第六号に規定する公益法人等及び人格のない社団等を除く。）で各事業年度終了の時における資本の金額又は出資金額が一億円をこえるもの（保険業法（昭和十四年法律第四十一号）に規定する相互会社を含む。）の昭和四十一年四月一日から昭和四十三年三月三十一日までの間に開始する各事業年度（解散（合併による解散を除く。）の日を含む事業年度及び清算中の各事業年度を除く。以下この条において「適用年度」という。）に係る資本構成割合が、当該内国法人の昭和四十一年一月一日を含む事業年度の直前の事業年度（以下この条において「基準年度」という。）から当該適用年度の直前の事業年度までの各事業年度に係る資本構成割合のうち最も大きいものをこえる場合（そのこえる部分の割合が百分の一に満たない場合を除く。）には、当該適用年度の所得に対する法人税の額（この節及び法人税法第六十七条から第七十条の三までの規定を適用しないで計算した場合の法人税の額とし、国税通則法第二条第四号に規定する附帯税の額を除く。以下この節において同じ。）に、そのこえる部分の割合に百分の一を加算した割合（当該加算した割合が百分の十をこえる場合には、百分の十）を乗じて計算した金額に相当する金額を、当該法人税の額から控除する。ただし、基準年度のない法人（設立後最初の事業年度の翌事業年度開始の日が同年一月一日後である合併法人で政令で定めるものを除く。）については、この限りでない。

2　前項に規定する資本構成割合とは、同項に規定する内国法人の事業年度終了の時における第一号に掲げる金額と第二号に掲げる金額との合計額のうちに第一号に掲げる金額の占める割合（当該割合に小数点以下三位未満の端数があるときは、これを切り上げた割合）をいう。

一　資本の金額又は出資金額、資本積立金額及び利益積立金額（当該事業年度の所得に係る部分の金額を除く。）の合計額

二　借入金、買掛金その他これらに準ずる債務（これらの債務のうち政令で定めるものを除く。）の額の合計額

3　前項に定めるもののほか、第一項に規定する内国法人が合併法人である場合におけるその基準年度から適用年度の直前の事業年度までの各事業年度に係る同項の資本構成割合の計算その他同項の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

4　第一項の規定は、法人税法第七十四条第一項の規定による申告書（当該申告書に係る期限後申告書を含む。）に、第一項の規定による控除を受ける金額の申告の記載があり、かつ、当該金額の計算に関する明細書の添附がある場合に限り、適用する。この場合において、同項の規定により控除される金額は、当該申告に係るその控除を受けるべき金額に限るものとする。

5　第一項の規定の適用がある場合における法人税法第二編第一章の規定の適用については、同法第六十七条第二項中「第七十条の三まで（税額控除）」とあるのは「第七十条の三まで（税額控除）又は租税特別措置法第四十二条の三（資本構成を改善した場合の法人税額の特別控除）」と、同法第七十条の三中「この款」とあるのは「この款及び租税特別措置法第四十二条の三（資本構成を改善した場合の法人税額の特別控除）」と、「まず前条」とあるのは「まず同条の規定による控除をし、次に前条」と、同法第七十四条

第一項第二号中「前節（税額の計算）」とあるのは「前節（税額の計算）及び租税特別措置法第四十二条の三（資本構成を改善した場合の法人税額の特別控除）」とする。

6　税務署長は、第一項に規定する内国法人が同項の規定の適用を受ける場合において、当該内国法人がその基準年度の翌事業年度から適用年度までの各事業年度に係る同項の資本構成割合の計算に関し経理操作その他の行為を行ない、これを容認した場合には同項の規定による控除の額を不当に増加させる結果となると認められるときは、当該行為がないものとして当該内国法人の基準年度の翌事業年度から適用年度までの各事業年度に係る同項の資本構成割合を計算することができる。

（特定設備を廃棄した場合の法人税額の特別控除）

第四十二条の四　青色申告書を提出する法人で企業合理化促進法第七条に規定する特定産業に属する事業を営むものが、昭和四十一年四月一日から昭和四十三年三月三十一日までの期間内の日を含む各事業年度（解散（合併による解散を除く。）の日を含む事業年度及び清算中の各事業年度を除く。）において、その有する法人税法の施行地にある機械その他の設備で企業の合理化を促進するため緊急に廃棄することが必要なものとして政令で定める設備に該当するもの（以下この項において「特定設備」という。）を当該期間内に政令で定めるところにより廃棄した場合には、その廃棄した日を含む事業年度の所得に対する法人税の額から、その廃棄した特定設備の取得価額として政令で定める金額の百分の十に相当する金額の合計額（当該合計額が当該法人税の額の百分の十に相当する金額をこえる場合には、当該金額）を控除する。

2　前項の規定は、確定申告書等に、同項の規定による控除を受ける金額の申告の記載があり、かつ、当該金額の計算に関する明細書その他大蔵省令で定める書類の添附がある場合に限り、適用する。この場合において、同項の規定により控除される金額は、当該申告に係るその控除を受けるべき金額に限るものとする。

3　第一項の規定の適用がある場合における法人税法第二編第一章（同法第七十四条を同法第百四十五条第一項において準用する場合を含む。）の規定の適用については、同法第六十七条第二項中「第七十条の三まで（税額控除）」とあるのは「第七十条の三まで（税額控除）又は租税特別措置法第四十二条の四（特定設備を廃棄した場合の法人税額の特別控除）」と、同法第七十条の三中「この款」とあるのは「この款及び租税特別措置法第四十二条の四（特定設備を廃棄した場合の法人税額の特別控除）」と、「まず前条」とあるのは「まず同条の規定による控除をし、次に前条」と、同法第七十二条第一項第二号中「の規定を適用」とあるのは「及び租税特別措置法第四十二条の四（特定設備を廃棄した場合の法人税額の特別控除）の規定を適用」と、同条第七十四条第一項第二号中「前節（税額の計算）」とあるのは「前節（税額の計算）及び租税特別措置法第四十二条の四（特定設備を廃棄した場合の法人税額の特別控除）」とする。

（合併をした場合の法人税額の特別控除）

第四十二条の五　青色申告書を提出する内国法人（法人税法第二条第六号に規定する公益法人等及び人格のない社団等を除く。）が、昭和四十一年四月一日から昭和四十三年三月三十一日までの間（以下この条において「指定期間」という。）に合併（当該合併に係る被合併法人のすべてが青色申告書を提出する法人で清算中の法人以外のものである合併に限るものとし、特殊な関係のある法人間の合併その他の政令で定める合併を除く。以下この条において「特定合併」という。）を行なつた場合には、当該特定合併に係る合併法人で青色申告書を提出するものの当該特定合併の日を含む事業年度の翌事業年度開始の日（当該合併法人が特定合併により設立された法人である場合には、その設立の日）以後三年以内に終了する各事業年度（解散（合併による解散を除く。）の日を含む事業年度及び清算中の各事業年度を除く。）の所得に対する法人税の額に、特定合併による資本増加割合を乗じて計算した金額の百分の二十に相当する金額を、当該法人税の額から控除する。

2　前項に規定する特定合併による資本増加割合とは、第一号に掲げる金額のうちに第二号に掲げる金額の占める割合（当該割合に小数点以下二位未満の端数があるときは、これを切り上げるものとし、当該割合が百分の五十をこえるときは、百分の五十とする。）をいう。

一　特定合併に係る合併法人の当該特定合併直後（特定合併により設立された法人については、設立の時）の資本の金額又は出資金額

二　前号に掲げる金額から次に掲げる金額のうちいずれか多い金額（特定合併により設立された法人については、ロに掲げる金額）を控際した金額

イ　特定合併に係る合併法人の当該特定合併直前の資本の金額又は出資金額

ロ　特定合併により被合併法人の法人税法第二条第十四号に規定する株主等に交付された合併法人の株式又は出資に係る資本の金額又は出資金額（被合併法人が二以上ある場合には、各被合併法人に係るこれらの金額のうち最も多い金額）

3　第一項の規定は、確定申告書等に、同項の規定による控除を受ける金額の申告の記載があり、かつ、当該金額の計算に関する明細書の添附がある場合に限り、適用する。この場合において、同項の規定により控除される金額は、当該申告に係るその控除を受けるべき金額に限るものとする。

4　前二項に定めるもののほか、第一項に規定する内国法人が指定期間内に二回以上特定合併を行なつた場合における同項に規定する特定合併による資本増加割合の計算その他同項の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

5　第一項の規定の適用がある場合における法人税法第二編第一章の規定の適用については、同法第六十七条第二項中「第七十条の三まで（税額控除）」とあるのは「第七十条の三まで（税額控額）又は租税特別措置法第四十二条の五（合併をした場合の法人税額の特別控除）」と、同法第七十条の三中「この款」とあるのは「この款及び租税特別措置法第四十二条の五（合併をした場合の法人税額の特別控除）」と、「まず前条」とあるのは「まず同条の規定による控除をし、次に前条」と、同法第七十二条第一項第二号中「の規定を適用」とあるのは「及び租税特別措置法第四十二条の五（合併をした場合の法人税額の特別控除）の規定を適用」と、同法第七十四条第一項第二号中「前節（税額の計算）」とあるのは「前節（税額の計算）及び租税特別措置法第四十二条の五（合併をした場合の法人税額の特別控除）」とする。

第四十三条第一項中「（以下この条において「特別償却範囲額」という。）」を削り、同条第二項から第五項までを削り、同条第六項中「第一項」を「前項」に改め、同項を同条第二項とする。

第四十四条の二第一項中「、昭和三十三年四月一日から昭和四十一年三月三十一日までの間に」を削り、同条第二項中「第四十三条第六項」を「第四十三条第二項」に改める。

第四十五条第二項中「第四十三条第六項」を「第四十

三条第二項」に改める。

第四十六条を次のように改める。

（中小企業者の機械等の割増償却）

第四十六条　青色申告書を提出する法人が次の各号に掲げる場合に該当する場合には、各事業年度終了の日において当該法人の有する当該各号に掲げる減価償却資産（当該事業年度における償却額の計算に関し第四十三条から前条まで、第四十八条、第四十九条又は第五十一条の規定の適用を受けるものを除く。）に係る当該事業年度の法人税法及び同法に基づく命令の規定により計算される償却範囲額は、これらの規定にかかわらず、当該償却範囲額（これらの規定に定める償却不足額があるときは、当該償却不足額に相当する金額を控除した金額）とその三分の一に相当する金額との合計額（その控除した償却不足額に相当する金額があるときは、当該金額を加算した金額）とする。

一　当該法人が当該事業年度終了の日において中小企業近代化促進法第九条に規定する中小企業者に該当し、かつ、当該事業年度において同法第三条第一項に規定する指定業種（昭和三十八年四月一日から昭和四十三年三月三十一日までの間に同項に規定する政令で定められ、かつ、その定められた日が当該事業年度中又は当該事業年度開始の日前五年の期間内に含まれるものに限る。）に属する事業を主として営む場合として政令で定める場合　機械及び装置並びに工場用の建物その他の政令で定める建物及びその附属設備

二　当該法人が昭和四十一年四月一日から昭和四十四年三月三十一日までの間に小売商連鎖事業として政令で定める事業を営むこととなつた場合において、そのなつた日以後五年以内の日を含む各事業年度において当該事業を営むとき。　倉庫用の建物及びその附属設備

2　第四十三条第二項の規定は、前項の規定を適用する場合について準用する。

第四十六条の二第一項中「次条又は第四十九条」を「前条第一項第二号又は次条」に、「前条」を「前条第一項第一号」に、「同条の」を「同号の」に改め、同条第三項に次の三号を加える。

八　対外支払手段を対価として行なう旅行あつせん（旅行あつ旋業法第七条に規定する旅行あつせん業者に該当する法人の行なう同法第二条第一項に規定する旅行あつせんに限る。）

九　当該法人の採掘、採取、栽培、養殖その他これらに準ずる行為（次号において「採掘等」という。）により取得した一次産品（農業、林業、漁業又は鉱業の産物で天然の形態のものをいい、当該産物につき輸出のために最小限必要とされる乾燥、冷凍その他の政令で定める加工を加えたものを含む。）の輸出

十　当該法人の採掘等により取得した前号の一次産品の当該物品の輸出を行なう者への販売（当該輸出を行なう者に対する物品の販売を業とする者への販売を含む。）

第四十六条の二第四項中「第七号」を「第九号」に、「及び前項第五号」を「並びに前項第五号及び第十号」に改め、同条第五項中「の百分の八十に相当する割合」を削り、同条第六項第一号中「第二項第二号」の下に「又は第三項第九号」を加え、同項に次の一号を加える。

七　第三項第八号に規定する旅行あつせん業者が同号に掲げる旅行あつせんを行なつた場合において、イ又はロに掲げる場合に該当するときは、当該旅行あつせんによる収入金額から、それぞれイ又はロに掲げる金額に相当する金額を控除した金額

イ　当該旅行あつせんにつき他の者がした旅行あつせんに係る行為についての手数料をその者に支払う場合　当該支払う金額

ロ　当該旅行あつせんによる収入金額のうちに当該旅行あつせんに係る旅客の交通費、宿泊費その他当該旅客が当該旅行あつせんに係る旅行を行なうため直接必要な経費の額が含まれている場合　これらの経費の額

第四十六条の二第七項第一号中「第七号まで」を「第九号まで」に、「又は当該取引」を「、当該取引」に改め、「建設請負であつたこと」の下に「又は当該取引が同項第八号に掲げる旅行あつせんであつたこと」を加え、同項第二号中「第三項第二号に掲げる取引」を「第三項第二号若しくは第十号に掲げる取引」に、「第七号までに」を「第七号まで若しくは第三項第十号に」に、「第三項第二号に規定する」を「同項第二号に規定する」に改め、同条第九項中「合併後存続する法人又は合併により設立した法人（以下この章において「合併法人」という。）」を「合併法人」に改め、同条第十項中「第四十三条第六項」を「第四十三条第二項」に改める。

第四十七条第二項中「五十年」を「四十五年（当該法人の昭和四十一年三月三十一日を含む事業年度終了の日以前に新築した当該貸家住宅については、五十年）」に改め、同条第三項中「第四十三条第六項」を「第四十三条第二項」に改める。

第四十八条を次のように改める。

（耐火建築物等の割増償却）

第四十八条　青色申告書を提出する法人が、昭和四十一年四月一日から昭和四十三年三月三十一日までの間に、法人税法の施行地において、建築基準法第二条第七号に規定する耐火構造を有する建物その他の政令で定めるもの（以下この条において「耐火建築物等」という。）で建設後使用されたことのないものを取得し、又は当該耐火建築物等を建設して、これを当該法人の事業の用に供した場合には、その事業の用に供した日以後五年以内の日を含む各事業年度の同法及びこれに基づく命令の規定により計算される当該耐火建築物等の償却範囲額は、その事業の用に供した日以後五年以内でその用に供している期間に限り、これらの規定にかかわらず、これらの規定により計算される当該耐火建築物等の償却範囲額（これらの規定に定める償却不足額があるときは、当該償却不足額に相当する金額を控除した金額）の百分の二百に相当する金額（その控除した償却不足額に相当する金額があるときは、当該金額を加算した金額）とする。

2　第四十三条第二項の規定は、前項の規定を適用する場合について準用する。

第四十九条第四項中「第四十三条第六項」を「第四十三条第二項」に改める。

第五十一条を次のように改める。

（中小企業構造改善事業用共同施設の特別償却）

第五十一条　第五十六条の二第一項の中小企業構造改善準備金勘定の金額（同条第四項の規定の適用を受けるものを除く。）を有する同条第一項の特定組合が、同項の構造改善計画に定める共同利用施設（当該事業年度における償却額の計算に関し第四十三条から第四十五条まで又は第四十七条から前条までの規定の適用を受けるものを除く。）を取得し、又は製作し、若しくは建築して、これをその事業の用に供した場合には、その用に供した日を含む事業年度の法人税法及び同法に基づく命令の規定により計算される当該共同利用施設の償却範囲額は、これらの規定にかかわらず、当該償却範囲額とその取得価額（当該取得価額が第五十六条の二第二項の規定により益金の額に算入される金額のうち当該共同利用施設の取得に係る部分として政令で定める金額をこえ

る場合には、当該金額）の三分の一（建物については、十分の一）に相当する金額との合計額とする。

2　第四十三条第二項の規定は、前項の規定を適用する場合について準用する。

第五十二条の二第六項中「第四十三条第六項」を「第四十三条第二項」に改める。

第三章第二節の節名中「準備金」を「準備金等」に改める。

第五十三条第一項中「解散又は合併により消滅した法人の解散又は合併の日」を「解散（合併による解散を除く。）の日」に改め、「当該繰入金額」の下に「（当該事業年度が合併により消滅する法人の当該合併の日を含む事業年度である場合には、その合併に係る合併法人に引き継がれる部分の金額に限る。）」を加え、同条第三項中「若しくは仕掛品」を「、仕掛品」に改め、同条第七項を同条第八項とし、同条第六項の次に次の一項を加える。

7　法人が合併により消滅した場合において、第一項の規定により当該法人の合併の日を含む事業年度の所得の金額の計算上損金の額に算入された価格変動準備金勘定の金額があるときは、その合併に係る合併法人に引き継がれた当該価格変動準備金勘定の金額は、当該合併法人のその合併の日を含む事業年度（当該合併法人が合併により設立された法人である場合には、設立後最初の事業年度）の所得の金額の計算上、益金の額に算入する。

第五十四条第一項中「次条第一項に規定する特定商工組合」を「次条第一項に規定する特別指定商工組合の組合員である法人及び同項に規定する特定商工組合」に、「第四十六条の二第二項第一号に掲げる取引によるものについては、千分の五」を「、当該事業年度終了の時において資本の金額若しくは出資金額が一億円以下である法人又は資本若しくは出資を有しない法人が行なつた第四十六条の二第二項第一号に掲げる取引によるものについては千分の十とし、これらの法人以外の法人が行なつた同号に掲げる取引によるものについては千分の五とする。」に改め、同条第九項中「前条第七項」を「前条第八項」に改め、同条第十三項を削る。

第五十五条第一項中「千分の二十五」を「千分の十（特別指定商工組合にあつては、千分の二十五）」に改め、同条第四項中「政令で定めるもの」の下に「をいい、第一項に規定する特別指定商工組合とは、同項の特定商工組合のうち同項に規定する賦課基準に相当する金額に対する当該賦課基準により組合員に賦課される金額の割合を千分の十をこえて定めるもの」を加え、同条第五項中「第五十三条第七項」を「第五十三条第八項」に改める。

第五十六条第一項中「（海外投資法人を除く。）」を「（海外投資法人のうち特殊海外投資法人でないものを除く。）」に改め、同条第三項中「政令で定めるもの」の下に「をいい、同項に規定する特殊海外投資法人とは、同項の海外投資法人のうち当該法人の資本の金額又は出資金額をこえて新開発地域法人に対し出資をするもの」を加え、同条第八項中「第一項」の下に「に規定する内国法人が同項に規定する特殊海外投資法人である場合における特定株式等の取得価額の計算その他同項から前項まで」を加え、同条第九項中「第五十三条第七項」を「第五十三条第八項」に改め、同条の次に次の二条を加える。

（中小企業構造改善準備金勘定への繰入金額の損金算入等）

第五十六条の二　中小企業近代化資金等助成法第二条第四項に規定する特定組合（以下この条において「特定組合」という。）で青色申告書を提出するものが、各事業年度（解散（合併による解散を除く。）の日を含む事業年度及び清算中の各事業年度を除く。）において、昭和四十一年四月一日から昭和四十三年三月三十一日までの間に受けた同法第十八条第一項の承認に係る中小企業構造改善事業計画（以下この条において「構造改善計画」という。）に定める費用の支出に充てるため、当該構造改善計画に定める基準によりその組合員等（当該特定組合の組合員及び会員をいう。以下この条において同じ。）に賦課し、かつ、当該賦課に基づいて納付された金額（以下この条において「納付金」という。）の合計額に相当する金額のうち政令で定めるところにより計算した金額以下の金額を損金経理により中小企業構造改善準備金勘定に繰り入れたときは、当該繰入金額は、当該事業年度の所得の金額の計算上、損金の額に算入する。

2　前項の中小企業構造改善準備金勘定を設けている特定組合が構造改善計画に定める費用を支出する場合として政令で定める場合には、その支出をする日における中小企業構造改善準備金勘定の金額（その日までにこの項又は次項の規定により益金の額に算入された、又は算入されるべきこととなつた金額がある場合には、当該金額を控除した金額。以下この条において同じ。）のうちその支出をする金額として政令で定める金額に相当する金額は、その支出をする日を含む事業年度の所得の金額の計算上、益金の額に算入する。

3　第一項の中小企業構造改善準備金勘定を設けている特定組合が次の各号に掲げる場合に該当することとなつた場合には、当該各号に掲げる金額に相当する金額は、その該当することとなつた日を含む事業年度の所得の金額の計算上、益金の額に算入する。

一　構造改善計画の承認を取り消された場合　その取消しの日における中小企業構造改善準備金勘定の金額

二　構造改善計画に定める事業が完了した場合又は構造改善計画に定める計画期間が経過した場合　その完了し、又は経過した日における中小企業構造改善準備金勘定の金額

三　解散した場合　当該解散の日における中小企業構造改善準備金勘定の金額（合併により解散した場合において合併法人に引き継がれたものを除く。）

四　前項、前三号及び次項の場合以外の場合において中小企業構造改善準備金勘定の金額を取りくずした場合　その取りくずした日における中小企業構造改善準備金勘定の金額のうちその取りくずした金額に相当する金額

4　第一項の中小企業構造改善準備金勘定を設けている特定組合が青色申告書の提出の承認を取り消され、又は青色申告書による申告をやめる旨の届出書の提出をした場合には、その承認の取消しの基因となつた事実のあつた日又はその届出書の提出をした日（その届出書の提出をした日が青色申告書による申告をやめた事業年度終了の日後である場合には、同日）における中小企業構造改善準備金勘定の金額は、政令で定めるところにより、その日を含む事業年度から当該事業年度開始の日以後二年を経過した日の前日を含む事業年度までの各事業年度の所得の金額の計算上、益金の額に算入する。この場合においては、当該中小企業構造改善準備金勘定の金額については、前二項及び第六項の規定は、適用しない。

5　第五十三条第八項の規定は、第一項の規定を適用する場合について準用する。

6　第五十四条第十項及び第十一項の規定は、第一項の中小企業構造改善準備金勘定を設けている特定組合が合併した場合について準用する。この場合にお

いて、同条第十一項中「者でないとき」とあるのは、「者又は当該事業年度終了の日までにその構造改善計画につき第五十六条の二第一項の承認を受けた者でないとき」と読み替えるものとする。

7 特定組合の組合員等である法人が当該特定組合に納付金を納付した場合には、当該納付金に相当する金額は、当該法人のその納付の日を含む事業年度の所得の金額の計算上、損金の額に算入する。

（株式売買損失準備金勘定への繰入金額の損金算入）

第五十六条の三 青色申告書を提出する法人で証券取引法第二条第八項に規定する証券業を営むもの（株式市場における株式の需給を調整することを目的とするものとして政令で定めるものを除く。）が、昭和四十一年四月一日から昭和四十五年三月三十一日までの期間内の日を含む各事業年度（解散（合併による解散を除く。）の日を含む事業年度及び清算中の各事業年度を除く。）において、株式の売買による損失に備えるため、次の各号に掲げる金額のうちいずれか低い金額以下の金額を損金経理により株式売買損失準備金勘定に繰り入れたときは、当該繰入金額は、当該事業年度の所得の金額の計算上、損金の額に算入する。

一 当該事業年度における株式の売買による利益の額として政令で定める金額の百分の七十に相当する金額

二 当該事業年度の所得の金額として政令で定めるところにより計算した金額の百分の二十五に相当する金額

2 前項の株式売買損失準備金勘定を設けている法人について株式の売買による損失として政令で定めるものが生じた場合には、その損失の生じた事業年度終了の日における株式売買損失準備金勘定の金額（その日までに第四項の規定により益金の額に算入された、若しくは算入されるべきこととなつた金額又は前事業年度終了の日までにこの項若しくは次項の規定により益金の額に算入された金額がある場合には、これらの金額を控除した金額。以下この条において同じ。）のうちその損失の額に相当する金額は、当該事業年度の所得の金額の計算上、益金の額に算入する。この場合においては、当該株式売買損失準備金勘定の金額をその繰入れをした事業年度別に区分した各金額のうち、その繰入れをした事業年度が最も古いものから順次益金の額に算入されるものとする。

3 第一項の株式売買損失準備金勘定を設けている法人の各事業年度終了の日における前事業年度から繰り越された株式売買損失準備金勘定の金額のうちに同日前五年以前に終了した事業年度において繰り入れた金額（当該法人が合併法人である場合には、その合併に係る被合併法人が同日前五年以前に終了した事業年度において繰り入れた金額を含む。）がある場合には、当該金額（同日において前項の規定により益金の額に算入される金額を除く。）は、当該各事業年度の所得の金額の計算上、益金の額に算入する。

4 第一項の株式売買損失準備金勘定を設けている法人が次の各号に掲げる場合に該当することとなつた場合には、当該各号に掲げる金額に相当する金額は、その該当することとなつた日を含む事業年度の所得の金額の計算上、益金の額に算入する。この場合においては、第二項後段の規定を準用する。

一 第一項に規定する証券業を廃止した場合 当該廃止の日における株式売買損失準備金勘定の金額

二 解散した場合 当該解散の日における株式売買損失準備金勘定の金額（合併により解散した場合において合併法人に引き継がれたものを除く。）

三 前二項、前二号及び次項の場合以外の場合において株式売買損失準備金勘定の金額を取りくずした場合 その取りくずした日における株式売買損失準備金勘定の金額のうちその取りくずした金額に相当する金額

5 第一項の株式売買損失準備金勘定を設けている法人が青色申告書の提出の承認を取り消され、又は青色申告書による申告をやめる旨の届出書の提出をした場合には、その承認の取消しの基因となつた事実のあつた日又はその届出書の提出をした日（その届出書の提出をした日が青色申告書による申告をやめた事業年度終了の日後である場合には、同日）における株式売買損失準備金勘定の金額は、政令で定めるところにより、その日を含む事業年度から当該事業年度開始の日以後二年を経過した日の前日を含む事業年度までの各事業年度の所得の金額の計算上、益金の額に算入する。この場合においては、当該株式売買損失準備金勘定の金額については、前三項及び第七項の規定は、適用しない。

6 第五十三条第八項の規定は、第一項の規定を適用する場合について準用する。

7 第五十四条第十項、第十一項及び第十二項前段の規定は、第一項の株式売買損失準備金勘定を設けている法人が合併した場合について準用する。この場合において、同条第十二項前段中「第二項」とあるのは、「第五十六条の三第三項」と読み替えるものとする。

8 第一項に規定する法人の昭和四十一年四月一日から昭和四十五年三月三十一日までの期間内の日を含む各事業年度終了の日において有する株式については、第五十三条第一項の規定は、適用しない。

第五十七条の見出し中「証券取引責任準備金勘定」の下に「又は商品取引責任準備金勘定」を加え、同条第一項中「以下次項において「累積限度額」」を「第三項において「証券累積限度額」」に、「第三項若しくは第四項」を「第四項若しくは第五項」に、「次項の」を「第三項の」に改め、同条第八項中「証券取引責任準備金勘定」の下に「又は第二項の商品取引責任準備金勘定」を、「第五十七条第一項」の下に「又は第二項」を加え、同項を同条第十項とし、同条第七項中「第五十三条第七項」を「第五十三条第八項」に改め、「第一項」の下に「又は第二項」を加え、同項を同条第九項とし、同条第六項中「証券取引責任準備金勘定」の下に「又は第二項の商品取引責任準備金勘定」を加え、「同項第二号ロ」を「第一項第二号ロ又は第二項第二号ロ」に、「同項及び第二項」を「第一項から第三項まで」に改め、同項を同条第八項とし、同項の前に次の一項を加える。

7 第二項第二号ロの月数は、暦に従つて計算し、一月に満たない端数を生じたときは、これを一月とする。

第五十七条第五項中「第一項の証券取引責任準備金勘定」の下に「又は第二項の商品取引責任準備金勘定」を、「証券取引責任準備金勘定の金額」の下に「又は商品取引責任準備金勘定の金額」を加え、「第八項」を「第十項」に改め、同項を同条第六項とし、同条第四項中「第一項の証券取引責任準備金勘定」の下に「又は第二項の商品取引責任準備金勘定」を、「廃止した場合」の下に「又は第二項に規定する商品仲買人でないこととなつた場合」を加え、「当該廃止の日」を「その廃止し、又はないこととなつた日」に改め、「証券取引責任準備金勘定の金額」の下に「又は商品取引責任準備金勘定の金額」を加え、同項を同条第五項とし、同条第三項中「第一項の証券取引責任準備金勘定」の下に「又は第二項の商品取引責任準備金勘定」を、「証券事故」の下に「又は商品取引事故」を加え、「その損失」を「当該損失」に改め、「証券取引責任準備金勘定の金額」の下に「又

は商品取引責任準備金勘定の金額」を加え、同項を同条第四項とし、同条第二項中「前項の証券取引責任準備金勘定」を「第一項の証券取引責任準備金勘定又は前項の商品取引責任準備金勘定」に改め、「証券取引責任準備金勘定の金額」の下に「又は商品取引責任準備金勘定の金額」を加え、「累積限度額」を「証券累積限度額又は商品累積限度額」に改め、同項の同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2　青色申告書を提出する法人で商品取引所法第二条第六項に規定する商品仲買人であるものが、昭和四十一年四月一日から昭和四十四年三月三十一日までの期間（以下この項において「指定期間」という。）内の日を含む各事業年度（解散（合併による解散を除く。）の日を含む事業年度及び清算中の各事業年度を除く。）において、商品取引事故（同条第四項に規定する先物取引又はその受託に関して生じた事故で政令で定めるものをいう。以下この条において同じ。）による損失に備えるため、次の各号に掲げる金額のうちいずれか低い金額以下の金額を損金経理により商品取引責任準備金勘定に繰り入れたときは、当該繰入金額は、当該事業年度の所得の金額の計算上、損金の額に算入する。

一　当該事業年度の指定期間内における売買取引金額（商品取引所法第二条第一項に規定する商品取引所において当該法人が自己又は他人の計算により売買した商品の売買金額で政令で定めるものをいう。次号において同じ。）の万分の一に相当する金額

二　イ又はロに掲げる金額のうちいずれか低い金額（次項において「商品累積限度額」という。）から、当該事業年度終了の日における前事業年度から繰り越された商品取引責任準備金勘定の金額（その日までに第四項若しくは第五項の規定により益金の額に算入された、若しくは算入されるべきこととなつた金額又は前事業年度終了の日までに次項の規定により益金の額に算入された金額がある場合には、これらの金額を控除した金額。以下この条において同じ。）を控除した金額

イ　当該事業年度終了の日において、当該法人が、その加入している前号の商品取引所の定款で定めるところにより商品取引責任準備預託金として預託している金額の合計額

ロ　当該事業年度及び当該事業年度開始の日前二年以内に開始した各事業年度のうち、その売買取引金額（これらの事業年度のうちに一年に満たないものがある場合には、当該事業年度の当該売買取引金額を当該事業年度の月数で除しこれに十二を乗じて計算した金額）の最も多い事業年度の当該売買取引金額の万分の三に相当する金額

第五十七条の二第七項中「第五十三条第七項」を「第五十三条第八項」に改める。

第五十七条の三第一項中「（昭和二十五年法律第二百三十九号）」を削り、同条第六項中「第五十三条第七項」を「第五十三条第八項」に改める。

第五十七条の四第一項中「清算中の事業年度」を「清算中の各事業年度」に、「及び次条第一項に規定する原子力損害賠償責任保険」を「並びに次条第一項に規定する原子力損害賠償責任保険及び地震保険」に改め、「（昭和十四年法律第四十一号）」を削り、同条第八項中「当該法人が合併後存続する法人である場合には当該法人又は被合併法人（合併により消滅した法人をいう。以下この項において同じ。）が、当該法人が合併により設立した法人である場合には各被合併法人が、それぞれ」を「当該法人が合併法人である場合には、その合併に係る被合併法人が」に、「金額の合計額」を「金額を含む。」に、「当該事業年度」を「当該各事業年度」に改め、同条第十一項中「第五十三条第七項」を「第五十三条第八項」に改める。

第五十七条の五の見出し中「原子力損害賠償責任保険」の下に「又は地震保険」を加え、同条第一項中「各号に掲げるもの」の下に「及び政令で定めるもの」を、「掲げる法律」の下に「（当該政令で定める法人については、政令で定める法律）」を、「原子力災害損失」の下に「又は地震保険（住宅又は生活用動産を目的とし、地震若しくは噴火又はこれらによる津波を保険事故又は共済事故とする保険又は政令で定める共済をいう。以下この条において同じ。）に係る地震災害損失」を、「当該原子力損害賠償責任保険」の下に「又は地震保険」を、「正味収入保険料」の下に「又は同条第四項に規定する正味収入共済掛金」を加え、同条第二項中「の被保険者に当該保険」を削り、「対応する損失」の下に「をいい、同項に規定する地震災害損失とは、地震若しくは噴火又はこれらによる津波を直接又は間接の原因とする火災、損壊、埋没又は流失による全損（経済的に全損と認められるものを含む。）の発生により地震保険に係る保険責任又は共済責任が生じたことに伴い、各事業年度において支払つた、又は支払うべきことの確定した保険金又は共済金の総額（当該事業年度において収入した、又は収入すべきことの確定した再保険金、保険金又は共済金がある場合には、これらの金額を控除した金額）に対応する損失」を加え、同条第三項中「異常危険準備金」の下に「又は地震保険に係る異常危険準備金」を、「原子力災害損失」の下に「又は地震災害損失」を加え、同条第四項中「に係る異常危険準備金」の下に「又は地震保険に係る異常危険準備金」を、「廃止した場合」の下に「又は地震保険の業務を廃止した場合（第一項第二号に掲げる法人については、法人税法の施行地におけるこれらの業務を廃止した場合）」を加え、同条第五項中「異常危険準備金」の下に「又は地震保険に係る異常危険準備金」を加え、同条第六項中「第五十三条第七項」を「第五十三条第八項」に改め、同条第七項中「異常危険準備金」の下に「又は地震保険に係る異常危険準備金」を加える。

第五十七条の六第六項中「当該法人が合併後存続する法人である場合には当該法人又は被合併法人（合併により消滅した法人をいう。以下この項において同じ。）が、当該法人が合併により設立した法人である場合には各被合併法人が、それぞれ」を「当該法人が合併法人である場合には、その合併に係る被合併法人が」に、「金額の合計額」を「金額を含む。」に改め、同条第九項中「第五十三条第七項」を「第五十三条第八項」に改め、第三章第二節中同条の次に次の一条を加える。

（中小企業の貸倒引当金勘定への繰入限度額の特例）

第五十七条の七　青色申告書を提出する法人（各事業年度終了の時における資本の金額又は出資金額が一億円をこえる法人税法第二条第九号に規定する普通法人並びに保険業法に規定する相互会社及びこれに準ずるものとして政令で定めるものを除く。）が、昭和四十一年四月一日から昭和四十三年三月三十一日までの間に開始する各事業年度において、法人税法第五十二条第一項の規定の適用を受ける場合には、同項に規定する当該事業年度終了の時における貸金の額を基礎として政令で定めるところにより計算した金額は、同項の規定にかかわらず、当該金額の百分の百二十に相当する金額とする。

第五十八条第一項中「（第五十八条の四第一項の規定の適用に係るものを除く。以下この条において同じ。）」を削り、同条第七項中「第三項まで」を「第四項まで」に改め、同項を同条第八項とし、同条第六項中「第三項」を「第四項」に改め、同項を同条第七項とし、同条第五項中「又は第二項の規定は、」を「から第三項までの規定

は、これらの規定の適用を受けようとする事業年度の」に改め、同項を同条第六項とし、同条第四項中「第五号及び第六号」を「第一号及び第五号から第七号まで」に改め、同項を同条第五項とし、同条第三項中「前二項」を「第一項又は第二項」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項中「第七号」を「第十号」に改め、同項の次に次の一項を加える。

3　青色申告書を提出する法人が、指定期間内の日を含む各事業年度の指定期間内の収入金額で第四十六条の二第三項第十号に掲げる取引によるものについて、当該取引に係る物品が同号に規定する物品の輸出を行なう者により当該事業年度において輸出されていないため、第五項において準用する同条第七項に規定する提出期限までに同項に規定する証明を受けることができなかつた場合において、当該取引の行なわれた日以後一年を経過した日を含む事業年度終了の日までに当該物品が輸出され、その輸出された日を含む事業年度の法人税法第七十一条第一項又は第七十四条第一項（これらの規定を同法第百四十五条第一項において準用する場合を含む。）の規定による申告書の提出期限までに大蔵省令で定める証明を受けたときは、当該輸出に係る金額に相当する収入金額につき当該収入金額に係る事業年度において前項の規定の適用を受けたものとした場合に当該収入金額につき同項の規定により損金の額に算入されるべき金額として政令で定める金額に相当する金額は、当該輸出された日を含む事業年度の所得の金額の計算上、損金の額に算入する。

第五十八条の二第六項中「第五十三条第七項」を「第五十三条第八項」に改める。

第五十八条の三第三項中「第五十八条第五項」を「第五十八条第六項」に改める。

第三章第三節の三を削る。

第六十一条第三項中「同項」を「第一項」に改める。

第六十四条第一項に次の一号を加える。

八　前各号に掲げる場合のほか、国又は地方公共団体が、地方鉄道法第三十条第一項、建築基準法第十一条第一項若しくは漁業法第三十九条第一項その他政令で定めるその他の法令の規定に基づき行なう処分に伴う資産の買取り若しくは消滅（価値の減少を含む。）により、又はこれらの規定に基づき行なう買収の処分により補償金又は対価を取得する場合

第六十四条第二項第二号中「又は前号」を「、前号」に、「又は取りこわし」を「若しくは取りこわし」に改め、「場合」の下に「又は前項第八号に規定する法令の規定に基づき行なう国若しくは地方公共団体の処分に伴い、その土地の上にある資産の取りこわし若しくは除去をしなければならなくなつた場合」を加え、「当該資産」を「これらの資産」に改め、同条第三項中「第七号」を「第八号」に改め、同条第五項中「、第四十七条及び第四十九条」を「及び第四十七条」に改める。

第六十五条の四第一項中「第五号まで及び」の下に「第八号並びに」を加え、同条第五項中「、第四十七条及び第四十九条」を「及び第四十七条」に改め、同条第六項中「損金の額に算入された金額」の下に「（第三項の規定により各事業年度の所得の金額の計算上益金の額に算入された金額を除く。）」を加える。

第六十六条第三項中「、第四十七条及び第四十九条」を「及び第四十七条」に改める。

第三章第七節の節名中「合併等の場合」を「合併の場合の清算所得等」に改める。

第六十六条の二第一項中「当該合併により消滅した法人（以下第六十六条の五までにおいて「被合併法人」という。）」を「当該合併に係る被合併法人」に、「昭和四十二年三月三十一日」を「昭和四十四年三月三十一日」に改める。

第六十六条の三第一項中「第一号及び第三号から第六号まで」を「第三号から第五号まで」に改める。

第六十六条の六第一項第二号中「昭和四十二年三月三十一日」を「昭和四十四年三月三十一日」に改める。

第六十七条の二第一項中「第六十六条第一項」の下に「又は第二項」を加え、「百分の二十六」を「百分の二十三」に改め、同条第四項中「又は第二項」を「から第三項まで」に改める。

第六十八条中「昭和三十九年三月三十一日」を「昭和四十二年三月三十一日」に改める。

第七十条の四第一項中「（当該贈与者の死亡の日以前に当該受贈者が死亡した場合には、当該受贈者の相続人（包括受遺者を含む。以下この条において同じ。）が当該受贈者の死亡による相続の開始があつたことを知つた日）」を削り、「当該受贈者の相続人が」を「当該受贈者の相続人（包括受遺者を含む。以下この条において同じ。）が」に改め、同条第六項中「第九項」の下に「、第十項」を加え、同条中第十項を第十一項とし、第九項を第十項とし、第八項の次に次の一項を加える。

9　第一項の場合において、贈与者の死亡の時以前に受贈者が死亡したとき（当該死亡の日前に同項ただし書又は第六項の規定の適用があつた場合及び同日前に第七項の規定による納期限の繰上げ又は国税通則法第三十八条第一項の規定による納付の請求があつた場合を除く。）は、第一項に規定する贈与税は、政令で定めるところにより、免除する。

第七十条の五第一項中「同日以前」を「その死亡の時以前」に改める。

第七十五条の二の見出し中「防災建築街区造成組合の取得する土地」を「防災建築街区造成のため取得する土地等」に改め、同条中「千分の六」の下に「に相当する金額」を加え、同条に次の一項を加える。

2　前項に規定する防災建築街区造成組合に土地又は建物の所有を目的とする地上権若しくは土地の賃借権の出資をした者が、当該出資の日から三年以内に、当該出資の払戻し（解散による残余財産の分配を含む。）として取得する土地又は当該地上権若しくは賃借権の取得の登記については、その登記の登録税の額は、大蔵省令で定めるところにより当該取得後一年以内に登記を受けるものに限り、登録税法第二条第一項第三号及び第六号の規定にかかわらず、当該土地の価格の千分の六に相当する金額とする。ただし、当該地上権又は賃借権の取得の登記の登録税にあつては、同号の規定により算出した金額が本文の規定により算出した金額に満たない場合には、この限りでない。

第七十六条の次に次の一条を加える。

（農地等の贈与による所有権取得の登記の税率の軽減）

第七十六条の二　第七十条の四第一項の規定の適用を受けた者が、昭和四十一年四月一日から昭和四十三年十二月三十一日までの間に、同項本文に規定する贈与により取得した農地法第二条第一項に規定する農地若しくは採草放牧地の所有権又はこれらの土地の上に存する地上権、永小作権若しくは賃借権の取得の登記については、その登記の登録税の額は、大蔵省令で定めるところにより当該取得の日の属する年の翌年中に登記を受けるものに限り、登録税法第二条第一項第二号及び第六号の規定にかかわらず、当該農地又は採草放牧地の価格の千分の六に相当する金額とする。ただし、当該地上権、永小作権又は賃借権の取得の登記の登録税にあつては、同号の規定により算出した金額が本文の規定により算出した金額に満たない場合には、この限りでない。

第七十七条中「所有権の交換」の下に「（政令で定める

交換を除く。第七十七条の四第二項において同じ。）」」を加える。

第七十七条の三中「昭和四十一年三月三十一日」を「昭和四十三年三月三十一日」に改め、同条の次に次の一条を加える。

（農地管理事業団のあつせん等により取得する農地等の所有権取得の登記の税率の軽減）

第七十七条の四　農地管理事業団法第二十条第一項第一号の規定による売買のあつせんにより取得した土地（当該取得に要した資金の額のうち政令で定める額につき同項第二号の規定による資金の貸付けを受けて取得したものに限る。）及び同項第三号の規定による売渡しにより取得した土地（当該売渡しの対価の額のうち政令で定める額の支払が同法第三十条第一項に規定する元利均等年賦支払の方法によるものに限る。）の所有権の取得の登記については、その登記の登録税の額は、大蔵省令で定めるところにより当該取得後一年以内に登記を受けるものに限り、登録税法第二条第一項第三号の規定にかかわらず、当該土地の価格の千分の六に相当する金額とする。

2　農地管理事業団法第二十条第一項第一号の規定によるあつせんに係る交換又は同項第三号の規定により交換により取得した土地の所有権の取得については、その登記の登録税の額は、大蔵省令で定めるところにより当該交換後一年以内に登記を受けるものに限り、登録税法第二条第一項第三号の規定にかかわらず、当該土地の価格の千分の六に相当する金額とする。

第八十一条の二の次に次の一条を加える。

（法人の合併の場合の登記の税率の軽減）

第八十一条の三　法人が昭和四十一年四月一日から昭和四十三年三月三十一日までの間に合併をした場合には、その合併による株式会社又は有限会社の設立又は資本の増加（第八十一条第二号の規定の適用を受けるものを除く。）の登記の登録税の額は、登録税法第六条第一項第九号又は第十号の規定にかかわらず、合併により設立した会社の資本の金額又は合併により存続した会社の増加した資本の金額の千分の一に相当する金額とする。ただし、当該資本の金額又は増加した資本の金額が合併により消滅した会社の合併当時の資本の金額（当該消滅した会社が二以上ある場合には、これらの会社の合併当時の資本の金額（当該消滅した会社が合名会社又は合資会社であるときは、四十三万円）の合計額）をこえる場合には、そのこえる部分の金額については、この限りでない。

2　法人が前項に規定する期間内に合併した場合には、その合併による不動産又は船舶の権利の取得（第八十一条第四号の規定の適用を受けるものを除く。）の登記の登録税の額は、当該取得後一年以内に登記を受けるものに限り、登録税法第十六条第一項の規定にかかわらず、当該不動産又は船舶の価格の千分の二に相当する金額とする。

第八十八条第一項中「飲用に供する」を「飲用に供し若しくは当該旅客に販売する」に、「「指定飲料」」を「飲用に供されるものを「指定飲料」、その他のものを「指定物品」」に改め、「移出する指定飲料及び」の下に「指定物品並びに」を加え、「指定飲料で」を「指定飲料及び指定物品（指定飲料にあつては、」に、「認められるもの」を「認められるものに限るものとし、指定物品のうち第一種の物品に該当するものにあつては、当該外航船等で販売するものとする。）」に、「積込」を「積込み又は外航船等での販売」に改め、同条第二項中「指定飲料」の下に「及び指定物品」を、「「物品税」と」の下に「、「消費」とあるのは「消費若しくは販売」と、「旅客の飲用」とあるのは「旅客の飲用若しくは当該旅客への販売」と」を加える。

第九十条第一項及び第九十条の二第一項中「昭和四十一年三月三十一日」を「昭和四十四年三月三十一日」に改める。

第九十四条の見出し中「預金通帳等」を「納税準備預金通帳」に改め、同条第二項を削る。

附　則

（施行期日）

第一条　この法律は、昭和四十一年四月一日から施行する。

（所得税の特例に関する経過規定の原則）

第二条　改正後の租税特別措置法（以下「新法」という。）第二章の規定は、別段の定めがあるものを除くほか、昭和四十一年分以後の所得税について適用し、昭和四十年分以前の所得税については、なお従前の例による。

（個人の減価償却に関する経過規定）

第三条　新法第十三条の三の規定（同条第四項に係る部分に限る。）は、個人の昭和四十一年四月一日（以下「施行日」という。）以後の同条第一項に規定する収入金額で同項に規定する海外取引等によるものについて適用し、同日前の改正前の租税特別措置法（以下「旧法」という。）第十三条の三第一項に規定する収入金額で同項に規定する海外取引等によるものについては、なお従前の例による。

2　昭和四十一年分の所得税に係る新法第十三条の三第一項の規定の適用については、同条第六項中「占める割合」とあるのは、「占める割合の百分の九十五に相当する割合」とする。

（個人の海外市場開拓準備金に関する経過規定）

第四条　個人の昭和四十年の収入金額のうちにこの法律による旧法第十三条の三第三項の規定の改正により施行日以後新法第十三条の三第一項に規定する海外取引に該当しないこととなつた取引による収入金額がある場合における昭和四十一年分の所得税に係る新法第二十条第一項の規定の適用については、同項中「海外取引（以下この条」とあるのは「海外取引（同条第四項第九号又は第十号に掲げる取引を含む。以下この条」と、「金額の合計額に、その年において事業を営んでいた期間内の指定期間の月数を乗じてこれを」とあるのは「金額のうち、当該個人の収入金額で同条第四項第九号又は第十号に掲げる取引によるものに係る金額にその年の一月一日から三月三十一日までの間において事業を営んでいた期間の月数を乗じて計算した金額と、当該個人の収入金額で同項第九号又は第十号に掲げる取引によるもの以外のものに係る金額にその年において事業を営んでいた期間内の指定期間の月数を乗じて計算した金額との合計額を」とする。

（個人の技術等海外取引に係る所得の特別控除に関する経過規定）

第五条　新法第二十一条の規定は、施行日以後の同条第一項又は第二項に規定する収入金額について適用し、同日前の旧法第二十一条第一項又は第二項に規定する収入金額については、なお従前の例による。

（個人の新規重要物産の製造等による所得の免税に関する経過規定）

第六条　旧法第二十三条の二の規定は、同条第一項に規定する新規重要物産につき同項に規定する政令で定める期間内にその製造若しくは採掘の事業を開始し、又はその設備を増設した個人の同項の規定による所得税の免除については、なおその効力を有する。

2　昭和四十一年以後の各年において前項の規定によりその効力を有するものとされる旧法第二十三条の二第一項の規定の適用を受ける個人に係る新法第二

十一条の規定の適用については、同条第一項中「指定期間内の収入金額」とあるのは、「指定期間内の収入金額（租税特別措置法の一部を改正する法律（昭和四十一年法律第三十五号）附則第六条第一項の規定によりその効力を有するものとされる同法による改正前の租税特別措置法第二十三条の二第一項の規定の適用に係るものを除く。以下この条において同じ。）」とする。

（法人税の特例に関する経過規定の原則）

第七条　新法第三章の規定は、別段の定めがあるものを除くほか、法人（法人税法（昭和四十年法律第三十四号）第二条第八号に規定する人格のない社団等を含む。以下同じ。）の施行日以後に終了する事業年度分の法人税について適用し、法人の同日前に終了した事業年度分の法人税については、なお従前の例による。

（配当等に充てた所得に対する法人税率の特例に関する経過規定）

第八条　新法第四十二条の規定は、内国法人の昭和四十一年一月一日以後に開始し、施行日以後に終了する事業年度及び同年一月一日前に開始し、同年六月三十日以後に終了する事業年度の所得に対する法人税について適用し、内国法人の同年一月一日前に開始し、同年六月三十日前に終了する事業年度及び同年一月一日以後に開始し、施行日前に終了した事業年度の所得に対する法人税については、なお従前の例による。この場合において、内国法人である法人税法第二条第九号に規定する普通法人のうち、同年一月一日前に開始し、同年六月三十日以後に終了する事業年度終了の時における資本の金額又は出資金額が一億円をこえるものの当該事業年度の所得に対する法人税に係る同条の規定の適用については、新法第四十二条第一項中「資本の金額又は出資金額が一億円以下であるもの」とあるのは「資本の金額又は出資金額が一億円をこえるもの」と、「百分の二十二」とあるのは「百分の二十四」と読み替えるものとする。

（法人の減価償却に関する経過規定）

第九条　法人の施行日前に終了した事業年度において旧法第四十三条第三項の規定により償却不足額とみなされた金額がある場合には、当該金額については、同項の規定は、なおその効力を有する。

2　新法第四十六条第一項第一号（指定業種に関する部分を除く。）、第四十六条の二及び第四十七条第二項の規定は、法人の施行日以後に開始する事業年度の所得に対する法人税について適用し、法人の同日前に開始した事業年度の所得に対する法人税については、なお従前の例による。この場合において、新法第四十六条の二の規定の適用については、同条第一項に規定する海外取引等による収入金額で同条第三項第八号に掲げる取引によるものは、法人の施行日以後に開始する事業年度に係る当該取引による収入金額に限るものとする。

（法人の準備金に関する経過規定）

第十条　施行日において存する新法第五十六条の三第一項に規定する法人（その合併法人を含む。）が施行日を含む事業年度の直前の事業年度終了の日において有する新法第五十三条第一項に規定する価格変動準備金勘定の金額（同項の規定により当該直前の事業年度の所得の金額の計算上損金の額に算入されたものに限る。）のうち同日において有する株式に係る部分の金額として政令で定めるところにより計算した金額の同条第四項の規定の適用については、同項の規定にかかわらず、政令で定めるところにより、当該法人の施行日から昭和四十五年三月三十一日までの期間内の日を含む各事業年度の所得の金額の計

算上、益金の額に算入する。

2　新法第五十四条の規定は、法人の施行日以後に開始する事業年度の所得に対する法人税について適用し、法人の同日前に開始した事業年度の所得に対する法人税については、なお従前の例による。

3　新法第五十六条第一項の規定は、同項に規定する内国法人が施行日以後に同項に規定する特定株式等を取得する場合について適用し、同日前に当該特定株式等を取得した場合については、なお従前の例による。

（法人の技術等海外取引に係る所得の特別控除に関する経過規定）

第十一条　新法第五十八条の規定は、法人の施行日以後に開始する事業年度の所得に対する法人税について適用し、法人の同日前に開始した事業年度の所得に対する法人税については、なお従前の例による。

（法人の新規重要物産の製造等による所得の免税に関する経過規定）

第十二条　旧法第五十八条の四の規定は、同条第一項に規定する新規重要物産につき同項に規定する政令で定める期間内にその製造若しくは採掘の事業を開始し、又はその設備を増設した法人の同項の規定による法人税の免税については、なおその効力を有する。

2　法人の施行日以後に終了する事業年度において前項の規定によりその効力を有するものとされる旧法第五十八条の四第一項の規定の適用を受ける法人に係る新法第五十八条の規定の適用については、同条第一項中「指定期間内の収入金額」とあるのは、「指定期間内の収入金額（租税特別措置法の一部を改正する法律附則第十二条第一項の規定によりその効力を有するものとされる同法による改正前の租税特別措置法第五十八条の四第一項の規定の適用に係るものを除く。以下この条において同じ。）」とする。

（合併の場合の清算所得等の課税の特例に関する経過規定）

第十三条　新法第六十六条の三の規定は、法人が施行日以後にされた新法第六十六条の二第一項各号に規定する承認、認定、勧告又は認可に係る合併をした場合における法人税について適用し、同日前にされた旧法第六十六条の二第一項各号に規定する承認、認定、勧告又は認可に係る合併をした場合における法人税については、なお従前の例による。

（贈与税及び相続税に関する経過規定）

第十四条　新法第七十条の四及び第七十条の五の規定は、昭和四十一年一月一日以後にこれらの規定に該当する事実が生じた場合における贈与税又は相続税について適用し、同日前に旧法第七十条の四及び第七十条の五の規定に該当する事実が生じた場合における贈与税又は相続税については、なお従前の例による。

（登録税に関する経過規定）

第十五条　新法第七十五条の二第二項の規定は、施行日以後に同項に規定する出資の払戻し（解散による残余財産の分配を含む。）として取得する土地又は建物の所有を目的とする地上権若しくは土地の賃借権の取得の登記に係る登録税について適用する。

（企業合理化促進法の一部改正）

第十六条　企業合理化促進法の一部を次のように改正する。

第七条を次のように改める。

（機械設備等の廃棄の場合の課税の特例）

第七条　企業の合理化を促進するため機械設備等を緊急に廃棄する必要のある特定産業に属する事業で政令で定めるものを営む者が、企業の合理化を促進するためその有する機械設備等につき政令で

定める廃棄をしたときは、租税特別措置法の定めるところにより、所得税額又は法人税額の特別控除を受けることができる。

（大蔵・通商産業・内閣総理大臣署名）

法律第三十六号（昭四一・三・三一）

◎関税法等の一部を改正する法律

（関税法の一部改正）

第一条　関税法（昭和二十九年法律第六十一号）の一部を次のように改正する。

目次中「第二章　賦課及び徴収（第三条―第十四条）」を

「第二章　関税の確定、納付、徴収及び還付
　第一節　通則（第三条―第六条の二）
　第二節　申告納税方式による関税の確定（第七条―第七条の五）
　第三節　賦課課税方式による関税の確定（第八条）
　第四節　関税の納付及び徴収（第九条―第十二条）
　第五節　その他（第十三条―第十四条の五）」

に改める。

第一条中「賦課及び徴収」を「確定、納付、徴収及び還付」に改める。

第二条に次の一項を加える。

2　外国貨物が輸入される前に本邦において使用され、又は消費される場合（保税地域においてこの法律により認められたところに従つて外国貨物が使用され、又は消費される場合その他政令で定める場合を除く。）には、その使用し、又は消費する者がその使用又は消費の時に当該貨物を輸入するものとみなす。

第二章の章名中「賦課及び徴収」を「関税の確定、納付、徴収及び還付」に改める。

第三条中「関税定率法（明治四十三年法律第五十四号）」の下に「その他関税に関する法律」を加え、同条の前に次の節名を附する。

第一節　通則

第四条の見出し中「確定」を「確定の時期」に改め、同条各号列記以外の部分を次のように改める。

関税を課する場合の基礎となる貨物の性質及び数量は、当該貨物の輸入申告の時における現況による。ただし、次の各号に掲げるものについては、当該各号に掲げる時における現況による。

第四条第一号中「置かれた外国貨物」の下に「（通常保税倉庫に置かれる期間が長期にわたり、その間に欠減が生ずるものとして政令で定めるものを除く。）」を加え、「入れる際の検査」を「置くことの承認の際の検査」に改め、「、保税倉庫に入れる際、」を削り、「入れること」を「置くこと」に改め、同条第二号を次のように改める。

二　第五十六条第一項（保税工場の許可）に規定する保税作業による製品である外国貨物で、第五十九条の二第一項（原料課税）の税関長の承認を受けたもの（第七号及び第八号に掲げるものを除く。）　同項に規定する原料である外国貨物を保税工場に置くこと又は保税作業に使用することが承認された時

第四条第四号中「置かれた」を「ある」に改め、同条第八号を次のように改める。

八　輸入の許可を受けないで輸入された貨物（輸入申告があつたもの及び前号に掲げるものを除く。）　輸入の時

第五条中「関税」の下に「を課する場合に適用する法令」を加え、「により課する」を「による」に改め、同条第二号を次のように改める。

二　保税倉庫に置かれた外国貨物で、輸入申告がされた後輸入の許可（第七十三条第一項（輸入の許可前における貨物の引取り）の規定により税関長の承認を受けて引き取られる貨物については、その承認）がされる前に当該貨物に適用される法令の改正があつたもの（前条第四号又は第七号に掲げる貨物を除く。）　当該許可又は承認の日

第六条中「関税定率法」の下に「その他関税に関する法律」を加え、「輸入申告をした者から徴収する」を「貨物を輸入する者が、これを納める義務がある」に改め、同条の次に次の一条を加える。

（税額の確定の方式）

第六条の二　関税額の確定については、次の各号の区分に応じ、当該各号に掲げる方式が適用されるものとする。

一　次号に掲げる関税以外の関税　納付すべき税額又は当該税額がないことが納税義務者のする申告により確定することを原則とし、その申告がない場合又はその申告に係る税額の計算が関税に関する法律の規定に従つていなかつた場合その他当該税額が税関長の調査したところと異なる場合に限り、税関長の処分により確定する方式（以下「申告納税方式」という。）

二　次に掲げる関税　納付すべき税額がもつぱら税関長の処分により確定する方式（以下「賦課課税方式」という。）

イ　本邦に入国する者がその入国の際に携帯して輸入し、又は政令で定めるところにより別送して輸入する貨物その他これに類する貨物で政令で定めるものに対する関税

ロ　郵便物に対する関税

ハ　関税定率法第九条第二項（不当廉売関税）の規定により徴収する関税

ニ　この法律又は関税定率法その他関税に関する法律の規定により一定の事実が生じた場合に直ちに徴収するものとされている関税

ホ　この法律及び関税定率法以外の関税に関する法律の規定により税額の確定が賦課課税方式によるものとされている関税

2　第十二条第一項（延滞税）に規定する延滞税及び第六十条第一項（利子税）に規定する利子税は、前項の規定にかかわらず、特別の手続を要しないで、当該各条の規定により納付すべき税額が確定するものとする。

第九条第一項中「関税定率法」の下に「その他関税に関する法律」を加え、同条を第九条の五とする。

第八条を削り、第七条第二項を削り、同条第三項中「第一項」を「前項」に改め、同項を同条第二項とし、同条を第九条の四とし、同条の前に次の二節、節名及び三条を加える。

第二節　申告納税方式による関税の確定

（申告）

第七条　申告納税方式が適用される貨物を輸入しようとする者は、税関長に対し、当該貨物に係る関税の納付に関する申告をしなければならない。

2　前項の申告は、政令で定めるところにより、第六十七条（輸出又は輸入の許可）の規定に基づく輸入申告書に、同条の規定により記載すべきこととされている当該貨物に係る課税標準その他の事項のほか、その税額その他必要な事項を記載して、これを税関長に提出することによつて行なうものとする。

3　税関は、納税義務者その他の関係者から第一項の申告について必要な輸入貨物に係る関税定率法別表（関税率表）の適用上の所属、税率、課税標準等の教示を求められたときは、その適切な教示に努めるものとする。

（修正申告）

第七条の二　前条第一項の申告をした者は、次の各号の一に該当する場合には、当該各号の申告又は更正について第七条の四第一項又は第三項（更正）の規定による更正があるまでは、政令で定めるところにより、当該申告又は更正に係る課税標準又は納付すべき税額（以下「税額等」という。）を修正する申告（以下「修正申告」という。）をすることができる。

一　先にした前条第一項の申告若しくは修正申告（以下「納税申告」という。）又は第七条の四第一項若しくは第三項の規定による更正により納付すべき税額に不足額があるとき。

二　先の納税申告又は第七条の四第一項若しくは第三項の規定による更正により納付すべき税額がないこととされた場合において、その納付すべき税額があるとき。

2　前項の場合において、納税申告に係る貨物の輸入の許可前にする修正申告は、先の納税申告に係る書面に記載した税額等を補正することにより行なうことができるものとする。

3　国税通則法（昭和三十七年法律第六十六号）第二十条（修正申告の効力）の規定は、修正申告について準用する。

（更正の請求）

第七条の三　納税申告をした者は、当該申告に係る税額等の計算が関税に関する法律の規定に従つていなかつたこと又は当該計算に誤りがあつたことにより、当該申告により納付すべき税額が過大である場合には、当該申告に係る貨物の輸入の許可があるまでは、政令で定めるところにより、税関長に対し、その申告に係る税額等につき次条第一項の規定による更正をすべき旨の請求をすることができる。

2　税関長は、前項の規定による更正の請求があつた場合には、その請求に係る税額等について調査し、次条第一項の規定による更正をし、又はその更正をすべき理由がない旨をその請求をした者に通知する。

（更正及び決定）

第七条の四　税関長は、納税申告があつた場合において、その申告に係る税額等の計算が関税に関する法律の規定に従つていなかつたとき、その他当該税額等がその調査したところと異なるときは、その調査により、当該申告に係る税額等を更正する。

2　税関長は、納税申告が必要とされている貨物についてその輸入の時までに当該申告がないときは、その調査により、当該貨物に係る税額等を決定する。

3　税関長は、前二項又はこの項の規定による更正又は決定をした後、その更生又は決定をした税額等が過大又は過小であることを知つたときは、その調査により、当該更正又は決定に係る税額等を更正する。

4　第一項若しくは前項の規定による更正（以下「更正」という。）又は第二項の規定による決定は、税関長が当該更正又は決定に係る課税標準、当該更正又は決定により納付すべき税額その他政令で定める事項を記載した更正通知書又は決定通知書を送達して行なう。

5　国税通則法第二十九条（更正等の効力）の規定は、更正又は第二項の規定による決定について準用する。

（輸入の許可前に引き取られた貨物に係る税額等の通知）

第七条の五　税関長は、第七十三条第一項（輸入の許可前における貨物の引取り）の規定により税関長の承認を受けて引き取られた貨物に係る税額等につきその納税申告に誤りがないと認めた場合には、当該申告に係る税額及びその税額を納付すべき旨（関税の納付を要しないときは、その旨）その他の政令で定める事項を、書面により、当該引取りの承認を受けた者に通知する。

第三節　賦課課税方式による関税の確定

（賦課決定）

第八条　税関長は、賦課課税方式が適用される貨物について関税を賦課しようとするときは、その調査により、次の各号の区分に応じ、当該各号に掲げる事項を決定する。

一　第六条の二第一項第二号イ又はホ（賦課課税方式）に掲げる関税に係る場合

イ　第六十七条（輸出又は輸入の許可）の輸入申告に係る課税標準が税関長の調査したところと同じであるとき。　納付すべき税額

ロ　輸入の時までに第六十七条の輸入申告がないとき、又は当該申告があつた場合において、当該申告に係る課税標準が税関長の調査したところと異なるとき。　課税標準及び納付すべき税額

二　第六条の二第一項第二号ロからニまでに掲げる関税に係る場合　課税標準及び納付すべき税額

2　税関長は、前項又はこの項の規定による決定をした後、その決定をした課税標準（前項第一号イに掲げる場合にあつては、同号イの申告に係る課税標準）又は納付すべき税額が過大又は過少であることを知つたときは、その調査により、当該決定に係る課税標準及び納付すべき税額を変更する決定をする。

3　前二項の規定による決定は、税関長がその決定に係る課税標準及び納付すべき税額その他政令で定める事項を記載した賦課決定通知書（第一項第一号イに掲げる場合にあつては、納税告知書）を送達して行なう。ただし、当該決定が第六条の二第一項第二号イ（携帯品等に対する関税）に掲げる関税に係るものである場合その他政令で定める場合には、当該通知書又は告知書の送達に代えて、税関職員に口頭で当該決定の通知をさせることができる。

4　国税通則法第二十九条（更正等の効力）の規定は、第二項の規定による決定について準用する。

第四節　関税の納付及び徴収

（申告納税方式による関税の納付）

第九条　納税申告をした者は、次項の規定に該当す

る場合を除き、その申告に係る書面又は更正通知書に記載された納付すべき税額に相当する関税を、当該申告に係る貨物を輸入する日までに国に納付しなければならない。

2　次の各号に掲げる税額に相当する関税の納税義務者は、その関税を当該各号に掲げる日までに国に納付しなければならない。

一　第七十三条第一項（輸入の許可前における貨物の引取り）の規定により税関長の承認を受けて引き取られた貨物に係る関税につき、第七条の五（輸入の許可前に引き取られた貨物に係る税額等の通知）の書面に記載された申告に係る税額又は当該貨物の輸入の許可前にされた更正に係る更正通知書に記載された納付すべき税額（先の納税申告に係る税額のうち未納のものを含む。）　これらの書類が発せられた日の翌日から起算して一月を経過する日

二　輸入の許可後にした修正申告に係る書面に記載された納付すべき税額　当該修申告をした日

三　輸入の許可後にされた更正に係る更正通知書に記載された納付すべき税額　当該更正通知書が発せられた日の翌日から起算して一月を経過する日

四　決定通知書に記載された納付すべき税額　当該決定通知書が発せられた日の翌日から起算して一月を経過する日

（納税の告知）

第九条の二　税関長は、賦課課税方式による関税で、次に掲げる関税以外のものを徴収しようとするときは、納税の告知をしなければならない。

一　第七十七条第三項（郵便物の関税の納付）の規定により印紙をもつて納付される郵便物の関税

二　第八十五条第一項（公売代金等の充当）（第八十八条（留置貨物）において準用する場合を含む。）又は第百三十四条第五項（領置物件等の公売代金等の充当）の規定により貨物の公売又は売却による代金をもつて充てる関税

2　前項の規定による納税の告知は、税関長が、政令で定めるところにより、納付すべき税額、納期限及び納付場所を記載した納税告知書を送達して行なう。ただし、第八条第三項ただし書（口頭による賦課決定の通知）の規定に該当する場合には、当該告知書の送達に代えて、税関職員に口頭で当該告知をさせることができる。

（納付の手続）

第九条の三　関税を納付しようとする者は、第七十七条第三項（郵便物の関税の納付）の規定により印紙をもつて納付する場合を除き、その税額に相当する金銭に納付書（納税告知書の送達を受けた場合には、納税告知書）を添えて、これを日本銀行（国税の収納を行なう代理店を含む。）又はその関税の収納を行なう税関職員に納付しなければならない。ただし、証券をもつてする歳入納付に関する法律（大正五年法律第十号）の定めるところにより、証券で納付することを妨げない。

第十条第二項中「（昭和三十七年法律第六十六号）」を削り、「第八条第二項（納税の告知）の規定により指定された納期日」を「第九条（申告納税方式による関税の納付）の規定により関税を納付すべき期限又は第九条の二第二項（納税の告知）の納期限（延滞税及び利子税については、その計算の基礎となる関税のこれらの納期限。次条においてこれらの期限を「納期限」という。）」に、「納付」を「完納」に改める。

第十一条を次のように改める。

（関税の徴収）

第十一条　関税が納期限までに完納されない場合（当該関税につき担保の提供がある場合を除く。）及び国税通則法第三十八条第一項各号（繰上請求）に掲げる場合に該当し関税が納期限までに完納されないと認められる場合における当該関税の徴収については、国税徴収の例による。

第十二条第一項中「関税を徴収する場合において、納税義務者が第八条第二項（納税の告知）の規定により指定された納期日又は国税徴収の例により徴収する場合において指定された納期日までに関税を完納しないときは、その未納に係る関税額に対し、当該納期日」を「納税義務者が法定納期限までに関税を完納しない場合又は第十三条の二（過大な払いもどし等に係る関税額の徴収）の規定により過大に払いもどし若しくは還付を受けた関税額を徴収される場合には、当該納税義務者は、その未納又は徴収に係る関税額に対し、法定納期限（当該過大に払いもどし又は還付を受けた関税については、その払いもどし又は還付を受けた日）」に、「徴収する」を「納付しなければならない」に改め、同条第二項中「未納」を「未納又は徴収」に改め、同条第五項中「規定により延滞税をあわせて徴収すべき」を削り、「未納」を「未納又は徴収」に改め、同条に次の二項を加える。

6　第一項の場合において、やむを得ない理由により税額等に誤りがあつたため同項の法定納期限後に同項の未納に係る関税額が確定し、かつ、その事情につき政令で定めるところにより税関長の確認があつたときは、その税額に係る延滞税については、当該法定納期限の翌日から当該関税につき修正申告をした日又は更正通知書若しくは賦課決定通知書が発せられた日までの日数に対応する部分の金額を免除する。

7　第一項において「法定納期限」とは、当該関税を課された貨物を輸入する日（輸入の許可を受けた貨物については、当該許可の日）とする。ただし、次の各号に掲げる関税については、当該各号に掲げる日（第一号又は第二号に掲げる関税につき当該各号の書類が二回以上にわたつて発せられた場合には、その最初に発せられた日）又は期限とする。

一　第七十三条第一項（輸入の許可前における貨物の引取り）の規定により税関長の承認を受けて引き取られた貨物につき納付すべき関税　当該関税に係る第七条の五（輸入の許可前に引き取られた貨物に係る税額等の通知）の書類又は更正通知書が発せられた日

二　第七十七条第五項（関税の納付前における郵便物の受取り）の税関長の承認を受けて受け取られた郵便物につき納付すべき関税　当該関税に係る第九条の二（納税の告知）の規定による納税告知書が発せられた日

三　関税定率法第九条第二項（不当廉売関税）の規定により徴収する関税　当該関税に係る納税告知書に記載された納期限

四　この法律又は関税定率法その他関税に関する法律の規定により一定の事実が生じた場合に直ちに徴収するものとされている関税　当該事実が生じた日

第十二条の次に次の節名を附する。

第五節　その他

第十三条第六項中「過誤納額」を「過誤納金」に改め、同項を同条第七項とし、同条第五項中「第一項」を「第二項」に、「過誤納額」を「過誤納金の額」に改め、同項を同条第六項とし、同条第四項を同条第五項とし、同条第三項中「第一項」を「第二項」に、「過誤納額」を「過誤納金の額」に改め、同項を同条第四

項とし、同条第二項中第一号を削り、第二号を第一号とし、第三号を第二号とし、同項を同条第三項とし、同条第一項中「納税義務者が納付した関税又は滞納処分費に過誤納があつたため当該過誤納額」を「前項の過誤納金」に、「第六項」を「第七項」に、「当該過誤納額」を「その金額」に改め、同項を同条第二項とし、同条に第一項として次の一項を加える。

　税関長は、納税義務者が納付した関税又は滞納処分費に過誤納金があるときは、遅滞なく、金銭で還付しなければならない。

　第十三条の二を第十三条の四とし、第十三条の次に次の二条を加える。

（過大な払いもどし等に係る関税額の徴収）

第十三条の二　税関長は、関税定率法第十条第二項（変質、損傷等の場合のもどし税）その他政令で定める関税に関する法律の規定による関税の払いもどし又は還付が、これを受ける者の申請に基づいて過大な額で行なわれた場合には、国税徴収の例により、その過大であつた部分の金額に相当する関税額を当該関税の払いもどし又は還付を受けた者から徴収する。

（関税の納付不足がある場合の補完的納税義務）

第十三条の三　輸入の許可又は第七十三条第一項（輸入の許可前における貨物の引取り）の規定による税関長の承認を受けて引き取られた貨物について、納付された関税に不足額があつた場合において、当該許可又は承認の際当該貨物の輸入者とされた者の住所及び居所が明らかでなく、又はその者が当該貨物の輸入者でないことを申し立て、かつ、当該貨物の輸入に際してその通関業務を取り扱つた税関貨物取扱人（税関貨物取扱人法（明治三十四年法律第二十八号）第一条（定義）に規定する税関貨物取扱人をいう。以下同じ。）が、その通関業務の委託を受けた者を明らかにすることができなかつたときは、当該税関貨物取扱人は、当該貨物の輸入者と連帯して当該関税を納める義務を負う。

　第十四条を次のように改める。

（更正、決定等の期間制限）

第十四条　次の各号に掲げる更正又は賦課決定は、これらに係る関税の第十二条第七項（法定納期限）に規定する法定納期限（第七十三条第一項（輸入の許可前における貨物の引取り）又は第七十七条第五項（関税の納付前における郵便物の受取り）の規定により税関長の承認を受けて引き取られ、又は受け取られた貨物又は郵便物の場合にあつては、当該承認の日とし、関税定率法第九条第二項（不当廉売関税）の規定により関税を徴収する場合にあつては、当該関税を徴収することができることとなつた日とする。次項及び次条第一項において「法定納期限等」という。）から二年を経過した日以後においては、することができない。

一　第七条の四第二項（決定）の規定による決定についての更正以外の更正

二　第六条の二第一項第二号イ又はホ（賦課課税方式）に掲げる関税で課税標準の申告があつたものに係る賦課決定

三　第六条の二第一項第二号ロからニまでに掲げる関税に係る賦課決定

2　偽りその他不正の行為により関税を免れ、又は関税を納付すべき貨物について関税を納付しないで輸入した場合における当該貨物に係る関税についての前項各号に掲げる更正又は賦課決定は、同項の規定にかかわらず、法定納期限等から五年を経過する日まで、することができる。

3　次の各号に掲げる決定、更正又は賦課決定は、

これらに係る貨物の輸入の日から五年を経過した日以後においては、することができない。

一　第七条の四第二項（決定）の規定による決定

二　前号の決定についての更正

三　第六条の二第一項第二号イ又はホ（賦課課税方式）に掲げる関税で課税標準の申告がなかつたものに係る賦課決定

　第二章中第十四条の次に次の四条を加える。

（徴収権の消滅時効）

第十四条の二　関税の徴収を目的とする国の権利（以下この条において「関税の徴収権」という。）は、その関税の法定納期限等から二年間（前条第二項又は第三項に規定する更正、決定又は賦課決定に係る関税については、五年間）行使しないことによつて、時効により消滅する。

2　国税通則法第七十二条第二項（国税の徴収権の消滅時効の絶対的効力）及び第七十三条（時効の中断及び停止）の規定は、関税の徴収権の時効について準用する。この場合において、同条第一項第一号中「第三十五条第二項第二号（更正又は決定による納付）」とあるのは、「関税法第九条第二項（申告納税方式による関税の納付）」と読み替えるものとする。

3　関税の徴収権の時効については、この条に別段の定めがあるものを除き、民法（明治二十九法律第八十九号）の規定を準用する。

（還付請求権の時効）

第十四条の三　関税の過誤納又は関税に関する法律の規定による関税の払いもどし若しくは還付に係る国に対する請求権は、その請求をすることができる日から二年間行使しないことによつて、時効により消滅する。

2　国税通則法第七十二条第二項（国税の徴収権の消滅時効の絶対的効力）及び前条第三項の規定は、前項の場合について準用する。

（送達）

第十四条の四　国税通則法第十二条（書類の送達）及び第十四条（公示送達）の規定は、関税の確定、納付及び徴収に関する書類の送達について準用する。

（換価代金から充当又は徴収の特例）

第十四条の五　第八十五条第一項（公売代金等の充当）（第八十八条（留置貨物）において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）又は第百三十四条第五項若しくは第六項（領置物件等の換価代金からの充当又は徴収）に規定する貨物又は物件につきこれらの規定により充て又は徴収する関税及びこれに不足額がある場合に第八十五条第一項又は第十一条（国税徴収の例による徴収）の規定により充て又は徴収する関税の額は、当該貨物又は物件の公売又は売却による代金の額（公売又は売却の費用その他関税に先だつて徴収される費用がある場合には、これらの費用を控除した額）を限度とする。

　第十五条第二項中「するとともに、最近の出港地の出港許可書又はこれに代る書類を税関職員に呈示」を削る。

　第十七条第一項中「その許可」を「税関長の許可」に改める。

　第二十六条中「第二十条」を「第十五条（入港手続）、第十七条第一項（出港手続）、第十八条（入出港の簡易手続）、第二十条」に改め、「これらの者」の下に「若しくは船長若しくは機長」を加える。

　第三十三条中「貨物を保税地域」の下に（保税工場を除く。以下この条において同じ。）」を加える。

　第四十四条第一項中「税関長の承認を受け」を「あ

らかじめその旨を税関に届け出」に改め、同条第二項を次のように改める

2　税関長は、前項の届出があつた場合において、その実施しようとする収容能力の増減又は工事について、その増減又は工事をした後の保税上屋と他の場所との区分が明確でなく、又は当該増減若しくは工事をした後の外国貨物の保管設備が不十分であるため、この法律の実施を確保するうえに支障があると認めるときは、当該届出をした者に対し、その届出に係る事項を実施する際必要な措置を講ずることを求めることができる。

第四十九条中「（第一項第三号及び第四号を除く。）」を削る。

第五十一条中「入れる」を「置く」に改める。

第五十二条の見出し中「入れる」を「置く」に改め、同条第一項中「入れようとする者は」を「入れた者は、当該貨物をその入れた日から十五日をこえて当該保税倉庫に置こうとする場合には」に改め、「政令で定めるところにより」の下に「、当該貨物を当該保税倉庫に入れた日から十五日以内に」を加え、「税関」を「税関長」に改め、同条第二項中「税関」を「前項の承認」に、「外国貨物を入れる」を「同項の期間をこえて外国貨物を置く」に改め、「前項の承認」を削る。

第五十三条の見出し中「入れる際」を「置くことの承認の際」に改め、同条第一項を次のように改め、同条第二項を削る。

税関長は、前条第一項の承認をする場合には、税関職員に同項の外国貨物につき必要な検査をさせるものとする。

第五十五条中「（第一項第四号を除く。）」を削る。

第五十六条に次の一項を加える。

2　保税工場の許可を受けた者は、当該保税工場において使用する輸入貨物については、当該貨物を当該保税工場に入れた日から十五日までの期間に限り、当該保税工場につき第四十二条第一項（保税上屋の許可）の許可をあわせて受けているものとみなす。

第五十七条第一項中「入れる」を「当該外国貨物を置く」に、「一年」を「二年」に改め、同条二項中「前項」を「必要な期間を指定して前項」に改め、同項ただし書を削る。

第五十八条第一項中「第四条第二号」を「第五十九条の二第一項」に改め、同条の次に次の一条を加える。

（納税申告の特例）

第五十八条の二　石油精製の保税作業その他同一の製造工程において二種類以上の製品が製造される保税作業として政令で定めるものを行なう保税工場の許可を受けた者は、当該保税作業によつて製造された外国貨物のうち外国に向けて積みもどされる外国貨物その他保税作業により製造されるべき外国貨物として政令で定めるもの以外の外国貨物（第五十九条の二第一項（原料課税）の税関長の承認を受けたものに限る。）につき、当該保税作業が終了したときは、第七条第一項（納税申告）及び第六十七条（輸出又は輸入の許可）の規定にかかわらず、当該作業の終了後遅滞なく、税関に対して納税申告をし、同条の規定による輸入の許可を受けなければならない。

第五十九条の次に次の一条を加える。

（原料課税）

第五十九条の二　保税工場の許可を受けた者が、政令で定めるところによりあらかじめ税関長の承認を受けたときは、当該保税工場における保税作業による製品である外国貨物を輸入する場合に、当該貨物の関税の確定について、第六十二条（保税工場）において準用する第五十二条第一項（保税倉庫に外国貨物を置くことの承認）の規定によりその原料である外国貨物を保税工場に置くこと又は保税作業に使用することが承認された時の性質及び数量によることができる。

2　前項の税関長の承認に係る貨物を輸入する場合における関税の額の計算に関し必要な事項は、政令で定める。

第六十条の見出しを「（利子税）」に改め、同条第一項中「第四条第二号（原料課税）の規定により」を「前条第一項の税関長の」に、「徴収する際」を「納付する際」に、「加算税額をあわせて徴収する」を「利子税をあわせて納付しなければならない」に改め、同条第二項中「加算税額」を「利子税の額」に改める。

第六十一条第一項中「保税工場以外の場所」を「当該保税工場以外の場所」に改め、同条第三項中「出そうとする」を「出される」に、「第四条第二号」を「第五十九条の二第一項」に、「これを出す際に、税関の検査を受けなければならない」を「税関長は、当該貨物が出される際、税関職員に当該貨物につき必要な検査をさせるものとする」に改め、同条の次に次の一条を加える。

（指定保税工場の簡易手続）

第六十一条の二　税関長が使用原料品の製造歩留まりが安定していることその他保税作業の性質その他の事情を勘案して取締り上支障がないと認めて、保税作業により製造される製品及びその原料品である外国貨物を特定して指定した保税工場については、第三十一条（貨物の出し入れ）及び第五十八条（保税作業の届出）の規定にかかわらず、当該保税工場から当該特定した製品を出す際の届出並びに当該製品を製造するための保税作業の開始及び終了の際の届出を要しない。

2　前項の指定を受けた者は、政令で定めるところにより、毎月使用し、又は製造した同項の税関長の特定した外国貨物である原料品及びその製品の数量その他政令で定める事項を記載した報告書を、その翌月十日までに（当該製品に係る保税作業を休止した場合には、その後遅滞なく）、税関長に提出しなければならない。

第六十二条中「入れることの承認」を「置くことの承認」に、「第五十三条第一項（保税倉庫に外国貨物を入れる際の検査）」を「第五十三条（外国貨物を置くことの承認の際の検査）」に、「第五十三条第一項中「自家用の保税倉庫」とあるのは「保税工場」と読み替える」を「第五十二条第一項中「置こうとする場合」とあるのは「置こうとする場合又は当該貨物を当該保税工場に入れた日から十五日以内に保税作業に使用しようとする場合」と読み替える」に改める。

第六十三条第一項中「税関に申告し、貨物の検査を経て」を「税関長に申告し」に改め、同条第二項中「ときは」の下に「、税関職員に同項の貨物の検査をさせ、また」を加え、同条第四項中「税関」を「税関長」に改める。

第六十四条第一項中「税関（」を「税関長（」に改める。

第六十六条第一項中「税関」を「税関長」に改める。

第六十七条中「税関に申告し、貨物の」を「当該貨物の品名並びに数量及び価格（輸入貨物については、課税標準となるべき数量及び価格）その他必要な事項を税関長に申告し、貨物につき必要な」に改める。

第七十条第二項中「の検査」の下に「その他輸出申告又は輸入申告に係る税関の審査」を加える。

第七十一条第二項中「税関」を「税関長」に改める。

第七十二条の見出し中「関税」を「関税等」に改め、

同条に後段として次のように加える。

　外国貨物に係る輸入品に対する内国消費税の徴収等に関する法律第二条第一号（定義）に掲げる内国消費税の納付についても、その納期限が延長される場合その他政令で定める場合を除き、また同様とする。

第七十三条第三項中「確定」を「確定の時期」に改める。

第七十六条第一項中「但し」を「ただし、税関長は」に、「物は」を「物について」に、「税関の検査を受ける」を「税関職員に必要な検査をさせる」に改め、同条第三項中「の規定により検査を受けるべき」を「に規定する物を内容とする」に改める。

　第七十七条第一項中「税関は、その関税額を郵政官署」を「税関長は、当該郵便物に係る関税の課税標準及び税額を、書面により、郵政官署を経て当該郵便物の名あて人」に改め、同条第二項中「通知を受けたときは、」を削り、「その関税額」を「同項の書類」に、「通知」を「送達」に改め、同条第三項中「政令で定める場合を除く外、郵政官署に申し出て」を「当該郵便物を受け取る際」に、「その関税」を「、同項の書面に記載された税額に相当する関税」に改め、同項に次のただし書を加える。

　ただし、当該郵便物を受け取ろうとする者が、当該郵便物につき第六十三条第一項（保税運送）の承認を受け、その承認に係る書類を郵政官署に呈示して当該郵便物を受け取るときは、この限りでない。

第七十七条に次の四項を加える。

4　第一項の郵便物の名あて人が当該郵便物を受け取つた場合には、当該郵便物に係る同項の書類は、第八条第三項（賦課決定通知書）に規定する賦課決定通知書とみなす。

5　第一項の郵便物の名あて人は、政令で定めるところによりあらかじめ税関長の承認を受けた場合には、当該郵便物に係る関税の課税標準及び税額についての決定がされる前に当該郵便物を受け取ることができる。この場合において、税関長は、当該課税標準及び税額の決定をすることができることとなつたときは、遅滞なく、第八条第一項（賦課決定）の規定による決定をするとともに、第九条の二第一項（納税の告知）の規定による納税の告知をしなければならない。

6　税関長は、前項の承認をする場合において、必要があると認めるときは、関税額に相当する担保を提供させることができる。

7　第五項の承認を受けて受け取られる郵便物は、この法律の適用については、第四条（課税物件の確定の時期）及び第五条（適用法令）を除くほか、内国貨物とみなす。

第七十八条第一項中「税関」を「税関長」に改める。

第七十九条第一項中「税関は、保税地域」を「税関長は、保税地域」に、「、税関」を「、国」に改め、同条第三項中「税関」を「税関長」に改める。

第八十三条第一項中「その承認」を「税関長の承認」に改め、同条第二項中「税関」を「税関長」に改める。

第八十四条第一項中「税関」を「税関長」に改める。

第八十五条第一項中「場合においては」を「場合には、当該貨物に係る関税その他の国税を直ちに徴収する。この場合においては、政令で定めるところにより」に改め、「、政令で定めるところにより」を削る。

第八十六条第一項及び第八十七条第一項中「税関」を「税関長」に改める。

第九十一条中「賦課」を「確定」に改める。

第九十七条に次の二項を加える。

3　前項の場合においては、第百十八条第四項（犯罪貨物等についての関税の徴収）又は第百三十四条第六項（領置物件等の換価代金からの徴収）の規定の適用がある場合のほか、前項の処分により外国貨物を取得する者から当該貨物に係る関税を直ちに徴収する。

4　前項の場合においては、同項の外国貨物が輸入されたことにより既に関税を納付すべきものであつたときにおいても、当該外国貨物が同項の処分をする者によつて占有された時以後は、当該外国貨物に係る関税は、同項の規定によつて徴収するものとする。この場合においては、当該外国貨物につき既に第七条の四第二項（決定）の規定による決定その他の関税の確定のための手続がされているときは、これらの手続は、なかつたものとみなす。

第百条第一号中「及び関税定率法第十九条の二第二項（関税の払いもどしを受ける課税原料品に係る準用規定）」を削る。

第百三条の次に次の一条を加える。

（期間の計算及び期限の特例）

第百三条の二　国税通則法第十条（期間の計算及び期限の特例）の規定は、この法律又は関税定率法その他の関税に関する法律の規定による期間の計算及び期限について準用する。

第百五条第一項第三号中「（保税倉庫に外国貨物を入れる際の検査）」を「（外国貨物を置くことの承認の際の検査）」に改め、同項第六号を次のように改める。

六　輸入された貨物について、その輸入者、その輸入に係る通関業務を取り扱つた税関貨物取扱人、当該輸入の委託者、関税定率法第九条第一項（不当廉売関税）の貨物の不当廉売者その他の関係者に質問し、又は当該貨物若しくは当該貨物についての帳簿書類を検査すること

第百七条中「税関支署長」を「税関の支署その他の税関官署の長」に改める。

第百十条第一項中「詐偽」を「偽り」に、「免かれ」を「免れ」に改め、同条第三項中「前二項」を「前三項」に、「第七一〇二号」を「第七一・〇二号」に、「第七一〇三号」を「第七一・〇三号」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項中「前項」を「前二項」に、「同項」を「これらの項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2　税関貨物取扱人の偽りその他不正の行為により関税を免れ、若しくは関税の払いもどしを受け、又は関税を納付すべき貨物を関税を納付しないで輸入することとなつた場合における当該行為をした税関貨物取扱人についても、また前項の例による。

第百十三条の二中「提出した者」の下に「（通関業務の委託を受けた税関貨物取扱人又は税関貨物取扱人に通関業務を委託した者を含む。）」を加える。

第百十四条第六号中「税関支署長」を「者」に改める。

第百十五条第二号中「入れる」を「置く」に改める。

第百十六条中「過失」を「重大な過失」に改める。

第百十八条中第三項を第四項とし、第二項の次に次の一項を加える。

3　前二項の規定により犯罪貨物等の没収又はこれに代わる追徴が行なわれた場合には、当該犯罪貨物等については、関税を課さない。

第百十八条に次の一項を加える。

5　第九十七条第四項（関税の賦課手続の調整）の規定は、前項の場合について準用する。この場合において、同条第四項中「同項の処分をする者によつて占有された時」とあるのは、「領置又は差押え

がされた時」と読み替えるものとする。

第百三十四条第五項中「これを公売に付し、又は売却した時において当該貨物を輸入したものとみなして計算した額の関税を、その」を「当該関税を当該代金の」に、「徴収」を「直ちに徴収」に改め、同項を同条第六項とし、同条第四項中「納付されていないときは」の下に「、当該関税その他の国税を直ちに徴収する。この場合においては」を、「代金をもつて」の下に「当該」を加え、同項を同条第五項とし、同条第三項の次に次の一項を加える。

4　第一項の場合において、同項の領置物件又は差押物件について関税が納付されていないときは、当該関税をこれらの物件の返還を受けるべき者から直ちに徴収する。

第百三十四条に次の一項を加える。

7　第九十七条第四項（関税の賦課手続の調整）の規定は、前三項の場合について準用する。この場合において、同条第四項中「同項の処分をする者によつて占有された時」とあるのは、「領置又は差押えがされた時」と読み替えるものとする。

別表第一中「北海道　釧路」を「北海道　釧路　北海道　苫小牧」に、「神奈川　横須賀」を「神奈川　横須賀　新潟　直江津」に、「福井　敦賀」を「福井　敦賀　静岡　田子の浦」に、「静岡　清水」を「静岡　清水　愛知　蒲郡」に、「三重　四日市」を「三重　四日市　三重　尾鷲」に、「岡山　水島」を「岡山　水島　広島　福山」に、「山口　徳山下松」を「山口　徳山下松　山口　三田尻中関」に、「香川　坂出」を「香川　坂出　香川　高松」に、「熊本　水俣」を「熊本　水俣　熊本　八代」に改める。

別表第二中「東京　羽田」を「東京　羽田　愛知　名古屋」に、「鹿児島　鹿児島」を「鹿児島　鹿児島　鹿児島　奄美」に改める。

（とん税法の一部改正）

第二条　とん税法（昭和三十二年法律第三十七号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項中「第二条」の下に「第一項」を加える。

第五条及び第六条を次のように改める。

（申告による納付）

第五条　外国貿易船が開港に入港した場合においては、当該外国貿易船に係るとん税の納付をすべき者（以下「納税義務者」という。）は、当該外国貿易船の出港の時（当該外国貿易船が入港の日から起算して五日以内に出港しない場合には、入港の日から起算して五日を経過する日）までに、政令で定めるところにより、当該外国貿易船に係るとん税の課税標準及び納付すべきとん税額その他の事項を記載した申告書を税関に提出し、あわせて当該申告書に記載された税額に相当するとん税を国に納付しなければならない。ただし、当該外国貿易船について第三条第二号に掲げる税率によるとん税が納付されている場合において、当該外国貿易船が当該税率によるとん税に係る最初の入港の日から起算して一年以内に当該納付に係る開港に入港するときは、この限りでない。

2　外国貿易船が第七条ただし書の規定によりとん税を課されることとなる場合において、同条ただし書に規定する貨物の積卸が前項の規定によるとん税の納期限を経過した後に行なわれるときは、同項の規定にかかわらず、当該とん税の納税義務者は、政令で定めるところにより、当該貨物の積卸の時までに同項の申告書を提出し、あわせて当該申告書に記載された税関に相当するとん税を国に納付しなければならない。

（更正及び決定等）

第六条　税関長は、前条の規定により提出された申告書に記載された税額がその調査したところと異なる場合又は同条の規定によりとん税を納付すべき期限（以下「納期限」という。）までに当該申告書の提出がない場合には、その調査に基づき、政令で定めるところにより、当該申告に係る税額を更正し、又はその納付すべき税額を決定する。

2　前項の規定によるとん税の更正又は決定があつた場合には、当該とん税の納税義務者は、政令で定めるところにより、その更正又は決定に係るとん税の額を税関長が指定する期日までに国に納付しなければならない。

3　納税義務者がとん税を納期限（前項の規定により納付することとなるとん税については、同項の期日）までに完納しない場合（当該とん税につき担保の提供がある場合を除く。）のとん税の徴収については、国税徴収の例による。

第七条第二項を削る。

第八条中「徴収」を「課税標準の調査」に改める。

第九条第一項中「とん税の課税標準を決定するため」を削り、同条第二項を次のように改める。

2　関税法第九条の五（担保の種類及び提供の手続）及び第十条（担保を提供した場合の充当又は徴収）の規定は、前項の規定による担保について準用する。

第十条の見出し中「国税通則法」を「関税法等」に改め、同条第一項を次のように改める。

関税法第十二条第一項から第五項まで（延滞税）の規定は、とん税の納税義務者が納期限（前条第一項の規定の適用を受けてとん税の納付前に出港した外国貿易船に係るとん税については、政令で定める日）までにそのとん税を完納しない場合について準用する。

第十条第二項中「国税通則法」の下に「（昭和三十七年法律第六十六号）」を加え、「、同法第九十条第三項及び第九十一条第四項（附帯税等の端数計算）の規定は、とん税に係る延滞税の額の計算の基礎となる税額及び延滞税の額の端数計算について」を削り、同条の次に次の一条を加える。

（権限の委任）

第十条の二　税関長は、政令で定めるところにより、この法律に基づく権限の一部を税関の支署その他の税関官署の長に委任することができる。

第十一条中「賦課」を「確定」に改める。

（特別とん税法の一部改正）

第三条　特別とん税法（昭和三十二年法律第三十八号）の一部を次のように改正する。

第五条の見出しを「（申告及び納付等）」に改め、同条第一項を次のように改める。

特別とん税は、とん税にあわせて申告し、更正し、若しくは決定し、又は納付し、若しくは徴収しなければならない。

第六条中「納期及び納付の方法・納税の告知」を

「申告による納付・更正及び決定等」に、「国税通則法」を「関税法等」に、「及び第十一条」を「、第十条の二（権限の委任）及び第十一条」に改める。

第八条の見出しを「（延滞税等）」に改め、同条第一項中「（国税通則法の準用）」を「（関税法等の準用）」に、「国税通則法（昭和三十七年法律第六十六号）第六十条」を「関税法（昭和二十九年法律第六十一号）第十二条第一項から第五項まで」に、「徴収」を「納付」に、「同法」を「これら」に改め、同条第二項中「徴収」を「納付」に改め、同条第三項中「国税通則法」の下に「（昭和三十七年法律第六十六号）」を加える。

第十二条中「（昭和二十九年法律第六十一号）」を削る。

附　則

1　この法律は、昭和四十一年四月一日から施行する。ただし、次に掲げる改正規定は、同年十月一日以前において政令で定める日（以下「指定日」という。）から施行する。

一　第一条中関税法の目次、第二章（第四条、第五条及び第十一条を除く。）、第七十七条、第九十七条、第百十条、第百十三条の二、第百十六条、第百十八条及び第百三十四条に係る改正規定

二　第二条中とん税法第九条第二項の改正規定

2　昭和四十一年四月一日（以下「施行日」という。）から指定日の前日までの間における関税の徴収については、関税法第八条第一項中「納金額及び納付場所」とあるのは「納金額、納付場所及び納期日（輸入申告に係る貨物で第七十三条第一項（輸入の許可前における貨物の引取り）の規定による税関長の承認を受けないものに係る関税の徴収については、納金額及び納付場所）」として、同条の規定を適用するものとし、この場合においては、同条第二項の規定は、適用せず、同法第十条第二項及び第十二条第一項中「第八条第二項」とあるのは「第八条」として、これらの規定を適用するものとする。

3　施行日前にされた改正前の関税法第四条第二号又は第五十二条第一項（同法第六十二条において準用する場合を含む。）の税関長の承認は、それぞれ改正後の関税法（以下「新法」という。）第五十九条の二第一項又は第五十二条第一項（新法第六十二条において準用する場合を含む。）の規定によつてされた税関長の承認とみなす。

4　施行日から指定日の前日までの間における新法第五十八条の二の規定の適用については、同条（見出しを除く。）中「第七条第一項（納税申告）及び第六十七条」とあるのは「第六十七条」と、「納税申告」とあるのは「同条の申告」とする。

5　施行日前に課した、又は課すべきであつたとん税及び特別とん税については、なお従前の例による。

6　指定日の前日までの間におけるとん税法第九条第二項（特別とん税法第七条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、同項中「関税法第八条第二項（納期日の指定）の規定は、前項の規定による担保の提供があつた場合におけるとん税の徴収について、同法」とあるのは、「関税法」とする。

7　この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（大蔵・内閣総理大臣署名）

法律第三十七号（昭四一・三・三一）

◎関税定率法の一部を改正する法律

関税定率法（明治四十三年法律第五十四号）の一部を次のように改正する。

第二条中「第二条第一号（定義）に掲げる」を「第二条（定義）に定める」に、「同条」を「同条第一項」に改める。

第四条第二項及び第三項を次のように改める。

2　前項の課税価格は、貨物の仕入書その他の貨物の輸入取引に係る書類（以下この条において「仕入書等」という。）で当該取引の価格その他の条件を正当に表示するものがある場合において、当該仕入書等につき次に掲げる事情その他これに準ずる事情がなく、当該仕入書等により計算される当該貨物の輸入港本船渡しによる価格（航空機で運送された貨物については、同項の規定に基づいて計算したこれに相当する価格）が同項の規定による当該貨物の課税価格に相当する価格であると認められるときは、当該仕入書等により計算される当該貨物の輸入港本船渡しによる価格によるものとする。ただし、当該貨物が当該貨物の取引の条件からみて輸入申告の時その他関税法第四条（課税物件の確定の時期）に定める関税の課税物件の確定の時期（同条第一号の貨物については、輸入申告の時。以下この条において「輸入申告等の時」という。）までに変質し、又は損傷したものであると認められる場合には、当該価格からその変質し、又は損傷したことによる減価に相当する金額を控除した価格によるものとする。

一　当該仕入書等に表示された取引が委託販売契約その他特殊な契約に係るものである場合において、当該仕入書等に表示された取引の価格が実際に決済される輸入取引の価格を示すものでないこと。

二　当該仕入書等が同一会社の本店及び支店の間又は同一資本系統に属する会社の間その他これらに準ずる特殊の関係にある当事者の間の取引に係るものであり、かつ、その取引の価格その他の条件がこれらの特殊の関係に基因して通常の取引の価格その他の条件と異なるものであること。

3　前項の規定によつては貨物の課税価格の計算ができない場合又は貨物が輸入港に到着した時から輸入申告等の時までの期間が長期にわたり、その価格が当該期間中に著しく変動した場合として政令で定める場合には、第一項の課税価格は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に掲げる価格によるものとする。

一　当該貨物の輸入申告等の時の最近に輸入港に到着した当該貨物と同種又は類似の貨物について前項の規定により計算された課税価格がある場合　当該課税価格に相当する価格（当該貨物と当該同種又は類似の貨物との品質、性能、輸入の時期その他の事情の差異により価格の相異がある場合には、政令で定めるところにより、当該課税価格にこれらの貨物の価格表による品質若しくは性能の差異に応ずる価格比、年式若しくは製造年月日の差異による減価率若しくは輸入の時期の差異による価格の変動率を乗じ、又は構成品の差異により当該構成品の価格を加減する等当該課税価格に必要な調整を加えて計算した価格）

二　前号に該当する場合を除き、当該貨物と同種又は類似の貨物の製造者、販売者等が作成した当該貨物の輸出国における同種又は類似の貨物の価格表その他当該貨物の第一項の規定による課税価格に相当する価格を計算することができる資料がある場合　当該資料に基づき第一項の規定に適合するように、当該貨物と当該同種又は類似の貨物との品質、性能その他の事情の差異による価格の

相違を勘案し、前号の規定に準じて必要な調整を加えて計算した価格

三　前二号の場合に該当しない場合　当該貨物と同種又は類似の貨物が当該貨物の輸入申告等の時において本邦で通常の卸取引の量及び方法によつて販売される価格から関税その他の課徴金並びに輸入港本船渡しから卸売までの通常の費用（卸売に係る通常の利潤を含む。）を控除した金額に、当該貨物と当該同種又は類似の貨物との品質、性能その他の事情の差異による価格の相違を勘案し、第一号の規定に準じて必要な調整を加えて計算した価格

第四条第四項及び第五項を削り、同条第六項中「第一項から第四項まで」を「前二項」に、「決定」を「計算」に改め、同項を同条第四項とし、同条に次の一項を加える。

5　前各項の規定の適用の細目その他課税価格の計算に関し必要な事項は、政令で定める。

第十条第一項中「輸入の許可」の下に「（関税法第七十三条第一項（輸入の許可前における貨物の引取り）の規定により引き取ることを承認された貨物については、当該承認）」を、「損傷した場合」の下に「（課税価格の計算において、貨物の変質又は損傷による減価に相当する金額が控除される場合を除く。）」を加える。

第十二条に次の一項を加える。

3　砂糖の価格安定等に関する法律（昭和四十年法律第百九号）第七条第一項（平均輸入価格）に規定する粗糖の平均輸入価格が、同法第三条第一項（安定上下限価格等）に規定する粗糖の安定上限価格をこえ、かつ、同法第六条から第十条まで（価格調整に関する措置）に定める輸入に係る砂糖の価格調整に関する措置によつては砂糖の価格を安定させることが困難と認められるときは、輸入される砂糖につき、政令で定めるところにより、その種類及び期間を指定して、その同法第十条第一項第一号イの平均輸入価格が同項第二号の安定上限価格をこえる額を限度として、その関税を軽減し、又は免除することができる。

第十四条各号列記以外の部分中「ものについては」の下に「、政令で定めるところにより」を加え、同条第五号の次に次の一号を加える。

五の二　外国為替及び外国貿易管理法（昭和二十四年法律第二百二十八号）第十一条（業務上の取極）に規定する外国為替公認銀行が外国為替業務を行なうため輸入する通貨

第十四条第六号の次に次の一号を加える。

六の二　本邦から輸出される貨物の品質が仕向国にある機関の定める条件に適合することを表示するために、当該貨物の製造者が当該貨物にはりつけるラベルで、当該貨物を輸出するために必要なものとして政令で定めるもの

第十四条第十号中「期間で政令で定めるもの」の下に「とし、これらの期間をこえることがやむを得ないと認められる理由があり、政令で定めるところによりあらかじめ税関長の承認を受けた貨物については、これらの期間をこえ、税関長が指定する期間とする。」を加える。

第十四条の次に次の一条を加える。

（再輸入減税）

第十四条の二　次の各号に掲げる貨物で輸入され、その関税の額が当該各号に掲げる関税の額をこえるものについては、政令で定めるところにより、そのこえる額の関税を軽減する。

一　本邦から積みもどされた保税作業による製品で、その輸入が前条第十号本文又は第十四号本文に定める要件に該当するもの　当該製品の原料として使用された外国貨物に対する関税で、保税作業によつたため課されなかつた額

二　前条第十号本文又は第十四号本文に該当する貨物（前号に掲げる製品を含む。）で、その原材料につき第十七条第一項第一号、第十九条第一項又は第十九条の二第二項の規定により関税の軽減、免除又は払いもどしを受けたもの　当該軽減、免除又は払いもどしを受けた関税の額に相当する額（前号に掲げる製品については、同号に掲げる額を加算した額）

第十六条第一項中「ものについては」の下に「、政令で定めるところにより」を加え、同条第二項中「徴収する」を「直ちに徴収する」に改める。

第十七条第一項中「一年」の下に「（第十一号に掲げる貨物については、政令で定める期間とし、これらの期間をこえることがやむを得ないと認められる理由があり、政令で定めるところにより税関長の承認を受けた貨物については、これらの期間をこえ、税関長が指定する期間とする。）」を加え、同項に次の一号を加える。

十一　条約の規定により輸入の後一定の期間内に輸出されることを条件として関税を免除することとされている貨物で政令で定めるもの

第十七条第三項中「その輸入の許可の日から一年以内」を「同項の期間内」に改める。

第十九条に次の一項を加える。

5　第一項中関税の払いもどしに係る規定の適用については、同項の輸出には同項の原料品と保税作業の原料品である外国貨物とを混じて製造した外国貨物の外国に向けて行なう積みもどしを含み、また、同項の原料品には同項の輸出貨物の製造に直接使用される燃料を含むものとする。

第十九条の二の見出しを「（課税原料品等による製品を輸出した場合の免税又はもどし税）」に改め、同条第二項中「第三十三条（執務時間外の貨物の出し入れ又は取扱）、」を削り、同項を同条第三項とし、同条第一項中「やむを得ない」を「必要であり、かつ、前項の規定の適用を受けることが困難である」に改め、同項を同条第二項とし、同条に第一項として次のように加える。

保税工場において製造している製品につき外国から購入の申込みがあつた場合において、その申込みに係る納期内に当該保税工場において使用している外国貨物である原料品により当該製品を製造して外国に向けて送り出すことが困難であることにつき、政令で定めるところにより税関長の確認を受けて、当該原料品と同種の外国貨物でない原料品を使用して当該保税工場で製造した当該製品（政令で定める製品については、当該外国貨物でない原料品を使用して製造した当該製品）を外国に向けて送り出したときは、政令で定めるところにより、当該製品の製造に使用された当該外国貨物でない原料品の数量として税関長の確認を受けた数量を限度として、当該製品を製造した者がその輸出（積みもどしを含む。次項において同じ。）の許可の日から六月以内に輸入する当該原料品と同種の外国貨物の関税（当該製品の製造工程において他の物品が同時に製造される場合には、当該関税のうち当該製品に対応するものとして政令で定める金額の関税）を免除する。

第二十条第一項中「保税地域」の下に「（関税法第三十条第二号（外国貨物を置く場所の制限）に規定する税関長が指定した場所を含む。次項において同じ。）」を加える。

別表を次のように改める。

別表　関税率表

目次

関税率表の解釈に関する通則

第一部　動物（生きているものに限る。）及び動物性生産品

第一類　動物（生きているものに限る。）

第二類　肉及び食用のくず肉

第三類　魚、甲殻類及び軟体動物

第四類　酪農品、鳥卵及び天然はちみつ

第五類　動物性生産品（他の類に該当するものを除く。）

第二部　植物性生産品

第六類　生きている樹木その他の植物及びりん茎、根その他これらに類する物品並びに切花及び装飾用の葉

第七類　食用の野菜、根及び塊茎

第八類　食用の果実並びにメロンの皮及びかんきつ類の果皮

第九類　コーヒー、茶、マテ及び香辛料

第一〇類　穀物、

第一一類　穀粉、加工穀物、麦芽、でん粉、グルテン及びイヌリン

第一二類　採油用に適する種及び果実並びに各種の種及び果実、工業用又は医薬用の植物並びにわら及び飼料用植物

第一三類　染色用又はなめし用の植物性原材料、ラック、ガム、樹脂並びに植物性の液汁及びエキス

第一四類　植物性の組物材料及び彫刻用又は細工用の材料並びに他の類に該当しない植物性生産品

第三部　動物性又は植物性の油脂及びその分解生産物、調製食用脂並びに動物性又は植物性のろう

第一五類　動物性又は植物性の油脂及びその分解生産物、調製食用脂並びに動物性又は植物性のろう

第四部　調製食料品、飲料、アルコール、食酢及びたばこ

第一六類　肉、魚、甲殻類又は軟体動物の調製品

第一七類　糖類及び砂糖菓子

第一八類　ココア及びその調製品

第一九類　穀物、穀粉又はでん粉の調製品及びベーカリー製品

第二〇類　野菜、果実その他植物の部分の調製品

第二一類　各種の調製食料品

第二二類　飲料、アルコール及び食酢

第二三類　食品工業において生ずる残留物及びくず並びに調製飼料

第二四類　たばこ

第五部　鉱物性生産品

第二五類　塩、いおう、土石類、プラスター、石灰及びセメント

第二六類　金属鉱、スラグ及び灰

第二七類　鉱物性燃料、鉱物油及びこれらの蒸留物、歴青物質並びに鉱物性ろう

第六部　化学工業（類似の工業を含む。）の生産品

第二八類　無機化学品及び貴金属、希土類金属、放射性元素又は同位元素の無機又は有機の化合物

第二九類　有機化学品

第三〇類　医療用品

第三一類　肥料

第三二類　なめしエキス、染色エキス、タンニン及びその誘導体、染料、えのぐ、ペイント、ワニス、パテ、充てん料並びにインキ

第三三類　精油、レジノイド、調製香料及び化粧品類

第三四類　せつけん、有機界面活性剤、洗剤、調製潤滑剤、人造ろう、調製ろう、みがき剤、ろうそく及びこれに類する物品、モデリングペースト並びに歯科用ワックス

第三五類　たんぱく系物質及び膠（こう）着剤

第三六類　火薬類、火工品、マッチ、発火性合金及び調整燃料

第三七類　写真用又は映画用の材料

第三八類　各種の化学工業生産品

第七部　人造樹脂、人造プラスチック、セルロースエステル、セルロースエーテル、天然ゴム、合成ゴム、ファクチス及びこれらの製品

第三九類　人造樹脂、人造プラスチック、セルロースエステル、セルロースエーテル及びこれらの製品

第四〇類　天然ゴム、合成ゴム、ファクチス及びこれらの製品

第八部　皮革、毛皮及びこれらの製品、馬具及び旅行用具、ハンドバッグその他これらに類する容器並びに腸の製品

第四一類　原皮（毛皮を除く。）及び革

第四二類　革製品、馬具及び旅行用具、ハンドバッグその他これらに類する容器並びに腸の製品

第四三類　毛皮、人造毛皮及びこれらの製品

第九部　木材及びその製品、木炭、コルク及びその製品並びにわら、エスパルトその他の組物材料の製品並びにかご細工物及び枝条細工物

第四四類　木材及びその製品並びに木炭

第四五類　コルク及びその製品

第四六類　わら、エスパルトその他の組物材料の製品並びにかご細工物及び枝条細工物

第一〇部　製紙用原料並びに紙、板紙及びこれらの製品

第四七類　製紙用原料

第四八類　紙及び板紙並びに製紙用パルプ、紙又は板紙の製品

第四九類　印刷した書籍、新聞、絵画その他の印刷物並びに手書き文書、タイプ文書及び図案

第一一部　紡織用繊維及びその製品

第五〇類　絹及び絹織物

第五一類　人造繊維の長繊維及びその織物

第五二類　金属を交じえた糸及び織物

第五三類　羊毛その他の獣毛及び毛織物

第五四類　亜麻、ラミー及びこれらの織物

第五五類　綿及び綿織物

第五六類　人造繊維の短繊維及びその織物

第五七類　その他の植物性紡織用繊維及びその織物並びに紙糸及びその織物

第五八類　じゆうたんその他の敷物、つづれ織物、パイル織物、シェニール織

物、細幅織物、トリミング並びにチュールその他の網地、レース及びししゅう布

第五九類　ウォッディング、フェルト、ひも、綱、ケーブル、特殊織物類、塗布し又はしみ込ませた織物類及び工業用の紡織用繊維製品

第六〇類　メリヤス編物、クロセ編物及びこれらの製品

第六一類　衣類及びその附属品（メリヤス編み又はクロセ編みのものを除く。）

第六二類　紡織用繊維のその他の製品

第六三類　繊維製品の中古のもの及びぼろ

第一二部　はき物、帽子、かさ、むち及びこれらの部分品並びに調製羽毛、羽毛製品、造花、人髪製品及び扇子

第六四類　はき物及びゲートルその他これに類する物品並びにこれらの部分品

第六五類　帽子及びその部分品

第六六類　かさ、つえ、むち及びこれらの部分品

第六七類　調製羽毛、羽毛製品、造花、人髪製品及び扇子

第一三部　石、プラスター、セメント、石綿、雲母その他これらに類する材料の製品、陶磁製品並びにガラス及びその製品

第六八類　石、プラスター、セメント、石綿、雲母その他これらに類する材料の製品

第六九類　陶磁製品

第七〇類　ガラス及びその製品

第一四部　真珠、貴石、半貴石、貴金属、貴金属を張つた金属及びこれらの製品、身辺用模造細貨類並びに貨幣

第七一類　真珠、貴石、半貴石、貴金属、貴金属を張つた金属及びこれらの製品並びに身辺用模造細貨類

第七二類　貨幣

第一五部　卑金属及びその製品

第七三類　鉄鋼及びその製品

第七四類　銅及びその製品

第七五類　ニッケル及びその製品

第七六類　アルミニウム及びその製品

第七七類　マグネシウム、ベリリウム及びこれらの製品

第七八類　鉛及びその製品

第七九類　亜鉛及びその製品

第八〇類　すず及びその製品

第八一類　その他の卑金属及びその製品

第八二類　卑金属製の工具、道具、刃物、スプーン、フォーク及びこれらの部分品

第八三類　各種の卑金属製品

第一六部　機械類、電気機器及びこれらの部分品

第八四類　ボイラー、機械類及びこれらの部分品

第八五類　電気機器及びその部分品

第一七部　車両、航空機及びこれらの部分品並びに船舶及び輸送機器関連品

第八六類　鉄道用の機関車及び車両並びにこれらの部分品、鉄道線路用装備品並びに電気駆動式以外の交通管制用機器

第八七類　鉄道用以外の車両及びその部分品

第八八類　航空機及びその部分品、落下さん、カタパルトその他これに類する航空機射出機並びに航空用地上訓練機

第八九類　船舶及び浮き構造物

第一八部　光学機器、写真用機器、映画用機器、計測機器、精密機器、医療用機器、時計、楽器、録音機、音声再生機、テレビジョンの映像及び音声の磁気式の記録機及び再生機並びにこれらの部分品

第九〇類　光学機器、写真用機器、映画用機器、計測機器、精密機器、医療用機器及びこれらの部分品

第九一類　時計及びその部分品

第九二類　楽器、録音機、音声再生機、テレビジョンの映像及び音声の磁気式の記録機及び再生機並びにこれらの部分品

第一九部　武器、銃砲弾及びこれらの部分品

第九三類　武器、銃砲弾及びこれらの部分品

第二〇部　雑品

第九四類　家具及びその部分品並びに寝具、マットレス、マットレスサポート、クッション及びこれらに類する物品

第九五類　彫刻用、細工用又は成形用の材料の製品

第九六類　ほうき、ブラシ、羽毛製ダスター、化粧用パフ及びふるい

第九七類　がん具、、遊戯用具、運動用具及びこれらの部分品

第九八類　雑品

第二一部　美術品、収集品及びこつとう

第九九類　美術品、収集品及びこつとう

関税率表の解釈に関する通則

この表の解釈は、次の原則に従うものとする。

1　部、類及び節の表題は、単に参照上の便宜のために設けたものである。この表の適用にあたつては、物品の所属は、号及びこれに関係する部又は類の注の規定に従うとともに、これらの号又は注において別段の定めがある場合を除くほか、2から5までに定めるところに従つて決定するものとする。

2　各号に記載するいずれかの材料又は物質には、当該材料又は物質に他の材料又は物質を混合し又は結合した物品を含むものとし、また、特定の材料又は物質から成る物品には、一部が当該材料又は物質から成る物品を含むものとする。二以上の材料又は物質から成る物品の所属は、3の原則に従つて決定するものとする。

3　なんらかの理由により物品が二以上の号に該当すると見られる場合には、次に定めるところによりその所属を決定するものとする。

(a)　最も特殊な限定をして記載している号が、これよりも一般的な記載をしている号に優先するものとする。

(b)　異なる物質から成る混合物又は異なる構成要素で作られた物品で(a)の規定により所属を決定することができないものは、この規定を適用することができる限り、これらの物品に重要な特性を与えている物質又は構成要素から成るものとしてその所属を決定するものとする。

(c)　(a)及び(b)の規定により所属を決定することができない物品は、これにつき

最も高い税率が定められている号に属するものとする。

4　部又は類の注において、特定の物品が当該部又は類に含まれないことが規定され、他の部若しくは類又は特定の号を参照すべきことが定められている場合には、その注は、文脈により別段に解される場合を除くほか、一部の物品のみについて記載しているときも、当該他の部若しくは類又は号に該当するすべての物品について記載しているものとする。

5　この表のいずれの号にも該当しない物品は、当該物品に最も類似する物品が該当する号に属するものとする。

備考

1　この表の各号に掲げる物品の細分として同表の品名の欄に掲げる物品は、当該各号に掲げる物品の範囲内のものとし、当該物品について限定がある場合には別段の定めがあるものを除くほか、細分として掲げる物品にも同様の限定があるものとする。

2　この表の税率の欄において、割合をもつて掲げる税率は、価格を課税標準として適用するものとし、数量を基準として掲げる税率は、その数量を課税標準として適用するものとする。この場合において、その数量は、正味の数量とする。

3　この表の規定により最も高い税率に従い物品の所属を決定する場合において、最も高い税率が定められている物品が二以上あるときは、これらのうち価格の合計額が最も高い物品とする。

4　この表において「%」は、百分率を表わすものとする。

番号	品名	税率
	第一部　動物（生きているものに限る。）及び動物性生産品	
	第一類　動物（生きているものに限る。）	
	注　この類には、すべての動物（生きているものに限るものとし、魚、甲殻類、軟体動物及び培養微生物を除く。）を含む。	
	備考	
	1　第〇一・〇一号において馬には、しま馬を含まない。	
	2　この類から第一五類までにおいて牛には、水牛を含む。	
	3　第〇一・〇三号において豚には、いのししを含む。	
〇一・〇一	馬、ろ馬、ら馬及びヒニー（生きているものに限る。）	無税
〇一・〇二	牛（生きているものに限る。）	無税
〇一・〇三	豚（生きているものに限る。）	無税
〇一・〇四	羊及びやぎ（生きているものに限る。）	
	一　羊	無税
	二　やぎ	無税
〇一・〇五	家きん（鶏、あひる、がちよう、七面鳥及びほろほろ鳥で、生きているものに限る。）	
	一　鶏	無税
	二　その他のもの	無税
〇一・〇六	その他の動物（生きているものに限る。）	
	一　犬	無税
	二　さる	無税
	三　うさぎ及びミンク	無税
	四　みつばち	無税
	五　その他のもの	一〇%

	第二類　肉及び食用のくず肉	
	注　この類には、次の物品を含まない。	
	(a)　第〇二・〇一号、第〇二・〇二号、第〇二・〇三号、第〇二・〇四号又は第〇二・〇六号に掲げる物品のうち、食用に適しないもの	
	(b)　動物の腸、ぼうこう及び胃（第〇五・〇四号参照）並びに第〇五・一五号の動物の血	
	(c)　動物性脂肪（豚又は家きんの溶出してない脂肪を除く。第一五類参照）	
	備考	
	1　この表においてくず肉には、別段の定めがあるものを除き、臓器を含む。	
	2　第〇二・〇二号において家きんには、その肉を含む。	
〇二・〇一	肉及び食用のくず肉（第〇一・〇一号、第〇一・〇二号、第〇一・〇三号又は第〇一・〇四号に該当する動物のもので、生鮮、冷蔵又は冷凍のものに限る。）	
	一　牛の肉及びくず肉	二五%
	二　豚の肉及びくず肉	一〇%
	三　その他のもの	一〇%
〇二・〇二	家きん（鶏、あひる、がちよう、七面鳥及びほろほろ鳥で、生きてないものに限る。）及びその食用のくず肉（生鮮、冷蔵又は冷凍のものに限るものとし、くず肉にあつては、肝臓を除く。）	二〇%
〇二・〇三	家きんの肝臓（生鮮、冷蔵、冷凍、塩蔵又は塩水づけのものに限る。）	一〇%
〇二・〇四	その他の肉及び食用のくず肉（生鮮、冷蔵又は冷凍のものに限る。）	
	一　鯨の肉及びくず肉	無税
	二　その他のもの	一〇%
〇二・〇五	豚の溶出してない脂肪（筋肉層のないものに限る。）及び家きんの溶出してない脂肪（生鮮、冷蔵、冷凍、塩蔵、塩水づけ、乾燥又はくん製のものに限る。）	一〇%
〇二・〇六	肉および食用のくず肉（塩蔵、塩水づけ、乾燥又はくん製のものに限るものとし、くず肉にあつては、家きんの肝臓を除く。）	
	一　ハム及びベーコン	二五%
	二　その他のもの	一五%
	第三類　魚、甲殻類及び軟体動物	
	注　この類には、次の物品を含まない。	
	(a)　海棲哺乳動物（第〇一・〇六号参照）及びその肉（第〇二・〇四号及び第〇二・〇六号参照）	
	(b)　生きていない魚（その肝臓、卵及びしらこを含む。）、甲殻類及び軟体動物で、食用に適しない種類又は状態のもの（第五類参照）	
	(c)　キャビア及びその代用物（第一六・〇四号参照）	
〇三・〇一	魚（生きていないものにあつては、生鮮、冷蔵又は冷凍のものに限る。）	
	一　観賞用のもの	一〇%
	二　その他のもの	
	(一)　養魚用の稚魚	無税
	(二)　その他のもの	一〇%
〇三・〇二	魚（塩蔵、塩水づけ、乾燥又はくん製のものに限る。）	

	一　魚卵	一五%
	二　その他のもの	
	㈠　塩蔵、塩水づけ又は乾燥のもの	一五%
	㈡　くん製のもの	一五%
○三・○三	甲殻類及び軟体動物（殻付きであるかどうかを問わないものとし、生きているものにあつては、生鮮、冷蔵、冷凍、塩蔵、塩水づけ又は乾燥のものに限る。）並びに単に水煮した殻付きの甲殻類	
	一　えび	
	㈠　生きているもの及び生鮮、冷蔵又は冷凍のもの	一〇%
	㈡　その他のもの	一五%
	二　その他のもの	
	㈠　生きているもの及び生鮮、冷蔵又は冷凍のもの	一〇%
	㈡　その他のもの	一五%

第四類　酪農品、鳥卵及び天然はちみつ

注

1　この類において「ミルク」とは、全乳、脱脂乳、バターミルク及びホエイ並びにケフィア、ヨーグルトその他これらに類する発酵乳をいう。

2　ミルク及びクリームで、密封したかんに入れたものは、第○四・○二号に規定する貯蔵に適する処理をしたものとみなし、密封したかんに入れてないものは、単に殺菌又はペプトナイズしたものであつても、同号に規定する貯蔵に適する処理をしたものとみなさない。

○四・○一	ミルク及びクリーム（生鮮のものに限るものとし、濃縮し、乾燥し又は甘味を付けたものを除く。）	無税
○四・○二	ミルク及びクリーム（貯蔵に適する処理をし、濃縮し、乾燥し又は甘味を付けたものに限る。）	
	一　濃縮乳及び練乳	三〇%
	二　粉乳（塊状にし又は成型したものを含む。）	
	㈠　脱脂したもの	四五%
	㈡　その他のもの	四〇%
	三　その他のもの	三五%
○四・○三	バター	四五%
○四・○四	チーズ及びカード	
	一　プロセスチーズ	四五%
	二　その他のもの	三五%
○四・○五	鳥卵及び卵黄（生鮮のもの及び乾燥その他貯蔵に適する処理をしたものに限るものとし、甘味を付けたものであるかどうかを問わない。）	
	一　殻付きのもの	
	㈠　ふ化用のもの	無税
	㈡　その他のもの	
	A　生鮮、冷蔵又は冷凍のもの	二〇%
	B　その他のもの	二五%
	二　その他のもの	
	㈠　卵黄粉	二五%
	㈡　その他のもの	二五%
○四・○六	天然はちみつ	三〇%

第五類　動物性生産品（他の類に該当するものを除く。）

注

1　この類には、次の物品を含まない。

(a)　食用に適するもの（動物の腸、ぼうこう又は胃の全形のもの及び断片並びに動物の血で液状のもの及び乾燥のものを除く。）

(b)　原皮及び毛皮（第○五・○五号、第○五・○六号又は第○五・○七号に該当する物品を除く。第四一類及び第四三類参照）

(c)　動物性紡織用繊維（馬毛及びそのくずを除く。第一一部参照）

(d)　ほうき又はブラシの製造用に結束し又はふさ状に取りそろえた物品（第九六・○三号参照）

2　第○五・○一号において毛を長さによつて選別したもの（両端をそろえたものを除く。）は、加工したものとみなさない。

3　この表において象、マンモス、マストドン、せいうち、いつかく又はいのしし のきば、さい角及びすべての動物の歯は、アイボリーとする。

4　この表において「馬毛」とは、馬属の動物又は牛のたてがみ及び尾毛をいう。

備考

第○五・一五号には注1(a)の規定にかかわらず、あなつばめの巣を含む。

○五・○一	人髪（加工してないものに限るものとし、洗つてあるかどうかを問わない。）及び人髪のくず	無税
○五・○二	豚毛、いのししの毛、あなぐまの毛その他ブラシ製造用の獣毛及びこれらのくず	
	一　豚毛及びいのししの毛	無税
	二　その他のもの	無税
○五・○三	馬毛及びそのくず（片面又は両面に他の支持物を用いて層状にしてあるかどうかを問わない。）	無税
○五・○四	動物（魚を除く。）の腸、ぼうこう又は胃の全形のもの及び断片	
	一　腸	無税
	二　その他のもの	無税
○五・○五	魚のくず	無税
○五・○六	腱、筋及び原皮くず	無税
○五・○七	羽毛皮及びその他の羽毛付きの鳥の部分、羽毛及びその部分（縁を整えてあるかどうかを問わない。）並びに鳥のわた毛（加工してないもの及び単に清浄にし、消毒し又は保存のために処理したものに限る。）並びに羽毛又はその部分の粉及びくず	
	一　羽毛及び翼	一〇%
	二　その他のもの	無税
○五・○八	骨及びホーンコア（加工してないもの及び脱脂し、単に整え、酸処理し又は脱膠したものに限るものとし、特定の形状に切つたものを除く。）並びにこれらの粉及びくず	
	一　骨粉	無税
	二　その他のもの	無税
○五・○九	角、ひづめ、つめ及びくちばし（加工してないもの及び単に整えたものに限るものとし、特定の形状に切つたものを除く。）並びにこれらの粉及びくず並びにホエールボーン及びこれに類する物品（加工してないもの及び単に整えたものに限るものとし、特定の形状に切つたものを除く。）並びにこれらの毛及びくず	無税
○五・一〇	アイボリー（加工してないもの及び単に整えたものに限るものとし、特定の形状に切つたものを除く。）並びにアイボリーの粉及びくず	
	一　ぞうげ	無税
	二　さい角	無税

	三　その他のもの	無税
〇五・一一	かめの甲（加工してないもの及び単に整えたものに限るものとし、特定の形状に切つたものを除く。）及びつめ並びにかめの甲のくず	
	一　べつこう	無税
	二　その他のもの	無税
〇五・一二	さんご及びこれに類する物品（加工してないもの及び単に整えたものに限るものとし、その他の加工をしたものを除く。）、軟体動物の殼（加工してないもの及び単に整えたものに限るものとし、特定の形状に切つたものを除く。）並びに軟体動物の殼の粉及びくず	
	一　さんご	二〇%
	二　その他のもの	無税
〇五・一三	海綿	一〇%
〇五・一四	アンバーグリス、海狸香、シベット、じや香及びカンタリス、胆汁（乾燥したものであるかどうかを問わない。）並びに医療用品の調製に用いる動物性生産品で生鮮のもの又は冷蔵、冷凍その他の方法により一時的に保存したもの	
	一　じや香	無税
	二　牛黄	無税
	三　その他のもの	一〇%
〇五・一五	動物性生産品（他の号に該当するものを除く。）及び第一類又は第三類の動物の生きていないもので食用に適しないもの	
	一　ふ化用の魚卵	無税
	二　蚕種	無税
	三　動物の精液	無税
	四　生きていない動物（肥料以外の用途に供することができなくなつたものに限る。）	無税
	五　その他のもの	五%

第二部　植物性生産品

第六類　生きている樹木その他の植物及びりん茎、根その他これらに類する物品並びに切花及び装飾用の葉

注

1　この類は、生きている樹木及び通常、苗、苗木又は花きの生産業者又は販売業者により供給される物品（野菜の苗を含む。）で栽培用又は装飾用のものに限り適用するものとし、ばれいしよ、たまねぎ、シャロット及びにんにく（第七類参照）を含まない。

2　第〇六・〇三号又は第〇六・〇四号に掲げる物品には、全部又は一部がこれらの物品で作られた花束、花かご、花輪その他これらに類する物品（附属品のいかんを問わない。）を含む。

〇六・〇一	りん茎、塊茎、塊根、球茎及び根茎で、休眠しているもの、茎葉が生長しているもの又は花がついているもの	無税
〇六・〇二	その他の生きている植物（樹木、灌木、根、さし穂及びつぎ穂を含む。）	無税
〇六・〇三	切花（生鮮のもの又は乾燥、染色、漂白その他の加工をしたもので、花束用又は装飾用に適するものに限る。）	一〇%
〇六・〇四	樹木、灌木その他の植物の葉、枝その他の部分（切花を除く。）、こけ、地衣及び草（生鮮のもの又は乾燥、染色、漂白その他の加工をしたもので、花束用又は装飾用に適するものに限る。）	一〇%

第七類　食用の野菜、根及び塊茎

注

第〇七・〇一号において野菜には、食用きのこ、しようろ、オリーブ、ケーパー、トマト、ばれいしよ、サラダビート、きゆうり、ガーキン、かぼちや、なす、おまとうがらし、ういきよう、パセリ、チャービル、タラゴン、クレス、スイートマージョラム、わさび大根及びにんにくを含む。第〇七・〇二号、第〇七・〇三号及び第〇七・〇四号において野菜は、生鮮の状態において第〇七・〇一号に属するすべての物品とする。ただし、乾燥した豆でさやのないものは第〇七・〇五号に、粉状にしたあまとうがらしは第〇九・〇四号に、第〇七・〇五号の乾燥した豆の粉は第一一・〇三号に、ばれいしよの粉、ミール及びフレークは第一一・〇五号にそれぞれ属する。

〇七・〇一	野菜（生鮮又は冷蔵のものに限る。）	一〇%
〇七・〇二	冷凍野菜（あらかじめ加熱による調理をしてあるかどうかを問わない。）	一〇%
〇七・〇三	野菜（塩水、亜硫酸水その他の貯蔵用の溶液で一時的に貯蔵したものに限るものとし、そのまま食用に供するために特に調製したものを除く。）	一五%
〇七・〇四	乾燥野菜（全形のもの、切つたもの、砕いたもの及び粉状にしたものに限るものとし、さらに調製したものを除く。）	一五%
〇七・〇五	乾燥した豆（さやのないもので、皮を除いてあるか、又は割つてあるかどうかを問わない。）	
	一　あずき	一キログラムにつき一二円
	二　そら豆及びえんどう	一キログラムにつき一二円
	三　緑豆	無税
	四　その他のもの	一キログラムにつき一二円
〇七・〇六	カッサバいも、アロールート、サレップ、きくいも、かんしよその他これらに類するでん粉又はイヌリンを多量に含有する根及び塊茎（全形のもの又は切つたもので、生鮮又は乾燥のものに限る。）並びにサゴやしの髄	一五%

第八類　食用の果実並びにメロンの皮及びかんきつ類の果皮

注

1　この類には、食用でない果実を含まない。

2　この類において生鮮のものには、冷蔵のものを含む。

備考

1　この表において果実には、ナットを含む。

2　第〇八・〇五号においてナットには、注1の規定にかかわらず、苦扁桃仁を含む。

〇八・〇一	なつめやしの実、バナナ、ココやしの実、ブラジルナット、カシューナット、パイナップル、アボカドー、マンゴー、グァバ及びマンゴスチン（生鮮又は乾燥のものに限るものとし、殼を除いてあるかどうかを問わない。）	
	一　バナナ	

	㈠ 生鮮のもの	三〇%
	㈡ 干しバナナ	二〇%
	二 パイナップル	二〇%
	三 なつめやしの実	二〇%
	四 その他のもの	二〇%
〇八・〇二	かんきつ類の果実（生鮮又は乾燥のものに限る。）	
	一 レモン及びライム	二〇%
	二 オレンジ	
	㈠ 毎年六月一日から同年一一月三〇日までに輸入されるもの	二〇%
	㈡ 毎年一二月一日から翌年五月三一日までに輸入されるもの	四〇%
	三 グレープフルーツ	二〇%
	四 その他のもの	二〇%
〇八・〇三	いちじく（生鮮又は乾燥のものに限る。）	
	一 生鮮のもの	二〇%
	二 干しいちじく	二〇%
〇八・〇四	ぶどう（生鮮又は乾燥のものに限る。）	
	一 生鮮のもの	二〇%
	二 干しぶどう	二〇%
〇八・〇五	ナット（生鮮又は乾燥のものに限るとともに、第〇八・〇一号に該当するものを除くものとし、殻を除いてあるかどうかを問わない。）	
	一 くり	二〇%
	二 くるみ	三〇%
	三 苦扁桃仁	無税
	四 その他のもの	二〇%
〇八・〇六	りんご、なし及びマルメロ（生鮮のものに限る。）	二〇%
〇八・〇七	核果（生鮮のものに限る。）	二〇%
〇八・〇八	ベリー（生鮮のものに限る。）	二〇%
〇八・〇九	その他の果実（生鮮のものに限る。）	二〇%
〇八・一〇	冷凍果実（あらかじめ加熱による調理をしてあるかどうかを問わないものとし、糖類を加えてないものに限る。）	二〇%
〇八・一一	一時的に貯蔵した果実（たとえば、亜硫酸ガス又は塩水、亜硫酸水その他の貯蔵用の溶液によるもので、そのままの状態では食用に適しないものに限る。）	
	一 バナナ	三〇%
	二 オレンジ	
	㈠ 毎年六月一日から同年一一月三〇日までに輸入されるもの	二〇%
	㈡ 毎年一二月一日から翌年五月三一日までに輸入されるもの	四〇%
	三 その他のもの	二〇%
〇八・一二	乾燥果実（第〇八・〇一号、第〇八・〇二号、第〇八・〇三号、第〇八・〇四号又は第〇八・〇五号に該当するものを除く。）	二〇%
〇八・一三	メロンの皮及びかんきつ類の果皮（生鮮、冷凍又は乾燥のもの及び塩水、亜硫酸水その他の貯蔵用の溶液で一時的に貯蔵したものに限る。）	五%

第九類　コーヒー、茶、マテ及び香辛料

注

1 第〇九・〇四号から第〇九・一〇号までの物品の混合物については、次に定めるところによる。

(a) 同一の号に該当する物品の二以上の混合物は、その号に属する。

(b) 異なる号に該当する物品の二以上の混合物は、第〇九・一〇号に属する。

(a)又は(b)に規定する混合物に他の物品を加えたものについては、これを加えたことにより当該混合物の重要な特性が変化しない場合には、その属する号は、変わらないものとし、その他の場合には、この類には含まれず、混合調味料となるものは、第二一・〇四号に属する。

2 この類には、次の物品を含まない。

(a) 粉状にしてないあまとうがらし（第七類参照）

(b) クベバ（第一二・〇七号参照）

〇九・〇一	コーヒー（いつてあるか、又はカフェインを除いてあるかどうかを問わない。）、コーヒー豆の殻及び皮並びにコーヒーを含有するコーヒー代用物	
	一 コーヒー	
	㈠ コーヒー豆（いつてないものに限る。）	三五%
	㈡ その他のもの	三五%
	二 コーヒー豆の殻及び皮	五%
	三 コーヒー代用物	三五%
〇九・〇二	茶	
	一 紅茶	
	㈠ 小売容器入りのもの	三五%
	㈡ くず（飲用に適するものを除く。）	五%
	㈢ その他のもの	三五%
	二 その他のもの	
	㈠ くず（飲用に適するものを除く。）	五%
	㈡ その他のもの	三五%
〇九・〇三	マテ	三五%
〇九・〇四	こしょう属のペッパー及びとうがらし属又はピメンタ属のピメント	
	一 小売容器入りのもの	二五%
	二 その他のもの	
	㈠ 粉砕し又は混合してないもの	
	A オールスパイス	無税
	B その他のもの	五%
	㈡ 粉砕し又は混合したもの	一五%
〇九・〇五	バニラ豆	無税
〇九・〇六	けい皮及びシンナモンツリーの花	無税
〇九・〇七	丁子（果実、花及び花梗に限る。）	
	一 小売容器入りのもの	二〇%
	二 その他のもの	
	㈠ 粉砕してないもの	無税
	㈡ 粉砕したもの	一〇%
〇九・〇八	肉ずく、肉ずく花及びカルダモン類	
	一 縮砂及び益智	無税
	二 その他のもの	
	㈠ 小売容器入りのもの	二〇%
	㈡ その他のもの	
	A 粉砕し又は混合してないもの	無税
	B 粉砕し又は混合したもの	一〇%
〇九・〇九	アニス、大ういきょう、ういきょう、コリアンダー、クミン、カラウエイ又はジュニパーの種	
	一 小売容器入りのもの	二〇%
	二 その他のもの	
	㈠ 粉砕し又は混合してないもの	無税
	㈡ 粉砕し又は混合したもの	一〇%
〇九・一〇	タイム、サフラン、月けい樹の葉及びその他の香	

	辛料	
	一　カレー	三〇%
	二　その他のもの	
	(一)　小売容器入りのもの	二〇%
	(二)　その他のもの	
	A　粉砕し又は混合してないもの	
	(a)　しようが	一〇%
	(b)　その他のもの	無税
	B　粉砕し又は混合したもの	
	(a)　しようが	一五%
	(b)　その他のもの	一〇%

第一〇類　穀物

注

この類には、第一〇・〇六号を除き、外皮若しくは果皮を除去するためのとう精又はその他の加工をした穀物を含まない。第一〇・〇六号には、加工してない米のほか、玄米、つや出しした米、精米及び砕米を含むものとし、その他の加工をした米を含まない。

備考

第一〇・〇一号において「メスリン」とは、小麦とライ麦との混合物（その割合は、通常小麦二に対しライ麦一とする。）をいう。

一〇・〇一	小麦及びメスリン	二〇%
一〇・〇二	ライ麦	一五%
一〇・〇三	大麦及びはだか麦	一〇%
一〇・〇四	オート	一〇%
一〇・〇五	とうもろこし	一〇%
一〇・〇六	米	一五%
一〇・〇七	そば、あわ、カナリーシード及びグレーンソルガム並びにその他の穀物	
	一　そば	一五%
	二　あわ、きび及びひえ	無税
	三　こうりやんその他のグレーンソルガム	五%
	四　カナリーシード	無税
	五　その他のもの	一〇%

第一一類　穀粉、加工穀物、麦芽、でん粉、グルテン及びイヌリン

注

この類には、次の物品を含まない。

(a)　いつた麦芽で、コーヒー代用物として調製したもの（第〇九・〇一号及び第二一・〇一号参照）

(b)　育児食用又は食餌療法用に熱処理その他の方法により調製した粉（第一九・〇二号参照）。ただし、単にベーキング用としての性質を改善するために熱処理した粉は、この類に属する。

(c)　第一九・〇五号に該当するコーンフレークその他の物品

(d)　医療用品（第三〇類参照）

(e)　第三三・〇六号に該当する調製香料又は化粧品類の特性を有するでん粉

備考

第一一・〇二号には、セモリナその他これに類するミールを含む。

一一・〇一	穀粉	
	一　小麦粉	二五%
	二　その他のもの	二五%
一一・〇二	ひき割り穀物及び穀物のミール並びにその他の加工穀物（ロールにかけたもの、フレーク状にしたもの、研磨したもの、真珠形にとう精したものその他これらに類する加工穀物に限るものとし、玄米、つや出しした米、精米及び砕米を除く。）並びに穀物の胚芽で全形のもの、ロールにかけたもの、フレーク状にしたもの及びひいたもの	
	一　小麦、オート、とうもろこし又は米のもの（胚芽のものを除く。）	二五%
	二　その他のもの	二〇%
一一・〇三	豆（第〇七・〇五号に該当するものに限る。）の粉	二五%
一一・〇四	果実（第八類に該当するものに限る。）の粉	二五%
一一・〇五	ばれいしよの粉、ミール及びフレーク	二五%
一一・〇六	サゴやしの髄又はカッサバいも、アロールート、サレップその他第〇七・〇六号に該当する根若しくは塊茎の粉及びミール	二五%
一一・〇七	麦芽（いつてあるかどうかを問わない。）	一五%
一一・〇八	でん粉及びイヌリン	
	一　小麦でん粉	二五%
	二　コーンスターチ	二五%
	三　マニオカでん粉及びサゴでん粉	二五%
	四　その他のもの	二五%
一一・〇九	グルテン及びその粉（いつてあるかどうかを問わない。）	二五%

第一二類　採油用に適する種及び果実並びに各種の種及び果実、工業用又は医薬用の植物並びにわら及び飼料用植物

注

1　第一二・〇一号には、落花生、大豆、からし菜の種、けしの種及びコプラを含むものとし、ココやしの実（第〇八・〇一号参照）及びオリーブ（第七類及び第二〇類参照）を含まない。

2 (i)　第一二・〇三号には、(ii)に定めるものを除き、てん菜の種、草の種、観賞用の花の種、野菜の種、森林樹の種、果樹の種、ベッチの種及びルーピンの種を含む。

(ii)　第一二・〇三号には、第〇七・〇五号に該当する乾燥した豆、第九類に該当する香辛料その他の物品、第一〇類に該当する穀物及び第一二・〇一号又は第一二・〇七号に該当する物品を含まない。

3　第一二・〇七号には、バジル、ボレージ、ヒソップ、ミント類、ローズマリー、ヘンルーダ、セージ及びにがよもぎ並びにこれらの部分を含む。

もつとも、第一二・〇七号には、次の物品を含まない。

(a)　採油用に適する種及び果実（第一二・〇一号参照）

(b)　第三〇類に該当する医薬品

(c)　第三三類に該当する調製香料及び化粧品類

(d)　第三八・一一号に該当する消毒剤、殺虫剤、殺菌剤、除草剤その他これらに類する物品

一二・〇一	採油用に適する種及び果実（割つてあるかどうかを問わない。）	
	一　大豆	一キログラムにつき四円八〇銭
	二　落花生	二〇%（その率が一キログラムにつき一四円の従量税率より低いときは、当該従量税率）
	三　菜種及びからし菜の種	一キログラムにつき六円一〇銭

	四　ごま	無税
	五　綿実	無税
	六　カポックの種	無税
	七　サフラワーの種	一キログラムにつき四円六〇銭
	八　亜麻の種	無税
	九　ひまの種	無税
	一〇　コプラ	無税
	一一　パーム核	無税
	一二　その他のもの	無税
一二・〇二	採油用に適する種又は果実の粉及びミール（脱脂してないものに限るものとし、マスタード粉を除く。）	一五%
一二・〇三	繁殖用の種、果実及び胞子	
	一　野菜の種	一五%
	二　てん菜の種	無税
	三　クローバー、ルーサン、ルタバガその他飼料用の植物の種	無税
	四　その他のもの	一五%
一二・〇四	てん菜（切つてあるかどうかを問わないものとし、生鮮又は乾燥のもの及び粉状にしたものに限る。）及びさとうきび	五%
一二・〇五	チコリーの根（切つてあるかどらかを問わないものとし、生鮮又は乾燥のもので、いつてないものに限る。）	三〇%
一二・〇六	ホップ及びルプリン	
	一　ホップ	五%
	二　ルプリン	一〇%

一二・〇七	主として香料用、医療用、殺虫用、殺菌用その他これらに類する用途に供する植物及びその部分（種及び果実を含むものとし、全形のもの又は切り、砕き、ひき若しくは粉状にしたもので、生鮮又は乾燥のものに限る。）	
	一　セメンシナその他サントニン採取用のもの	一五%
	二　除虫菊	二〇%
	三　槐(かい)花	無税
	四　ホミカ、クベバ、コロシント実、コルヒクム子、トンカ豆及びストロファンツス子	無税
	五　コカ葉、ヤボランジ葉、パチュリ葉、センナ葉及びウワウルシ葉	無税
	六　麻黄	無税
	七　キナ皮、コンズランゴ皮及びカスカラサグラダ	無税
	八　甘草、吐根、りんどう、ゲンチアナ根、大黄、セネガ根、遠志、甘松香、コロンボ根、海葱(そう)、ヤラッパ根、デリス根、インド蛇(じゃ)木根、木香及び白及	無税
	九　海人草	無税
	一〇　沈香	無税
	一一　その他のもの	一〇%
一二・〇八	ローカストビーン（生鮮又は乾燥のもので、砕いてあるか、又はひいてあるかどうかを問わないものとし、さらに調製したものを除く。）及び主として食用に供する果実の核その他の植物性生産品で他の号に該当しないもの	
	一　ローカストビーン	無税

	二　食用の海草（乾燥したものを含む。）	
	㈠　正方形又は長方形の紙状に抄製したもので、一枚の面積が四三〇平方センチメートル以下のもの	一枚につき一円五〇銭
	㈡　あまのり属のもの及びこれを交じえたもの（㈠に掲げるものを除く。）	四〇%
	㈢　その他のもの	一五%
	三　その他のもの	一〇%
一二・〇九	穀物のわら及び殻（調製していないもの及び切つたものに限るものとし、その他の調製したものを除く。）	無税
一二・一〇	飼料用ビート、ルタバガその他の飼料用の根菜類及び飼料用乾草、ルーサン、クローバー、セインホイン、飼料用ケール、ルーピン、ベッチその他これらに類する飼料用植物	無税

第一三類　染色用又はなめし用の植物性原材料、ラック、ガム樹脂並びに植物性の液汁及びエキス

注

第一三・〇三号には、甘草エキス、除虫菊エキス、ホップエキス、アロエエキス及び生あへんを含むものとし、次の物品を含まない。

(a) 甘草エキスで、砂糖の含有量が全重量の一〇%をこえるもの及び菓子として作られているもの（第一七・〇四号参照）
(b) 麦芽エキス（第一九・〇一号参照）
(c) コーヒー、茶又はマテのエキス（第二一・〇二号参照）
(d) アルコールを含有する植物性の液汁及びエキスでそのまま飲料となるもの並びに飲料製造用の調製品（いわゆる濃縮エキス）でアルコールを含有するもの（第二二類参照）
(e) しよう脳（第二九・一三号参照）及びグリシリジン（第二九・四一号参照）
(f) 第三〇・〇三号に該当する医薬品
(g) なめしエキス及び染色エキス（第三二・〇一号及び第三二・〇四号参照）
(h) 精油及びレジノイド（第三三・〇一号参照）並びに精油のアキュアスディスチレート及びアキュアスソリューション（第三三・〇五号参照）
(ij) ゴム、バラタ、グタペルカその他これらに類する天然ガム（第四〇・〇一号参照）

備考

第一三・〇三号の細分アルコール分は、第二二類の注2に定めるところによる。

一三・〇一	主として染色用又はなめし用に供する植物性原材料	
	一　あい、姜(きょう)黄、ログウッドその他の染色用原材料	無税
	二　没食子、五倍子、びんろう子、オーク樹皮その他のなめし用原材料	無税
一三・〇二	セラック、シードラック、スチックラックその他のラック並びに天然のガム、樹脂、ガムレジン及びバルサム	
	一　スチックラック	無税
	二　シードラック	二〇%（その率が一キログラムにつき一九円の従量税率より低いときは、当該従量税率）

	三　セラックその他の精製ラック	二五%（その率が一キログラムにつき六二円の従量税率より低いときは、当該従量税率）
	四　生松やに	五%
	五　バルサム	無税
	六　アラビアゴム及びトラガカントゴム	無税
	七　コーパル及びダンマル	無税
	八　その他のもの	無税
一三・〇三	植物性の液汁及びエキス、ペクチン質、ペクチニン酸塩、ペクチン酸塩並びに寒天その他植物性原料から得た粘質物及びシックナー	
	一　生漆	無税
	二　カシューナットシェル液	無税
	三　パパイヤ乳液及びその乾燥物	無税
	四　甘草エキス	無税
	五　麻黄エキス	無税
	六　除虫菊エキス	二〇%
	七　ペクチン質、ペクチニン酸塩及びペクチン酸塩	一〇%
	八　寒天	一キログラムにつき一六〇円
	九　その他のもの	
	(一)　飲料のもと	
	A　植物性の単一原料から得たもの	一〇%
	B　その他のもの	三〇%

	(二)　その他のもの	
	A　アルコール分が五〇度以上のもの	二〇%
	B　その他のもの	無税

第一四類　植物性の組物材料及び彫刻用又は細工用の材料並びに他の類に該当しない植物性生産品

注

1　この類には、主として紡織用繊維の製造に用いる植物性材料及び植物性繊維（調製したものを含む。）並びに紡織用繊維の製造のみに適する状態に加工したその他の植物性材料（第一一部参照）を含まない。

2　第一四・〇一号には、オージア、あし、竹その他これらに類する植物を割つたもの並びにとうのしん及びとうを引き抜き又は割つたものを含むものとし、チップウッド（第四四・〇九号参照）を含まない。

3　第一四・〇二号には、木毛（第四四・一二号参照）を含まない。

4　第一四・〇三号には、ほうき又はブラシの製造用に結束し又はふさ状に取りそろえた物品（第九六・〇三号参照）を含まない。

一四・〇一	穀物のわらで清浄にし、漂白し又は染色したもの、オージア、あし、いぐさ、とう、竹、ラフィア、ライム樹皮その他主として組物に用いる植物性材料	
	一　とう	
	(一)　割り又は引き抜いてないもの	無税
	(二)　その他のもの	無税
	二　竹	一〇%
	三　いぐさ、七島い、莞草その他これらに類する植物性材料で畳表、ござその他これらに類する敷物の製造に適するもの	一〇%
	四　その他のもの	五%

一四・〇二	カポック、ベジタブルヘア、イールグラスその他主として詰物として用いる植物性材料（片面又は両面に他の支持物を用いて層状にしてあるかどうかを問わない。）	
	一　カポック	無税
	二　その他のもの	無税
一四・〇三	ソルゴ、ピアッサバ、カウチグラス、メキシカンファイバーその他主としてブラシ又はほうきの製造に用いる植物性材料（束ねてあるかどうかを問わない。）	
	一　メキシカンファイバー及びパルミラファイバー	無税
	二　その他のもの	五%
一四・〇四	コロゾ、ドームナットその他彫刻用又は細工用の種、殻及びナット	無税
一四・〇五	植物性生産品（他の号に該当するものを除く。）	
	一　こんにやくいも（切つたもの、乾燥したもの及び粉状にしたものを含む。）	四〇%
	二　海草（乾燥したものを含む。）	
	(一)　てんぐさその他寒天製造用のもの	無税
	(二)　その他のもの	五%
	三　雁皮	無税
	四　その他のもの	一〇%

第三部　動物性又は植物性の油脂及びその分解生産物、調製食用脂並びに動物性又は植物性のろう

第一五類　動物性又は植物性の油脂及びその分解生産物、調製食用脂並びに動物性又は植物性のろう

注

1　この類には、次の物品を含まない。

(a)　豚又は家きんの溶出してない脂肪（第〇二・〇五号参照）

(b)　カカオ脂（第一八・〇四号参照）

(c)　獣脂かす（第二三・〇一号参照）及びオイルケーキ、オリーブ油かすその他の植物性の油かす（第二三・〇四号参照）

(d)　第六部に該当する単一の脂肪酸、調製ろう、医薬品、ペイント、ワニス、せつけん、調製香料、化粧品類、硫酸化油その他の物品

(e)　油から製造したファクチス（第四〇・〇二号参照）

2　ソープストック、油さい、ステアリンピッチ及びウールグリース又はグリセリンの蒸留の際に生ずる残留物は、第一五・一七号に該当する。

備考

1　第一五・〇一号の細分において「酸価」とは、豚脂一グラムのうちに含まれる遊離脂肪酸の中和に要するかせいカリのミリグラム数をいう。

2　第一五・〇八号において「脱水」とは、油を構成するヒドロキシ脂肪酸の水酸基を除くことをいう。

一五・〇一	ラードその他の豚脂及び家きん脂で溶出によつて得たもの	
	一　豚脂	
	(一)　ラード	一キログラムにつき一五円
	(二)　その他のもの	
	A　酸価が二をこえるもの	五%

	B　その他のもの	一キログラムにつき一五円
	二　家きん脂	一五%
一五・〇二	牛、羊又はやぎの溶出してない脂肪並びにこれから製造した牛脂、羊脂及びやぎ脂（プルミエジュスを含む。）	
	一　牛脂	五%
	二　その他のもの	五%
一五・〇三	ラードステアリン、オレオステアリン及びタローステアリン並びにラード油、オレオ油及びタロー油で乳化、混合その他の調製をしてないもの	一五%
一五・〇四	魚又は海棲哺乳動物の油脂（精製してあるかどうかを問わない。）	
	一　魚油	一〇%（その率が一キログラムにつき六円の従量税率より低いときは、当該従量税率）
	二　鯨油	無税
	三　肝油	一〇%
	四　その他のもの	一〇%
一五・〇五	ウールグリース及びこれから得た脂肪性物質（ラノリンを含む。）	
	一　ウールグリース	五%
	二　その他のもの	一五%
一五・〇六	その他の動物性油脂（牛脚油及び骨又は動物のくずから得た脂を含む。）	

	一　軟体動物の油脂	一〇%
	二　その他のもの	一五%
一五・〇七	植物性油脂（精製してあるかどうかを問わない。）	
	一　大豆油	一キログラムにつき二八円
	二　落花生油	一キログラムにつき三〇円
	三　菜種油及びからし種油	一キログラムにつき二四円
	四　ごま油	一キログラムにつき二八円
	五　綿実油	一キログラムにつき三〇円
	六　オリーブ油	無税
	七　やし油	一〇%（その率が一キログラムにつき一〇円の従量税率より低いときは、当該従量税率）
	八　パーム油及びパーム核油	一〇%
	九　あまに油	一〇%（その率が一キログラムにつき一一円の従量税率より低いときは、当該従量税率）

	一〇　ひまし油	一〇%
	一一　桐油及びオイチシカ油	無税
	一二　カメリヤ油	一〇%
	一三　漆ろう及びはぜろう	一〇%
	一四　その他のもの	一五%
一五・〇八	動物性又は植物性の油（ボイル油化、酸化、脱水、硫化、吹込み又は真空若しくは不活性ガスの下での加熱重合その他の変性加工をしたものに限る。）	一五%
一五・〇九	デグラス	一五%
一五・一〇	脂肪性の酸、アシッドオイルで油脂の精製の際に生ずるもの及び脂肪性のアルコール	
	一　オレイン	一五%
	二　ステアリン	一五%
	三　その他のもの	一五%
一五・一一	グリセリン、グリセリン水及びせっけん廃液	
	一　グリセリン	二〇%
	二　その他のもの	五%
一五・一二	動物性又は植物性の油脂（完全に又は部分的に水素添加をしたもの及びその他の処理により固形にし又は硬化したものに限るとともに、精製してあるかどうかを問わないものとし、さらに調製したものを除く。）	一五%
一五・一三	マーガリン、イミテーションラードその他の調製食用脂	
	一　マーガリン	三五%
	二　その他のもの	二五%
一五・一四	鯨ろう（粗のもの、圧搾したもの又は精製したもので、着色してあるかどうかを問わない。）	一五%

一五・一五	みつろうその他のこん虫ろう（着色してあるかどうかを問わない。）	
	一　みつろう	一五%
	二　その他のもの	一五%
一五・一六	植物性ろう（着色してあるかどうかを問わない。）	
	一　カルナバろう	一〇%
	二　その他のもの	一五%
一五・一七	脂肪性物質又は動物性若しくは植物性のろうの処理の際に生ずる残留物	五%

第四部　調製食料品、飲料、アルコール、食酢及びたばこ

第一六類　肉、魚、甲殻類又は軟体動物の調製品

注

この類には、第二類又は第三類に該当する肉、魚、甲殻類及び軟体動物を含まない。

一六・〇一	ソーセージ及びこれに類する物品（肉、くず肉又は動物の血で製造したものに限る。）	二五%
一六・〇二	肉又はくず肉のその他の調製品	
	一　なまこ、くらげ又はうに（卵を含む。）のもの	二〇%
	二　その他のもの	二五%
一六・〇三	肉エキス及びミートジュース	三〇%
一六・〇四	魚の調製品（キャビア及びその代用物を含む。）	
	一　キャビア及びその代用物	二〇%
	二　その他のもの	二〇%
一六・〇五	甲殻類又は軟体動物の調製品	
	一　くん製のもの	一五%
	二　その他もの	二〇%

第一七類　糖類及び砂糖菓子

注

1　この類には、次の物品を含まない。

(a)　ココアを含有する砂糖菓子（第一八・〇六号参照）

(b)　化学的に純粋な糖類（しよ糖、グルコース及び乳糖を除く。第二九・四三号参照）

(c)　医療用品（第三〇類参照）

2　化学的に純粋なしよ糖は、その原料のいかんを問わず、第一七・〇一号に属する。

備考

1　この表において砂糖を加えたものには、糖みつ、人造はちみつその他これらに類する砂糖を含有する物品を加えたものを含む。

2　第一七・〇一号及び第一七・〇二号の細分において「糖度」とは、温度二〇度において、砂糖二六グラムを水に溶解して一〇〇ミリリットルとしたものを国際目盛りの検糖計により測定した場合の直接旋光度をいう。

一七・〇一	てん菜糖及び甘しや糖（固体のものに限る。）	
	一　氷砂糖、角砂糖、棒砂糖その他これらに類するもの	一キログラムにつき六三円五〇銭
	二　その他のもの	
	㈠　糖度が九八度以下のもの（車糖、でん粉を加えた粉糖及びこれらに類する砂糖を除く。）	一キログラムにつき四一円五〇銭
	㈡　その他のもの	一キログラムにつき五一円五〇銭

一七・〇二	その他の糖類並びに糖水、人造はちみつ（天然はちみつを混合してあるかどうかを問わない。）及びカラメル	
	一　ぶどう糖（砂糖を加えたものを除く。）	二五%
	二　麦芽糖（砂糖を加えたものを除く。）	二五%
	三　乳糖（砂糖を加えたものを除く。）	一〇%
	四　砂糖	
	㈠　氷砂糖、角砂糖、棒砂糖その他これらに類するもの	一キログラムにつき六三円五〇銭
	㈡　その他のもの	
	A　糖度が九八度以下のもの（車糖、でん粉を加えた粉糖及びこれらに類する砂糖を除く。）	一キログラムにつき四一円五〇銭
	B　その他のもの	一キログラムにつき五一円五〇銭
	五　砂糖水	三五%（その率が一キログラムにつき二七円の従量税率より低いときは、当該従量税率）
	六　カラメル	三五%
	七　人造はちみつ	三五%
	八　その他のもの	
	㈠　砂糖を加えたもの	三五%
	㈡　その他のもの	二五%

一七・〇三	糖みつ（脱色してあるかどうかを問わない。）	
	一　糖みつ	
	㈠　容器入りのもの（容器ともの一個の重量が一〇キログラム以下のものに限る。）	三五%（その率が一キログラムにつき二七円の従量税率より低いときは、当該従量税率）
	㈡　その他のもの	
	A　糖分をしよ糖として計算した重量が全重量の六〇%以下のもの	一キログラムにつき一八円
	B　その他のもの	一キログラムにつき二七円
	二　変性糖みつ	五%
一七・〇四	砂糖菓子（ココアを含有するものを除く。）	
	一　チューインガム	四〇%
	二　その他のもの	
	㈠　甘草エキス（菓子として作られているものを除く。）	無税
	㈡　その他のもの	四〇%（その率が一キログラムにつき六三円五〇銭の従量税率より低いときは、当該従量税率）
一七・〇五	糖類、糖水及び糖みつ（香味料を加えたもの及び着色したものに限るものとし、砂糖を加えた果汁を除く。）	
	一　糖類	
	㈠　砂糖	一キログラムにつき六三円五〇銭
	㈡　その他のもの	三五%
	二　砂糖水及び糖みつ	三五%（その率が一キログラムにつき二七円の従量税率より低いときは、当該従量税率）
	三　その他のもの	三五%

第一八類　ココア及びその調製品

注

1　この類には、第一九・〇二号、第一九・〇八号、第二二・〇二号、第二二・〇九号又は第三〇・〇三号に掲げる物品を含まない。

2　第一八・〇六号には、ココアを含有する砂糖菓子と、1に掲げる物品を除き、ココアを含有するその他の調製食料品とを含む。

一八・〇一	カカオ豆（全形のもの又は割つたもので、生のものであるか、又はいつたものであるかどうかを問わない。）	五%
一八・〇二	カカオ豆の殻、皮及びくず	無税
一八・〇三	ココアペースト（塊状のもので、脱脂してあるかどうかを問わない。）	二〇%
一八・〇四	カカオ脂	一〇%

一八・〇五	ココア粉（甘味を付けたものを除く。）	三〇%
一八・〇六	チョコレートその他ココアを含有する調製食料品	
	一　チョコレート菓子	四〇%
	二　その他のもの	
	㈠　砂糖を加えたもの	三五%
	㈡　その他のもの	二五%

第一九類　穀物、穀粉又はでん粉の調製品及びベーカリー製品

注

1　この類には、次の物品を含まない。

(a)　穀粉、でん粉又は麦芽エキスの育児食用、食餌療法用又は料理用の調製品でココアの含有量が全重量の五〇%以上のもの（第一八・〇六号参照）

(b)　飼料用ビスケットその他の穀粉又はでん粉の調製飼料（第二三・〇七号参照）

(c)　医療用品（第三〇類参照）

2　この類において穀粉の調製品には、果実又は野菜の粉の調製品を含む。

一九・〇一	麦芽エキス	二五%
一九・〇二	穀粉、でん粉又は麦芽エキスの育児食用、食餌療法用又は料理用の調製品（ココアを含有するものにあつては、その含有量が全重量の五〇%に満たないものに限る。）	
	一　砂糖を加えたもの	三五%
	二　その他のもの	二五%
一九・〇三	マカロニ、スパゲッティその他これらに類する物品	一キログラムにつき五〇円
一九・〇四	タピオカ及びサゴ並びにばれいしよでん粉その他のでん粉から製造したタピオカ又はサゴの代用物	二五%
一九・〇五	パフドライス、コーンフレークその他これらに類する調製食料品（穀物又は穀物産品を膨脹させ又はいつて得たものに限る。）	三〇%
一九・〇六	聖さん用ウエハー、医療用に適するオブラート、シーリングウエハー、ライスペーパーその他これらに類する物品	二〇%
一九・〇七	食パン、乾パンその他これらに類するベーカリー製品（砂糖、はちみつ、卵、脂肪、チーズ又は果実を加えたものを除く。）	三〇%
一九・〇八	パイ、ビスケット、スポンジケーキ、クッキーその他これらに類するベーカリー製品（ココアを含有しているかどうかを問わない。）	
	一　砂糖を加えたもの	四〇%
	二　その他のもの	三五%

第二〇類　野菜、果実その他植物の部分の調製品

注

1　この類には、次の物品を含まない。

(a)　第七類又は第八類に該当する野菜及び果実

(b)　フルーツゼリー、フルーツペーストその他これらに類するもので、砂糖菓子又はチョコレート菓子の形状のもの（第一七・〇四号及び第一八・〇六号参照）

2　第二〇・〇一号及び第二〇・〇二号において野菜は、生鮮の状態において第〇七・〇一号に属する物品に限る。

3　しようが、アンジェリカその他食用に適する植物又はその部分を糖水づけにしたもの及びいつた落花生は、第二〇・〇六号に属する。

4　トマトジュースで含有物の乾燥重量が全重量の七%以上のものは、第二〇・〇二号に属する。

二〇・〇一	食酢又は酢酸で調製した野菜及び果実（砂糖、塩、香辛料又はマスタードを加えてあるかどうかを問わない。）	
	一　砂糖を加えたもの	三五%
	二　その他のもの	二五%
二〇・〇二	調製した野菜（食酢又は酢酸で調製したものを除く。）	
	一　砂糖を加えたもの	三五%
	二　その他のもの	
	㈠　トマトピューレー及びトマトペースト	二五%
	㈡　その他のもの	二五%
二〇・〇三	冷凍果実（砂糖を加えたものに限る。）	三五%
二〇・〇四	砂糖で調製した果実、果皮その他植物の部分（ドレインしたもの、グラッセのもの及びクリスタライズしたものに限る。）	三五%
二〇・〇五	ジャム、フルーツゼリー、マーマレード、フルーツピューレー及びフルーツペースト（加熱して調製したものに限るものとし、砂糖を加えてあるかどうかを問わない。）	
	一　砂糖を加えたもの	四〇%
	二　その他のもの	二五%
二〇・〇六	その他の調製した果実（砂糖を加えてあるか、又はアルコールを含有しているかどうかを問わない。）	
	一　砂糖を加えたもの及びアルコールを含有するもの	
	㈠　パイナップル	四五%
	㈡　その他のもの	三五%
	二　その他のもの	
	㈠　パイナップル	四五%
	㈡　その他のもの	二五%
二〇・〇七	果汁（ぶどう搾汁を含む。）及び野菜ジュース（砂糖を加えてあるかどうかを問わないものとし、発酵したもの及びアルコールを含有するものを除く。）	
	一　果汁	
	㈠　砂糖を加えたもの	三五%（その率が一キログラムにつき二七円の従量税率より低いときは、当該従量税率）
	㈡　その他のもの	三〇%
	二　野菜ジュース	
	㈠　砂糖を加えたもの	三五%
	㈡　その他のもの	二五%

第二一類　各種の調製食料品

注

1　この類には、次の物品を含まない。

(a)　第〇七・〇四号の野菜の混合物

(b)　コーヒーを含有するいつたコーヒー代用物（第〇九・〇一号参照）

(c)　第〇九・〇四号から第〇九・一〇号までの物品

(d)　医薬品として作られている酵母（第三〇・〇三号参照）

2　1(b)に掲げるコーヒー代用物のエキスは、第二一・〇二号に属する。

二一・〇一	チコリーその他のコーヒー代用物（いつたものに限る。）並びにそのエキス、エッセンス及び濃縮物	三〇%
二一・〇二	コーヒー、茶又はマテのエキス、エッセンス及び濃縮物並びにこれらをもととした調製品	
	一　砂糖を加えたもの	三五%
	二　その他のもの	
	㈠　インスタントコーヒー及びインスタントティー	三五%
	㈡　その他のもの	三〇%
二一・〇三	マスタード粉及び調製したマスタード	
	一　小売容器入りのもの	三〇%
	二　その他のもの	二五%
二一・〇四	ソースその他の混合調味料	
	一　ソース	
	㈠　トマトケチャップ及びトマトソース	二五%
	㈡　マヨネーズ	二五%
	㈢　その他のもの	二五%
	二　その他のもの	
	㈠　インスタントカレーその他のカレー調製品	三〇%
	㈡　その他のもの	二五%
二一・〇五	スープ及びブロス（固形又は粉状のものを含む。）	三〇%
二一・〇六	酵母（活性のものであるかどうかを問わない。）及び調製したベーキングパウダー	
	一　酵母	
	㈠　活性のもの	二五%
	㈡　その他のもの	一〇%
	二　ベーキングパウダー	二五%
二一・〇七	調製食料品（他の号に該当するものを除く。）	
	一　砂糖を加えたもの	三五%
	二　その他のもの	
	㈠　アルコールを含有しない飲料のもと	三〇%
	㈡　その他のもの	二五%

第二二類　飲料、アルコール及び食酢

注

1　この類には、次の物品を含まない。

(a)　海水（第二五・〇一号参照）

(b)　蒸留水及び伝導度水（第二八・五八号参照）

(c)　酢酸の水溶液（酢酸 の重量 が全重量 の 一〇%をこえるものに限る。第二九・一四号参照）

(d)　第三〇・〇三号の医薬品

(e)　調製香料及び化粧品類（第三三類参照）

2　第二二・〇八号及び第二二・〇九号においてアルコール分は、温度一五度においてゲーリュサック式比重計 により測定した場合 の値 による。

備考

第二二・〇五号には、シェリー、ポートその他の強化ぶどう酒を含む。

二二・〇一	水（鉱水及び炭酸水を含む。）、氷及び雪	
	一　鉱水及び炭酸水	一〇%
	二　その他のもの	無税
二二・〇二	レモネード、香味料を加えた鉱水及び炭酸水並びにその他のアルコールを含有しない飲料（第二〇・〇七号に該当する果汁及び野菜ジュースを除く。）	
	一　砂糖を加えたもの	三五%
	二　その他のもの	二五%
二二・〇三	ビール	一リットルにつき七五円
二二・〇四	ぶどう搾汁（発酵中のもの及びアルコール添加以外の方法により発酵を止めたものに限る。）	一リットルにつき四〇〇円
二二・〇五	ぶどう酒（生鮮 のぶどうから製造したものに限る。）及びぶどう搾汁でアルコール添加により発酵を止めたもの	
	一　シャンパンその他のスパークリングワイン	一リットルにつき六五〇円
	二　その他のもの	一リットルにつき四〇〇円
二二・〇六	ベルモットその他のぶどう酒（生鮮のぶどうから製造したもので、芳香性エキスにより香味を付けたものに限る。）	一リットルにつき一八〇円
二二・〇七	その他の発酵酒（たとえば、りんご酒、なし酒及びミード）	
	一　清酒及び濁酒	一リットルにつき二二〇円
	二　その他のもの	一リットルにつき一六〇円
二二・〇八	エチルアルコール（変性してないものでアルコール分が八〇度以上のものに限る。）及び変性アルコール（アルコール分のいかんを問わない。）	
	一　エチルアルコール	
	㈠　アルコール分が九〇度以上のもの	五〇%
	㈡　その他のもの	一リットルにつき七〇円
	二　変性アルコール	五〇%
二二・〇九	エチルアルコール（変性してないものでアルコール分が八〇度に満たないものに限る。）及び蒸留酒、リキュールその他のアルコール飲料並びに飲料製造用の 調製品（いわゆる 濃縮エキス）でアルコールを含有するもの	
	一　エチルアルコール及び蒸留酒	
	㈠　ウイスキー	
	A　アルコール分が五〇度以上のもの（容量が二リットルに満たない容器に入れたものを除く。）	一リットルにつき六六〇円
	B　その他のもの	一リットルにつき五五〇円
	㈡　ブランデー（コニャックを含む。）	
	A　アルコール分が五〇度以上 のもの（容量が二リットルに満たない容器に入れたものを除く。）	一リットルにつき七八〇円
	B　その他のもの	一リットルにつき六五〇円

	(三) ジン	一リットルにつき二二〇円
	(四) その他のもの	一リットルにつき三〇〇円
	二 リキュールその他のアルコール飲料（蒸留酒を除く。）	
	(一) リキュール	一リットルにつき三六〇円
	(二) 合成清酒及び白酒	一リットルにつき二二〇円
	(三) その他のもの	一リットルにつき四〇〇円
	三 その他のもの	三五%
二二・一〇	食酢及びその代用物	二五%

第二三類 食品工業において生ずる残留物及びくず並びに調製飼料

二三・〇一	肉、くず肉、魚、甲殻類又は軟体動物の粉及びミール（食用に適しないものに限る。）並びに獣脂かす	無税
二三・〇二	ふすま、ぬかその他のかす（穀物又は豆のふるい分け、製粉その他の処理の際に生ずるものに限る。）	無税
二三・〇三	ビートパルプ、バガスその他の砂糖製造の際に生ずるかす、酒類製造の際に生ずるかす及びでん粉かすその他これに類するかす	無税
二三・〇四	オイルケーキその他の植物性の油かす（油さいを除く。）	
	一 大豆油かす	五%
	二 その他のもの	無税
二三・〇五	ぶどう酒かす及びアーゴル	
	一 ぶどう酒かす	五%
	二 アーゴル	無税
二三・〇六	飼料用の植物性生産品（他の号に該当するものを除く。）	無税
二三・〇七	甘味を付けた飼料その他の調製飼料及び飼料用調製品	
	一 飼料用調製品	一〇%
	二 その他のもの	無税

第二四類 たばこ

二四・〇一	たばこ（製造たばこを除く。）及びくずたばこ	三五五%
二四・〇二	製造たばこ並びにたばこのエキス及びエッセンス	
	一 製造たばこ	
	(一) 葉巻たばこ	二〇〇%
	(二) その他のもの	三五五%
	二 たばこのエキス及びエッセンス	二〇%

第五部 鉱物性生産品

第二五類 塩、いおう、土石類、プラスター、石灰及びセメント

注

1 この類の物品は、文脈により別段に解される場合を除くほか、粗のもの、洗つたもの（構造の変化なしに化学物質により不純物を除去したものを含む。）、割り、砕き、粉状にし又はふるい分けたもの及び浮遊選鉱、磁気選鉱その他の機械的又は物理的の方法により選鉱したもの（結晶法により選鉱したものを除く。）に限るものとし、焼いたもの及び各号において特定の物品について特に規定した処理方法以外の方法でさらに加工したものを含まない。

2 この類には、次の物品を含まない。

(a) 昇華いおう、沈降いおう及びコロイドいおう（第二八・〇二号参照）

(b) アースカラーで、酸化第二鉄として計算した化合鉄分が全重量の七〇%以上のもの（第二八・二三号参照）

(c) 第三〇類に該当する医療用品

(d) 調製香料及び化粧品類（第三三・〇六号参照）

(e) 第六八・〇一号、第六八・〇二号又は第六八・〇三号に該当する道路その他の舗装に用いる石、縁石、敷石及びモザイクキューブ並びに屋根用、上張り用又は防湿層用のスレート

(f) 貴石及び半貴石（第七一・〇二号参照）

(g) 塩化ナトリウムで製造した光学用品（第九〇・〇一号参照）及び第三八・一九号の塩化ナトリウム培養単結晶（一個の重量が二・五グラム以上のものに限るものとし、光学用品を除く。）

(h) 筆記用又は図画用のチョーク並びにテーラースチョーク及びビリヤードチョーク（第九八・〇五号参照）

二五・〇一	塩（岩塩、海塩及び食卓塩を含む。）、純塩化ナトリウム、かん水及び海水	
	一 塩及び純塩化ナトリウム	無税
	二 その他のもの	無税
二五・〇二	硫化鉄鉱（焼いてないものに限る。）	無税
二五・〇三	いおう（昇華いおう、沈降いおう及びコロイドいおうを除く。）	一〇%
二五・〇四	天然黒鉛	
	一 全重量の七五%以上のものが政令で定める規格による一〇五ミクロンのふるいを通過するもの	一五%
	二 その他のもの	無税
二五・〇五	天然の砂（着色してあるかどうかを問わないものとし、第二六・〇一号に該当する砂状の金属鉱を除く。）	
	一 けい砂	無税
	二 その他のもの	無税
二五・〇六	石英（天然の砂を除く。）及びけい岩（荒く割り若しくは角材にし、又は角材にひいたけい岩を含む。）	無税
二五・〇七	カオリン、ベントナイトその他の粘土、アンダルーサイト、カイアナイト及びシリマナイト（焼いてあるかどうかを問わないものとし、第六八・〇七号に該当するエキスパンデッドクレーを除く。）並びにムライト、シャモット及びダイナスアース	
	一 酸性白土	無税
	二 その他のもの	無税
二五・〇八	白亜	五%
二五・〇九	アースカラー（焼いてあるか、又は相互に混合してあるかどうかを問わない。）及び天然の雲母状酸化鉄	無税
二五・一〇	天然のりん酸カルシウム及びりん酸アルミニウムカルシウム、りん灰石並びにりん酸塩を含有する白亜	無税
二五・一一	天然の硫酸バリウム（重晶石）及び炭酸バリウム（毒重石。焼いてあるかどうかを問わないものとし、酸化バリウムを除く。）	

	一　硫酸バリウム(重晶石)	
	㈠　粉末のもの	
	A　塩酸不溶分が乾燥状態において全重量の九六%以上のもの	二〇%
	B　その他のもの	一〇%
	㈡　その他のもの	無税
	二　炭酸バリウム(毒重石)	無税
二五・一二	けいそう土その他これに類するけい酸質の土(焼いてあるかどうかを問わないものとし、見掛け比重が一以下のものに限る。)	
	一　けいそう土	無税
	二　その他のもの	無税
二五・一三	コランダム、ガーネットその他の研磨用鉱物性材料(天然のものに限るものとし、熱処理してあるかどうかを問わない。)並びにパミストーン及びエメリー	
	一　コランダム及びエメリー	一五%
	二　ガーネット	一五%
	三　その他のもの	無税
二五・一四	スレート(荒く割り若しくは角材にし、又は角材にひいたものを含む。)	無税
二五・一五	大理石、トラバーチン、エコーシンその他の石碑用又は建築用の石灰質の岩石(見掛け比重が二・五以上のものに限る。)及びアラバスター(荒く割り若しくは角材にし、又は角材にひいたものを含む。)	
	一　大理石	無税
	二　その他のもの	無税
二五・一六	花こう岩、はん岩、玄武岩、砂岩その他の石碑用又は建築用の岩石(荒く割り若しくは角材にし、又は角材にひいたものを含む。)	無税
二五・一六	コンクリート用、道路舗装用又は鉄道その他のバラスト用に通常供する砕石(熱処理してあるかどうかを問わない。)砂利、マカダム及びタールマカダム並びにフリント及び小石(熱処理してあるかどうかを問わない。)並びに第二五・一五号又は第二五・一六号に該当する岩石を粒状にし又は破片にしたもの(熱処理してあるかどうかを問わない。)及び粉状にしたもの	無税
二五・一八	ドロマイト(焼いてあるかどうかを問わないものとし、荒く割り若しくは角材にし、又は角材にひいたものを含む。)及び凝結ドロマイト(タールドロマイトを含む。)	無税
二五・一九	天然の炭酸マグネシウム(マグネサイト。焼いてあるかどうかを問わないものとし、酸化マグネシウムを除く。)	
	一　マグネシアクリンカー	無税
	二　その他のもの	無税
二五・二〇	天然石膏、天然無水石膏及び天然石膏を焼いたもの並びに硫酸カルシウムをもととしたプラスター(天然石膏を焼いたもの及びプラスターにあつては、着色してあるかどうかを問わないものとし、歯科用に特に調製したプラスターを除く。)	
	一　天然石膏及び天然無水石膏	無税
	二　天然石膏を焼いたもの	一〇%
	三　プラスター	一〇%
二五・二一	石灰石その他の石灰質の岩石(通常石灰又はセメントの製造に供するものに限る。)	無税
二五・二二	生石灰、消石灰及び水硬性石灰(酸化カルシウム及び水酸化カルシウムを除く。)	無税
二五・二三	ポートランドセメント、アルミナセメント、スラグセメント、スーパーサルフェートセメントその他これらに類する水硬性セメント(着色してあるか、又はクリンカー状であるかどうかを問わない。)	一〇%
二五・二四	石綿	無税
二五・二五	海泡石(みがいてあるかどうかを問わない。)、こはく並びに板状、棒状その他これらに類する形状に凝結した海泡石及びこはく(凝結したものにあつては、成形後に加工したものを除く。)並びに黒玉	
	一　海泡石又はこはくのくず	無税
	二　その他のもの	一〇%
二五・二六	雲母(はく離雲母を含む。)及びそのくず	
	一　塊及び片	無税
	二　その他のもの	無税
二五・二七	ステアタイト(荒く割り若しくは角材にし、又は角材にひいたものを含むものとし、天然のものに限る。)及びタルク	無税
二五・二八	天然のクリオライト及びチオライト	無税
二五・二九	天然の硫化ひ素	無税
二五・三〇	粗の天然ほう酸塩及びその精鉱(焼いてあるかどうかを問わないものとし、天然かん水から分離したものを除く。)並びに粗の天然ほう酸でオルトほう酸の含有量が乾燥状態において全重量の八五%以下のもの	
	一　ほう酸塩及びその精鉱	無税
	二　ほう酸	一〇%
二五・三一	長石、白榴石、ネフェリン、ネフェリンサイアナイト及びほたる石	
	一　ほたる石	無税
	二　その他のもの	無税
二五・三二	ストロンチアナイト(焼いてあるかどうかを問わないものとし、酸化ストロンチウムを除く。)及び鉱物(他の号に該当する鉱物を除く。)並びに陶磁製品の破片	
	一　ストロンチアナイトその他の鉱物	
	㈠　天然ソーダ	二五%
	㈡　その他のもの	無税
	二　陶磁製品の破片	無税

第二六類　金属鉱、スラグ及び灰

注

1　この類には、次の物品を含まない。

(a)　天然の炭酸マグネシウム(マグネサイト。焼いてあるかどうかを問わない。第二五・一九号参照)

(b)　第三一類の塩基性スラグ

(c)　スラグウール、ロックウールその他これらに類する鉱物性ウール(第六八・〇七号参照)

(d)　第七一・一一号に該当する貴金属の溶解くずその他の物品

(e)　製錬工程で製造される銅、ニッケル又はコバルトのマット(第一五部参照)

2　第二六・〇一号において「金属鉱」とは、水銀、第二八・五〇号の金属又は第一四部若しくは第一五部の金属を採取するために冶金工業において通常使用している種類の鉱物(金属採取の用途に供しないものを

含む。）をいう。ただし、第二六・〇一号には、冶金工業において通常行なわない工程を経た鉱物を含まない。

3　第二六・〇三号は、工業的に金属の採取又は金属化合物の製造原料に用いる灰及び残留物に限り適用する。

二六・〇一	金属鉱（精鉱を含む。）及び焼いた硫化鉄鉱	
	一　鉄鉱	無税
	二　銅鉱	無税
	三　ボーキサイト	無税
	四　マンガン鉱	無税
	五　タングステン鉱	無税
	六　モリブデン鉱	
	㈠　当該年度における国内需要見込数量から国内生産見込数量を控除した数量を基準とし、国際市況その他の条件を勘案して政令で定める数量以内のもの	無税
	㈡　その他のもの	一五%
	七　アンチモン鉱	無税
	八　その他のもの	無税
二六・〇二	スラグ、ドロス、スケールその他これらに類するくず（鉄鋼製造の際に生ずるものに限る。）	無税
二六・〇三	灰及び残留物（金属又はその化合物を含有するものに限るものとし、鉄鋼製造の際に生ずるものを除く。）	
	一　亜鉛の採取用に適するもの	無税
	二　その他のもの	無税
二六・〇四	その他のスラグ及び灰（ケルプを含む。）	
	一　骨灰	無税
	二　その他のもの	無税

第二七類　鉱物性燃料、鉱物油及びこれらの蒸留物、歴青物質並びに鉱物性ろう

注

1　この類には、次の物品を含まない。

(a)　化学的に単一の有機化合物（第二七・一一号に属する化学的に純粋なメタンを除く。）

(b)　医薬品（第三〇・〇三号参照）

2　第二七・〇七号には、低温コールタールその他の鉱物性タールの蒸留又は石油精製その他の処理により得られる物品のうち、高温コールタールの蒸留物に類するもので、芳香族成分の重量が非芳香族成分の重量をこえるものを含む。

3　第二七・一〇号において石油及び歴青油には、その製法のいかんを問わず、石油又は歴青油に類する物品で、非芳香族成分の重量が芳香族成分の重量をこえるものを含む。

4　第二七・一三号には、パラフィンろうその他同号に掲げる物品に類するもので、合成その他の方法によつて得られる物品を含む。

備考

1　第二七・一〇号の細分の次の用語については、それぞれ次に定めるところによる。

(a)　「揮発油」とは、政令で定める分留性状の試験方法による減失量加算九〇%留出温度が二〇〇度以下の石油及び歴青油をいう。

(b)　「燈油」とは、政令で定める分留性状の試験方法による九五%留出温度が三二〇度以下の石油及び歴青油（(a)に掲げるものを除く。）をいう。

(c)　「軽油」とは、政令で定める分留性状の試験方法による九〇%留出温度が三五〇度以下で、かつ、温度一五度における比重が〇・八七五七以下の石油及び歴青油（(a)又は(b)に掲げるものを除く。）をいう。

(d)　「重油」とは、石油又は歴青油の蒸留残油及びこれに他の石油又は歴青油を混合した石油及び歴青油のうち、引火点が温度一三〇度以下（蒸留残油にあつては、引火点が温度一三〇度をこえるものを含む。）のもので、一般に燃料として使用するもの（(a)から(c)までに掲げるものを除く。）をいう。

(e)　「潤滑油」とは、引火点が温度一三〇度をこえる石油及び歴青油のうち、アスファルテンの含有量が水分を除いた全重量の一%以下のもの（(f)(iii)に掲げるものを除く。）をいう。

(f)　「粗油」とは、次のいずれかに該当する石油又は歴青油で一般に製油（蒸留その他の物理的方法により石油又は歴青油を二以上の石油又は歴青油の成分に分離することをいい、洗浄その他の方法により不純物を除去することを含む。）の原料として使用するもの（(a)から(e)までに掲げるものを除く。）をいう。

(i)　原油を蒸留してその軽質留分を除いたもので、通常抜頭原油と称するもの

(ii)　特定の種類の石油又は歴青油と異種の石油又は歴青油（原油を除く。）との混合物

(iii)　含ろう留出油で流動点が温度二五度をこえるもの

(iv)　潤滑油再製用の廃油（使用したものに限る。）

(g)　「グリース」とは、潤滑油に金属せつけん、無機物その他の物品を加えて増粘したもので、政令で定めるちよう度の試験方法による混和ちよう度が三九〇以下のものをいう。

2　第二七・一一号には、液化したものを含む。

二七・〇一	石炭及びれん炭、豆炭その他これらに類する固形燃料で石炭から製造したもの	
	一　石炭	無税
	二　その他のもの	一〇%
二七・〇二	亜炭（凝結してあるかどうかを問わない。）	無税
二七・〇三	泥炭（ピートリッターを含むものとし、凝結してあるかどうかを問わない。）	無税
二七・〇四	コークス及び半成コークス（石炭、亜炭又は泥炭から製造したものに限る。）	五%
二七・〇五	レトルトカーボン	五%
二七・〇五の二	石炭ガス、水性ガス、発生炉ガスその他これらに類するガス	五%
二七・〇六	石炭、亜炭又は泥炭を蒸留して得たタールその他の鉱物性タール（これを蒸留して成分の一部を除去したもの及びピッチにクレオソート油その他のコールタール蒸留物を混じたものを含む）	無税
二七・〇七	高温コールタールの蒸留物及びこの類の注2に規定する物品	
	一　ナフタリン	五%
	二　その他のもの	
	㈠　温度一五における比重が〇・八三以下のもの	一〇%
	㈡　その他のもの	
	A　石炭酸の含有量が水分を除いた全重量の八〇%をこえるもの	二〇%
	B　石炭酸の含有量が水分を除いた全重量の五〇%をこえ、八〇%以下のもの	一五%
	C　その他のもの	五%
二七・〇八	ピッチ及びピッチコークス（コールタールその他の鉱物性タールから製造したものに限る。）	
	一　ピッチ	無税
	二　ピッチコークス	五%

二七・〇九	石油及び歴青油（原油に限る。）	一キロリットルにつき五三〇円
二七・一〇	石油及び歴青油（原油を除く。）並びに石油又は歴青油の調製品（調製品にあつては、石油又は歴青油の含有量が全重量の七〇％以上のもので、かつ、石油又は歴青油が基礎的な成分をなすものに限るものとし、他の号に該当するものを除く。）	
	一 石油又び歴青油（石油及び歴青油以外の物品を加えたもので、その物品の重量が全重量の五％に満たないものを含む。）	
	(一) 揮発油	
	A 同じ非環式炭化水素の異性体（立体異性体を除く。）の混合物	二〇％
	B その他のもの	
	(a) 航空機用のもの（アンチノック剤を加えてないものを含む。）	一キロリットルにつき三、三七〇円
	(b) その他のもの	一キロリットルにつき二、一五〇円
	(二) 燈油	一キロリットルにつき二、〇二〇円
	(三) 軽油	一キロリットルにつき一、八九〇円
	(四) 重油及び粗油	
	A 温度一五度における比重が〇・九〇三七以下のもの	一キロリットルにつき八二〇円
	B 温度一五度における比重が〇・九〇三七をこえ、〇・九二七三以下のもの	一キロリットルにつき六三〇円
	C 温度一五度における比重が〇・九二七三をこえるもの	一キロリットルにつき五七〇円
	(五) 潤滑油（流動パラフィンを含む。）	
	A 温度一五度における比重が〇・八四九四以下のもの	二〇％
	B その他のもの	三〇％
	(六) その他のもの	二〇％
	二 石油又は歴青油の調製品（一に掲げるものを除く。）	
	(一) グリース	三〇％
	(二) その他のもの	
	A 温度一五度における比重が〇・八四九四以下のもの	二〇％
	B その他のもの	三〇％
二七・一一	石油ガスその他のガス状炭化水素	二〇％
二七・一二	ペトロラタム	二〇％
二七・一三	パラフィンろう、ミクロクリスタリンワックス、スラックワックス、オゾケライト、モンタンろう、泥炭ろうその他の鉱物性ろう（着色してあるかどうかを問わない。）	
	一 パラフィンろう、ミクロクリスタリンワックス、スラックワックスその他のパラフィン系のろう	
	(一) 融点が温度四五度以下のもの	一〇％
	(二) その他のもの	一五％
	二 セレシンろう	一五％
	三 その他のもの	一〇％
二七・一四	石油アスファルト、石油コークスその他の石油又は歴青油の残留物	
	一 石油アスファルト	無税
	二 石油コークス	五％
	三 潤滑油を溶剤で精製する際に生ずる副生抽出物（流動点が温度三五度以下のものに限る。）	二〇％
	四 その他のもの	無税
二七・一五	天然アスファルト、油母頁岩、アスファルチックロック及びタールサンド	無税
二七・一六	マスチック、カットバックその他の歴青質混合物（天然アスファルト、石油アスファルト、鉱物性タール又は鉱物性タールピッチをもととしたものに限る。）	
	一 ビチューメンエナメル	一〇％
	二 その他のもの	五％

第六部　化学工業（類似の工業を含む。）の生産品

注

1 (a) 第二八・五〇号又は第二八・五一号の記載に該当する物品は、放射性鉱物を除き、すべて当該各号に属するものとし、この表の他の号には含まれない。

(b) 第二八・四九号又は第二八・五二号の記載に該当する物品は、(a)に規定する物品を除き、すべて当該各号に属するものとし、この部の他の号には含まれない。

2 投与量にし又は小売用に包装したことにより第三〇・〇三号、第三〇・〇四号、第三〇・〇五号、第三二・〇九号、第三三・〇六号、第三五・〇六号、第三七・〇八号又は第三八・一一号に該当することとなる物品は、1の物品を除き、当該各号に属するものとし、この表の他の号には含まれない。

第二八類　無機化学品及び貴金属、希土類金属、放射性元素又は同位元素の無機又は有機の化合物

注

1 この類は、文脈により別段に解される場合を除くほか、次の物品に限り適用する。

(a) 化学的に単一の元素及び化合物（不純物を含有するかどうかを問わない。）

(b) (a)に掲げる物品の水溶液

(c) (a)に掲げる物品を水以外の溶媒に溶かしたもの（保全又は輸送のために溶かしたものに限るものとし、特定の用途に適するものを除く。）

(d) (a)、(b)又は(c)に掲げる物品で、保存又は輸送のために安定剤を加えたもの

2 この類には、亜二チオン酸塩で有機安定剤を加えたもの及びスルホキシル酸塩（第二八・三六号）、無機塩基の炭酸塩及び過炭酸塩（第二八・四二号）、無機塩基のシアン化物及びシアン錯塩（第二八・四三号）、無機塩基の雷酸塩、シアン酸塩及びチオシアン酸塩（第二八・四四号）、第二八・四九号から第二八・五二号までに含まれる有機物並びに金属又は非金属の炭化物（第二八・五六号）を含むものとし、その

他の炭素化合物にあつては、次のもののみを含む。

(a) 炭素の酸化物並びにシアン化水素酸、雷酸、イソシアン酸、チオシアン酸その他の単一シアン酸及び錯シアン酸（第二八・二三号）

(b) 炭素のオキシハロゲン化物（第二八・二四号）

(c) 二硫化炭素（第二八・一五号）

(d) 無機塩基のチオ炭酸塩、セレノ炭酸塩及びテルロ炭酸塩並びに無機塩基のセレノシアン酸塩、テルロシアン酸塩、テトラチオシアナトジアミノクロム酸塩（ライネケ塩）その他の錯シアン酸塩（第二八・四八号）

(e) 固形過酸化水素（第二八・五四号）並びにオキシ硫化炭素、ハロゲン化チオカルボニル、ジシアン、ハロゲン化ジシアン、シアナミド及びその金属置換体（窒素の含有量が乾燥状態における無水物として計算した全重量の二五%以下のカルシウムシアナミド（第三一類参照）を除く。第二八・五八号）

3 この類には、次の物品を含まない。

(a) 第五部に該当する塩化ナトリウムその他の鉱物性生産品

(b) オルガノインオルガニック化合物（2に掲げるものを除く。）

(c) 第三一類の注1、2、3又は4に掲げる物品

(d) 無機のルミノホア（第三二・〇七号参照）

(e) 人造黒鉛（第三八・〇一号参照）、第三八・一七号の消火器用の装てん物にし、又は消火弾にした消火剤、第三八・一九号の小売容器入りのインキ消し及び第三八・一九号の酸化マグネシウム又はアルカリ金属若しくはアルカリ土類金属のハロゲン化物の培養単結晶（一個の重量が二・五グラム以上の培養単結晶に限るものとし、光学用品を除く。）

(f) 天然、合成又は再生の貴石及び半貴石並びにこれらのダスト及び粉（第七一・〇二号から第七一・〇四号まで参照）並びに第七一類に該当する貴金属

(g) 第一五部に該当する卑金属（化学的に純粋であるかどうかを問わない。）

(h) 酸化マグネシウム又はアルカリ金属若しくはアルカリ土類金属のハロゲン化物その他の物品で製造した光学用品（第九〇・〇一号参照）

4 第二節に該当する非金属酸と第四節に該当する金属酸とから成る化学的に単一の酸は、第二八・一三号に属する。

5 第二八・二九号から第二八・四八号までの各号は、金属又はアンモニウムの塩及びペルオキシ塩に限り適用する。

複塩及び錯塩は、文脈により別段に解される場合を除くほか、第二八・四八号に属する。

6 第二八・五〇号は、次の物品に限り適用する。

(a) 核分裂性の元素及び同位元素（天然ウラン、ウラン同位元素二三三及びウラン同位元素二三五並びにプルトニウム及びその同位元素に限る。）

(b) 放射性元素（テクネチウム、プロメチウム、ポロニウム、アスタチン、ラドン、フランシウム、ラジウム、アクチニウム、プロトアクチニウム、ネプツニウム、アメリシウムその他さらに高位の原子番号のものに限る。）

(c) その他の天然又は人工の放射性同位元素（第一四部又は第一五部の貴金属又は卑金属のものを含む。）

(d) (a)から(c)までに掲げる元素又は同位元素の無機又は有機の化合物（化学的に単一であるか、又はこれらを相互に混合してあるかどうかを問わない。）

(e) 合金（フェロウランを除く。）、ディスパーション及びサーメット（(a)から(d)までに掲げる元素、同位元素又は無機若しくは有機の化合物を含有するものに限る。）

(f) 使用済みの原子炉用カートリッジ

(a)及び(c)から(e)まで並びに第二八・五〇号及び第二八・五一号において同位元素には、濃縮した同位元素を含むものとし、天然に純粋な同位元素として存在する元素及びウラン二三五を減少させたウラン（劣化ウラン）を含まない。

7 第二八・五五号には、りんの含有量が全重量の一五%以上のりん鉄及びりんの含有量が全重量の八%をこえるりん銅を含む。

	第一節　元素	
二八・〇一	ハロゲン（ふつ素、塩素、臭素及びよう素に限る。）	
	一　ふつ素及び塩素	一〇%
	二　臭素及びよう素	一〇%
二八・〇二	昇華いおう、沈降いおう及びコロイドいおう	一〇%
二八・〇三	炭素（カーボンブラック、アントラセンブラック、アセチレンブラック及びランプブラックを含む。）	二〇%
二八・〇四	水素、希ガスその他の非金属元素	
	一　希ガス	一〇%
	二　けい素	
	(一)　単結晶のもの	二〇%
	(二)　その他のもの	一五%
	三　セレン及びテルル	二〇%
	四　その他のもの	一五%
二八・〇五	アルカリ金属、アルカリ土類金属、希土類金属、イットリウム、スカンジウム及び水銀	
	一　金属ナトリウム	二〇%
	二　希土類金属、イットリウム及びスカンジウム	一五%
	三　水銀	一〇%
	四　その他のもの	一〇%
	第二節　無機酸及び非金属酸化物	
二八・〇六	塩酸及びクロルスルホン酸	
	一　塩酸	一〇%
	二　クロルスルホン酸	一〇%
二八・〇七	二酸化いおう	一〇%
二八・〇八	硫酸及び発煙硫酸	一〇%
二八・〇九	硝酸及び硫硝酸	一〇%
二八・一〇	五酸化りん、メタりん酸、オルトりん酸及びピロりん酸	一五%
二八・一一	三酸化ひ素、五酸化ひ素及びひ酸	
	一　三酸化ひ素	二〇%
	二　その他のもの	一五%
二八・一二	酸化ほう素及びほう酸	
	一　酸化ほう素	一〇%
	二　ほう酸	一〇%
二八・一三	その他の無機酸及び非金属酸化物	
	一　無機酸	一五%
	二　非金属酸化物	一五%
	第三節　非金属のハロゲン化合物及びいおう化合物	
二八・一四	非金属のハロゲン化物、オキシハロゲン化物その他のハロゲン化合物	一五%
二八・一五	非金属硫化物及び三硫化りん	
	一　二硫化炭素	一〇%
	二　その他のもの	一五%
	第四節　無機塩基並びに金属の酸化物、水酸化物及び過酸化物	
二八・一六	無水アンモニア及びアンモニア水	一〇%
二八・一七	かせいソーダ、かせいカリ、過酸化ナトリウム及び過酸化カリウム	

	一　かせいソーダ及びかせいカリ	二〇%
	二　過酸化ナトリウム	二〇%
	三　過酸化カリウム	一五%
二八・一八	ストロンチウム、バリウム又はマグネシウムの酸化物、水酸化物及び過酸化物	
	一　水酸化バリウム	二〇%
	二　その他のもの	一五%
二八・一九	酸化亜鉛及び過酸化亜鉛	
	一　酸化亜鉛	一六%
	二　過酸化亜鉛	一〇%
二八・二〇	酸化アルミニウム、水酸化アルミニウム及び人造コランダム	
	一　酸化アルミニウム	一五%
	二　水酸化アルミニウム	一五%
	三　人造コランダム	一五%
二八・二一	酸化クロム及び水酸化クロム	一五%
二八・二二	酸化マンガン	一五%
二八・二三	酸化鉄及び水酸化鉄並びに酸化第二鉄として計算した化合鉄分が全重量の七〇%以上のアースカラー	一五%
二八・二四	酸化コバルト及び水酸化コバルト	無税
二八・二五	酸化チタン	一五%
二八・二六	酸化すず（酸化第一すず及び酸化第二すずに限る。）	一五%
二八・二七	酸化鉛、鉛丹及びオレンジ鉛	
	一　一酸化鉛、鉛丹及びオレンジ鉛	一八%
	二　その他のもの	一〇%
二八・二八	ヒドラジン、ヒドロキシルアミン及びこれらの無機塩並びにその他の無機塩基、金属酸化物、金属水酸化物及び金属過酸化物	
	一　二酸化ゲルマニウム	五%
	二　五酸化バナジウム	無税
	三　三酸化モリブデン	一〇%
	四　水酸化リチウム	二五%
	五　その他のもの	二〇%

第五節　無機酸の金属塩及び金属ペルオキシ塩

二八・二九	ふつ化物及びフルオロけい酸塩、フルオロほう酸塩その他のふつ素錯塩	
	一　人造クリオライト及び人造チオライト	無税
	二　フルオロタンタル酸カリウム	五%
	三　その他のもの	一五%
二八・三〇	塩化物及びオキシ塩化物	
	一　塩化アンモニウム	無税
	二　塩化亜鉛、塩化バリウム及び塩化水銀	二〇%
	三　塩化リチウム	二五%
	四　その他のもの	一五%
二八・三一	亜塩素酸塩及び次亜塩素酸塩	一五%
二八・三二	塩素酸塩及び過塩素酸塩	
	一　塩素酸カリウム及び過塩素酸カリウム	二〇%
	二　その他のもの	一五%
二八・三三	臭化物、オキシ臭化物、臭素酸塩、過臭素酸塩及び次亜臭素酸塩	
	一　臭化カリウム及び臭化リチウム	二五%
	二　その他のもの	二〇%
二八・三四	よう化物、オキシよう化物、よう素酸塩及び過よう素酸塩	一五%

二八・三五	硫化物及び多硫化物	
	一　三硫化アンチモン	無税
	二　その他のもの	一〇%
二八・三六	亜二チネン酸塩（有機安定剤を加えたものを含む。）及びスルホキシル酸塩	一五%
二八・三七	亜硫酸塩及びチオ硫酸塩	二〇%
二八・三八	硫酸塩（みようばんを含む。）及び過硫酸塩	
	一　硫酸カリウム	無税
	二　硫酸バリウム	二〇%
	三　硫酸ニッケル	二〇%
	四　硫酸銅及び硫酸亜鉛	二〇%
	五　その他のもの	一五%
二八・三九	亜硝酸塩及び硝酸塩	
	一　硝酸カリウム及び硝酸バリウム	二〇%
	二　硝酸ナトリウム	
	㈠　天然のものを精製したもの（化学的精製のものを除く。）	無税
	㈡　その他のもの	一五%
	三　その他のもの	一五%
二八・四〇	亜りん酸塩、次亜りん酸塩及びりん酸塩	
	一　トリポリりん酸ナトリウム	一五%
	二　その他のもの	二〇%
二八・四一	亜ひ酸塩及びひ酸塩	二〇%
二八・四二	炭酸塩及び過炭酸塩並びに商慣行上炭酸アンモニウムとして取引される物品でカルバミン酸アンモニウムを含有するもの	
	一　ソーダ灰	
	㈠　ふつ化ナトリウムとして計算したふつ素分が乾燥状態において全重量の〇・二%以上のもの	一キログラムにつき四円五〇銭
	㈡　その他のもの	一キログラムにつき三円五〇銭
	二　炭酸水素ナトリウム	二〇%
	三　炭酸リチウム	二五%
	四　炭酸カリウム及び炭酸バリウム	二〇%
	五　塩基性炭酸鉛	一八%
	六　炭酸水素カリウム	
	㈠　粗製のもので、酸化第二鉄として計算した鉄分が乾燥状態において全重量の〇・一%以上のもの	無税
	㈡　その他のもの	一五%
	七　その他のもの	一五%
二八・四三	シアン化物及びシアン錯塩	
	一　シアン化ナトリウム及びシアン化カリウム	一五%
	二　その他のもの	一五%
二八・四四	雷酸塩、シアン酸塩及びチオシアン酸塩	一五%
二八・四五	けい酸塩及び商慣行上けい酸ナトリウム又はけい酸カリウムとして取引される物品	一五%
二八・四六	ほう酸塩及び過ほう酸塩	
	一　ほう酸ナトリウム	無税
	二　その他のもの	一〇%
二八・四七	クロム酸塩、過マンガン酸塩、すず酸塩その他の金属酸塩	
	一　過マンガン酸カリウム	二〇%
	二　その他のもの	一五%

二八・四八	その他の無機酸塩及び無機酸ペルオキシ塩（アジ化物を除く。）	
	一　硫酸ニッケルアンモニウム	二〇%
	二　その他のもの	一五%
	第六節　その他のもの	
二八・四九	コロイド状貴金属及び貴金属のアマルガム並びに貴金属の無機又は有機の塩その他の化合物（アルブミナート、プロテイナート、タンナートその他これらに類する化合物を含むものとし、化学的に単一の化合物であるかどうかを問わない。）	一〇%
二八・五〇	核分裂性の元素及び同位元素並びにその他の放射性の元素及び同位元素並びにこれらの無機又は有機の化合物（化学的に単一の化合物であるかどうかを問わない。）並びに合金、ディスパーション及びサーメット（核分裂性若しくは放射性の元素若しくは同位元素又はこれらの無機若しくは有機の化合物を含有するものに限る。）	無税
二八・五一	同位元素及びその無機又は有機の化合物（化学的に単一の化合物であるかどうかを問わないものとし、第二八・五〇号に該当する同位元素及び化合物を除く。）	
	一　重水素水	一〇%
	二　その他のもの	無税
二八・五二	トリウム、ウラン二三五を減少させたウラン（劣化ウラン）、希土類金属、イットリウム又はスカンジウムの無機又は有機の化合物（これらを相互に混合しているかどうかを問わない。）	
	一　トリウム又はウラン二三五を減少させたウラン（劣化ウラン）の無機又は有機の化合物	無税
	二　ふつ化セリウム及び酸化セリウム	二〇%
	三　粗製の塩化希土（希土類金属の化合物の製造原料用のものに限る。）	無税
	四　その他のもの	一五%
二八・五三	液体空気（希ガスを除去してあるかどうかを問わない。）及び圧搾空気	無税
二八・五四	過酸化水素（固形過酸化水素を含む。）	一五%
二八・五五	りん化物	
	一　りん鉄	一〇%
	二　その他のもの	一五%
二八・五六	炭化けい素、炭化ほう素、金属炭化物その他の炭化物	
	一　炭化けい素、炭化ほう素、炭化ニオブ及び炭化タンタル	一五%
	二　その他のもの	一〇%
二八・五七	水素化物、窒化物、アジ化物、けい化物及びほう化物	
	一　水素化リチウム	一五%
	二　その他のもの	一五%
二八・五八	その他の無機化合物（蒸留水、伝導度水その他これらに類する純水を含む。）及びアマルガム（貴金属のアマルガムを除く。）	一五%

第二九類　有機化学品

注

1　この類は、文脈により別段に解される場合を除くほか、次の物品に限り適用する。

(a)　化学的に単一の有機化合物（不純物を含有するかどうかを問わない。）

(b)　同じ有機化合物の二以上の異性体の混合物（不純物を含有するかどうかを問わないものとし、飽和又は不飽和の非環式炭化水素にあつては、立体異性体以外の異性体の混合物（第二七類参照）を除く。）

(c)　第二九・三八号から第二九・四二号までの物品、第二九・四三号の糖エーテル、糖エステル及びこれらの塩並びに第二九・四四号の物品（化学的に単一であるかどうかを問わない。）

(d)　(a)、(b)又は(c)に掲げる物品の水溶液

(e)　(a)、(b)又は(c)に掲げる物品を水以外の溶媒に溶かしたもの（保全又は輸送のために溶かしたものに限るものとし、特定の用途に適するものを除く。）

(f)　(a)、(b)、(c)、(d)又は(e)に掲げる物品で、保存又は輸送のために安定剤を加えたもの

(g)　ジアゾニウム塩、そのカップリング成分として使用するアリライド又はアゾイック染料用のファストベースで、標準的な濃度にしたもの

2　この類には、次の物品を含まない。

(a)　第一五・〇四号に該当する物品及びグリセリン（第一五・一一号参照）

(b)　エチルアルコール（第二二・〇八号及び第二二・〇九号参照）

(c)　メタン（第二七・一一号参照）

(d)　第二八類の注2に掲げる炭素化合物

(e)　尿素（窒素の含有量が乾燥状態において全重量の四五%以下のものに限る。第三一類参照）

(f)　植物性又は動物性の着色料（第三二・〇四号参照）、有機合成染料（顔料色素を含む。）、有機合成ルミノホア、けい光白色染料及び天然あい（第三二・〇五号参照）並びに小売用の形状又は包装にした染料（第三二・〇九号参照）

(g)　メタアルデヒド、ヘキサメチレンテトラミンその他これらに類する物質をタブレット状、棒状その他これらに類する形状にした燃料及び容量が三〇〇立方センチメートル以下の容器に入れたメカニカルライター用の液体燃料（第三六・〇八号参照）

(h)　第三八・一七号の消火器用の装てん物にし、又は消火弾にした消火剤及び第三八・一九号の小売容器入りのインキ消し

(ij)　酒石酸エチレンジアミンその他の物品で製造した光学用品（第九〇・〇一号参照）

3　この類の二以上の号に該当する物品は、その該当する号のうち最後の号に属する。

4　第二九・〇三号から第二九・〇五号まで、第二九・〇七号から第二九・一〇号まで及び第二九・一二号から第二九・二一号までの各号において、ハロゲン化誘導体、スルホン化誘導体、ニトロ化誘導体及びニトロソ化誘導体には、これらの複合誘導体（たとえば、スルホハロゲン化誘導体、ニトロハロゲン化誘導体、ニトロスルホン化誘導体及びニトロスルホハロゲン化誘導体）を含む。

ニトロ基及びニトロソ基は、第二九・三〇号においては窒素官能基でないものとみなす。

5

(a)　第一節から第七節までの酸官能有機化合物とこれらの節の有機化合物とのエステルは、これを構成する酸官能有機化合物又は有機化合物の属する号のうち最後の号に属する。

(b)　エチルアルコール又はグリセリンと第一節から第七節までの酸官能有機化合物とのエステルは、これを構成する酸官能有機化合物の属する号に属する。

(c)　(a)又は(b)に規定するエステルと無機塩基との塩は、これを構成するエステルの属する号に属する。

(d)　第一節から第七節までの酸官能有機化合物（(a)又は(b)に規定するエステルを除く。）又はフェノール官能有機化合物と無機塩基との塩

は、これを構成する酸官能有機化合物又はフェノール官能有機化合物の属する号に属する。

(e) カルボン酸の酸ハロゲン化物は、これを構成するカルボン酸の属する号に属する。

6 第二九・三一号から第二九・三四号までの化合物は、その分子中において水素、酸素又は窒素の原子のほかいおう、ひ素、水銀、鉛その他の非金属又は金属の原子が炭素原子と、直接に結合している有機化合物に限る。

第二九・三一号（有機いおう化合物）又は第二九・三四号（その他のオルガノインオルガニック化合物）には、炭素原子と直接に結合している原子が水素、酸素又は窒素のほかスルホン化誘導体又はハロゲン化誘導体（これらの複合誘導体を含む。）の特性を与えるいおう又はハロゲンのみであるものを含まない。

7 第二九・三五号（複素環式化合物）には、分子内エーテル、分子内へミアセタール、オルト二価フェノールのメチレンエーテル、エポキシドで三員環又は四員環のもの、環式アセタール並びにアルデヒド、チオアルデヒド又はアルドイミンの環式重合体、多塩基酸の酸無水物、多価アルコールと多塩基酸との環式エステル、環式ウレイド、多塩基酸のイミド並びにヘキサメチレンテトラミン及びトリメチレントリニトロアミンを含まない。

	第一節　炭化水素並びにそのハロゲン化誘導体、スルホン化誘導体、ニトロ化誘導体及びニトロソ化誘導体	
二九・〇一	炭化水素	
	一　飽和非環式炭化水素	二〇%
	二　不飽和非環式炭化水素	
	(一)　ブタジエン	二〇%
	(二)　その他のもの	二〇%
	三　芳香族炭化水素	
	(一)　ベンゼン	一〇%
	(二)　トルエン	一〇%
	(三)　キシレン	五%
	(四)　エチルベンゼン	五%
	(五)　スチレン	二〇%
	(六)　ナフタリン	五%
	(七)　アントラセン	五%
	(八)　ベーターメチルナフタリン	五%
	(九)　その他のもの	二〇%
	四　その他のもの	
	(一)　シクロヘキサン	一五%
	(二)　シクロテルペン	二〇%
	(三)　その他のもの	二〇%
二九・〇二	炭化水素のハロゲン化誘導体	
	一　クロロホルム	二〇%
	二　ジクロルジフェニルトリクロルエタン（DDT）及びベンゼンヘキサクロリド（BHC）	二〇%
	三　オクタクロルテトラヒドロメタノインダン（クロルデン）、ヘプタクロルテトラヒドロメタノインデン（ヘプタクロル）及びヘキサクロルヘキサヒドロ－エンド・エキソ－ジメタノナフタリン（アルドリン）	二〇%
	四　その他のもの	二〇%
二九・〇三	炭化水素のスルホン化誘導体、ニトロ化誘導体及びニトロソ化誘導体	
	一　キシレンムスク及びシメンムスク	二五%
	二　その他のもの	二〇%

	第二節　アルコール並びにそのハロゲン化誘導体、スルホン化誘導体、ニトロ化誘導体及びニトロソ化誘導体	
二九・〇四	非環式アルコール並びにそのハロゲン化誘導体、スルホン化誘導体、ニトロ化誘導体及びニトロソ化誘導体	
	一　飽和一価アルコール及びその誘導体	
	(一)　メチルアルコール	一五%
	(二)　プロピルアルコール	二〇%
	(三)　ブチルアルコール	二〇%
	(四)　二－エチルヘキシルアルコール	一キログラムにつき二五円
	(五)　その他のもの	二〇%
	二　不飽和一価アルコール及びその誘導体	
	(一)　シトロネロール、ロジノール、ゲラニオール、ネロール及びリナロール	二五%
	(二)　その他のもの	二〇%
	三　多価アルコール及びその誘導体	
	(一)　エチレングリコール	二〇%
	(二)　プロピレングリコール	二〇%
	(三)　ヒドロキシシトロネロール	二五%
	(四)　ソルビトール	二〇%
	(五)　その他のもの	二〇%
二九・〇五	環式アルコール並びにそのハロゲン化誘導体、スルホン化誘導体、ニトロ化誘導体及びニトロソ化誘導体	
	一　芳香族アルコール及びその誘導体	
	(一)　ベンジルアルコール及びフェニルエチルアルコール	二五%
	(二)　シンナミルアルコール	二〇%
	(三)　その他のもの	二〇%
	二　その他のもの	
	(一)　テルピネオール、メントール及びボルネオール	二五%
	(二)　一七アルファーエチニルアンドロステンジオール	一〇%
	(三)　その他のもの	二〇%
	第三節　フェノール及びフェノールアルコール並びにこれらのハロゲン化誘導体、スルホン化誘導体、ニトロ化誘導体及びニトロソ化誘導体	
二九・〇六	フェノール及びフェノールアルコール	
	一　単核一価フェノール	
	(一)　石炭酸	二〇%
	(二)　クレゾール及びキシレノール	五%
	(三)　その他のもの	二〇%
	二　多核一価フェノール	
	(一)　ナフトール	二〇%
	(二)　その他のもの	二〇%
	三　多価フェノール	二〇%
	四　その他のもの	二〇%
二九・〇七	フェノール又はフェノールアルコールのハロゲン化誘導体、スルホン化誘導体、ニトロ化誘導体及びニトロソ化誘導体	
	一　クロルフェノール	二〇%

	二　その他のもの	二〇%
	第四節　エーテル、アルコールペルオキシド、エーテルペルオキシド、エポキシドで三員環又は四員環のもの、アセタール及びヘミアセタール並びにこれらのハロゲン化誘導体、スルホン化誘導体、ニトロ化誘導体及びニトロソ化誘導体	
二九・〇八	エーテル、エーテルアルコール、エーテルフェノール、エーテルアルコールフェノール、アルコールペルオキシド及びエーテルペルオキシド並びにこれらのハロゲン化誘導体、スルホン化誘導体、ニトロ化誘導体及びニトロソ化誘導体	
	一　ジエチレングリコール及びトリエチレングリコール	二〇%
	二　アニソール、アネトール、ジフェニルエーテル、オイゲノール、イソオイゲノール及びアンブレットムスク	二五%
	三　その他のもの	二〇%
二九・〇九	三員環又は四員環のエポキシド、エポキシアルコール、エポキシフェノール及びエポキシエーテル並びにこれらのハロゲン化誘導体、スルホン化誘導体、ニトロ化誘導体及びニトロソ化誘導体	
	一　エチレンオキシド	二〇%
	二　その他のもの	二〇%
二九・一〇	アセタール、ヘミアセタール並びに単一又は混成の酸素官能のアセタール及びヘミアセタール並びにこれらのハロゲン化誘導体、スルホン化誘導体、ニトロ化誘導体及びニトロソ化誘導体	
	一　フェニルアセトアルデヒドジメチルアセタール	二五%
	二　その他のもの	二〇%
	第五節　アルデヒド官能化合物	
二九・一一	アルデヒド及びアルデヒドアルコール、アルデヒドエーテル、アルデヒドフェノールその他の単一又は混成の酸素官能のアルデヒド	
	一　ホルマリン	一五%
	二　シトラール、フェニルアセトアルデヒド、シンナムアルデヒド、アルファーアミルシンナムアルデヒド、シクラメンアルデヒド、ヒドロキシシトロネラール、ヘリオトロピン、バニリン及びエチルバニリン	二五%
	三　その他のもの	二〇%
二九・一二	第二九・一一号に該当する物品のハロゲン化誘導体、スルホン化誘導体、ニトロ化誘導体及びニトロソ化誘導体	二〇%
	第六節　ケトン官能化合物及びキノン官能化合物	
二九・一三	ケトン及びキノン並びにケトンアルコール、ケトンフェノール、ケトンアルデヒド、キノンアルコール、キノンフェノール、キノンアルデヒドその他の単一又は混成の酸素官能のケトン及びキノン並びにこれらのハロゲン化誘導体、スルホン化誘導体、ニトロ化誘導体及びニトロソ化誘導体	
	一　ケトン官能化合物	
	(一)　アセトン	二〇%

	(二)　メチルエチルケトン	二〇%
	(三)　メチルイソブチルケトン	二〇%
	(四)　ヨノン、メチルヨノン、ジャスモン、アルキルアセチルインダンムスク、アルキルアセチルテトラヒドロナフタリンムスク及びケトンムスク	二五%
	(五)　デルタ一・四-アンドロスタジエン-三・一七-ジオンデヒドロエピアンドロステロン、プレグネノロン、一六-デヒドロプレグネノロン、デルタ四-プレグネン-一七アルファ・二一-ジオール-三・二〇-ジオン及びエトロンメチルエーテル	一〇%
	(六)　その他のもの	二〇%
	二　その他のもの	
	(一)　アントラキノン	二〇%
	(二)　その他のもの	二〇%
	第七節　酸、酸無水物、酸ハロゲン化物、酸過酸化物及び過酸並びにこれらのハロゲン化誘導体、スルホン化誘導体、ニトロ化誘導体及びニトロソ化誘導体	
二九・一四	一塩基酸並びにその酸無水物、酸ハロゲン化物、酸過酸化物及び過酸並びにこれらのハロゲン化誘導体、スルホン化誘導体、ニトロ化誘導体及びニトロソ化誘導体	
	一　酢酸	一〇%
	二　ステアリン酸及びオレイン酸	一五%
	三　酢酸アミル、酢酸リナリル、酢酸ベンジル及び酢酸テルピニル	二五%
	四　プロピオン酸エチル、プロピオン酸アミル、酪酸エチル、酪酸アミル、吉草酸エチル及び吉草酸アミル	二五%
	五　安息香酸メチル及びシクロヘキシルプロピオン酸アリル	二五%
	六　酢酸-一六-デヒドロプレグネノロン、デルタ一・四・九-一六アルファ-メチル-一七アルファ-ヒドロキシ-二一-アセトキシプレグナトリエン-三・二〇-ジオン、一七アルファ-ヒドロキシ-二一-アセトキシプレグナン-三・一一・二〇-トリオン及び四-ブロム-一七アルファ-ヒドロキシ-二一-アセトキシプレグナン-三・一一・二〇-トリオン	一〇%
	七　その他のもの	二〇%
二九・一五	多塩基酸並びにその酸無水物、酸ハロゲン化物、酸過酸化物及び過酸並びにこれらのハロゲン化誘導体、スルホン化導体、ニトロ化導体及びニトロソ化誘導体	
	一　しゅう酸	二〇%
	二　アジピン酸	二〇%
	三　フタル酸、無水フタル酸及びイソフタル酸	一五%
	四　テレフタル酸	二〇%
	五　その他のもの	二〇%
二九・一六	アルコール酸、アルデヒド酸、ケトン酸、フェノール酸その他の単一又は混成の酸素官能の酸並びにこれらの酸無水物、酸ハロゲン化物、酸過酸化物及び過酸並びにこれらのハロゲン化誘導体、スルホ	

	ン化誘導体、ニトロ化導体及びニトロソ化誘導体	
	一　アルコール酸及びその誘導体	
	㈠　乳酸	二五%
	㈡　酒石酸	二〇%
	㈢　くえん酸	三〇%
	㈣　くえん酸カルシウム	一五%
	㈤　コール酸	無税
	㈥　その他のもの	二〇%
	二　フェノール酸及びその誘導体	
	㈠　サリチル酸	二〇%
	㈡　アセチルサリチル酸	二〇%
	㈢　その他のもの	二〇%
	三　その他のもの	
	㈠　デヒドロコール酸	無税
	㈡　その他のもの	二〇%
	第八節　無機酸のエステル及びその塩並びにこれらのハロゲン化誘導体、スルホン化誘導体、ニトロ化誘導体及びニトロソ化誘導体	
二九・一七	硫酸エルテス及びその塩並びにこれらのハロゲン化誘導体、スルホン化誘導体、ニトロ化誘導体及びニトロソ化誘導体	二〇%
二九・一八	亜硝酸エステル及び硝酸エステル並びにこれらのハロゲン化誘導体、スルホン化誘導体、ニトロ化誘導体及びニトロソ化誘導体	二〇%
二九・一九	りん酸エステル及びその塩（ラクトホスフェートを含む。）並びにこれらのハロゲン化誘導体、スルホン化誘導体、ニトロ化誘導体及びニトロソ化誘導体	二〇%
二九・二〇	炭酸エスエル及びその塩並びにこれらのハロゲン化誘導体、スルホン化誘導体、ニトロ化誘導体及びニトロソ化誘導体	二〇%
二九・二一	その他の鉱酸エステル（ハロゲン化水素酸エステルを除く。）及びその塩並びにこれらのハロゲン化誘導体、スルホン化誘導体、ニトロ化誘導体及びニトロソ化誘導体	
	一　パラチオン	二〇%
	二　その他のもの	二〇%
	第九節　窒素官能化合物	
二九・二二	アミン官能化合物	
	一　ヘキサメチレンジアミン	二〇%
	二　アニリン	二〇%
	三　オルト-トルイジン	二〇%
	四　N-フェニル-ベータナフチルアミン、N・N′-ジフェニル-パラ-フェニレンジアミン、N・N′-ジ-ベータ-ナフチル-パラ-フェニレンジアミン及びN-フェニル-N′-シクロヘキシル-パラ-フェニレンジアミン	二五%
	五　その他のもの	二〇%
二九・二三	単一又は混成の酸素官能のアミノ化合物	
	一　アミノアルコール	二〇%
	二　アミノ酸	二〇%
	三　グルタミン酸ソーダ	二五%
	四　その他のもの	二〇%
二九・二四	第四アンモニウム塩、水酸化第四アンモニウム及びレシチンその他のホスホアミノリピン	
	一　コリン	二〇%

	二　レシチン	二〇%
	三　その他のもの	二〇%
二九・二五	アミド官能化合物	
	一　尿素	無税
	二　ズルチン	二〇%
	三　ジメチルホルムアミド	二〇%
	四　ジエチルアミノアセト-二・六-キシリジド	二〇%
	五　その他のもの	二〇%
二九・二六	イミド官能化合物及びイミン官能化合物	
	一　サッカリン	二〇%
	二　ジフェニルグアニジン及びアルドール-アルファ-ナフチルアミン	二五%
	三　ヘサメチレンテトラミン	二〇%
	四　クロルヘキシジン及びその塩	一〇%
	五　その他のもの	二〇%
二九・二七	ニトリル官能化合物	
	一　アクリロニトリル	二〇%
	二　アセトニトリル	二〇%
	三　その他のもの	二〇%
二九・二八	ジアゾ化合物、アゾ化合物及びアヅキシ化合物	二〇%
二九・二九	ヒドラジン又はヒドロキシルアミンの有機誘導体	二〇%
二九・三〇	その他の窒素官能基を有する化合物	二〇%
	第一〇節　オルガノインオルガニック化合物及び複素環式化合物	
二九・三一	有機いおう化合物	
	一　ジメチルスルホキシド	二〇%
	二　メチオニン	二〇%
	三　ジエチルジチオカルバミン酸亜鉛、エチルフェニルジチオカルバミン酸亜鉛、テトラメチルチウラムモノスルフィド及びテトラメチルチウラムジスルフィド	二五%
	四　その他のもの	二〇%
二九・三二	有機ひ素化合物	二〇%
二九・三三	有機水銀化合物	二〇%
二九・三四	その他のオルガノインオルガニック化合物	二〇%
二九・三五	複素環式化合物及びヌクレイン酸	
	一　フルフラール	二〇%
	二　ピリジン及びピコリン	五%
	三　メチルビニルピリジン	二〇%
	四　二-アミノピリミジン	二〇%
	五　塩酸ヒドララジン	二〇%
	六　二-メルカプトベンゾチアゾール及びその亜鉛塩、ジ-二-ベンゾチアゾリルジスルフィド、N-シクロヘキシル-二-ベンゾチアゾールスルフェンアミド、N-オキシジエチレン-二-ベンゾチアゾールスルフェンアミド、二-メルカプトイミダゾリン、二-メルカプトベンゾイミダゾール並びに六-エトキシ-二・二・四-トリメチル-一・二-ジヒドロキノリン	二五%
	七　ジオスゲニン及びヘコゲニン	一〇%
	八　ノナラクトン、ウンデカラクトン、エクザルトリド、アンブレットリド及びクマリン	二五%
	九　サントニン	二五%
	一〇　その他のもの	二〇%
二九・三六	スルホンアミド	二〇%

二九・三七	スルトン及びスルタム	二〇%
	第一一節　プロビタミン、ビタミン、ホルモン及び酵素（天然のもの及びこれと同じ構造を有する合成のものに限る。）	
二九・三八	プロビタミン及びビタミン（天然のもの及びこれと同じ構造を有する合成のものに限るものとし、天然のプロビタミンコンセントレート及びビタミンコンセントレートを含む。）並びにこれらの誘導体で主としてビタミンとして使用するもの並びにこれらの相互の混合物（溶媒に溶かしてあるかどうかを問わない。）	
	一　プロビタミン及びその誘導体	二〇%
	二　ビタミンA及びその誘導体	二〇%
	三　ビタミンB群及びその誘導体	
	㈠　ビタミンB_1及びその誘導体	二〇%
	㈡　その他のもの	二〇%
	四　ビタミンC及びその誘導体	二〇%
	五　ビタミンD及びその誘導体	一五%
	六　その他のもの	二〇%
二九・三九	ホルモン（天然のもの及びこれと同じ構造を有する合成のものに限る。）及びその誘導体で主としてホルモンとして使用するもの	
	一　脳下垂体ホルモン及びその誘導体	二〇%
	二　すい臓ホルモン及びその誘導体	
	㈠　インシュリン	二五%
	㈡　その他のもの	二〇%
	三　副腎皮質ホルモン及びその誘導体	
	㈠　酢酸コルチゾン	二〇%
	㈡　その他のもの	二〇%
	四　性ホルモン及びその誘導体	
	㈠　テストステロン	二〇%
	㈡　その他のもの	二〇%
	五　その他のもの	二〇%
二九・四〇	酵素	
	一　ペプシン	二〇%
	二　レンネット	二〇%
	三　パパイン	二〇%
	四　その他のもの	二〇%
	第一二節　グリコシド及び植物アルカロイド（天然のもの及びこれと同じ構造を有する合成のものに限る。）並びにこれらの塩、エーテル、エステルその他の誘導体	
二九・四一	グリコシド（天然のもの及びこれと同じ構造を有する合成のものに限る。）及びその塩、エーテル、エステルその他の誘導体	二〇%
二九・四二	植物アルカロイド（天然のもの及びこれと同じ構造を有する合成のものに限る。）及びその塩、エーテル、エステルその他の誘導体	
	一　あへんアルカロイド及びその誘導体	
	㈠　硫酸モルヒネ、塩酸モルヒネ及びりん酸コデイン	無税
	㈡　その他のもの	一〇%
	二　キナアルカロイド及びその誘導体	

	㈠　塩酸キニーネ、硫酸キニーネ、エチル炭酸キニーネ、硫酸キニジン、塩酸シンコニン及び硫酸シンコニン	無税
	㈡　その他のもの	一〇%
	三　その他のもの	
	㈠　カフェイン	二五%
	㈡　硫酸ニコチン	二〇%
	㈢　エクゴニン、コカイン、塩酸コカイン及び硫酸コカイン	無税
	㈣　酒石酸エルゴタミン	無税
	㈤　ベラドンナ葉の左旋性アルカロイド	二〇%
	㈥　その他のもの	二〇%
	第一三節　その他の有機化合物	
二九・四三	糖類（化学的に純粋なものに限るものとし、しよ糖、グルコース及び乳糖を除く。）並びに糖エーテル、糖エステル及びこれらの塩（第二九・三九号、第二九・四一号又は第二九・四二号に該当するものを除く。）	
	一　麦芽糖	二五%
	二　ソルボース	二〇%
	三　その他のもの	二〇%
二九・四四	抗生物質	
	一　ペニシリン及びストレプトマイシン	二〇%
	二　その他のもの	二〇%
二九・四五	その他の有機化合物	二〇%

第三〇類　医療用品

注

1　第三〇・〇三号において「医薬品」とは、次の物品（食餌療法用の食料、強化食料、強壮飲料、鉱水その他の飲食物を除く。）で、第三〇・〇二号又は第三〇・〇四号に該当しないものをいう。

(a)　二以上の成分から成るもののうち、治療用又は予防用に混合し又は複合したもの

(b)　混合してないもので治療用又は予防用に適するもののうち、治療又は予防を目的として投与量にし、又は小売用の形状若しくは包装にしたもの

(a)、(b)及び3(d)においては、次に定めるところによる。

(A)　混合してないものには、次の物品を含む。

(1)　混合してないものの水溶液

(2)　第二八類又は第二九類に該当するすべての物品

(3)　第一三・〇三号に該当する単一の植物性エキスで、単に標準化したもの及び溶媒に溶かしたもの

(B)　混合したものには、次の物品を含む。

(1)　コロイド状の溶液及び懸濁体（コロイドいおうを除く。）

(2)　植物性材料の混合物を処理して得た植物性エキス

(3)　天然の鉱水を蒸発して得た塩及び濃縮物

2　この類には、次の物品を含まない。

(a)　精油のアキュアスディスチレート及びアキュアスソリューションで医薬用に適するもの（第三三・〇五号参照）

(b)　歯みがき（治療用又は予防用のものを含む。第三三・〇六号参照）

(c)　薬用せっけん（第三四・〇一号参照）

3　第三〇・〇五号は、次の物品に限り適用する。

(a)　外科用のカットガットその他これに類する縫合材（殺菌したものに限る。）

(b)　ラミナリア及びラミナリア栓（殺菌したものに限る。）

(c)　吸収性外科用止血材（殺菌したものに限る。）

(d)　エックス線検査用造影剤及び患者に投与する診断用試薬（混合し

	てないもののうち投与量にしたもの及び二以上の成分から成るもののうち検査用又は診断用に混合し又は複合したものに限るものとし、第三〇・〇二号の物品を除く。） (e) 歯科用セメントその他の歯科用充てん料 (f) 救急箱及び救急袋	
三〇・〇一	臓器療法用の腺その他の器官（乾燥したものに限るものとし、粉状にしてあるかどうかを問わない。）及び腺その他の器官又はその分泌物の抽出物で臓器療法用のもの並びに治療用又は予防用に調製したその他の動物性物質で他の号に該当しないもの	
	一　熊胆及びせんそ	無税
	二　肝臓エキス	一〇%
	三　その他のもの	一〇%
三〇・〇二	免疫血清並びに微生物性ワクチン、毒素、培養微生物（発酵微生物を含むものとし、酵母を除く。）及びこれらに類する物品	
	一　微生物性ワクチン	無税
	二　その他のもの	無税
三〇・〇三	医薬品（動物用のものを含む。）	
	一　抗生物質製剤	
	(一)　ペニシリン又はストレプトマイシンの製剤	二五%
	(二)　その他のもの	二〇%
	二　ビタミン製剤	二〇%
	三　ホルモン製剤	二〇%
	四　その他のもの	
	(一)　小売用の形状又は包装にしたもの	二五%
	(二)　その他のもの	二〇%
三〇・〇四	脱脂綿、ガーゼ、包帯、被覆材、ばんそうこう、パップ剤その他これらに類する製品（医療を目的として医薬を塗布し若しくはしみ込ませ、又は小売用に包装したものに限るものとし、この類の注3に掲げる物品を除く。）	二〇%
三〇・〇五	その他の医療用品	二〇%

第三一類　肥料

注

1　第三一・〇二号は、第三一・〇五号に掲げる形状又は包装にしたものを除き、次の物品に限り適用する。

(A)　次のいずれかに該当する物品

(1)　硝酸ナトリウム（窒素の含有量が全重量の一六・三%以下のものに限る。）

(2)　硝酸アンモニウム（純粋であるかどうかを問わない。）

(3)　硫硝酸アンモニウム（純粋であるかどうかを問わない。）

(4)　硫酸アンモニウム（純粋であるかどうかを問わない。）

(5)　硝酸カルシウム（窒素の含有量が全重量の一六%以下のものに限る。）

(6)　硝酸カルシウムマグネシウム（純粋であるかどうかを問わない。）

(7)　カルシウムシアナミド（窒素の含有量が全重量の二五%以下のものに限るものとし、油で処理してあるかどうかを問わない。）

(8)　尿素（窒素の含有量が全重量の四五%以下のものに限る。）

(B)　(A)に掲げる物品（含有量に関する限定はないものとする。）の二以上を相互に混合した肥料

(C)　塩化アンモニウム又は(A)若しくは(B)に掲げる物品（含有量に関する限定はないものとする。）と白亜、天然石膏その他の肥料でない無機物とを混合した肥料

(D)　(A)(2)若しくは(8)の物品又はこれらの混合物を水溶液又はアンモニア溶液にした液状肥料

2　第三一・〇三号は、第三一・〇五号に掲げる形状又は包装にしたものを除き、次の物品に限り適用する。

(A)　次のいずれかに該当する物品

(1)　塩基性スラグ

(2)　焼成りん酸カルシウム、溶成りん酸カルシウム又は焼いた天然のりん酸アルミニウムカルシウム

(3)　過りん酸石灰又は重過りん酸石灰

(4)　りん酸水素カルシウム（ふつ素の含有量が全重量の〇・二%以上のものに限る。）

(B)　(A)に掲げる物品（含有量に関する限定はないものとする。）の二以上を相互に混合した肥料

(C)　(A)又は(B)に掲げる物品（含有量に関する限定はないものとする。）と白亜、天然石膏その他の肥料でない無機物とを混合した肥料

3　第三一・〇四号は、第三一・〇五号に掲げる形状又は包装にしたものを除き、次の物品に限り適用する。

(A)　次のいずれかに該当する物品

(1)　カーナリット、カイナイト、シルビナイトその他の粗の天然カリウム塩類

(2)　てん菜糖みつのかすから得た粗製カリウム塩

(3)　塩化カリウム（純粋であるかどうかを問わないものとし、6(c)に掲げる物品を除く。）

(4)　硫酸カリウム（酸化カリウムとして計算したカリウム分が全重量の五二%以下のものに限る。）

(5)　硫酸マグネシウムカリウム（酸化カリウムとして計算したカリウム分が全重量の三〇%以下のものに限る。）

(B)　(A)に掲げる物品（含有量に関する限定はないものとする。）の二以上を相互に混合した肥料

4　りん酸アンモニウムでひ素の含有量が一キログラムにつき六ミリグラム以上のものは、第三一・〇五号に属する。

5　1(A)、2(A)、3(A)及び4において含有量に関する限定は、乾燥状態における無水物について計算したところによる。

6　この類には、次の物品を含まない。

(a)　第〇五・一五号の動物の血

(b)　化学的に単一の化合物（1(A)、2(A)、3(A)又は4の記載に該当するものを除く。）

(c)　塩化カリウムで製造した光学用品（第九〇・〇一号参照）及び第三八・一九号の塩化カリウム培養単結晶（一個の重量が二・五グラム以上の培養単結晶に限るものとし、光学用品を除く。）

三一・〇一	グアノその他の動物性又は植物性の天然肥料（相互に混合してあるかどうかを問わないものとし、化学的に処理したものを除く。）	無税
三一・〇二	窒素肥料（鉱物性肥料及び化学肥料に限る。）	
	一　硫酸アンモニウム	無税
	二　硝酸ナトリウム	
	(一)　天然のもの及びこれを精製したもの	無税
	(二)　その他のもの	一五%
	三　カルシウムシアナミド	無税
	四　その他のもの	無税
三一・〇三	りん酸肥料（鉱物性肥料及び化学肥料に限る。）	無税
三一・〇四	カリ肥料（鉱物性肥料及び化学肥料に限る。）	
	一　塩化カリウム	無税
	二　硫酸カリウム	無税
	三　その他のもの	無税

三一・〇五	その他の肥料及びこの類の物品をタブレット状、ひし形その他これらに類する形状に調製し、又は容器とものー個の重量が一〇キログラム以下に包装したもの	無税

第三二類　なめしエキス、染色エキス、タンニン及びその誘導体、染料、えのぐ、ペイント、ワニス、パテ、充てん料並びにインキ

1 注

この類には、次の物品を含まない。

(a) 化学的に単一の元素及び化合物（第三二・〇四号又は第三二・〇五号に該当するもの、無機のルミノホア（第三二・〇七号）及び第三二・〇九号に該当する小売用の形状又は包装にした染料を除く。）

(b) 第二九・三八号から第二九・四二号まで、第二九・四四号又は第三五・〇一号から第三五・〇四号までのいずれかに該当する物品のタンナートその他のタンニン誘導体

2 第三二・〇五号には、繊維上に不溶性アゾイック染料を生成させるために安定化ジアゾニウム塩とカップリング成分とを混合した物品を含む。

3 第三二・〇五号、第三二・〇六号及び第三二・〇七号には、それぞれ有機合成染料（顔料色素を含む。）の調製品、レーキ顔料の調整品及びその他の着色料の調製品で、人造プラスチック、ゴムその他これらに類する物品の練込み着色に使用し、又は紡織用繊維のなつ染用調製品の構成成分として使用するものを含むものとし、第三二・〇九号に該当する調製顔料を含まない。

4 第三二・〇九号には、第三九・〇一号から第三九・〇六号までに掲げる物品を揮発性有機溶剤に溶かした溶液（コロジオンを除くものとし、溶剤の含有量が全重量の五〇%をこえるものに限る。）を含む。

5 この類において着色料には、油ペイントの体質顔料（水性塗料の着色に適するかどうかを問わない。）を含まない。

6 第三二・〇九号においてスタンプ用のはくは、書籍の表紙、帽子のすべり革その他の物品への印捺に用いる次の物品に限る。

(a) 金属の粉（貴金属の粉を含む。）又は顔料をにかわ、ゼラチンその他の結合剤を用いて薄いシート状にしたもの

(b) 金属（貴金属を含む。）又は顔料を紙、人造プラスチックその他の支持物の上に付着させたもの

三二・〇一	植物性のなめしエキス	無税
三二・〇二	タンニン（水で抽出した没食子タンニン及び五倍子タンニンを含む。）及びその塩、エーテル、エステルその他の誘導体	
	一 タンニン	一〇%
	二 タンニン誘導体	一五%
三二・〇三	合成なめし剤（天然なめし料と混合してあるかどうかを問わない。）及びなめし前処理用の人工ベーティング剤（たとえば、酵素系のもの、すい臓系のもの及びバクテリア系のもの）	
	一 有機の合成なめし剤	五%
	二 人工ベーティング剤	一五%
	三 その他のもの	二〇%
三二・〇四	植物性着色料（ダイウッドエキスその他の植物性染色エキスを含むものとし、天然あいを除く。）及び動物性着色料	
	一 植物性着色料	
	(一) ログウッドエキス	五%
	(二) バターダイ	五%
	(三) その他のもの	五%

	二 動物性着色料	五%
三二・〇五	有機合成染料（顔料色素を含む。）、有機合成ルミノホア、けい光白色染料及び天然あい	
	一 塩基性染料	二五%
	二 直接染料	二五%
	三 酸性染料	二五%
	四 媒染染料及び酸性媒染染料	二五%
	五 硫化染料及び硫化建染め染料	二五%
	六 建染め染料	
	(一) 人造あい	二五%
	(二) その他のもの	二五%
	七 有機溶剤溶解染料	二五%
	八 ラピッド染料	二五%
	九 分散性染料	二五%
	一〇 けい光白色染料	二五%
	一一 反応性染料	二五%
	一二 顔料色素	二五%
	一三 天然あい	無税
	一四 ピグメントレジンカラーベース	一五%
	一五 その他のもの	二五%
三二・〇六	レーキ顔料	
	一 ピグメントレジンカラーベース	一五%
	二 その他のもの	二五%
三二・〇七	その他の着色料及び無機のルミノホア	
	一 紺青	一〇%
	二 群青	二五%
	三 リトポン	一五%
	四 ルミノホア	一五%
	五 その他のもの	一五%
三二・〇八	調製顔料、調製乳白剤、調製えのぐ、ほうろう、うわぐすり、液状ラスターその他これらに類する物品（窯業用のものに限る。）及びうわぐすり用のスリップ並びにガラスフリットその他のガラスで粉状、粒状又はフレーク状のもの	
	一 調製顔料、調製乳白剤及び調製えのぐ	一五%
	二 ガラスフリットその他のガラス	一〇%
	三 その他のもの	一五%
三二・〇九	ワニス、水性塗料、革の仕上げ用の調製水性顔料並びにペイント並びにあまに油、ホワイトスピリット、テレビン油、ワニスその他のペイント用の媒質に練り込んだ顔料、スタンプ用のはく及び小売用の形状又は包装にした染料	
	一 天然樹脂系ワニス	二〇%
	二 繊維素塗料	二〇%
	三 油ペイント	一五%
	四 合成樹脂を含有する塗料（一から三までに掲げるものを除く。）	
	(一) 合成樹脂塗料	二五%
	(二) その他のもの	二五%
	五 パールエッセンス	一〇%
	六 アルミニウムペースト	一五%
	七 アルカリブルートーナー	二〇%
	八 スタンプ用のはく	二〇%
	九 染料	二五%
	一〇 その他のもの	二〇%

三二・一〇	画家用えのぐ、習画用えのぐ、ポスターカラー、整色用えのぐ、遊戯用えのぐその他これらに類するえのぐ類（タブレット状、チューブ入り、びん入り、さら入りその他これらに類する形状又は包装のものに限るものとし、ブラシ、パレットその他の附属品とともにセットにしたものを含む。）	二〇％
三二・一一	調製ドライヤー	二〇％
三二・一二	ガラス用のパテ、つぎ木用のパテ、塗装用の充てん料及び閉そく用又はシーリング用のマスチックその他これらに類するマスチック（レジンマスチック及びレジンセメントを含む。）	一五％
三二・一三	筆記用インキ、印刷用インキその他のインキ	
	一　印刷用インキ	
	(一)　黒色のもの	二〇％
	(二)　その他のもの	二〇％
	二　その他のもの	二〇％

第三三類　精油、レジノイド、調製香料及び化粧品類

注

1　この類には、次の物品を含まない。

(a)　飲料製造用の調製品（いわゆる濃縮エキス）でアルコールを含有するもの（第二二・〇九号参照）

(b)　第三四・〇一号に該当するせつけん

(c)　第三八・〇七号に該当するテレビン油その他の物品

2　第三三・〇六号には、調製香料又は化粧品類として使用するのに適する物品で、調製香料又は化粧品類として小売用の包装にしたもの（混合してあるかどうかを問わないものとし、第三三・〇五号の物品を除く。）を含む。

備考

1　注2及び第三三・〇六号において化粧品類には、シャンプー、染毛料、ひげそり用クリーム、日焼け止め料、歯みがき、義歯定着用ペースト、ベビーパウダー、わきが止め料、脱毛剤、ドッグシャンプーその他これらに類する物品を含む。

2　第三三・〇四号の細分のアルコール分は、第二二類の注2に定めるところによる。

三三・〇一	精油（コンクリートのものを含むものとし、テルペンを除いてあるかどうかを問わない。）及びレジノイド	
	一　精油	
	(一)　ベイ葉油、ベルガモット油、カナンガ油、けい皮油、けい葉油、シダー油、シトロネラ油、丁子油、ユーカリ油、小ういきよう油、ジンジヤグラス油、レモン油、オレンジ油、パルマローザ油、プチグレン油、ローズマリー油、ローズウッド油、びやくだん油、大ういきよう油、タイム油、イランイラン油及び牛樟（しよう）油	無税
	(二)　ゲラニウム油、ラベンダー油、レモングラス油、パチュリ油、ベチベル油及び芳油	一〇％
	(三)　その他のもの	二〇％
	二　レジノイド	一〇％
三三・〇二	精油からテルペンを除く際に生ずるテルペン系副産物	一〇％
三三・〇三	精油のコンセントレート（冷吸収法又は温浸法により得たもので、油脂、ろうその他これらに類する物品を媒質としているものに限る。）	二〇％

三三・〇四	天然又は人造の香気性物質の二以上の混合物及び当該香気性物質の一以上をもととした混合物（アルコール溶液を含むものとし、香料工業、食品工業その他の工業において原料として用いるものに限る。）	
	一　アルコール分が一〇度以上のもの	三五％
	二　その他のもの	二五％
三三・〇五	精油のアキュアスデイスチレート及びアキュアスソリューション（医薬用に適するものを含む。）	二〇％
三三・〇六	調製香料及び化粧品類	
	一　香水、オーデコロンその他これらに類するもの	五〇％
	二　おしろい	四〇％
	三　香油、クリーム、ポマード、口紅その他油、脂又はろうの製品	五〇％
	四　歯みがき	一五％
	五　その他のもの	四〇％

第三四類　せつけん、有機界面活性剤、洗剤、調製潤滑剤、人造ろう、調製ろう、みがき剤、ろうそく及びこれに類する物品、モデリングペースト並びに歯科用ワックス

注

1　この類には、次の物品を含まない。

(a)　化学的に単一の化合物

(b)　せつけん又は有機界面活性剤を含有する歯みがき、ひげそり用クリーム及びシャンプー（第三三・〇六号参照）

2　第三四・〇一号は、水溶性のせつけん（消毒剤、みがき粉、充てん料、医薬品その他の物品を加えたものを含む。）に限り適用する。

3　第三四・〇三号において石油及び瀝青油には、第二七類の注3においてこれらに含むこととされる物品を含む。

4　第三四・〇四号において「調製ろう（乳化しているもの及び溶剤を含有するものを除く。）」は、次の物品に限る。

(A)　動物性ろうのみの混合物、植物性ろうのみの混合物及び人造ろうのみの混合物

(B)　動物性ろう、植物性ろう、鉱物性ろう及び人造ろうのうち異種のものの混合物

(C)　ろう状の混合物（一以上のろうをもととし、脂、樹脂、鉱物質その他の材料を含有するものに限るものとし、乳化しているもの及び溶剤を含有するものを除く。）

もつとも、第三四・〇四号には、次の物品を含まない。

(a)　第二七・一三号に該当するろう

(b)　単に着色した単一の動物性又は植物性のろう

三四・〇一	せつけん（薬用せつけんを含む。）	
	一　浴用せつけん（薬用のものを含む。）	
	(一)　薬用のもの	三〇％
	(二)　その他のもの	三〇％
	二　洗たくせつけん	二〇％
	三　その他のもの	二〇％
三四・〇二	有機界面活性剤並びに調製界面活性剤及び調製洗剤（調製したものにあつては、せつけんを含有するかどうかを問わない。）	
	一　有機界面活性剤及び調製界面活性剤	二〇％
	二　その他のもの	二〇％
三四・〇三	調製潤滑剤及び紡織用繊維、革その他の材料のオイリング又は加脂処理に用いる調製品（石油又は瀝青油の含有量が全重量の七〇％以上のものを除く。）	二五％

三四・〇四	調製ろう（乳化しているもの及び浴剤を含有するものを除く。）及び人造ろう（水溶性の人造ろうを含む。）	二〇%
三四・〇五	はき物用、家具用又は床用のみがき料及びクリーム、メタルポリッシュ、調製みがき粉その他これらに類する調製品（第三四・〇四号に該当する調製ろうを除く。）	
	一　つや出し用ワックス	二〇%
	二　メタルポリッシュ	二〇%
	三　その他のもの	二〇%
三四・〇六	ろうそく及びこれに類する物品	一五%
三四・〇七	モデリングペースト（児童用のもの及び取りそろえたものを含む。）及び板状、馬てい状、棒状その他これらに類する形状の歯科用ワックス	
	一　モデリングペースト	二〇%
	二　歯科用ワックス	二〇%

第三五類　たんぱく系物質及び膠着剤

注　この類には、次の物品を含まない。

(a)　医薬品にしたたんぱく質系物質（第三〇・〇三号参照）

(b)　ゼラチンポストカードその他の印刷物（第四九類参照）

三五・〇一	カゼイン、カゼイナート及びその他のカゼイン誘導体並びにカゼイングルー	
	一　カゼイン	無税
	二　その他のもの	一〇%
三五・〇二	アルブミン、アルブミナート及びその他のアルブミン誘導体	
	一　卵白	二〇%
	二　その他のもの	一五%
三五・〇三	ゼラチン（正方形又は長方形のものを含むものとし、着色してあるか、又は表面加工をしてあるかどうかを問わない。）、ゼラチン誘導体並びににかわ、魚膠及びアイシングラス	
	一　ゼラチン及びにかわ	二五%
	二　魚膠及びアイシングラス	一〇%
	三　その他のもの	二〇%
三五・〇四	ペプトン及びその他のたんぱく質系物質並びにこれらの誘導体並びに皮粉（クロムみようばんを加えた皮粉を含む。）	
	一　ペプトン及びその他の誘導体	一五%
	二　皮粉	一〇%
	三　その他のもの	二〇%
三五・〇五	デキストリン、デキストリングルー、可溶性でん粉、ばい焼でん粉及びスターチグルー	二五%
三五・〇六	調製膠着剤（他の号に該当するものを除く。）及び膠着剤に適する物品のうち膠着剤として小売用に包装したもので正味の重量が一キログラム以下のもの	
	一　小売用に包装したもの	二〇%
	二　その他のもの	二〇%

第三六類　火薬類、火工品、マッチ、発火性合金及び調製燃料

注

1　この類には、2(a)又は(b)に掲げる物品を除き、化学的に単一の化合物を含まない。

2　第三六・〇八号は次の物品に限り適用する。

(a)　メタアルデヒド、ヘキサメチレンテトラミンその他これらに類する物質をタブレット状、棒状その他これらに類する形状にした燃料並びにアルコールをもととした燃料及びこれに類する調製燃料で固体又は半固体のもの

(b)　容量が三〇〇立方センチメートル以下の容器に入れたメカニカルライター用の液体燃料

(c)　レジントーチ、つけ木その他これらに類する物品

三六・〇一	火薬	一〇%
三六・〇二	爆薬	一〇%
三六・〇三	導火線及び導爆線	一〇%
三六・〇四	火管、イグナイター及び雷管	一〇%
三六・〇五	花火、鉄道用の霧中信号用品、のろし、レインロケットその他これらに類する火工品	一五%
三六・〇六	マッチ（ベンガルマッチを除く。）	
	一　七〇本以下入りのもの	一個につき四〇銭
	二　その他のもの	二五%
三六・〇七	フェロセリウムその他の発火性合金（形状を問わない。）	一五%
三六・〇八	調製燃料	一五%

第三七類　写真用又は映画用の材料

注

1　この類には、くずの材料を含まない。

2　第三七・〇八号は、次の物品に限り適用するものとし、写真用ののり、ワニスその他これらに類する物品を含まない。

(a)　感光乳剤、現像剤、定着剤その他の化学品で、写真用に混合し又は複合したもの

(b)　写真用に適する混合してない物質を使用量に小分けし、又は写真用の目的に小売用に包装したもの

三七・〇一	感光性の写真プレート及び平面状写真フィルム（露光してないものに限るものとし、紙製、板紙製又は布製のものを除く。）	
	一　エックス線用のもの	二〇%
	二　その他のもの	
	(一)　カラープレート及びカラーフィルム	三〇%
	(二)　その他のもの	三〇%
三七・〇二	感光性のロール状フィルム（露光してないものに限るものとし、パーフォレーションを有するかどうかを問わない。）	
	一　映画用フィルム	
	(一)　カラーフィルム	
	A　フィルムの幅が三〇ミリメートル以下のもので、反転現像方式のもの	四〇%
	B　その他のもの	三〇%
	(二)　その他のもの	三〇%
	二　その他のもの	
	(一)　エックス線用のもの	二〇%
	(二)　カラーフィルム	四〇%
	(三)　その他のもの	三〇%
三七・〇三	感光性の紙、板紙及び布（露光してあるかどうかを問わないものとし、現像してないものに限る。）	
	一　カラー印画紙	四〇%
	二　その他のもの	二五%
三七・〇四	感光性のプレート及びフィルム（露光したもの	

	で、現像してないものに限る。）	
	一 映画用フィルム	
	(一) ニュース用のもの	一メートル（その端数は一メートルとする。以下この類において同じ。）につき一〇円
	(二) その他のもの	
	A フィルムの幅が一〇ミリメートル以下のもの	一メートルにつき五円
	B フィルムの幅が一〇ミリメートルをこえ、三〇ミリメートル以下のもので、現像した後に一〇ミリメートル以下の幅に切断するもの	一メートルにつき一〇円
	C フィルムの幅が一〇ミリメートルをこえ、三〇ミリメートル以下のもの（Bに掲げるものを除く。）	一メートルにつき二五円
	D フィルムの幅が三〇ミリメートルをこえるもの	一メートルにつき五〇円
	二 その他のもの	三〇%
三七・〇五	プレート及びフィルム（映画用フィルムを除くものとし、露光し、かつ、現像したものに限るとともに、パーフォレーションを有するかどうかを問わない。）	
三七・〇六	映画用サウンドトラックフィルム（露光し、かつ、現像したものに限る。）	三〇%
	一 フィルムの幅が三〇ミリメートル以下のもの	一メートルにつき二五円
	二 その他のもの	一メートルにつき五〇円
三七・〇七	その他の映画用フィルム（露光し、かつ、現像したものに限るものとし、サウンドトラックを有するかどうかを問わない。）	
	一 ニュース用のもの	一メートルにつき一〇円
	二 その他のもの	
	(一) フィルムの幅が一〇ミリメートル以下のもの	一メートルにつき五円
	(二) フィルムの幅が一〇ミリメートルをこえ、三〇ミリメートル以下のもの	一メートルにつき二五円
	(三) フィルムの幅が三〇ミリメートルをこえ、四〇ミリメートル以下のもの	一メートルにつき五〇円
	(四) フィルムの幅が四〇ミリメートルをこえるもの	一メートルにつき一〇〇円

三七・〇八	写真用の化学品及びせん光材料	二〇%

第三八類　各種の化学工業生産品

注

1 この類には、次の物品を含まない。

(a) 化学的に単一の元素及び化合物。ただし、次の物品を除く。

(1) 人造黒鉛（第三八・〇一号）

(2) 第三八・一一号に掲げる形状又は包装にした消毒剤、殺虫剤、殺菌剤、除草剤、発芽抑制剤、殺鼠剤その他これらに類する物品

(3) 消火器用の装てん物にし、又は消化弾にした消火剤（第三八・一七号）

(4) 2(a)、(c)、(d)又は(f)に掲げる物品

(b) 医薬品（第三〇・〇三号参照）

2 第三八・一九号には、次の物品を含むものとし、当該物品は、この表の他の号には含まれない。

(a) 酸化マグネシウム又はアルカリ金属若しくはアルカリ土類金属のハロゲン化物の培養単結晶（一個の重量が二・五グラム以上のものに限るものとし、光学用品を除く。）

(b) フーゼル油

(c) 小売容器入りのインキ消し

(d) 小売容器入りの謄写版原紙修正剤

(e) ゼーゲルコーンその他の炉用溶融温度計

(f) 歯科用に特に調製したプラスター

(g) 低重合度の混合アルキレン

三八・〇一	人造黒鉛及びコロイド黒鉛（油に懸濁しているコロイド黒鉛を除く。）	
	一 人造黒鉛	
	(一) 全重量の七五%以上のものが政令で定める規格による一〇五ミクロンのふるいを通過するもの	一五%
	(二) その他のもの	一〇%
	二 コロイド黒鉛	一〇%
三八・〇二	骨炭、アイボリーブラックその他の獣炭（廃獣炭を含む。）	
	一 骨炭	無税
	二 その他のもの	一五%
三八・〇三	活性けいそう土、活性粘土、活性ボーキサイトその他活性化した天然の鉱物性生産品及び脱色用、減極用又は吸着用の活性炭	
	一 活性炭	二〇%
	二 その他のもの	一〇%
三八・〇四	アンモニア性ガス液及び石炭ガス精製の際に産出する廃酸化鉄	五%
三八・〇五	トール油	
	一 粗製のもの	五%
	二 精製のもの	一五%
三八・〇六	亜硫酸パルプ廃液の濃縮物	五%
三八・〇七	ガムテレビン油、ウッドテレビン油及び硫酸テレビン油、その他のテルペン系溶剤（蒸留その他の方法により針葉樹から得たものに限る。）、ジペンテン（粗のものに限る。）、亜硫酸テレビン並びにパイン油（テルピネオールの含有量が少ないパイン油を除く。）	
	一 テレビン油	一〇%
	二 パイン油	一〇%
	三 その他のもの	一〇%

三八・〇八	ロジン、樹脂酸及びこれらの誘導体（第三九・〇五号のエステルガムを除く。）並びにロジンスピリット及びロジン油	
	一　ロジン	五%
	二　ロジンスピリット及びロジン油	一〇%
	三　不均化ロジン及びその誘導体	二〇%
	四　その他のもの	一〇%
三八・〇九	木タール、木タール油（第三八・一八号に該当する配合溶剤及び配合シンナーを除く。）、木クレオソート、木ナフサ及びアセトン油	無税
三八・一〇	植物性ピッチ並びにブルーワーズピッチその他これに類する調製品でロジン又は植物性ピッチをもととしたもの及び天然樹脂質の物品をもととした鋳物用の中子粘結剤	一〇%
三八・一一	消毒剤、殺虫剤、殺菌剤、除草剤、発芽抑制剤、殺鼠（そ）剤その他これらに類する物品（小売用の形状又は包装にしたもの、製剤にしたもの並びにいおうを含ませた帯、しん及びろうそく、はえ取り紙その他の製品にしたものに限る。）	
	一　小売用の形状又は包装にしたもの	二〇%
	二　その他のもの	
	(一)　ジクロルジフェニルトリクロルエタン（DDT）又はベンゼンヘキサクロリド（BHC）の製剤	二〇%
	(二)　オクタクロルテトラヒドロメタノインダン（クロルデン）、ヘプタクロルテトラヒドロメタノインデン（ヘプタクロル）、ヘキサクロルヘキサヒドローエンド・エキソージメタノナフタリン（アルドリン）、ヘキサクロルエポキシオクタヒドローエンド・エンドージメタノナフタリン（エンドリン）又はヘキサクロルエポキシオクタヒドローエンド・エキソージメタノナフタリン（デルドリン）の製剤	二〇%
	(三)　その他のもの	二〇%
三八・一二	つや出し剤、仕上剤及び媒染剤（調製したもので、繊維工業、製紙工業、皮革工業その他これらに類する工業において用いるものに限る。）	
	一　媒染剤	二〇%
	二　その他のもの	二〇%
三八・一三	金属表面処理用の調製浸せき剤、ろう付け用、はんだ付け用又は溶接用のフラックスその他の調製した助剤、ろう付け用、はんだ付け用又は溶接用の粉末及びペーストで金属とその他の材料とから成るもの並びに溶接棒又は電極のしん又は被覆に用いる調製品	
	一　溶接用のフラックス	二〇%
	二　その他のもの	二〇%
三八・一四	アンチノック剤、酸化防止剤、ガム化防止剤、粘度指数向上剤、腐食防止剤その他これらに類する調整した鉱物油添加剤	
	一　テトラアルキル鉛を主体とするアンチノック剤	一〇%
	二　その他のもの	二〇%
三八・一五	調製したゴム加硫促進剤	二五%
三八・一六	微生物用の調製培養剤	一〇%

三八・一七	消火器用の調製品及び装てん物にした薬剤並びに装てんした消火弾	二〇%
三八・一八	配合溶剤及び配合シンナー（ワニスその他これに類する物品に用いるものに限る。）	二〇%
三八・一九	化学品及び化学工業（類似の工業を含む。）による調製品（天然物のみの混合物を含む。）並びに当該工業において生ずる残留物（他の号に該当するものを除く。）	
	一　低重合度の混合アルキレン	一〇%
	二　液状アルキルアリール炭化水素の混合物	一五%
	三　液状ポリエチレングリコール	二〇%
	四　ナフテン酸	二〇%
	五　触媒	
	(一)　鉄触媒及び白金触媒	無税
	(二)　シリカ・アルミナ触媒	二〇%
	(三)　その他のもの	一五%
	六　ゴム老化防止剤	二五%
	七　耐火セメント及び耐火モルタル	二〇%
	八　チューインガムベース（チクルガムをもととして製造したものに限るものとし、砂糖その他の甘味料、香料、人造プラスチック又は合成ゴムを含有するものを除く。）	無税
	九　セレンさい及びテルルさい	無税
	一〇　その他のもの	二〇%

第七部　人造樹脂、人造プラスチック、セルロースエステル、セルロースエーテル、天然ゴム、合成ゴム、ファクチス及びこれらの製品

第三九類　人造樹脂、人造プラスチック、セルロースエステル、セルロースエーテル及びこれらの製品

注

1　この類には、次の物品を含まない。

(a)　第三二・〇九号のスタンプ用のはく

(b)　人造ろう（第三四・〇四号参照）

(c)　第四〇類に定める合成ゴム及びその製品

(d)　馬具（第四二・〇一号参照）及び第四二・〇二号に該当する旅行用具、ハンドバッグその他の容器

(e)　第四六類に該当するさなだ、枝条細工物その他の製品

(f)　人造繊維及びその製品（第一一部参照）

(g)　第一二部に該当するはき物、帽子、かさ、つえ、むち、扇子及びこれらの部分品その他の物品

(h)　第七一・一六号に該当する身辺用模造細貨類

(ij)　第一六部に該当する機械類、電気機器その他の物品

(k)　車両又は航空機の部分品（第一七部参照）

(l)　第九〇類に該当する人造プラスチック製の光学用品、めがねのわく、製図器その他の物品

(m)　第九一類に該当する時計及びその部分品その他の物品

(n)　第九二類に該当する楽器及びその部分品その他の物品

(o)　家具及びその部分品（第九四類参照）

(p)　第九六類に該当するブラシその他の物品

(q)　がん具、遊戯用具及び運動用具（第九七類参照）

(r)　第九八類に該当するボタン、スライドファスナー、くし、喫煙用パイプの吸口及び柄、シガレットホルダー類、魔法びんその他これに類する容器の部分品、ペン、シャープペンシルその他の物品

2　第三九・〇一号及び第三九・〇二号は、化学合成によつて製造された

物品で次に掲げるものに限り適用する。

(a) 人造プラスチック（人造樹脂を含む。）

(b) シリコーン

(c) レゾール、液状ポリイソブチレン並びにこれらに類する人造の重縮合物及び重合物

3 第三九・〇一号から第三九・〇六号までの各号は、次の形状の物品に限り適用する。

(a) 液状又はペースト状のもの（乳化し、分散し又は溶解しているものを含む。）

(b) 塊、粉（モールディングパウダーを含む。）、粒、フレークその他これらに類する形状のもの

(C) 継目なし管、棒及び形材（表面加工をしてあるかどうかを問わないものとし、その他の加工をしたものを除く。）並びに単繊維で横断面の最大寸法が一ミリメートルをこえるもの

(d) 板、シート、ストリップ、フィルム及びはく（プリントその他の表面加工をしてあるかどうかを問わないものとし、特定の形状に切つたもの及びその他の加工をしたものを除く。）並びにこれらを正方形又は長方形に切つた製品でさらに加工をしてないもの

(e) くず

三九・〇一	フェノール樹脂、アミノ樹脂、アルキド樹脂、ポリアリルエステルその他の不飽和ポリエステル、シリコーンその他の縮合物、重縮合物及び重付加物（これらを変性し又は重合したもの及び線状分子構造のものを含む。）	
	一 液状又はペースト状のもの（乳化し、分散し又は溶解しているものを含む。）	
	(一) ピグメントレジンカラー用のエキステンダー	二〇%
	(二) その他のもの	二〇%
	二 塊、粉（モールディングパウダーを含む。）、粒、フレークその他これらに類する形状のもの	
	(一) フェノール樹脂のもの	二〇%
	(二) ポリエステル樹脂のもの	二〇%
	(三) シリコーンのもの	二〇%
	(四) その他のもの	二〇%
	三 くず	一〇%
	四 天然ゴム又は合成ゴムを主体とする接着剤を塗布した接着性の物品	一五%
	五 その他のもの	
	(一) フェノール樹脂のもの	三〇%
	(二) ポリエステル樹脂のもの	三〇%
	(三) シリコーンのもの	三〇%
	(四) その他のもの	三〇%
三九・〇二	ポリエチレン、ポリテトラハロエチレン、ポリイソブチレン、ポリスチレン、ポリ塩化ビニル、ポリ酢酸ビニル、ポリクロル酢酸ビニルその他のポリビニル誘導体、ポリアクリル酸誘導体、ポリメタクリル酸誘導体、クマロンインデン樹脂その他の重合物及び共重合物	
	一 液状又はペースト状のもの（乳化し、分散し又は溶解しているものを含む。）	
	(一) ピグメントレジンカラー用のエキステンダー	二〇%
	(二) その他のもの	二〇%

	二 塊、粉（モールディングパウダーを含む。）、粒、フレークその他これらに類する形状のもの	
	(一) ポリエチレンのもの	一キログラムにつき五四円
	(二) ふつ素樹脂のもの	二〇%
	(三) ポリスチレンのもの	二〇%
	(四) 塩化ビニル樹脂又は酢酸ビニル樹脂のもの	二〇%
	(五) アクリル樹脂のもの	二〇%
	(六) ポリプロピレンのもの	一キログラムにつき五七円
	(七) その他のもの	二〇%
	三 くず	
	(一) ポリエチレンのもの	二〇%
	(二) アクリル樹脂のもの	二〇%
	(三) その他のもの	二〇%
	四 天然ゴム又は合成ゴムを主体とする接着剤を塗布した接着性の物品	一五%
	五 その他のもの	
	(一) ポリエチレンのもの	三〇%
	(二) ふつ素樹脂のもの	三〇%
	(三) ポリスチレンのもの	三〇%
	(四) 塩化ビニル樹脂又は酢酸ビニル樹脂のもの	
	A 塩化ビニル樹脂の組物材料（しんにとうを用いたものに限る。）	一〇%
	B その他のもの	二〇%
	(五) アクリル樹脂のもの	三〇%
	(六) その他のもの	三〇%
三九・〇三	ニトロセルロース、アセチルセルロースその他のセルロースエステル、セルロースエーテルその他のセルロースの化学的誘導体（コロジオン及びセルロイドその他可塑化したものを含む。）、再生セルロース及びバルカナイズドファイバー	
	一 天然ゴム又は合成ゴムを主体とする接着剤を塗布した接着性の物品	一五%
	二 その他のもの	
	(一) アセチルセルロース（塊、粉（モールディングパウダーを含む。）、粒、フレークその他これらに類する形状のものに限る。）	三〇%
	(二) セルロイド	一〇%
	(三) バルカナイズドファイバー	二〇%
	(四) その他のもの	二〇%
三九・〇四	硬化カゼイン、硬化ゼラチンその他の硬化たんぱく質	一五%
三九・〇五	溶融により変性した天然樹脂（ランガム）及び天然樹脂又は樹脂酸をエステル化して得た人造樹脂（エステルガム）並びに塩化ゴム、塩酸ゴム、酸化ゴム、環化ゴムその他の天然ゴムの化学的誘導体	
	一 溶融により変性した天然樹脂（ランガム）	一〇%
	二 天然樹脂又は樹脂酸をエステル化して得た人造樹脂（エステルガム）	一五%
	三 天然ゴムの化学的誘導体	一五%
三九・〇六	その他の高重合体、人造樹脂及び人造プラスチッ	

	ク（アルギン酸並びにその塩及びエステルを含む。）並びにリノキシン	
	一　アルギン酸並びにその塩及びエステル	一五％
	二　その他のもの	二〇％
三九・〇七	第三九・〇一号から第三九・〇六号までに掲げる物品の製品	
	一　第三九・〇一号又は第三九・〇二号に掲げる物品の製品	三〇％
	二　その他のもの	二〇％

第四〇類　天然ゴム、合成ゴム、ファクチス及びこれらの製品

注

1　この表において「ゴム」とは、文脈により別段に解される場合を除くほか、天然ゴム、バラタ、グタペルカその他これらに類する天然ガム、合成ゴム及び油から製造したファクチス並びにこれらの再生品（加硫してあるか、又は硬質化してあるかどうかを問わない。）をいう。

2　この類には、ゴム及び紡織用繊維で製造した物品で、通常第一一部に該当する次に掲げるものを含まない。

(a)　メリヤス編物及びクロセ編物で、ゴム糸を用いたもの又はゴム加工したもの並びにこれらの製品（第四〇・一〇号の伝動用、コンベア用又はエレベーター用のベルト及びベルチングで、ゴム加工したメリヤス編物又はクロセ編物のものを除く。）並びにその他のゴム糸を用いた織物類及びその製品

(b)　内面にゴムを塗布し又は張つた紡織用繊維製の管（第五九・一五号参照）

(c)　ゴムを塗布し、しみ込ませ、被覆し又は積層した紡織用繊維の織物（第四〇・一〇号の物品を除く。）で次に掲げるもの及びその製品

(i)　一平方メートルの重量が一、五〇〇グラム以下のもの

(ii)　一平方メートルの重量が一、五〇〇グラムをこえ、かつ、紡織用繊維の含有量が全重量の五〇％をこえるもの

(d)　ゴムを塗布し又はしみ込ませたフェルトで紡織用繊維の含有量が全重量の五〇％をこえるもの及びその製品

(e)　ゴムを塗布し若しくはしみ込ませ、又はゴムを結合剤として用いた不織布（一平方メートル当たりの重量を問わない。）及びその製品

(f)　平行した紡織用繊維の糸をゴムで凝着した織物類似のもの（一平方メートル当たりの重量を問わない。）及びその製品

もつとも、エキスパンデッドラバー、フォームラバー又はスポンジラバーの板、シート又はストリップと紡織用繊維と織物類とを結合したもの及びその製品は、当該紡織用繊維の織物類が単に補強の目的に用いられている場合に限り、この類に属する。

3　この類には、次の物品を含まない。

(a)　第六四類に該当するはき物及びその部分品

(b)　第六五類に該当する帽子（水泳帽を含む。）及びその部分品

(c)　第一六部に該当する機械類、電気機器及びこれらの部分品（電気用品を含む。）でエボナイト製のもの

(d)　第九〇類、第九二類、第九四類又は第九六類に該当する物品

(e)　がん具、遊戯用具及び運動用具（運動用手袋及び第四〇・一一号に該当する物品を除く。第九七類参照）

(f)　第九八類に該当するボタン、くし、喫煙用パイプの柄、ペンその他の物品

4　1、第四〇・〇二号、第四〇・〇五号及び第四〇・〇六号において「合成ゴム」とは、次の物品をいう。

(a)　不飽和の合成物質のうち、いおう、セレン又はテルルによる加硫により不可逆的に非熱可塑性物質とすることができ、かつ、可塑剤、充てん料、補強剤その他架橋反応に必要でない物質を加えることなく最適条件で同様の加硫をした後に温度一五度から二〇度までにおいて、もとの長さの三倍に伸ばしても切断せず、もとの長さの二倍に伸ばした後二時間以内にもとの長さの一・五倍以下にもどる非熱可塑性物質とすることができるもの

この要件が適用される物質には、シスポリイソプレン、ポリブタジエン、ポリクロルブタジエン（GRM）、ポリブタジエンスチレン（GRS）、ポリクロルブタジエンアクリロニトリル（GRN）、ポリブタジエンアクリロニトリル（GRA）及びブチルゴム（GRI）を含む。

(b)　チオプラスト（GRP）

(c)　天然ゴムを人造プラスチックとグラフト重合させ又は混合することにより変性したもので、(a)に定める加硫、弾性及び復元性に係る要件に該当するもの

5　第四〇・〇一号及び第四〇・〇二号には次の物品を含まない。

(a)　天然ゴム又は合成ゴムのラテックス（プリバルカナイズドラバーラテックスを含む。）で、加硫剤、加硫促進剤、充てん料、補強剤、可塑剤、着色料（単に識別を容易にするためのものを除く。）その他の物品を配合したもの。ただし、単に安定化し又は濃縮したラテックス、感熱ラテックス及び酸性ラテックスは、昭四〇・〇一号又は第四〇・〇二号に属する。

(b)　凝固する前にカーボンブラック又はシリカを配合したゴム（鉱物油を加えてあるかどうかを問わない。）及び凝固後に他の物品を配合したゴム

(C)　1に掲げる物品の混合物（他の物品を配合してあるかどうかを問わない。）

6　加硫したゴムのみから成る糸で横断面の最大寸法が五ミリメートルをこえるものは、第四〇・〇八号に該当するストリップ、棒又は形材に含まれる。

7　第四〇・一〇号には、伝動用、コンベア用又はエレベーター用のベルト及びベルチングで、ゴムを塗希し、しみ込ませ、被覆し若しくは積層した紡織用繊維の織物類又はゴムを塗布し若しくはしみ込ませた紡織用繊維の糸若しくはコードで製造したものを含む。

8　第四〇・〇六号においてプリバルカナイズドラバーラテックスは、未加硫ゴムラテックスとみなす。

第四〇・〇七号から第四〇・一四号までにおいてバラタ、グタペルカその他これらに類する天然ガム、油から製造したファクチス及びこれらの再生品（加硫してあるかどうかを問わない。）は、加硫したゴムとみなす。

9　第四〇・〇五号、第四〇・〇八号及び第四〇・一五号において板、シート及びストリップは、板、シート又はストリップ（プリントその他の表面加工をしてあるかどうかを問わない。）で特定の形状に切つてないもの及びその他の加工をしてないもの並びにこれらを単に正方形又は長方形に切つた製品でさらに加工してないものに限る。

第四〇・〇八号及び第四〇・一五号において棒、形材及び管は、一定の長さに切つてあるか、又は表面加工をしてあるかどうかを問わないものとし、その他の加工をしてないものに限る。

	第一節　生ゴム	
四〇・〇一	天然ゴムのラテックス（合成ゴムのラテックスを加えてあるかどうかを問わない。）及びプリバルカナイズドラテックス並びに天然ゴム、バラタ、グタペルカその他これらに類する天然ガム	
	一　天然ゴムラテックス	
	(一)　合成ゴムラテックスを加えたもの	一五％
	(二)　その他のもの	
	A　感熱ラテックス及び酸性ラテックス	一五％

	B　その他のもの	無税
	二　天然ゴムのプリバルカナイズドラテックス	一五％
	三　天然ゴム	
	㈠　凝固前に可塑剤その他の物品（保存剤及び粘土を除く。）を加えたもの	一五％
	㈡　その他のもの	無税
	四　その他のもの	無税
四〇・〇二	合成ゴムのラテックス及びプリバルカナイズドラテックス、合成ゴム並びに油から製造したファクチス	
	一　合成ゴムラテックス	
	㈠　感熱ラテックス及び酸性ラテックス	一五％
	㈡　その他のもの	一〇％
	二　合成ゴムのプリバルカナイズドラテックス	一五％
	三　合成ゴム	
	㈠　天然ゴムを人造プラスチックで変性したもの（この類の注4(c)に定めるものに限る。）	一五％
	㈡　その他のもの	
	A　凝固前に可塑剤その他の物品（鉱物油、保存剤及び単に識別を容易にするための着色料を除く。）を加えたもの	一五％
	B　その他のもの	一〇％
	四　その他のもの	無税
四〇・〇三	再生ゴム	一〇％
四〇・〇四	くずゴム（エボナイトのものを除くものとし、ゴム製品のくずにあつては、再生用のみに適するものに限る。）及びその粉	無税
	第二節　加硫してないゴム	
四〇・〇五	天然ゴム又は合成ゴムの板、シート及びストリップ（第四〇・〇一号又は第四〇・〇二号のスモークドシート及びクレープシートを除く。）、加硫用配合をした天然ゴム又は合成ゴムの粒並びに凝固の前又は後にカーボンブラック又はシリカを配合した天然ゴム又は合成ゴムのマスターバッチ（加硫してないものに限るものとし、マスターバッチにあつては、鉱物油を加えたものを含み、形状を問わない。）	一五％
四〇・〇六	天然ゴム又は合成ゴム（ゴムラテックスを含む。）のその他の形状又は状態のもの（たとえば、棒、管、形材、溶液及び分散液。加硫してないものに限る。）及び天然ゴム又は合成ゴムの製品（たとえば、紡織用繊維の糸でゴムを塗布し又はしみ込ませたもの、リング及び円盤。加硫してないものに限る。）	
	一　天然ゴムの溶液及びペースト	五％
	二　その他のもの	一五％
	第三節　加硫したゴムの製品（エボナイトのものを除く。）	
四〇・〇七	ゴム糸及びゴムひも（紡織用繊維で被覆してあるかどうかを問わない。）並びにゴムを被覆し又はしみ込ませた紡織用繊維の糸（加硫したものに限る。）	一五％
四〇・〇八	ゴム板、シート、ストリップ、棒及び形材（加硫したものに限るものとし、エボナイトのものを除く。）	

	一　エキスパンデッドラバー、フォームラバー又はスポンジラバーのもの（紡織用繊維の織物類を単に補強のために結合したものを含む。）	二〇％
	二　その他のもの	一五％
四〇・〇九	ゴム管（加硫したものに限るものとし、エボナイトのものを除く。）	一五％
四〇・一〇	ゴム製の伝動用、コンベア用又はエレベーター用のベルト及びベルチング（加硫したものに限る。）	一五％
四〇・一一	ゴム製のタイヤ、タイヤケース、交換性タイヤトレッド、インナーチューブ及びタイヤフラップ（車輪用のものに限る。）	
	一　自動車用のもの（公称の幅が一〇一・六ミリメートルをこえるタイヤ及びタイヤケース並びにこれらに使用するインナーチューブ及びタイヤフラップに限る。）	三〇％
	二　その他のもの	一五％
四〇・一二	ゴム製の衛生用品及び医療用品（乳首を含み、加硫したものに限るものとし、エボナイト製のもの（附属品として取付けたものを除く。）を除く。）	一五％
四〇・一三	ゴム製の衣類及び衣類附属品（手袋を含み、加硫したものに限るとともに、エボナイト製のものを除くものとし、用途を問わない。）	一五％
四〇・一四	その他のゴム製品（加硫したものに限るものとし、エボナイト製のものを除く。）	
	一　テキスパンデッドラバー、フォームラバー又はスポンジラバー（紡織用繊維の織物類を単に補強のために結合したものを含む。）の製品	二〇％
	二　その他のもの	一五％
	第四節　エボナイト及びその製品	
四〇・一五	エボナイトの塊、片、粒、板、シート、ストリップ、棒、形材、管、くず及び粉	
	一　塊、片、粒、板、シート、ストリップ、棒、形材、管及び粉	一五％
	二　くず	無税
四〇・一六	エボナイト製品	一五％

第八部　皮革、毛皮及びこれらの製品、馬具及び旅行用具、ハンドバッグその他これらに類する容器並びに腸の製品

第四一類　原皮（毛皮を除く。）及び革

注

1　この類には、次の物品は含まない。

(a)　原皮くず（第〇五・〇五号及び第〇五・〇六号参照）

(b)　第〇五・〇七号又は第六七・〇一号に該当くる羽毛の付いた鳥皮及びその部分

(b)　脱毛してない獣皮及びこれをなめし又は仕上げしたもの（第四三類参照）。ただし、牛（水牛を含む。）、馬属の動物、羊（ペルシア羊、アストランカン羊、カラクル羊その他これらに類する羊、インド羊、中国羊、モンゴル羊又はチベット羊子羊を除く。）、やぎ（イエーメンやぎ、モンゴルやぎ及びチベットやぎ及びチベットやぎを除く。）、豚（ペカリーを含む。）、となかい、シャモア、ガゼル、しか又は犬の脱毛してない原皮は、第四一・〇一号に属する。

2　この表において「コンポジションレザー」とは、第四一・一〇号に規定する物品のみをいう。

四一・〇一	原皮（羊の毛皮を含み、生鮮、塩蔵、乾燥、酸づけ又は石灰づけのものに限るものとし、スプリットしてあるかどうかを問わない。）	
	一 牛皮（水牛皮を除く。）	無税
	二 その他のもの	無税
四一・〇二	牛革（水牛革を含む。）及び馬属の動物の革（第四一・〇六号、第四一・〇七号又は第四一・〇八号に該当するものを除く。）	
	一 染色し、着色し又は模様付けしたもの	二〇％
	二 その他のもの	一五％
四一・〇三	羊革（第四一・〇六号、第四一・〇七号又は第四一・〇八号に該当するものを除く。）	
	一 染色し、着色し又は模様付けしたもの	二〇％
	二 その他のもの	二五％
四一・〇四	やぎ革（第四一・〇六号、第四一・〇七号又は第四一・〇八号に該当するものを除く。）	
	一 染色し、着色し又は模様付けしたもの	二〇％
	二 その他のもの	一五％
四一・〇五	その他の革（第四一・〇六号、第四一・〇七号又は第四一・〇八号に該当するものを除く。）	
	一 豚革	
	㈠ 染色し、着色し又は模様付けしたもの	二〇％
	㈡ その他のもの	一五％
	二 わに革及びとかげ革	二五％
	三 その他のもの	一五％
四一・〇六	シャモア仕上げをした革	二五％
四一・〇七	パーチメント仕上げをした革	一五％
四一・〇八	パテントレザー、イミテーションパテントレザー及びメタライズドレザー	二五％
四一・〇九	革、コンポジションレザー又はパーチメント仕上げをした革のくず（革製品の製造に適するものを除く。）及び革の粉	一〇％
四一・一〇	コンポジションレザー（革又は革繊維をもととして製造したもので、スラブ状、シート状又はロール状のものに限る。）	一五％

第四二類　革製品、馬具及び旅行用具、ハンドバッグその他これらに類する容器並びに腸の製品

注

1 この類には、次の物品を含まない。

(a) カットガットその他これに類する外科用縫合材（殺菌したものに限る。第三〇・〇五号参照）

(b) 毛皮又は人造毛皮を裏張りし又は外側に付けた衣類及び衣類附属品（毛皮又は人造毛皮を単にトリミングとして用いたもの及び手袋を除く。第四三・〇三号及び四三・〇四号参照）

(c) 第一一部の網袋

(d) 第六四類に該当する物品

(e) 第六五類に該当する帽子及びその部分品

(f) 第六六・〇二号のむちその他の物品

(g) 弦並びにドラムその他これに類する楽器の革及びその他の楽器部分品（第九二・〇九号及び第九二・一〇号参照）

(h) 家具及びその部分品（第九四類参照）

(ij) 第九七類のがん具、遊戯用具及び運動用具

(k) 第七一類又は第九八・〇一号に該当するボタン、飾りボタン、カフスボタン及びブレスファスナー（スナップファスナー及びプレススタッドを含む。）並びにこれらのブランク及び部分品

2 この類の物品の未完成のもので、完成した当該物品の重要な特性を有するものは、完成しているものとみなす。

3 第四二・〇三号において衣類及びその附属品には、手袋（運動用のものを含む。）、エプロンその他の保護衣類、ズボンつり、衣服用ベルト、負い革及び腕輪（時計用のものを含む。）を含む。

四二・〇一	くら、ばん具、首輪、ひき革、ひざ当て、くつその他の装着具（材料を問わないものとし、動物用のものに限る。）	二五％
四二・〇二	トランク、スーツケース、帽子箱、旅行かばん、リュックサックその他の旅行用具、買物袋、ハンドバッグ、手さげかばん、書類かばん、さいふ、化粧具入れ、工具ケース、たばこ入れ並びに武器、楽器、双眼鏡、宝石、びん、カラー、はき物、ブラシその他の物品用のさや、ケース及び箱並びにこれらに類する容器（革、コンポジションレザー、バルカナイズドファイバー、人造プラスチックのシート、板紙又は紡織用繊維の織物類で製造したものに限る。）	
	一 貴金属、これを張り若しくはめつきした金属、貴石、半貴石、真珠、さんご、ぞうげ又はべつこうを用いたもの	四〇％
	二 その他のもの	
	㈠ ハンドバッグ及び化粧具入れ	二五％
	㈡ その他のもの	
	A 革製又はコンポジションレザー製のもの	二五％
	B その他のもの	二〇％
四二・〇三	衣類及びその附属品（革製又はコンポジションレザー製のものに限る。）	
	一 毛皮付きのもの及び貴金属、これを張り若しくはめつきした金属、貴石、半貴石、真珠、さんご、ぞうげ又はべつこうを用いたもの	四〇％
	二 その他のもの	二五％
四二・〇四	機械用又は工業用の革製品及びコンポジションレザー製品	
	一 ベルト（ベルチングを含む。）、コーミングレザー及びインターギルレザー	二五％
	二 その他のもの	一五％
四二・〇五	その他の革製品及びコンポジションレザー製品	二五％
四二・〇六	腸、ゴールドビータースキン、ぼうこう又は腱の製品	一五％

第四三類　毛皮、人造毛皮及びこれらの製品

注

1 この表（第四三・〇一号を除く。）において「毛皮」とは、脱毛してない獣皮をなめし又は仕上げしたものをいう。

2 この類には、次の物品を含まない。

(a) 第〇五・〇七号又は第六七・〇一号に該当する羽毛の付いた鳥皮及びその部分

(b) 第四一類の注1(c)のただし書に該当する脱毛してない原皮

(c) 毛皮又は人造毛皮を用いた革製の手袋（第四二・〇三号参照）

(d) 第六四類に該当する物品

(e) 第六五類に該当する帽子及びその部分品

(f) 第九七類のがん具、遊戯用具及び運動用具

3 第四三・〇二号において「板状、十字形その他これらに類する形状のもの」とは、毛皮又はその部分を他の材料を加えることなしに縫合わ

せにより四辺形又は十字形に組み合わせたもの（ドロップスキンを除く。）をいう。その他の組み合わせた毛皮であつてそのまま又は単に切断することにより使用に供するもの並びに衣類、その部分品若しくは附属品又はその他の製品の形状に縫い合わされた毛皮及びその部分は、第四三・〇三号に該当する。

4　毛皮又は人造毛皮を裏張りし又は外側に付けた衣類及び衣類附属品（2に掲げるもの及び毛皮又は人造毛皮を単にトリミングとして用いたものを除く。）は、第四三・〇三号又は第四三・〇四号に属する。

5　この表において「人造毛皮」とは、獣毛その他の繊維を革、織物その他の材料に接着し又は縫い付けた模造の毛皮をいい、織物のみで作つた模造毛皮（たとえば、第五八・〇四号参照）を含まない。

四三・〇一	毛皮（なめしてないものに限る。）	
	一　子羊又はやぎの毛皮	無税
	二　ミンク又はうさぎの毛皮	二〇%
	三　その他のもの	一〇%
四三・〇二	毛皮（板状、十字形その他これらに類する形状のもの及び頭部、脚部、尾部その他の毛皮の部分で組み合わせてないものを含む。）	三〇%
四三・〇三	毛皮製品	四〇%
四三・〇四	人造毛皮及びその製品	二五%

第九部　木材及びその製品、木炭、コルク及びその製品並びにわら、エスパルトその他の組物材料の製品並びにかご細工物及び枝条細工物

第四四類　木材及びその製品並びに木炭

注

1　この類には、次の物品を含まない。

(a)　主として香料用、医療用、殺虫用、殺菌用その他これらに類する用途に供する木材（第一二・〇七号参照）

(b)　主として染色用又はなめし用に供する木材（第一三・〇一号参照）

(c)　活性炭（第三八・〇三号参照）

(d)　第四六類に該当する物品

(e)　第六四類に該当するはき物及びその部分品

(f)　第六六類に該当するかさ、つえ及びこれらの部分品その他の物品

(g)　第六八・〇九号に該当する物品

(h)　第七一・一六号に該当する身辺用模造細貨類

(ij)　第一七部に該当する車両その他の物品

(k)　第九一類に該当する時計、時計のケースその他の物品

(l)　楽器及びその部分品（第九二類参照）

(m)　火器の部分品（第九三・〇六号参照）

(n)　家具及びその部分品（第九四類参照）

(o)　第九七類に該当するがん具、遊戯用具、運動用具その他の物品

(p)　第九八類に該当する喫煙用パイプ類及びその部分品、ボタン、鉛筆その他の物品

2　木製品（ガラス、大理石その他の材料で製造した附属品又は部分品を有するかどうかを問わない。）の組み立ててないもの又は分解してあるものは、ともに輸入するときは、組み立ててあるものとみなす。

3　この類において「改良木材」とは、化学的又は物理的の処理（木材を相互に接着したものにあつては、接着に必要とする処理をこえたものに限る。）により密度又は硬度を増すとともに、機械的強度又は化学的若しくは電気的の抵抗性を改善した木材をいう。

4　第四四・一九号から第四四・二八号までの各号には、合板、セルラーウッド、改良木材又は再生木材の製品を含む。

5　第四四・二五号には、刃、作用端、作用面その他の作用する部分が金属製である工具を含まない。

備考

1　この類において竹、とうその他これらに類する物品を加工したものは、第一四・〇一号に該当する物品を除き、木製のものとみなす。

2　注1(a)及び(b)において「木材」とは、木材の粉、チップ、小片その他これらに類する形状のものをいう。

四四・〇一	薪材及び木くず（のこくずを含む。）	無税
四四・〇二	木炭（植物性の殻又はナッツの炭を含むものとし、凝結してあるかどうかを問わない。）	無税
四四・〇三	木材（粗のものに限るものとし、皮をはいであるか、又は単に荒削りしてあるかどうかを問わない。）	
	一　かりん、つげ、たがやさん、紅木、したん又はこくたん（しまこくたんを除く。）のもの	二〇%
	二　桐のもの	五%
	三　その他のもの	無税
四四・〇四	木材（荒く角にし、又は太鼓落としをしたものに限るものとし、さらに加工したものを除く。）	
	一　かりん、つげ、たがやさん、紅木、したん又はこくたん（しまこくたんを除く。）のもの	二〇%
	二　桐のもの	五%
	三　その他のもの	無税
四四・〇五	木材（長さの方向にひいたもの又は平削りし若しくは丸はぎしたもので、さらに加工してないもののうち、厚さが五ミリメートルをこえるものに限る。）	
	一　かりん、つげ、たがやさん、紅木、したん又はこくたん（しまこくたんを除く。）のもの	二〇%
	二　桐のもの	五%
	三　松属、もみ属（カリホルニアレッドファー、グランドファー、ノーブルファー及びパシフィックシルバーファーを除く。）、とうひ属（シトカスプルースを除く。）又はからまつ属のもの（厚さが一六〇ミリメートル以下のものに限る。）	一〇%
	四　ラワン、クルイン、メルサワその他のふたばがき科のもの	一〇%
	五　その他のもの	無税
四四・〇六	舗装用の木れんが	無税
四四・〇七	木製の軌条用まくら木	無税
四四・〇八	木製のおけ材及びたる材（割り又はひいたもので、割つたものにあつては主要な一面のみをひいたものに限り、ひいたものにあつては主要な面のうち少なくとも一面を曲面にひいたものに限るものとし、のこびき以外の加工をしたものを除く。）	五%
四四・〇九	木製のくい（割り又は端をとがらしたものに限るものとし、縦にひいたものを除く。）及びたが材並びにチップウッド及び食酢製造用又は液体清澄用に適するウッドシェービング	
	一　経木その他これに類する物品及び食酢製造用又は液体清澄用に適するウッドシェービング	一五%
	二　その他のもの	無税
四四・一〇	木製の棒（つえ、むち、ゴルフクラブのシャフト、かさの柄、工具の柄その他これらに類する物品の	

	製造に適するもので、荒削りしたものに限るものとし、ろくろがけ、曲げその他の加工をしたものを除く。）	一五%
四四・一一	引抜材、マッチの軸木及びはき物用の木くぎ	
	一　マッチの軸木	無税
	二　その他のもの	一五%
四四・一二	木毛及び木粉	五%
四四・一三	かんながけ、さねはぎ加工、みぞ付けその他これらに類する加工をした木材（寄せ木用又は床板用のブロック、ストリップ又はフリーズで組み立ててないものを含むものとし、さらに加工したものを除く。）	
	一　かりん、つげ、たがやさん、紅木、したん又はこくたん（しまこくたんを除く。）のもの	二〇%
	二　桐のもの	五%
	三　松属、もみ属（カリホルニアレッドファー、グランドファー、ノーブルファー及びパシフィックシルバーファーを除く。）、とうひ属（シトカスプルースを除く。）又はからまつ属のもの（厚さが一六〇ミリメートル以下のものに限る。）	一〇%
	四　ラワン、クルイン、メルサワその他のふたばがき科のもの	一〇%
	五　その他のもの	無税
四四・一四	木材（長さの方向にひいたもの及び平削りし又は丸はぎしたものに限るものとし、さらに加工したものを除く。）、薄板及び合板用単板（厚さが五ミリメートル以下のものに限る。）	
	一　かりん、つげ、たがやさん、紅木、したん又はこくたん（しまこくたんを除く。）のもの	二〇%
	二　その他のもの	一五%
四四・一五	合板、ブロックボード、ラミンボード、バッテンボードその他これらに類する積層木材（ベニヤドパネル及びベニヤドシートを含む。）及び象眼し又は寄せ木した木材	二〇%
四四・一六	セルラーウッドパネル（卑金属を表面に張つてあるかどうかを問わない。）	二〇%
四四・一七	改良木材（板状、ブロック状その他これらに類する形状のものに限る。）	一五%
四四・一八	再生木材（かんなくず、ウッドチップ、のこくず、木粉その他の木質のくずを天然又は人造の樹脂その他の有機結合剤で凝結した物品で、板状、ブロック状その他これらに類する形状のものに限る。）	
	一　板状のもの	二〇%
	二　その他のもの	一五%
四四・一九	木製の玉縁及び繰形（繰加工をした腰羽目板その他の板を含む。）	一五%
四四・二〇	木製の額縁、鏡わくその他これらに類する縁	一五%
四四・二一	木製のケース、箱、クレート、ドラムその他これらに類する包装容器（組み立ててないものを含む。）	一五%
四四・二二	おけ、たるその他これらに類する容器及びこれらの部分品（木製のものに限るものとし、第四四・〇八号に該当するおけ材及びたる材を除く。）	
	一　使用したもの	一〇%
	二　その他のもの	一五%

四四・二三	建築用木工品及び木製建具（プレハブ住宅、部分建築物及び組み合わせた床用寄せ木パネルを含む。）	一五%
四四・二四	木製の家事用具	二〇%
四四・二五	木製工具並びに工具、ほうき又はブラシの木製のボデー、柄及び握り並びにくつの木型	
	一　くつの木型	一〇%
	二　その他のもの	一五%
四四・二六	木製のスプール、コップ、ボビンその他これらに類する糸巻類（ろくろがけをしたものに限る。）	
	一　ボビン	一五%
	二　その他のもの	二〇%
四四・二七	しよく台その他の照明具、第九四類に該当しない家具並びに手箱、たばこ入れ、盆、果物鉢、置物その他の装飾的細工品、刃物箱、製図用具の箱、バイオリンのケースその他これらに類する容器、通常ポケット若しくはハンドバックに入れて携帯し、又は身辺に付けて用いる身辺用品及び身辺用装飾品並びにこれらの部分品（木製のものに限る。）	
	一　貴金属をめつきした金属、さんご、ぞうげ又はべつこうを用いたもの	四〇%
	二　その他のもの	
	㈠　かりん、つげ、たがやさん、紅木、したん又はこくたん（しまこくたんを除く。）のもの	三〇%
	㈡　その他のもの	二〇%
四四・二八	その他の木製品	
	一　かりん、つげ、たがやさん、紅木、したん又はこくたん（しまこくたんを除く。）のもの	三〇%
	二　その他のもの	二〇%

第四五類　コルク及びその製品

注

1 この類には、次の物品を含まない。

(a) 第六四類に該当するはき物及びその部分品

(b) 第六五類に該当する帽子及びその部分品

(c) がん具、遊戯用具及び運動用具（第九七類参照）

2 天然コルクで荒く角にし、又は鬼皮を除去したものは、第四五・〇二号に該当するものとし、第四五・〇一号には該当しない。

四五・〇一	天然コルク（砕き、粒にし又は粉にしたものを含む。）及びコルクくず	無税
四五・〇二	天然コルク（栓の製造用に角を切つたものを含むものとし、ブロック状、板状、シート状又はストリップ状のものに限る。）	五%
四五・〇三	天然コルクの製品	一〇%
四五・〇四	凝集コルク（凝集剤を用いてあるかどうか問わない。）及びその製品	
	一　王冠用ディスク及びその製造に適する直径に仕上げた丸棒	二五%
	二　その他のもの	二〇%

第四六類　わら、エスパルトその他の組物材料の製品並びにかご細工物及び枝条細工物

注

1 この類において組物材料には、わら、オージア、やなぎ、竹、いぐ

さ、あし、経木並びに植物性繊維又は樹皮のストリップ、紡績してない紡織用繊維、人造プラスチックの単繊維及びストリップ並びに紙のストリップを含むものとし、革、コンポジションレザー又はフェルトのストリップ、人髪、馬毛並びに紡織用繊維のロービング及び糸並びに第五一類の単繊維及びストリップを含まない。

2　この類には、次の物品を含まない。

(a)　ひも、綱及びケーブル（組んであるどうかを問わない。第五九・〇四号参照）

(b)　第六四類又は第六五類に該当するはき物、帽子及びこれらの部分品

(c)　かご細工製の乗物及びそのボデー（第八七類参照）

(d)　家具及びその部分品（第九四類参照）

3　第四六・〇二号において「組物材料を平行につないだ物品」とは、組物材料を並列にしたものをつなぎ合わせてシート状にしたものをいい、つなぎ合わせるために使用した材料が紡績した紡織用繊維であるかどうかを問わない。

四六・〇一	さなだその他これに類する組物材料の物品（用途を問わないものとし、これらをストリップ状にしたものを含む。）	
	一　ばつかんさなだ	二〇％
	二　その他のもの	
	㈠　人造プラスチック製のもの	三〇％
	㈡　その他のもの	一五％
四六・〇二	組物材料を平行につないだ物品及び組物材料を織つた物品（シート状のものに限るものとし、敷物及びすだれを含む。）並びにびん用のわらづと	
	一　むしろ、こも及びアンペラ	無税
	二　その他のもの	
	㈠　人造プラスチック製のもの	三〇％
	㈡　その他のもの	一五％
四六・〇三	かご細工物、枝条細工物その他の組物材料の製品（直接造形したものに限る。）及び第四六・〇一号又は第四六・〇二号に該当する物品の製品並びにへちま製品	
	一　人造プラスチック製のもの	三〇％
	二　その他のもの	一五％

第一〇部　製紙用原料並びに紙、板紙及びこれらの製品

第四七類　製紙用原料

四七・〇一	パルプ（植物性繊維原料から機械的又は化学的の処理により製造したものに限る。）	
	一　木材パルプ	
	㈠　機械パルプ	五％
	㈡　化学パルプ	
	A　サルファイトパルプ	五％
	B　クラフトパルプ	五％
	C　その他のもの	五％
	二　その他のもの	
	㈠　コットンリンターパルプ	無税
	㈡　その他のもの	五％
四七・〇二	紙又は板紙のくず（紙又は板紙の製品のくずにあつては、製紙用のみに適するものに限る。）	無税

第四八類　紙及び板紙並びに製紙用パルプ、紙又は板紙の製品

注

1　この類には、次の物品を含まない。

(a)　第三二・〇九号のスタンプ用のはく

(b)　香料又は化粧料として用いる紙（第三三・〇六号参照）

(c)　紙せつけん（第三四・〇一号参照）、洗浄剤を塗布し又はしみ込ませた紙（第三四・〇二号参照）及びみがき料、クリームその他これらに類する調製品をしみ込ませたセルロースウォッディング（第三四・〇五号参照）

(d)　感光性の紙及び板紙（第三七・〇三号参照）

(e)　紙又は板紙で補強した積層人造プラスチックのシート（第三九・〇一号から第三九・〇六号まで参照）、バルカナイズドファイバー（第三九・〇三号参照）及びこれらの製品（第三九・〇七号参照）

(f)　第四二・〇二号に該当する旅行用具その他の物品

(g)　第四六類に該当する組物材料の製品その他の物品

(h)　紙糸及びその織物製品（第一一部参照）

(ij)　研摩紙（第六八・〇六号参照）及び紙又は板紙を裏張りしたはく離雲母（第六八・一五号参照。なお、雲母粉を塗布した紙及び板紙は、第四八・〇七号に属する。）

(k)　紙又は板紙を裏張りした金属のはく（第一五部参照）

(l)　楽器用のせん孔した紙及び板紙（第九二・一〇号参照）

(m)　第九七類に該当するがん具、遊戯用具、運動用具その他の物品及び第九八類に該当するボタンその他の物品

2　3に定める場合を除き、第四八・〇一号及び四八・〇二号には、カレンダー仕上げ、スーパーカレンダー仕上げ、グレージング仕上げその他これらに類する仕上げをした紙及び板紙（擬透き入れのものを含む。）並びに着色し又は大理石模様を入れた紙及び板紙（パルプに色付けして紙又は板紙にしたものに限る。）を含むものとし、さらに加工したもの（たとえば、塗布し又はしみ込ませたもの）を含まない。

3　第四八・〇一号から第四八・〇七号までにおいて二以上の号の記載に該当する紙又は板紙は、その該当する号のうち最後の号に属する。

4　第四八・〇一号から第四八・〇七号までの物品には、紙、板紙又はセルロースウォッディングのうち次のものを含まない。

(a)　幅が一五センチメートル以下のストリップ状又はロール状のもの

(b)　折りたたんでない状態において、各辺の長さが三六センチメートル以下の正方形又は長方形のシート状のもの

(c)　正方形及び長方形以外の形状に切つたもの

もつとも、手すき紙のうち、すいたままのもので縁を切つてないものは、3に定める場合を除き、第四八・〇二号に属する。

5　第四八・一一号において壁紙及びリンクラスタは、次の物品に限る。

(a)　壁又は天井の装飾に適するロール状の紙で次に掲げるもの

(i)　一端又は両端に余白のあるもの（ガイドマークがあるかどうかを問わない。）

(ii)　余白のないもので、表面に着色し、図案を印刷し、塗布し又は型押しをしたもの（幅が六〇センチメートル以下のものに限る。）

(b)　縁、フリーズ又はかどに使用する紙で壁又は天井の装飾に用いるもの

6　第四八・一五号には、ペーパーウール、組細工に用いるペーパーストリップ（ひだを付けたものであるか、又は塗布したものであるかどうかを問わない。）及びロール状又は束状のトイレットペーパーを含むものとし、7に規定する物品を含まない。

7　第四八・二一号には、統計機械用のカード、ジャカード機その他これに類する機械に用いるせん孔した紙及び板紙、紙製のレース、シェルフエッジング、テーブルクロス、ナプキン、ハンカチ及びガスケット、成型し又は圧搾した木材パルプの製品並びに裁縫用の型紙を含む。

8　紙、板紙、セルロースウォッディング及びこれらの製品で字又は絵を印刷したもののうち、当該字又は絵がこれらの物品の本来の用途に対し附随的でないものは、第四九類に該当する印刷物とする。

	第一節　紙及び板紙（ロール状又はシート状のものに限る。）	
四八・〇一	機械すきの紙及び板紙（セルロースウォッディングを含むものとし、ロール状又はシート状のものに限る。）	
	一　薄葉紙（一平方メートルの重量が三〇グラム以下のものに限る。）	
	(一)　製造たばこ用の巻紙用紙	二〇％
	(二)　その他のもの	一五％
	二　印刷用紙、筆記用紙及び図画用紙（一平方メートルの重量が三〇グラムをこえ、三〇〇グラム以下のものに限る。）	
	(一)　新聞用紙（砕木パルプを含有するもののうち、一平方メートルの重量が五八グラム以下で、幅が八〇センチメートルをこえるロール状のものに限る。）	七・五％
	(二)　その他のもの	一〇％
	三　包装用紙（一平方メートルの重量が三〇グラムをこえ、三〇〇グラム以下のものに限る。）	一五％
	四　板紙（一平方メートルの重量が三〇〇グラムをこえるものに限る。）	一〇％
	五　その他のもの	
	(一)　一平方メートルの重量が一三〇グラムをこえるもの（ロール状のものに限る。）	二〇％
	(二)　その他のもの	一五％
四八・〇二	手すきの紙及び板紙	一五％
四八・〇三	硫酸紙、耐脂紙及びこれらの模造紙並びに透明の光沢紙（板紙のものを含むものとし、ロール状又はシート状のものに限る。）	一五％
四八・〇四	張り合わせた紙及び板紙（塗布し又はしみ込ませたものを除くとともに、内面を補強したものであるかどうかを問わないものとし、ロール状又はシート状のものに限る。）	一五％
四八・〇五	段ボール、波形紙、ちりめん紙並びにしわ付けをし、型押しをし又はせん孔した紙及び板紙（ロール状又はシート状のものに限る。）	
	一　段ボール及び波形紙	一五％
	二　その他のもの	一五％
四八・〇六	紙及び板紙（ロール状又はシート状のもので、けい線、線又は方眼線を引いたものに限るものとし、その他の印刷をしたものを除く。）	
	一　紙及び一平方メートルの重量が三〇〇グラム以下の板紙	一五％
	二　その他のもの	一〇％
四八・〇七	紙及び板紙（ロール状又はシート状のもので、塗布し、しみ込ませ、表面に着色し若しくは模様付けし、又は印刷したもの（単にけい線、線又は方眼線を引いたもの及び第四九類に該当する印刷物を除く。）に限る。）	
	一　アートペーパー	一五％
	二　トレーシングペーパー	一五％
	三　パラフィンペーパー及びワックスペーパー	一〇％
	四　油紙	一〇％
	五　リソグラフィックペーパー	一五％
	六　カーボンペーパー	一五％
	七　タールペーパー	一〇％

	八　天然ゴム又は合成ゴムを主体とする接着剤を塗布した接着性の物品	一五％
	九　その他のもの	二〇％
四八・〇八	製紙用パルプ製のフィルターブロック、フィルタースラブ及びフィルタープレート	五％
四八・〇九	建築用ボード（木材パルプその他の植物性繊維から製造したものに限るものとし、天然樹脂、人造樹脂その他これらに類する結合剤を用いてあるかどうかを問わない。）	一五％
	第二節　紙及び板紙（特定の形状に切つたものに限る。）並びに紙又は板紙の製品	
四八・一〇	製造たばこ用巻紙（小冊子状のものであるか、又は円筒状のものであるかどうかを問わないものとし、たばこの製造に適する幅に切つたものに限る。）	二〇％
四八・一一	壁紙及びリンクラスタ並びにグラスペーパー	
	一　壁紙及びリンクラスタ	一五％
	二　グラスペーパー	一五％
四八・一二	紙又は板紙をもととして製造した床敷き（特定の形状に切つたものであるか、又はリノリウムコンパウンドを塗布したものであるかどうかを問わない。）	一五％
四八・一三	カーボンペーパーその他の複写紙（謄写版原紙を含む。）及びトランスファーペーパー（特定の形状に切つたものに限るものとし、箱入りのものであるかどうかを問わない。）	
	一　カーボンペーパー	一五％
	二　トランスファーペーパー	一五％
	三　その他のもの	一五％
四八・一四	便せん、封筒及び通信用カード並びにこれらを紙製又は板紙製の箱、袋その他の容器に詰め合わせたもの	一五％
四八・一五	その他の紙及び板紙（特定の形状に切つたものに限る。）	
	一　印刷用紙、筆記用紙及び図画用紙（一平方メートルの重量が三〇グラムをこえ、三〇〇グラム以下のものに限る。）	一〇％
	二　ろ紙及び試験紙（理化学用又は工業用のものに限る。）	一〇％
	三　板紙（一平方メートルの重量が三〇〇グラムをこえるものに限る。）	一〇％
	四　その他のもの	一五％
四八・一六	紙製又は板紙製の箱、袋その他の包装容器	
	一　紙袋	一五％
	二　その他のもの	一五％
四八・一七	紙製又は板紙製の書類箱、格納箱その他これらに類する物品で事務用のもの	一五％
四八・一八	帳簿、練習帳、雑記帳、メモ帳、注文帳、領収帳、日記帳、ブロッチングパッド、書類ばさみ、ファイルカバーその他の紙製又は板紙製の文房具及び事務用品並びに紙製又は板紙製のアルバム及びブックカバー	
	一　アルバム	二〇％
	二　その他のもの	一五％
四八・一九	紙製又は板紙製のラベル（印刷してあるか、又はのりを付けてあるかどうかを問わない。）	一五％
四八・二〇	製紙用パルプ製、紙製又は板紙製のボビン、ス	

	プール、コップその他これらに類する糸巻類（あなあけしてあるか、又は硬化してあるかどうかを問わない。）	一五％
四八・二一	製紙用パルプ、紙、板紙又はセルロースウォッディングのその他の製品	
	一　せん孔カード式統計機械用のカード、モノタイプ用のテープその他これらに類する物品に記録のためにせん孔したもの	無税
	二　その他のもの	二〇％

第四九類　印刷した書籍、新聞、絵画その他の印刷物並びに手書き文書、タイプ文書及び図案

注

1　この類には、次の物品を含まない。

(a)　紙、板紙、セルロースウォッディング及びこれらの製品で字又は絵を本来の用途に対し単に附随的に印刷したもの（第四八類参照）

(b)　第九七類に該当するトランプその他の物品

(c)　銅版画、木版画、石版画その他の版画（第九九・〇二号参照）、第九九・〇四号に該当する郵便切手、収入印紙及びこれらに類する物品並びに製作後百年をこえるこつとうその他第九九類に該当する物品

2　新聞、雑誌その他の定期刊行物を紙以外の物品で製本したもの及び新聞、雑誌その他の定期刊行物の二号以上を単一のカバーでセットにしたものは、第四九・〇一号に該当するものとし、第四九・〇二号には該当しない。

3　第四九・〇一号には、次の物品を含む。

(a)　絵その他の作品を複製した印刷物（内容に関する説明文を有するもので、書籍の作成に適するようにし、ページを入れたものに限る。）

(b)　書籍に附属する補足説明用の絵画（書籍とともに輸入するものに限る。）

(c)　折り丁その他書籍の一部を構成する印刷物（仮とじ又は製本に適するものに限る。）

もつとも、説明文を有しない印刷した絵及びさし絵（折り丁であるか、又は単独のシートであるかどうかを問わない。）は、第四九・一一号に該当する。

4　第四九・〇一号及び第四九・〇二号には、名前入りで広告用に作られた出版物及び主として広告に用いられる出版物（観光案内用のものを含む。）を含まない。これらの物品は、第四九・一一号に該当する。

5　第四九・〇三号において「幼児用の絵本」とは、絵を主体とした幼児用の本をいう。

6　第四九・〇六号において手書き文書及びタイプ文書には、カーボンペーパー又は感光紙を用いて得たこれらの写しを含む。この類において印刷したものには、謄写機又は複写機により複写したものを含む。

7　第四九・〇九号において「絵葉書」とは、絵を主体としたカードで葉書用の表示を印刷したものをいう。

四九・〇一	印刷した書籍（仮とじのもの、パンフレット及びリーフレットを含む。）	無税
四九・〇二	新聞、雑誌その他の定期刊行物（さし絵があるかどうかを問わない。）	無税
四九・〇三	幼児用の絵本及び習画本	無税
四九・〇四	楽譜（手書きのものを含むものとし、製本したものであるか、又はさし絵があるかどうかを問わない。）	無税
四九・〇五	地図、海図その他これらに類する図（製本したもの、壁掛け用のもの及び地形図を含む。）地球儀及び天球儀（印刷したものに限る。）	無税

四九・〇六	設計図及び図案（工業用、建築用、工学用、商業用その他これらに類する用途に供するもので、原図であるか、又は感光紙に複写したものであるかどうかを問わない。）並びに手書き文書及びタイプ文書	無税
四九・〇七	郵便切手、収入印紙及びこれらに類する物品（本邦において通用し又は発行するもので使用してないものに限る。）並びにこれらを紙に印刷した物品、紙幣、銀行券並びに株券、債券その他これらに類する有価証券及び小切手帳	無税
四九・〇八	デカルコマニア	一五％
四九・〇九	絵葉書、クリスマスカードその他これらに類する絵入りのカード（印刷したものに限るものとし、トリミングしてあるかどうかを問わない。）	一五％
四九・一〇	カレンダー（カレンダーブロックを含むものとし、紙製又は板紙製のものに限る。）	一五％
四九・一一	写真、印刷した絵画及びその他の印刷物	
	一　写真	一五％
	二　その他のもの	無税

第一一部　紡織用繊維及びその製品

注

1　この部には、次の物品を含まない。

(a)　ブラシ製造用の獣毛（第〇五・〇二号参照）並びに馬毛及びそのくず（第〇五・〇三号参照）

(b)　人髪及びその製品（通常搾油機その他これに類する機械に使用するろ過布（第五九・一七号）を除く。第〇五・〇一号、第六七・〇三号及び第六七・〇四号参照）

(c)　第一四類に該当する植物性材料

(d)　石綿（第二五・二四号参照）及びその製品（第六八・一三号及び第六八・一四号参照）

(e)　第三〇・〇四号又は第三〇・〇五号に該当するウォッディング、ガーゼ、包帯その他これらに類する医療用又は外科用の物品、殺菌した外科用縫合材その他の物品

(f)　感光性の紡織用繊維の織物類（第三七・〇三号参照）

(g)　人造プラスチックの単繊維で横断面の最大寸法が一ミリメートルをこえるもの及び人造プラスチックのストリップ（人造ストローその他これに類する物品を含む。）で幅が五ミリメートルをこえるもの（第三九類参照）並びにこれらの組物及び織物（第四六類参照）

(h)　紡織用繊維の織物、フェルト、不織布及びこれらの製品でゴムを塗布し、しみ込ませ、被覆し又は積層したもののうち、第四〇類に該当するもの

(ij)　脱毛してない獣皮及び毛皮（第四一類及び第四三類参照）並びに第四三・〇三号又は第四三・〇四号に該当する毛皮製品、人造毛皮及びその製品

(k)　第四二・〇一号又は第四二・〇二号に該当する馬具、旅行用具、雑のう、ハンドバッグその他の物品

(l)　セルロースウォッディング（第四八類参照）

(m)　第六四類に該当するはき物及びその部分品並びにゲートル、レギンスその他これらに類する物品

(n)　第六五類に該当する帽子及びその部分品

(o)　ヘアネット（第六五・〇五号及び第六七・〇四号参照）

(p)　第六七類に該当する物品

(q)　研摩材料を塗布した糸、コード及び織物類（第六八・〇六号参照）

(r)　ガラス繊維及びその製品（ガラス繊維の糸でししゆうしたもので基布を有するものを除く。第七〇類参照）

(s)　第九四類に該当する家具、寝具その他の物品

(t) 第九七類に該当するがん具、遊戯用具、運動用具その他の物品

2

(A) 第五〇類から第五七類までにおいて、二以上の異なる紡織用繊維から成る物品については、次に定めるところによる。

(a) 絹、絹ノイル又はくず絹を含む物品で、絹、絹ノイル又はくず絹の重量が全重量の一〇%をこえるものは、第五〇類に属するものとし、この類の各号の適用にあたつては、これらのうち最大の重量を占めるものから成る物品とする。

(b) その他の物品は、構成する紡織用繊維のうち最大の重量を占めるものから成る物品とする。

(B) (A)の適用については、次に定めるところによる。

(a) 金属を交じえた糸は、単一の紡織用繊維とみなし、その重量は、これを構成する繊維及び金属の重量の合計による。また、織物の一部を構成する金属糸は、紡織用繊維とみなす。

(b) 関係する一の号において異なる紡織用繊維が含まれている場合には、これらは、単一の紡織用繊維とみなす。

(c) 紡織用繊維以外の物品は、(a)に規定する糸を除き、構成材料の重量には算入しない。

(C) (A)及び(B)の規定は、3又は4に掲げる糸についても適用する。

3

(A) この部において次に掲げる糸は、(B)に掲げる物品を除き、ひも、綱及びケーブルとする。

(a) 絹糸、絹紡糸、絹紬糸又は第五一類の注1(b)に掲げる人造繊維の糸（第五一類の二本以上の単繊維から製造した糸を含む。）で、一メートルの重量が二グラム（一八、〇〇〇デニール）をこえるもの

(b) 第五一類の注1(a)に掲げる人造繊維の糸（第五一類の二本以上の単繊維から製造した糸を含む。）で一メートルの重量が一グラム（九、〇〇〇デニール）をこえるもの

(c) 大麻糸及び亜麻糸で次に掲げるもの

(i) みがいたもの又はつや出ししたもので、その一キログラム当たりの長さにストランド数を乗じた値が七、〇〇〇メートルに満たないもの

(ii) みがいてないもの又はつや出ししてないもので、一メートルの重量が二グラムをこえるもの

(d) コイヤーンで三本以上の糸をよつたもの

(e) その他の植物性繊維の糸で一メートルの重量が二グラムをこえるもの

(f) 金属で補強した糸

(B) (A)の規定は、次の物品については適用しない。

(a) 羊毛その他の獣毛の糸及び紙糸（金属で補強した糸を除く。）

(b) 人造繊維のトウ、スライバー及びロービング

(c) 天然テグス並びに絹製又は人造繊維製のカットガット及び第五一類の単繊維

(d) 金属を交じえた糸（金属で補強した糸を除く。）

(e) シェニールヤーン及びジンプヤーン

4

(A) 第五〇類、第五一類、第五三類、第五四類、第五五類及び第五六類において「小売用の糸」とは、(B)に掲げる物品を除き、次の要件に該当するものをいう。

(a) ボール巻の糸又はカード、リール、チューブその他これらに類する糸巻に巻いた糸で、一個の重量（糸巻の重量を含む。）が次の重量以下であること。

(i) 亜麻糸及びラミー糸については、二〇〇グラム

(ii) 絹糸、絹紡糸、絹紬糸及び人造繊維の長繊維の糸については、八五グラム

(iii) その他の糸については、一二五グラム

(b) かせ巻の糸については、一個の重量が次の重量以下であること。

(i) 絹糸、絹紡糸、絹紬糸及び人造繊維の長繊維の糸については、八五グラム

(ii) その他の糸については、一二五グラム

(c) 数個の小さなかせに区分してあるものから成るかせ巻の糸については、一個の小さなかせの重量が次の重量以下であること。

(i) 絹糸、絹紡糸、絹紬糸及び人造繊維の長繊維の糸については、八五グラム

(ii) その他の糸については、一二五グラム

(B) (A)の規定は、次の物品については適用しない。

(a) 紡織用繊維の単糸。ただし、次のものを除く。

(i) 羊毛又は獣毛の単糸で漂白してないもの

(ii) 羊毛又は獣毛の単糸のうち漂白し、染色し又はなつ染したもので、一キログラムの長さが二、〇〇〇メートルに満たないもの

(b) マルチプルヤーン又はケーブルヤーンのうち漂白してないもので次に掲げるもの

(i) 絹糸、絹紡糸及び絹紬糸

(ii) その他の紡織用繊維の糸でかせ巻のもの（羊毛又は獣毛の糸を除く。）

(c) 絹、絹ノイル又はくず絹のマルチプルヤーン又はケーブルヤーンのうち漂白し、染色し又はなつ染したもので、より合わせた状態で測定した長さが一キログラムにつき七五、〇〇〇メートル以上のもの

(d) 紡織用繊維の単糸、マルチプルヤーン又はケーブルヤーンで次に掲げるもの

(i) あやかせのもの

(ii) コップ、ねん糸用チューブ、パーン、円すい状ボビン、スピンドルその他の糸巻（繊維工業において使用するものに限る。）に巻いたもの

5

(a) 第五五・〇七号において「もじり織りのもの」とは、その組織の全部又は一部において地縦糸及びこれにからまるもじり縦糸が一本又は二本以上の横糸ごとに一又は二以上のからみ目を作つているものをいう。

(b) 第五八・〇八号において「平編みのもの」とは、模様編みその他の変化組織を有しないもので、同一の形状及び大きさの編目のみが規則的に配列している組織のものをいう。この場合において、編目を形成する際に附随的に生ずるさ細なすき間は、考慮しないものとする。

6 この部において「製品にしたもの」とは、次の物品をいう。

(a) 正方形及び長方形以外の形状に裁断した物品

(b) ダスター、タオル、テーブルクロス、スカーフ、毛布その他の物品（単に切断することによりそのまま使用することができるものを含むものとし、縫製その他の仕上げを要しないものに限る。）

(c) 縁縫い又は縁かがりをした物品（広幅の反物を切断したものを単にほつれ止めのために縁縫い又は縁かがりをしたものを除く。）及び縁にふさをつけた物品

(d) 一定の形状に裁断した物品でドロンワークをしたもの

(e) 縫製、のり付けその他の方法によりつなぎ合わせた物品（同種の織物類を二以上つなぎ合わせた反物及び二以上の織物類を重ね合わせた反物（詰物をしてあるかどうかを問わない。）を除く。）

7 第五〇類から第五七類まで及び、文脈により別段に解される場合を除くほか、第五八類から第六〇類までの各号には、6に規定する製品にしたものを含まない。また、第五〇類から第五七類までの各号には、第五八類又は第五九類に該当する物品を含まない。

五〇・〇一	繭（繰糸に適するものに限る。） 第五〇類　絹及び絹織物	一キログラムにつき一四〇円

五〇・〇二	生糸（よってないものに限る。）	
	一　野蚕のもの	無税
	二　その他のもの	一五％
五〇・〇三	絹のくず（繰糸に適しない繭、絹ノイル及び反毛したものを含む。）	
	一　真綿及びペニー	無税
	二　その他のもの	無税
五〇・〇四	絹糸（絹紡糸、絹紡紬糸及び小売用の糸を除く。）	一五％
五〇・〇五	絹紡糸（絹紡紬糸及び小売用の糸を除く。）	一五％
五〇・〇六	絹紡紬糸（小売用の糸を除く。）	一五％
五〇・〇七	絹糸、絹紡糸及び絹紡紬糸（小売用の糸に限る。）	一五％
五〇・〇八	天然テグス及び絹製のカットガット	一五％
五〇・〇九	絹織物（絹ノイル織物を除く。）	
	一　合成繊維又はアセテート繊維の重量が全重量の五〇％をこえるもの及び経緯糸のうちいずれか一方がこれらの繊維のもの	二五％
	二　その他のもの	二〇％
五〇・一〇	絹ノイル織物	
	一　合成繊維又はアセテート繊維の重量が全重量の五〇％をこえるもの及び経緯糸のうちいずれか一方がこれらの繊維のもの	二五％
	二　その他のもの	二〇％

第五一類　人造繊維の長繊維及びその織物

注

1　この表において「人造繊維」とは、次のいずれかに該当する物品をいう。

(a)　有機単量体の重合物又は縮合物の繊維又は単繊維（たとえば、ポリアミド系、ポリエステル系、ポリウレタン系又はポリビニル系のもの）

(b)　繊維素、カゼイン、プロテイン、アルガエその他の天然有機重合体を化学的に変化させることにより製造した繊維又は単繊維（たとえば、ビスコース法又は銅アンモニア法によるもの、アセテート繊維及びアルギネート繊維）

2　第五一・〇一号には、第五六類に該当する人造繊維の長繊維のトウを含まない。

3　この類において人造繊維の長繊維の糸には、トウをローラーその他の装置の間を通すことにより、トウを構成する繊維を切断して作ったトウ紡績の糸（第五六類参照）を含まない。

4　人造繊維の単繊維で、横断面の最大寸法が一ミリメートル以下のもののうち、一メートルの重量が六・六ミリグラム（六〇デニール）に満たないものは第五一・〇一号に、その他のものは第五一・〇二号にそれぞれ属するものとし、横断面の最大寸法が一ミリメートルをこえるものは、第三九類に属する。

人造繊維の材料で製造したストリップ（人造ストローその他これに類する物品を含む。）のうち、幅が五ミリメートル以下のものは第五一・〇二号に、その他のものは第三九類にそれぞれ属する。

備考

この表の細分において「合成繊維」とは、注1(a)に掲げる物品をいう。

五一・〇一	人造繊維の長繊維の糸（小売用の糸を除く。）	
	一　合成繊維又はアセテート繊維の重量が全重量の五〇％をこえるもの	二五％
	二　その他のもの	一五％
五一・〇二	単繊維、ストリップ（人造ストローその他これに類する物品を含む。）及びカットガット（人造繊維の材料で製造したものに限る。）	
	一　合成繊維の材料で製造したもの	二五％
	二　アセテート繊維の材料で製造したもの	二五％
	三　その他のもの	一五％
五一・〇三	人造繊維の長繊維の糸（小売用の糸に限る。）	
	一　合成繊維又はアセテート繊維の重量が全重量の五〇％をこえるもの	二五％
	二　その他のもの	一五％
五一・〇四	人造繊維の織物（長繊維の糸で織ったものに限るものとし、第五一・〇一号又は第五一・〇二号の単繊維又はストリップの織物を含む。）	
	一　合成繊維又はアセテート繊維（これらのものの材料で製造したストリップを含む。）の重量が全重量の五〇％をこえるもの及び経緯糸のうちいずれか一方がこれらの繊維のもの	二五％
	二　その他のもの	一五％

第五二類　金属を交じえた糸及び織物

五二・〇一	金属を交じえた糸（紡織用繊維の糸に金属を交じえ、塗布し又は被覆した糸に限るものとし、製法を問わない。）	二〇％
五二・〇二	金属糸又は金属を交じえた糸を用いた織物（衣類、室内用品その他これらに類する物品に用いるものに限る。）	二〇％

第五三類　羊毛その他の獣毛及び毛織物

注

この類において「繊獣毛」とは、アルパカ、ラマ、ビクナ、やく、らくだ、うさぎ、ビーバー、ヌートリア、ムスクラット又はアンゴラやぎ、チベットやぎ、カシミヤやぎその他これらに類するやぎの毛をいう。

五三・〇一	羊毛（カードし又はコームしたものを除く。）	無税
五三・〇二	その他の獣毛（カードし又はコームしたものを除く。）	
	一　アルパカの毛	無税
	二　その他のもの	無税
五三・〇三	羊毛その他の獣毛のくず（反毛したものを除く。）	無税
五三・〇四	羊毛その他の獣毛のくず（反毛したものに限るものとし、ぼろを反毛したものを含む。）	無税
五三・〇五	羊毛その他の獣毛（カードし又はコームしたものに限る。）	
	一　ロービング	五％
	二　その他のもの	無税
五三・〇六	紡毛糸（羊毛製の糸に限るものとし、小売用の糸を除く。）	一〇％
五三・〇七	梳毛糸（羊毛製の糸に限るものとし、小売用の糸を除く。）	一〇％
五三・〇八	紡毛糸及び梳毛糸（繊獣毛製の糸に限るものとし、小売用の糸を除く。）	一〇％
五三・〇九	馬毛の糸及びその他の獣毛の糸（小売用の糸を除く。）	一〇％
五三・一〇	羊毛、馬毛その他の獣毛の糸（小売用の糸に限る。）	一〇％
五三・一一	毛織物（羊毛製又は繊獣毛製のものに限る。）	一五％

	一 一平方メートルの重量が二〇〇グラムをこえるもの	二〇%（その率が一平方メートルにつき三三〇円の従量税率より低いときは、当該従量税率）
	二 その他のもの	二〇%
五三・一二	毛織物（その他の獣毛製のものに限るものとし、馬毛製のものを除く。）	一五%
五三・一三	毛織物（馬毛製のものに限る。）	一五%

第五四類　亜麻、ラミー及びこれらの織物

五四・〇一	亜麻（精紡したものを除く。）並びに亜麻のトウ及びくず（ぼろを反毛したものを含む。） 一 亜麻（精練したものに限る。）	一五%
	二 その他のもの	無税
五四・〇二	ラミー（精紡したものを除く。）並びにラミーのノイル及びくず（ぼろを反毛したものを含む。） 一 ラミー（精練したものに限る。）	一五%
	二 その他のもの	無税
五四・〇三	亜麻糸及びラミー糸（小売用の糸を除く。）	二〇%
五四・〇四	亜麻糸及びラミー糸（小売用の糸に限る。）	二五%
五四・〇五	亜麻織物及びラミー織物 一 平織りのもの (一) 二・五四センチメートル平方内の経緯糸の数の合計が一一〇をこえ、かつ、一平方メートルの重量が一三五グラム以下のもの	三五%
	(二) その他のもの	三〇%
	二 その他のもの	三五%

第五五類　綿及び綿織物

五五・〇一	実綿及び繰綿（カードし又はコームしたものを除く。）	無税
五五・〇二	コットンリンター	無税
五五・〇三	綿くず（ぼろを反毛したものを含むものとし、カードし又はコームしたものを除く。）	無税
五五・〇四	綿（カードし又はコームしたものに限る。）	無税
五五・〇五	綿糸（小売用の糸を除く。） 一 合成繊維又はアセテート繊維の重量が全重量の一〇%をこえるもの	一五%
	二 その他のもの (一) 縫糸、カタン糸、ししゆう糸及びレース糸	七・五%
	(二) その他のもの	五%（その率が一キログラムにつき三五円の従量税率より低いときは、当該従量税率）
五五・〇六	綿糸（小売用の糸に限る。）	七・五%
五五・〇七	綿織物（もじり織りのものに限る。） 一 経緯糸のうちいずれか一方が合成繊維又はアセテート繊維のもの	二〇%
	二 合成繊維又はアセテート繊維の重量が全重量の一〇%をこえるもの（一に掲げるものを除く。）	一五%

	三 その他のもの	一〇%
五五・〇八	テリータオル地その他のテリー織りの綿織物 一 経緯糸のうちいずれか一方が合成繊維又はアセテート繊維のもの	二〇%
	二 合成繊維又はアセテート繊維の重量が全重量一〇%をこえるもの（一に掲げるものを除く。）	一五%
	三 その他のもの	一〇%
五五・〇九	その他の綿織物 一 経緯糸のうちいずれか一方が亜麻又はラミーのもの	二五%
	二 経緯糸のうちいずれか一方が合成繊維又はアセテート繊維のもの	二〇%
	三 合成繊維又はアセテート繊維の重量が全重量の一〇%をこえるもの（二に掲げるものを除く。）	一五%
	四 その他のもの	一〇%（その率が七・五%及び一平方メートルにつき二円六〇銭の従価従量併用の税率より低いときは、当該従価従量併用の税率）

第五六類　人造繊維の短繊維及びその織物

注

第五六・〇二号は、平行した同一の長さの人造繊維の長繊維のトウで次の要件を備えているものに限り適用する。

(a) 長さが二メートルをこえること。

(b) より数が一メートルにつき五に満たないこと。

(c) 構成する単繊維の重量が一メートルにつき六・六ミリグラム（六〇デニール）に満たないこと。

(d) 第五一類の注1(a)に掲げる繊維のトウについては、延伸処理をしたもので、その長さの二倍をこえて伸びないこと。

(e) トウの総重量が次の重量をこえること。

(i) 第五一類の注1(b)に掲げる繊維のものについては、一メートルにつき〇・五グラム（四、五〇〇デニール）

(ii) 第五一類の注1(a)に掲げる繊維のものについては、一メートルにつき一・六六グラム（一五、〇〇〇デニール）

長さが二メートル以下のトウは、第五六・〇一号に属する。

五六・〇一	人造繊維の短繊維（カードし、コームし又はその他の紡績準備の処理をしたものを除く。） 一 合成繊維又はアセテート繊維の重量が全重量の五〇%をこえるもの	二五%
	二 その他のもの	一五%
五六・〇二	人造繊維の長繊維のトウ（短繊維製造用のものに限る。） 一 合成繊維のもの	二五%
	二 アセテート繊維のもの	二五%
	三 その他のもの	一五%
五六・〇三	人造繊維の長繊維又は短繊維のくず（ぼろを反毛したもの及び糸くずを含むものとし、カードし、コームし又はその他の紡績準備の処理をしたものを除く。） 一 合成繊維のくず	一二・五%
	二 その他のもの	無税

五六・〇四	人造繊維の短繊維及びくず（カードし、コームし又はその他の紡績準備の処理をしたものに限る。）	
	一　合成繊維又はアセテート繊維の重量が全重量の五〇％をこえるもの	二五％
	二　その他のもの	一五％
五六・〇五	人造繊維の紡績糸（小売用の糸を除く。）	
	一　合成繊維又はアセテート繊維の重量が全重量の五〇％をこえるもの	二五％
	二　その他のもの	一五％
五六・〇六	人造繊維の紡績糸（小売用の糸に限る。）	
	一　合成繊維又はアセテート繊維の重量が全重量の五〇％をこえるもの	二五％
	二　その他のもの	一五％
五六・〇七	人造繊維の織物（紡績糸で織つたものに限る。）	
	一　合成繊維又はアセテート繊維の重量が全重量の五〇％をこえるもの及び経緯糸のうちいずれか一方がこれらの繊維のもの	二五％
	二　その他のもの	一五％
	第五七類　その他の植物性紡織用繊維及びその織物並びに紙糸及びその織物	
五七・〇一	大麻（精紡したものを除く。）並びに大麻のトウ及びくず（ぼろ又は綱を反毛したものを含む。）	無税
五七・〇二	マニラ麻（精紡したものを除く。）並びにマニラ麻のトウ及びくず（ぼろ又は綱を反毛したものを含む。）	無税
五七・〇三	黄麻（精紡したものを除く。）並びに黄麻のトウ及びくず（ぼろ又は綱を反毛したものを含む。）	無税
五七・〇四	その他の植物性紡織用繊維（精紡したものを除く。）及びそのくず（ぼろ又は綱を反毛したものを含む。）	
	一　カポック繊維及びサイザル麻繊維	無税
	二　その他のもの	無税
五七・〇五	大麻糸	七・五％
五七・〇六	黄麻糸	二〇％
五七・〇七	その他の植物性紡織用繊維の糸	七・五％
五七・〇八	紙糸	一〇％
五七・〇九	大麻織物	一五％
五七・一〇	黄麻織物	二五％
五七・一一	その他の植物性紡織用繊維の織物	一〇％
五七・一二	紙糸の織物	一五％
	第五八類　じゆうたんその他の敷物、つづれ織物、パイル織物、シェニール織物、細幅織物、トリミング並びにチュールその他の網地、レース及びししゆう布	

注

1　この類には、第五九類に該当する塗布し又はしみ込ませた織物類、ゴム糸を用いた織物類及びトリミング、機械用のベルチングその他の物品を含まない。ただし、紡織用繊維の基布にししゆうしたものは、第五八・一〇号に該当する。

2　第五八・〇一号及び第五八・〇二号においてじゆうたんその他織物類の敷物には、本来床用敷物としての特性を有する物品で他の用途に供するものを含むものとし、これらの号には、第五九類に該当するフェルト製敷物を含まない。

3　第五八・〇五号において「細幅織物」とは、次の物品をいう。

(a)　幅が三〇センチメートル以下の織物（切つたものを含むものとし、両側に織込み、のり付けその他の方法により作つた耳を有するものに限る。）

(b)　袋織物で平らにした幅が三〇センチメートル以下のもの

(c)　縁を折つたバイアステープで縁を伸ばした幅が三〇センチメートル以下のもの

織物自体の糸で縁にふさをつけた細幅織物は、第五八・〇七号に該当する。

4　第五八・〇八号には、第五九・〇五号に該当するひも又は綱で作つた網及び網地を含まない。

5　第五八・一〇号においてししゆう布には、金属糸又はガラス繊維の糸でししゆうした物品で紡織用繊維の織物類の基布を有するもの及び金属又はガラスの薄片、ビーズ、紡織用繊維その他の物品で作つた装飾品を縫い付けてアプリケにした物品を含むものとし、手針によりつづれ織り風にした織物（第五八・〇三号参照）を含まない。

6　この類に掲げる物品には、衣類、室内用品その他これらに類する物品に用いる金属糸製のものを含む。

五八・〇一	じゆうたん、じゆうたん地その他織物類の敷物（結びパイルのものに限るものとし、製品にしたものであるかどうかを問わない。）	三〇％
五八・〇二	じゆうたん、じゆうたん地その他織物類の敷物（結びパイルのものを除くとともに、ケレムラグ、シュマックラグ、カラマニラグその他これらに類するものを含むものとし、製品にしたものであるかどうかを問わない。）	三〇％
五八・〇三	ゴブラン織り、フランダース織り、オービュソン織り、ボーベ織りその他これらに類する手織りのつづれ織物及びパネルその他の物品を用いて手針によりつづれ織り風にした織物	三〇％
五八・〇四	パイル織物及びシェニール織物（第五五・〇八号に該当するテリータオル地その他のテリー織りの綿織物及び第五八・〇五号に該当する織物類を除く。）	
	一　添加糸が羊毛又は繊獣毛のもの	
	㈠　アストラカン織り又はシール織りのもの	三五％
	㈡　その他のもの	二〇％
	二　添加糸が綿のもの	一〇％
	三　添加糸が人造繊維のもの	
	㈠　添加糸が合成繊維又はアセテート繊維のもの	二五％
	㈡　その他のもの	一五％
	四　添加糸が絹のもの	二五％
	五　その他のもの	二〇％
五八・〇五	細幅織物及び接着剤で接着した縦糸のみから成る細幅の織物類似の物品（第五八・〇六号に該当する物品を除く。）	二〇％
五八・〇六	織物製のラベル、バッジその他これらに類する物品（ストリップ状のもの及び特定の形状に切つたものを含むものとし、ししゆうしたものを除く。）	二〇％
五八・〇七	シェニールヤーン、ジンプヤーン（第五二・〇一号の金属を交じえた糸及び馬毛をしん糸に用いたジンプヤーンを除く。）並びに組ひも及び装飾用トリミングでそのまま特定の用途に供しないもの並びにタッセル、ポンポンその他これらに類する物品	二五％
五八・〇八	チュールその他の網地（平編みのものに限るものとし、織つたもの及びメリヤス編み又はクロセ編	

	みのものを除く。） 一　綿製のもの 二　人造繊維製のもの ㈠　合成繊維製又はアセテート繊維製のもの ㈡　その他のもの 三　その他のもの	 一五% 二五% 二〇% 二〇%
五八・〇九	チュールその他の網地（模様編みその他の変化組織を有するものに限るものとし、織つたもの及びメリヤス編み又はクロセ編みのものを除く。）及び手製又は機械製のレース（レース地及びモチーフに限る。）	三〇%
五八・一〇	ししゆう布（モチーフを含む。）	三〇%

第五九類　ウォッディング、フェルト、ひも、綱、ケーブル、特殊織物類、塗布し又はしみ込ませた織物類及び工業用の紡織用繊維製品

注

1　この類において紡織用繊維の織物類は、第五〇類から第五七類まで、第五八・〇四号又は第五八・〇五号の紡織用繊維の織物類、第五八・〇七号の組ひも及びトリミング、第五八・〇八号又は第五八・〇九号のチュールその他の網地、第五八・〇九号のレース並びに第六〇・〇一号のメリヤス編物及びクロセ編物に限る。

2　第五九・〇八号及び第五九・一二号には、塗布し又はしみ込ませたことが明らかでない織物類及びこれらの処理の有無が単に色彩の変化によつてのみ判別することができる織物類を含まない。また、第五九・一二号には、次の物品を含まない。

(a)　絵模様を描いた織物類（劇場用又はスタジオ用の背景幕その他これに類する物品に用いるものを除く。）

(b)　繊維のフロック又はダスト、コルク粉その他これらに類する物品を付けて絵模様を表わした織物類

(c)　でん粉その他これに類する物品を用いて通常の仕上げをした織物類

3　第五九・一一号において「ゴム加工した紡織用繊維の織物類」とは、次の物品をいう。

(a)　ゴムを塗布し、しみ込ませ、被覆し又は積層した紡織用繊維の織物類で次の要件に該当するもの

(i)　一平方メートルの重量が一、五〇〇グラム以下であること。

(ii)　一平方メートルの重量が一、五〇〇グラムをこえ、かつ、紡織用繊維の含有量が全重量の五〇%をこえること。

(b)　平行した紡織用繊維の糸をゴムで凝着した織物類似のもの（一平方メートル当たりの重量を問わない。）

(c)　紡織用繊維の織物類とエキスパンデッドラバー、フォームラバー又はスポンジラバーの板、シート又はストリップとを結合したもの（第四〇類の注2の第二文の規定により同類に該当するものを除く。）

4　第五九・一六号には、次の物品を含まない。

(a)　伝動用、コンベア用又はエレベーター用のベルチングで厚さが三ミリメートルに満たないもの

(b)　伝動用、コンベア用又はエレベーター用のベルト及びベルチング（ゴムを塗布し、しみ込ませ、被覆し若しくは積層した紡織用繊維の織物類又はゴムを塗布し若しくはしみ込ませた紡織用繊維の糸若しくはコードで製造したものに限る。第四〇・一〇号参照）

5　第五九・一七号には、次の物品を含むものとし、当該物品は、第一部の他のいずれの号にも含まれない。

(a)　紡織用繊維製の物品で次に掲げるもの（第五九・一四号から第五九・一六号までに掲げる物品の特性を有するものを除く。）

(i)　通常針布に使用する紡織用繊維の織物類、フェルト及びフェルトを張り付けた織物で、ゴム、革その他の物品を塗布し、被覆し又は積層したもの並びにこれらに類する通常機械に使用する織物類

(ii)　ふるい用の布

(iii)　通常搾油機その他これに類する機械に使用するろ過布（紡織用繊維製又は人髪製のものに限る。）

(iv)　通常製紙機その他の機械に使用する紡織用繊維の織りフェルト（管状又はエンドレスのもので経緯糸のいずれかに単糸又は合ねん糸を用いたもの及びシート状に織つたもので経緯糸のいずれかに合ねん糸を用いたものに限るものとし、塗布してあるか、又はしみ込ませてあるかどうかを問わない。）

(v)　通常機械に使用する紡織用繊維の織物類（金属で補強したものに限る。）

(vi)　通常製紙機その他の機械に使用する紡織用繊維の織物類（第五二・〇一号に該当する金属を交じえた糸のものに限る。）

(vii)　通常機械に使用するパッキング用又は潤滑用のコードその他これに類する物品（塗布してあるか、しみ込ませてあるか、又は金属で補強してあるかどうかを問わない。）

(b)　ガスケット、ワッシャー、ポリッシングディスク、機械部分品その他通常機械に使用する紡織用繊維製品（第五九・一四号から第五九・一六号までに該当するものを除く。）

五九・〇一	ウォッディング及びその製品並びに紡織用繊維のフロック、ダスト及びミルネップ 一　ミルネップ 二　その他のもの	 無税 一〇%
五九・〇二	フェルト及びその製品（塗布してあるか、又はしみ込ませてあるかどうかを問わない。） 一　フェルト 二　フェルト製品	 一五% 二〇%
五九・〇三	不織布及びその製品（塗布してあるか、又はしみ込ませてあるかどうかを問わない。） 一　不織布 二　不織布の製品	 二〇% 二〇%
五九・〇四	ひも、綱及びケーブル（組んであるかどうかを問わない。） 一　綿製のもの 二　黄麻製又はマニラ麻製のもの 三　亜麻製、ラミー製、大麻製又はサイザル麻製のもの 四　合成繊維製のもの 五　その他のもの	 一〇% 二〇% 一五% 二〇% 一〇%
五九・〇五	漁網（製品にしたもので、糸、ひも又は綱で作つたものに限る。）並びに網及び網地（ひも又は綱で作つたものに限る。） 一　綿製のもの 二　亜麻製、ラミー製、大麻製、黄麻製、マニラ麻製又はサイザル麻製のもの 三　合成繊維製のもの 四　その他のもの	 一〇% 一五% 二〇% 一〇%
五九・〇六	糸、ひも、綱又はケーブルのその他の製品（紡織用繊維の織物類及びその製品を除く。） 一　亜麻製、ラミー製、大麻製、黄麻製、マニラ麻製又はサイザル麻製のもの 二　合成繊維製又はアセテート繊維製のもの 三　その他のもの	 二〇% 二〇% 一〇%
五九・〇七	書籍装てい用その他これに類する用途に供する紡	